

船舶保険約款集

[M6011-5]

船舶保険普通保険約款
各種特別約款・特別条項
各種航路定限

このたびは、当社の船舶保険をご契約いただき、誠にありがとうございました。
船舶保険約款集をお届けいたします。
船舶保険に適用される約款を本冊子にまとめておりますので、保険証券とともに保管ください。

三井住友海上火災保険株式会社

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台 3-9
Tel : 03-3259-3111 (代表)

1. 船舶保険普通保険約款	1
---------------	---

2. 共通して適用される特別条項	7
------------------	---

共同保険特別条項	
保険料の支払に関する特別条項（1回払用）	
保険料の支払に関する特別条項(分割払用)	
保険料の支払に関する特別条項(1回払用－A)	8
保険料の支払に関する特別条項（分割払用－A）	
保険契約の解約および返還保険料に関する特別条項	9
保険料追加払特別条項（船舶・戦争・水雷用）	10
保険料追加払特別条項（船費用）	
保険料追加払特別条項（てん補限度額用）	
保険料追加払特別条項（不稼働用）	
保険料精算特別条項	
裸用船特別条項	
被保険者に関する特別条項	
船底防汚塗料てん補特別条項（A）	
船底防汚塗料てん補特別条項（B）	11
船底防汚塗料てん補特別条項（海洋構造物等用）	12
船底の清掃費および塗装費不担保特別条項	
航海の条件に関する特別条項	
係船特別条項	
係船特別条項ただし第1条②削除	
地震危険不担保特別条項	
解撤回航時の全損金支払制限特別条項	13
解撤回航時の全損金支払制限特別条項（第2種用）	
原子力危険、生物化学兵器、電磁兵器による損害不担保特別条項	
制裁等に関する特別条項	14
イラン原油等輸送禁止特別条項	
ロシア産原油等輸送禁止特別条項（上限価格措置対応用）	
ペーリング海航行特別条項	
船級に関する特別条項	
コンピュータ機器またはソフトウェアの日付認識エラー不担保特別条項	
先取特権等に関する特別条項	15
保険契約の解除に関する特別条項	
航路定限外航行に関する特別条項（外航船用）	
航路定限外航行の条件に関する特別条項	
サイバーリスクの取扱いに関する特別条項（A）	16
サイバーリスクの取扱いに関する特別条項（B）	
感染症免責特別条項	

3. 航路定限	18
---------	----

日本全沿岸	
日本全沿岸および大韓民国	
近海水域（A）	
近海水域（B）	
世界水域航路定限（2010年4月1日）	
瀬戸内海	19
東京湾	
鹿児島湾	
沖縄本島周辺	

平水区域第1－8号	
平水区域第10－22号	20
平水区域第23－37号	21
平水区域第38－49号	22
漁船航路定限（1）	
漁船航路定限（2）	
漁船航路定限（3）	
航路定限に関する特別条項（A）	23
航路定限に関する特別条項（B）	
航路定限に関する特別条項（C）	

4. 船舶保険に適用される特別約款・条項	24
----------------------	----

船舶保険第1種特別約款	
船舶保険第2種特別約款	
船舶保険第2種特別約款ただし第2条（休航戻）削除	
船舶保険第2種特別約款（衝突損害賠償金てん補）	
船舶保険第2種特別約款（衝突損害賠償金てん補）ただし第2条（休航戻）削除	25
船舶保険第5種特別約款	
船舶保険第5種特別約款ただし第2条（休航戻）削除	26
船舶保険第6種特別約款	
船舶保険第6種特別約款ただし第5条（休航戻）削除	27
船費保険契約制限特別条項	28
船費保険契約禁止特別条項	

氷による損傷修繕費不担保特別条項（A）	
修繕費追加担保特別条項（エチレン船用）	
修繕費追加担保特別条項（浚渫船用）	
修繕費追加担保特別条項（杭打船用）	
修繕費追加担保特別条項（コンクリート・ミキサー船用）	29
修繕費追加担保特別条項（軟弱地盤改良船用）	
修繕費追加担保特別条項（起重機船用）	
修繕費追加担保特別条項（L.N.G.船第6種用）	
火災による損傷修繕費追加担保特別条項（第2種用）	30
火災による損傷修繕費追加担保特別条項（第2種衝突損害賠償金てん補用）	
陸上保管中の火災による損傷修繕費追加担保特別条項（第2種用）	
陸上保管中の火災による損傷修繕費追加担保特別条項（第2種衝突損害賠償金てん補用）	
陸上保管中の火災による損傷修繕費追加担保特別条項（第5種用）	31
小額共同海損担保特別条項	
ハッチ・カバー特別条項	

免責金額控除特別条項（A）	
免責金額控除特別条項（B）	32
免責金額控除特別条項（B）（3／4RDC用）	
免責金額控除特別条項（C）	
免責金額控除特別条項（E）	
免責金額控除特別条項（F）	
免責金額控除特別条項（G）	33
免責金額控除特別条項（ジェットフォイル第6種用）	

漁船に関する特別条項（第6種用）	
漁具・漁艇不担保特別条項	
漁具不担保特別条項	

漁艇被曳航禁止特別条項

押航船列特別条項（押船第 2 種衝突損害賠償金てん補用）
押航船列特別条項（押船第 5 種用）34
押航船列特別条項（押船第 6 種用）
押航船列特別条項（舥第 2 種衝突損害賠償金てん補用）
押航船列特別条項（舥第 5 種用）35
ケーソンとの衝突による衝突損害賠償責任不担保特別条項
航海完了のための修繕費担保特別条項
同時被曳航制限特別条項
押航または被押航禁止特別条項
油回収船特別条項
消防船・防災船特別条項36
ガット装置禁止特別条項
土砂等運搬禁止特別条項
浚渫船特別条項（A）
浚渫船特別条項（B）
軟弱地盤改良船特別条項（A）
軟弱地盤改良船特別条項（B）

衝突損害賠償金のてん補額に関する特別条項（3／4 RDC 用）
超過衝突損害賠償金てん補特別条項（A－2）
超過衝突損害賠償金てん補特別条項（A－2）（3／4 RDC 用）37
超過衝突損害賠償金てん補特別条項（B－2）
超過衝突損害賠償金てん補特別条項（B－2）（3／4 RDC 用）
超過衝突損害賠償金てん補特別条項(押船第 2 種衝突損害賠償金てん補用－2）
超過衝突損害賠償金てん補特別条項（押船第 5 種用－2）38
超過衝突損害賠償金てん補特別条項（押船第 6 種用－2）
保険の対象の範囲に関する特別条項（ウォーターフロント用）39
火災、爆発、風水災、電氣的・機械的事故による損傷修繕費追加担保特別条項（第 2 種用）
火災、爆発、風水災、電氣的・機械的事故による損傷修繕費追加担保特別条項
（第 2 種衝突損害賠償金てん補用）
火災、電氣的・機械的事故、盗難、雨等による損傷修繕費追加担保特別条項（第 2 種用）
火災、電氣的・機械的事故、盗難、雨等による損傷修繕費追加担保特別条項
（第 2 種衝突損害賠償金てん補用）40
盗難、雨等による損傷修繕費追加担保特別条項（第 6 種用）

休航戻特別条項（第 2 種用）41
休航戻特別条項（第 2 種衝突損害賠償金てん補用）
休航戻特別条項（第 5 種用）
休航戻特別条項（第 6 種用）42

5. 船費保険に適用される特別約款・条項 43

船費保険第 1 種（A）特別約款
船費保険第 1 種（A）特別約款（3／4 RDC 用）
船費（運送貨・用船料等）保険第 1 種（B）特別約款
船費（運送貨・用船料等）保険第 1 種（C）特別約款（日次通減）
船費（運送貨・用船料等）保険第 1 種（D）特別約款（月次通減）
船費保険第 1 種（E）特別約款44
船費保険の保険金額に関する特別条項
休航戻特別条項(船費用)

6. 船主責任保険に適用される特別約款・条項 45

船主責任保険特別約款
船主責任保険特別約款（汚染損害に関する船主責任不担保）46
積荷等に関する船主責任追加担保特別条項47
荷役装置の使用契約責任に関する船主責任追加担保特別条項48
押航船列特別条項（押船第 2 種船主責任用）
押航船列特別条項（舥第 2 種船主責任用）
船舶油濁等損害賠償保障契約特別条項
船舶油濁等損害賠償保障契約特別条項（汚染損害に関する船主責任不担保用）49
テロリスト危険等担保特別条項
テロリスト危険等担保特別条項（汚染損害に関する船主責任不担保用）50

7. 内航船舶船主責任保険に適用される特別約款・条項 51

船主責任保険特別約款（内航船舶船主責任用）
船主責任保険特別約款(内航船舶船主責任用)ただし第 3 条（労協等に基づく船主責任）削除...53
船主責任特別条項56
船舶油濁等損害賠償保障契約特別条項（内航船舶船主責任用）57
テロリスト危険等担保特別条項（内航船舶船主責任用）
ハーバータグ船主責任特別条項（内航船舶船主責任用）
タンカーの国際基金への自主的補償に関する特別条項
引渡し受け前の船舶への派遣乗組員に関する船主責任追加担保特別条項

8. 漁船舶主責任保険に適用される特別約款・条項 60

漁船舶主責任保険特別約款
乗組員等の人に関する漁船舶主責任追加担保特別条項61
船舶油濁等損害賠償保障契約特別条項（漁船舶主責任用）
テロリスト危険等担保特別条項（漁船舶主責任用）62

9. 曳航者賠償責任保険に適用される特別約款 63

曳航者賠償責任保険特別約款
曳航者賠償責任保険特別約款（汚染損害に関する曳航者賠償責任不担保）

10. 曳航船列賠償責任保険に適用される特別約款 65

曳航船列賠償責任保険特別約款

11. 船舶不稼働損失保険に適用される特別約款・条項 66

船舶不稼働損失保険特別約款
船舶不稼働損失保険特別約款（90 日用）67
船舶不稼働損失保険特別約款（フランチャイズ方式）68
船舶不稼働損失保険特別約款（90 日用・フランチャイズ方式）69
船舶不稼働損失保険特別条項（定期用船料をもって保険価額を定めた場合）70
船舶不稼働損失保険特別条項（運賃収入をもって保険価額を定めた場合）
仕向地に関する特別条項
船舶不稼働損失保険追加担保特別条項（C）
船舶不稼働損失保険追加担保特別条項（L.P.G.専用機器の故障および L.P.G.タンクの損傷）
船舶不稼働損失保険追加担保特別条項（冷凍機器の故障）
船舶不稼働損失保険追加担保特別条項（溶融硫黄運搬船の加熱装置の故障）
船舶不稼働損失保険追加担保特別条項（アスファルトタンカーの加熱装置の故障）71

船舶不稼働損失保険追加担保特別条項（液体貨物の爆発）	
船舶不稼働損失保険追加担保特別条項（L.N.G.船用）	
船舶不稼働損失保険追加担保特別条項（エチレン専用機器の故障およびエチレンタンクの損傷）	
船舶不稼働損失保険追加担保特別条項（カプロラクタム運搬船の加熱装置の故障）	
船舶不稼働損失保険追加担保特別条項（繰延修繕）	
船舶不稼働損失保険追加担保特別条項（港湾施設の事故・運河または水路の閉塞）	72
船舶不稼働損失保険追加担保特別条項（港湾施設の事故・運河または水路の閉塞）（フランチャイズ方式）	
船舶不稼働損失保険追加担保特別条項（被保険船舶の全損）	
休航戻特別条項（船舶不稼働用）	
1 2. 用船者希望利益補償保険に適用される特別約款・条項	74
用船者希望利益補償保険特別約款	
控除日数不適用に関する特別条項（用船者希望利益補償保険用）	
1 3. 内航船舶総合保険（MASTERS 100）に適用される特別約款・条項	75
※船舶保険、内航船舶船主責任保険、船舶不稼働損失保険に適用される特別約款・条項はそれぞれの項目をご参照ください。	
雇入船員の死傷・疾病による船舶不稼働損失保険特別約款	
休航戻特別条項（内航船舶総合保険用）	
盗難追加担保特別条項（内航船舶総合保険用）	76
衝突損害賠償責任に関する社会的責任追加担保特別条項（内航船舶総合保険用）	
免責金額控除特別条項（B－2）（内航船舶総合保険用）	77
免責金額控除特別条項（E－2）（内航船舶総合保険用）	
船主責任に関する社会的責任追加担保特別条項（内航船舶総合保険用）	
1 4. 戦争(水雷)保険に共通して適用される特別条項	78
保険契約解除・自動終了特別条項	
航路定限外航行にかかわる特別条項（戦争保険用）	
1 5. 船舶戦争保険に適用される特別約款・条項	79
船舶戦争保険特別約款	
船舶戦争保険追加担保特別条項（A）（船主責任）	
船舶戦争保険追加担保特別条項（B）（船主責任）	
船舶戦争保険追加担保特別条項（B－2）（船主責任）	80
船舶戦争保険追加担保特別条項（C）（船舶乗組員に対する船主責任）	
漁船・冷凍運搬船舶戦争保険特別条項	
封鎖危険担保特別条項	
1 6. 船舶水雷保険に適用される特別約款・条項	82
船舶水雷保険特別約款	
船舶水雷保険特別約款（作業船用）	
船舶水雷保険追加担保特別条項（A）（船主責任）	
船舶水雷保険追加担保特別条項（B）（船主責任）	83
船舶水雷保険追加担保特別条項（B－2）（船主責任）	
船舶水雷保険追加担保特別条項（作業船用）（船主責任）	
船舶水雷保険追加担保特別条項（C）（船舶乗組員に対する船主責任）	
1 7. 船舶不稼働損失戦争保険に適用される特別約款・条項	85

船舶不稼働損失戦争保険特別約款	
船舶不稼働損失戦争保険特別約款（90日用）	86
船舶不稼働損失戦争保険特別条項（定期用船料をもって保険価額を定めた場合）	87
船舶不稼働損失戦争保険特別条項（運賃収入をもって保険価額を定めた場合）	
仕向地に関する特別条項（船舶不稼働戦争用）	
船舶不稼働損失戦争保険追加担保特別条項（繰延修繕）	
漁船・冷凍運搬船舶不稼働損失戦争保険特別条項	88
1 8. オフハイヤー総合保険（SHIPS）に適用される特別約款	89
オフハイヤー総合保険特別約款（SHIPS－A）	
オフハイヤー総合保険特別約款（SHIPS－B）	90
1 9. 運賃補償総合保険（NEO SHIPS）に適用される特別約款	92
運賃補償総合保険特別約款（NEO SHIPS）	
2 0. 船舶建造・修繕・修繕者工事・修繕費保険に適用される特別約款・条項	94
船舶建造保険特別約款	
船舶建造保険特別約款（高額艦艇用）	95
船底防汚塗料てん補特別条項（船舶建造保険用）	
ショップ・リスク不担保特別条項	96
艦艇の保険価額に関する特別条項	
てん補額に関する特別条項（船舶建造保険・高額艦艇用）	
地震危険担保特別条項（船舶建造保険用）	
ストライキ危険担保特別条項	
保険料の支払に関する特別条項（船舶建造保険複数隻用：1回払用）	
保険料の支払に関する特別条項（船舶建造保険複数隻用：分割払用）	97
船舶建造者責任保険特別約款	
地震危険担保特別条項（船舶建造者責任保険用）	98
ストライキ危険担保特別条項（船舶建造者責任保険用）	99
免責金額控除に関する特別条項（船舶建造者責任保険用）	
船舶修繕保険特別約款	
地震危険担保特別条項	
免責金額控除特別条項（B）（船舶修繕保険用）	100
船舶修繕者工事保険特別約款	
船底防汚塗料てん補特別条項（船舶修繕者工事保険用）	101
保険金分配特別条項（船舶修繕者工事保険用）	
船舶修繕者責任保険特別約款	
免責金額控除に関する特別条項（船舶修繕者責任保険用）	102
船舶修繕費保険特別約款	
船底防汚塗料てん補特別条項（船舶修繕費保険用）	103
2 1. 船舶修繕者賠償責任保険に適用される特別約款・条項	104
船舶修繕者賠償責任保険特別約款	
船舶修繕者賠償責任保険特別約款ただし第1条(1)③（第三者賠償）および第7条削除	105
船底防汚塗料てん補特別条項（船舶修繕者賠償責任保険用）	106
被保険者提供品担保特別条項	
包括契約特別条項	107
包括契約特別条項（決算書に基づき精算する場合）	
超過個別契約特別条項	

個別契約保険料精算特別条項 108

確定保険料特別条項（船舶修繕者賠償責任保険特別約款用）

被保険者所有船に関する追加担保特別条項（船舶修繕者賠償責任保険用）

コンピュータ機器またはソフトウェアの日付認識エラー不担保特別条項（船舶修繕者賠償責任保険用）

2 2. 変更確認書に適用される特別条項 109

保険料精算特別条項（変更確認書用）

水による損傷修繕費不担保特別条項（変更確認書用）

航海の条件に関する特別条項（変更確認書用）

新旧両証券にまたがる承諾特別条項

保険料追加払特別条項（船舶・戦争・水雷変更確認書用）

保険料追加払特別条項（船費変更確認書用）

保険料追加払特別条項（てん補限度額変更確認書用）

保険料追加払特別条項（不稼働変更確認書用）

2 3. てん補金支払条項 110

てん補金支払条項（A）

てん補金支払条項（B）

てん補金支払条項（C）

てん補金支払条項（一般用）

てん補金支払条項（裸用船用）

てん補金支払条項（共有船用）

てん補金支払条項（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構との共有船用）

てん補金支払条項（船舶不稼働用）

てん補金支払条項（船舶建造用）

てん補金支払条項（船舶修繕用） 111

てん補金支払条項（船舶建造・船舶修繕用）

てん補金支払条項（オフハイヤー総合保険用）

1. 船舶保険普通保険約款

(平成26年4月1日改正)

第1章 当社の責任

第1条（当社の負担する危険）

- (1) 当社は、この保険証券記載の船舶（以下「被保険船舶」といいます。）が沈没、転覆、座礁、座州、火災、衝突その他の海上危険（以下「保険事故」といいます。）に遭遇したことによって被保険利益について生じた損害を、この約款およびこの保険証券記載の特別約款の規定に従い、てん補する責任を負います。陸上危険について特約がある場合も同様とします。
- (2) (1)の被保険利益について生じた損害とは、全損、修繕費、共同海損分担額、衝突損害賠償金、損害防止費用その他の損失、費用および賠償金をいいます。

第2条（保険の対象の範囲）

- (1) 船舶を保険の対象としたときは、船体および機関のほか、特約がある場合を除き、被保険者が所有または賃借し、かつ、船舶内に存在する次に掲げる物は保険の対象に含まれるものとします。保険契約者が所有または賃借する物も同様とします。
- ① 属具および備品
 - ② 燃料、食料その他の消耗品等で、船舶の使用目的に供するすべての物
- (2) (1)の規定にかかわらず、属具のうち、端艇については、船舶外に取り出された場合であっても、本来の使用目的に供されているときに限り、保険の対象に含まれるものとします。

第3条（全損）

- (1) 被保険船舶が滅失したとき、または著しい損傷を被り修繕不能となったときは全損とします。
- (2) 被保険者は、次に掲げる事実が生じたときは、全損として保険金の支払を請求することができます。
- ① 被保険船舶の修繕費、共同海損分担額もしくは損害防止費用（注）のそれぞれの見積額またはこれらの合算額が保険価額を超過したこと。
 - ② 被保険船舶の存否が最後の消息のあった日から起算して60日間不明であったこと。
 - ③ 被保険船舶を占有して使用することが不可能な状態が180日間継続したこと。
- (3) (2)②または③に掲げる事実が生じた場合には、これら(2)②または③に掲げる期間経過前に保険期間が満了したときでも、被保険者は、全損として保険金の支払を請求することができます。
- (4) この保険契約において、被保険者は、被保険船舶を当社に委付して保険金の支払を請求することはできません。

(注) 第7条（損害防止費用）(1)①に掲げる費用に限ります。

第4条（修繕費）

- (1) 修繕費とは、被保険船舶が被った損傷をその損傷発生直前の状態に復旧するために要する妥当な費用をいいます。
- (2) (1)の費用には、被保険船舶が被った損傷の修繕のために要する次に掲げる費用を含むものとします。ただし、共同海損分担額となるもの、損害防止費用となるものおよび事故の有無にかかわらず要する費用を除きます。
- ① 損傷を被った後、直ちに最寄りの修繕地に回航する場合は、その航海のために要する妥当な費用。ただし、修繕費を節約するために当社の同意を得て最寄りの修繕地以外の修繕地に回航する場合には、その航海のために要する妥当な費用は、それにより節約される修繕費を限度とします。
 - ② 修繕完了後、直ちに原航路に復帰する場合は、その航海のために要する妥当な費用
 - ③ 損傷の修繕を行った後、試運転をする場合は、その航海のために要する妥当な費用
- (3) 次に掲げる場合の仮修繕費を(1)の費用に含めます。ただし、共同海損分担額となるものを除きます。
- ① 本修繕に必要な材料または部品の調達に長期間を要し、本修繕が著しく遅延するとき。
 - ② 仮修繕を行うことにより本修繕に要する修繕費が節約されるとき。ただし、その仮修繕により節約される修繕費を限度とします。
- (4) 次に掲げる場合に、被保険船舶が被った損傷の仮修繕を行っていたときは、その仮修繕費を(1)の費用に含めます。ただし、共同海損分担額となるものおよび損害防止費用となるものを除きます。
- ① 被保険者が本修繕の費用または第27条（修繕）(3)の修繕費を当社に請求しないとき。

- ② 本修繕を行う時まで、被保険船舶が全損となったとき。
- (5) 保険事故によって生じた損傷の修繕工事（以下「保険工事」といいます。）のために被保険船舶の上架または入きょを必要とする場合、船底防汚塗料の代金および塗装費（注1）は、特別条項の規定に従い(1)の費用に含めます。水線塗料および船底防汚塗料の代金ならびに塗装費は、損傷のあった部分に対するものに限り、(1)の費用に含めます。
- (6) 保険工事とそれ以外の工事または検査（以下「船主工事等」といいます。）とが同時に行われる場合に、そのいずれもが次に掲げる費用を必要とするときは、それぞれについて定める割合により算出された費用を(1)の費用に含めます。
- ① 上下架または入きょの費用はその2分の1
 - ② 滞架または滞きょの費用は、保険工事と船主工事等が併行して行われた日数に対してはその2分の1
- (7) 被保険船舶が座礁もしくは座州し、または他物（注2）と衝突した後、保険契約者または被保険者が直ちに、当社の同意を得て船底損傷検査のみを目的として潜水夫を使用しまたは被保険船舶を上架もしくは入きょさせた場合に要する妥当な潜水夫使用料または上下架もしくは入きょ費用は、損傷が発見されなかったときであっても、(1)に定める修繕費とみなします。

(注1) 船底清掃費を含みます。

(注2) 水を除きます。

第5条（共同海損分担額）

- (1) 共同海損分担額とは、保険契約者または被保険者が選任した精算人により、運送契約に定められた法令もしくは規則に従って、または運送契約に別段の定めがないときは、日本国の法令もしくは1994年ヨーク・アントワープ規則に従って作成された共同海損精算書によって被保険船舶が分担すべき額をいいます。ただし、当社が支払った第4条（修繕費）に規定する修繕費のうち、共同海損として認容される金額がある場合には、その金額を共同海損分担額から控除します。保険契約者または被保険者が遅滞なく精算人を選任しない場合は、当社は、自ら精算人を選任することができます。
- (2) 被保険船舶が空船で航行する場合に、船舶以外に共同海損を分担する利益があれば共同海損行為となる行為によって保険契約者または被保険者が費用を支出したときは、1994年ヨーク・アントワープ規則（注1）を準用します。この場合の航海は、発航港から次の港（注2）に到着するまでとします。ただし、避難港または寄航港において航海が打ち切られたときは、その航海はその時に終了したものとします。

(注1) 同規則第20条および第21条を除きます。

(注2) 避難港または燃料の補給のためにのみ寄航する港を除きます。

第6条（衝突損害賠償金）

- (1) 衝突損害賠償金とは、被保険船舶が他の船舶と衝突（注1）したことによって生じた次に掲げる損害に対して被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合に、確定判決によりまたは当社の書面による同意を得て確定した金額をいいます。
- ① 他船に与えた損害（注2）
 - ② 他船上の積荷または他船上のその他の財物（以下「他船上の積荷または財物」といいます。）に与えた損害
- (2) 次に掲げる金額をもって、(1)に規定する衝突損害賠償金とします。
- ① 衝突が被保険船舶のみの過失によって生じた場合は、被保険者が(1)に掲げる損害に対して賠償すべき金額
 - ② 衝突が被保険船舶および他船の過失によって生じた場合は、それぞれの船舶の過失の割合（注3）に応じ、かつ、相殺をしないで被保険者が(1)に掲げる損害に対して賠償すべき金額
 - ③ ①および②の規定にかかわらず、日本国もしくは外国の法令または条約に基づいて被保険者の責任が制限される場合は、その法令または条約に基づいて被保険者が提供した基金の確定額または提供した財産の提供時の価額のうち、(1)に掲げる損害に対する賠償として割り当てられる金額
- (3) 被保険船舶が被保険者の所有または賃借する他の船舶（注4）と衝突した場合も、第三者の所有または賃借する他の船舶と衝突した場合に準じて(1)および(2)が適用されるものとします。この場合、それぞれの船舶の過失の有無およびその割合（注3）ならびにそれぞれの船舶の損害の額については被保険者と当社との間で協定します。

1. 船舶保険普通保険約款

(4)(3)の協定が成立しないときは、被保険者と当社は、協議して1人の仲裁人を選任しその判断に任せます。この選任ができないときは、被保険者と当社は、協議してそれぞれ1人の仲裁人を選任し、その2人が選任する第三の仲裁人1人を加えた3人の仲裁人の多数決による判断に従います。

- (注1) 被保険船舶が他の船舶と衝突した直接の結果としてその他船がさらに他の船舶と衝突した場合を含みます。
(注2) その他船の損傷による使用利益の喪失を含みます。
(注3) それぞれの船舶の過失の軽重を判定することができないときは、それぞれの船舶の過失の割合は同等とみなします。
(注4) 被保険船舶の端艇を除きます。

第7条（損害防止費用）

- (1) 損害防止費用とは、次に掲げる費用をいいます。
- ① 保険契約者または被保険者が第24条（損害防止義務）(1)に規定する損害防止義務を履行するために必要または有益な費用（注）
 - ② 保険契約者または被保険者が第24条（損害防止義務）(3)に規定する第三者に対する請求権の行使または保全の義務を履行するために必要または有益な費用。ただし、この保険契約に関する損害と、その他の損害とをあわせて第三者に対する請求権を行使または保全した場合の費用は、それぞれの損害の額の割合によって比例配分される金額に限りします。
 - ③ この保険契約に関する損害について、賠償請求の訴えが被保険者に対して提起され、被保険者が当社の書面による同意を得て応訴するため、または被保険者が当社と協議のうえ争いを仲裁に付すために必要または有益な訴訟費用または仲裁費用。ただし、この保険契約に関する損害に対する賠償と、その他の損害に対する賠償とをあわせて請求された場合の訴訟費用または仲裁費用は、それぞれの被請求金額の割合によって比例配分される金額に限りします。
- (2) 保険契約者または被保険者が被保険船舶と被保険船舶上の積荷その他の財物の損害を共に防止軽減する場合は、(1)の費用のうち、被保険船舶が分担すべき額をもって損害防止費用とします。ただし、共同海損分担額となるものを除きます。
- (3) 損害の防止軽減に際して、被保険船舶が被った損傷の修繕費は、いかなる場合も損害防止費用とは認めません。積荷、運送貨および乗客、船長、乗組員その他の人員に生じた損害についても、同様とします。

(注) 被保険船舶に保険事故が発生した場合に、救助契約に基づかず被保険船舶を救助した者に対して保険契約者または被保険者が支払うべき報酬を含みます。

第8条（火災・汚染防止損害）

当社は、被保険船舶に保険事故が発生し、その結果日本国または外国の公権力により講じられた次に掲げる緊急措置によって被保険利益について生じた損害を、その緊急措置の原因となった保険事故によって生じたものとみなし、この約款およびこの保険証券記載の特別約款の規定に従い、てん補する責任を負います。ただし、当社は、その緊急措置に要した費用についてはてん補する責任を負いません。

- ① 被保険船舶に火災が発生またはまさに発生しようとしている場合に、その火災の消火、延焼の防止もしくは火災の発生の防止または人命を救助するために講じられた緊急措置
- ② 被保険船舶から流出または排出された油その他の物により、海洋、河川等が汚染され、またはそのおそれがある場合に、その汚染を防止軽減するために講じられた緊急措置

第9条（てん補額の限度）

- (1) 当社のてん補すべき金額は、1回の保険事故ごとに保険金額を限度とします。
- (2)(1)の規定にかかわらず、次に掲げる賠償金または費用について当社のてん補すべき金額は、1回の保険事故ごとに、かつ、他のてん補金とは別個に、それぞれ保険金額を限度とします。
- ① 第6条（衝突損害賠償金）に規定する衝突損害賠償金
 - ② 保険契約者または被保険者が支出した第7条（損害防止費用）(1)①および②に規定する損害防止費用。ただし、第7条(1)①の費用については、被保険船舶が全損になるおそれがある場合に、保険契約者または被保険者があらかじめ当社の書面による同意を得て支出した費用に限りします。
 - ③ 第7条（損害防止費用）(1)③に規定する費用のうち、第6条（衝突損害賠償金）(1)①および②の損害について賠償請求の訴えが被保険者に対して提起されたときの必要または有益な訴訟費用または仲裁費用
- (3) 当社は、保険金額の保険価額に対する割合をもって、損害をてん補する責任を負います。

第10条（保険期間）

- (1) 一定の期間についての保険（以下「期間保険」といいます。）における当社の責任は、この保険証券に異なる時刻の記載がない限り、この保険証券記載の開始日の正午に始まり、この保険証券記載の終了日の正午に終わります。
- (2)(1)の時刻は、この保険証券に異なる記載がない限り、日本国の標準時によるものとします。
- (3)(1)の航海についての保険（以下「航海保険」といいます。）における当社の責任は、特約がある場合を除き、被保険船舶がこの保険証券記載の発航港において発航のため係留索を解き始めた時、またはいかりを揚げ始めた時のいずれか早い時に始まり、この保険証券記載の到達港においていかりを降ろし終わった時、または係留索をつなぎ終わった時のいずれか早い時から24時間を経過した時に終わります。ただし、24時間以内であっても、他の航海のため積荷の積み込みその他発航の準備に着手したとき、または他の航海のため係留索を解き始めたときもしくはいかりを揚げ始めたときは、当社の責任は、そのいずれか早い時に終わります。
- (4) 被保険船舶が航海している間または被保険船舶に保険事故が発生して当社の責任の有無が確定しない間に(1)に規定する保険期間が満了する場合、保険契約者または被保険者は、保険期間の満了前に書面をもって保険期間の延長を当社に請求し、かつ、30日間に相当する保険料を支払うことによって、保険期間を30日間延長することができます。さらにその保険期間を延長しようとするときも同様とし、30日を1期として保険期間を延長することができます。ただし、保険期間が延長された場合であっても、次に掲げる時をもってこの保険契約は終了します。
- ① 航海中であった被保険船舶が安全に停泊できる水域においていかりを降ろし終わった時または係留索をつなぎ終わった時のいずれか早い時
 - ② 被保険船舶に発生した保険事故について当社の責任の有無が確定した時または被保険船舶の損傷の修繕が完了した時のいずれか早い時
- (5) 保険期間中に被保険船舶が全損となったときは、その時をもってこの保険契約は終了します。

第2章 免責

第11条（てん補しない損害－1）

当社は、次に掲げる事由によって生じた損害をてん補する責任を負いません。

- ① 戦争、内乱その他の変乱
- ② 水雷、爆弾その他爆発物として使用される兵器の爆発またはこれらの物との接触
- ③ 公権力によると否とを問わず、逮捕、捕獲、拘留、押収または没収
- ④ 海賊行為
- ⑤ ストライキ、ロックアウトその他の争議行為または争議行為参加者のそれに付随する行為
- ⑥ テロリストその他政治的動機または害意をもって行動する者の行為
- ⑦ 暴動、政治的または社会的騒擾その他類似の事象
- ⑧ 原子核の分裂、融合またはこれらと同種の反応によって生じた放射性、爆発性その他の有害な特性
- ⑨ 差押え、仮差押え、担保権の実行その他訴訟手続に基づく処分

第12条（てん補しない損害－2）

- (1) 当社は、次に掲げる事由によって生じた損害をてん補する責任を負いません。ただし、①または②に掲げる者が船長または乗組員である場合には、これらの者の船長または乗組員としての職務上の重大な過失によって生じた損害については、この限りではありません。
- ① 保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人（注）の故意または重大な過失
 - ② ①に掲げる者以外の者で保険金を受け取るべき者またはその代理人の故意または重大な過失。ただし、この場合には、これらの者の受け取るべき金額に限り、てん補する責任を負いません。
 - ③ 船長または乗組員が①または②に掲げる者に保険金を取得させることを目的としていた場合のこれらの者の故意
- (2)(1)①または②に掲げる事由のうち、重大な過失により損害が生じた場合において、被保険者が損害賠償責任を負ったことによって被る損害については、(1)の規定を適用しません。

(注) 保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関

第13条（てん補しない損害―3）

当社は、次に掲げる事由によって生じた損害（注1）をてん補する責任を負いません。ただし、保険契約者または被保険者が相当の注意を払ったにもかかわらず、②に掲げる事由を発見することができなかったとき、または③に掲げる事由が生じたときは、この限りではありません。

- ① 被保険船舶に生じた摩滅、腐食、さび、劣化その他の自然の消耗
- ② 被保険船舶に存在する欠陥
- ③ 被保険船舶が発航（注2）の当時、安全に航海を行うのに適した状態になかったこと、または被保険船舶が係留されもしくは停泊する場合、安全に係留されもしくは停泊するのに適した状態になかったこと。

（注1）①または②に掲げる事由によって損害が生じた場合は、その事由が存在する部分の損害を含みます。

（注2）寄航港からの発航を含みます。

第14条（てん補しない損害―4）

（1）当社は、次に掲げる事実が発生した場合は、その時以後に生じた損害をてん補する責任を負いません。ただし、その事実が消滅した後において当社が書面により承諾したときは、その承諾後に生じた損害については、この限りではありません。

- ① 被保険船舶が安全に航海を行うために必要な官庁もしくは船級協会の検査または当社の指定する検査を受けなかったこと。
- ② 被保険船舶の船級が変更され、または船級協会の船級登録が抹消されたこと。ただし、当社の書面による承諾を得たときは、この限りではありません。
- ③ 期間保険の場合に、被保険船舶がこの保険証券記載の航路定限の外に出たこともしくは通常の航路でない場所を航行したこと、または航海保険の場合に、被保険船舶がこの保険証券記載の期間内に発航しなかったこと、通常の航路でない場所を航行したこと、この保険証券記載の順路を逸脱したことまたは到達港を変更したこと。ただし、切迫した危険の回避、人命救助もしくは船上にある者の医療のためであったとき、または当社の書面による承諾を得たときは、この限りではありません。
- ④ 被保険船舶が日本国もしくは外国の法令または条約に違反する目的で使用されたこと。
- ⑤ 被保険船舶が戦地その他の変乱地に入ったことまたは戦争その他の変乱に関連する目的で使用されたこと。ただし、当社の書面による承諾を得たときは、この限りではありません。
- ⑥ 被保険船舶の所有者または賃借人に変更があったこと。ただし、当社の書面による承諾を得たときは、この限りではありません。
- ⑦ 被保険船舶の構造または用途に著しい変更があったこと。ただし、当社の書面による承諾を得たときは、この限りではありません。
- ⑧ ①から⑦までに掲げる事実を除き、当社の負担する危険が保険契約者または被保険者の責めに帰すべき事由によって著しく変更または増加したこと。ただし、当社の書面による承諾を得たときは、この限りではありません。

（2）（1）①から⑧までに掲げる事実が発生した場合に、保険契約者または被保険者が書面をもって当社に引き続き損害をてん補の責任を負うべきことの承諾を請求したときでも、当社は、これを承諾しないで、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。その解除は、将来に向かってその効力を生じます。

（3）（1）①から⑦までに掲げる事実を除き、当社の負担する危険が保険契約者または被保険者の責めに帰すことのできない事由によって著しく変更または増加した場合は、保険契約者または被保険者は、その事実を知った後遅滞なくこれを当社に通知しなければなりません。保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なくこの通知をすることを怠ったときは、当社は、通知すべき事実が発生した時以後に生じた損害をてん補する責任を負いません。

（4）（3）の場合に、保険契約者または被保険者からの通知の有無にかかわらず当社がその事実を知ったときは、当社は、保険契約者に対する書面による10日間の予告をもって、この保険契約を解除することができます。その解除は、将来に向かってその効力を生じます。

（5）（2）の解除権は、次のいずれかに該当する場合には消滅します。

- ① 当社が解除の原因があることを知った時から1か月以内に解除権を行使しない場合
- ② （1）①から⑧までに掲げる事実が発生した時から5年以内に解除権を行使しない場合

（6）（4）の解除権は、次のいずれかに該当する場合には消滅します。

- ① 当社が解除の原因があることを知った時から1か月以内に解除権を行使しない場合
- ② 当社の負担する危険が保険契約者または被保険者の責めに帰すことのできない事由によって著しく変更または増加した時から5年以内に解除権を行使しない場合

く変更または増加した時から5年以内に解除権を行使しない場合

第15条（てん補しない損害―5）

当社は、第6条（衝突損害賠償金）に規定する衝突損害賠償金については、第11条（てん補しない損害―1）から第13条（てん補しない損害―3）までに規定する事由によって生じた賠償責任にかかわる衝突損害賠償金のほか、次に掲げる賠償責任にかかわる衝突損害賠償金についててもてん補する責任を負いません。

- ① 賠償責任に関して特別の約定がある場合に、その約定によって加重された賠償責任
- ② 他船および他船上の積荷または財物以外の物に与えた損害に対する賠償責任
- ③ 他船の使用利益以外の利益に与えた損害に対する賠償責任
- ④ 人の死傷または疾病について生じた賠償責任
- ⑤ 他船、他船上の積荷または財物およびその他の物の引き揚げまたは除去を命ぜられた場合に要した費用に対する賠償責任
- ⑥ 海洋、河川等の汚染を防止軽減するための措置に要した費用に対する賠償責任
- ⑦ 被保険船舶が他船に曳航もしくは押航されたまたは他船を曳航もしくは押航している場合に、その船列内の他船と船列外の船舶との衝突（注）によって生じた損害に対する賠償責任

（注）被保険船舶が船列内の他船と衝突した直接の結果としてその他船がさらに船列外の船舶と衝突した場合を除きます。

第3章 保険契約の無効等**第16条（保険契約の無効、取消および重大事由による解除）**

（1）保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合には、この保険契約は無効とします。

（2）保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

（3）当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- ① 保険契約者または被保険者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ ①および②に掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が①および②の事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

（4）（3）の解除は、将来に向かってその効力を生じます。ただし、その解除が損害の生じた後になされた場合であっても、当社は、（3）①から③までの事由が生じた時以後に生じた損害をてん補する責任を負いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

第17条（告知義務およびその違反による保険契約の解除）

（1）保険契約者または被保険者になる者は、この保険契約締結に際し、次に掲げる事項について、当社に事実を正確に告げなければなりません。

- ① 被保険利益、補償される損害および保険期間の全部または一部がこの保険契約と重複する他の保険契約が締結されていること。
- ② 保険申込書の記載事項
- ③ ①および②に掲げる事項のほか、当社の保険引受の諾否または保険契約内容の決定に影響を及ぼすべき重要な事項

（2）保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、（1）①から③までに掲げる事項のうち当社の負担する危険に関する重要な事項について、事実を知りながらこれを当社に告げなかったとき、または事実と異なることを告げたときは、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（3）（2）の規定は、次のいずれかに該当するときは適用しません。

- ① この保険契約締結の当時、当社が保険契約者または被保険者の告げなかった事実を知っていたときもしくは告げたことが事実と異なることを知っていたとき、または過失によってこれを知らなかったとき。

1. 船舶保険普通保険約款

- ② 当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げたときまたは事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めたとき。
- (4)(2)の解除は、将来に向かってその効力を生じます。ただし、その解除が損害の生じた後になされた場合であっても、当社は、その損害をてん補する責任を負いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。ただし、保険契約者または被保険者が事実を当社に告げなかった事項または告げたことが事実と異なる事項に基づかずに発生した損害については、この限りではありません。
- (5)(2)の解除権は、次のいずれかに該当する場合には消滅します。
- ① 当社が解除の原因があることを知った時から1か月以内に解除権を行使しない場合
- ② 保険契約締結時から5年以内に解除権を行使しない場合

第18条（保険価額の協定およびその著しい増減）

- (1)当社と保険契約者は、保険契約締結の時に保険価額を協定します。
- (2)保険期間中に被保険利益の価額が著しく増加または減少したときは、当社または保険契約者は、書面をもってこの保険証券記載の保険価額または保険金額の変更を申入れることができます。
- (3)(2)の変更について合意が成立したときは、当社は、保険価額または保険金額が増額されまたは減額された部分に対し日割をもって計算した保険料を請求または返還します。

第19条（被保険船舶の調査）

- (1)当社は、必要と認めたときは、保険期間中いつでも被保険船舶またはその積荷および底荷の積付状態について調査を行い、かつ、保険契約者、被保険者または船長に対して必要な報告を求めることができます。
- (2)保険契約者、被保険者または船長が正当な理由がないにもかかわらず(1)の調査または報告を拒んだときは、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。その解除は、将来に向かってその効力を生じます。
- (3)(2)の解除権は、(2)に規定する拒否の事実があった時から1か月以内にこれを行行使しないときは消滅します。

第4章 保険料の支払と返還

第20条（保険料の支払）

- (1)保険契約者は、この保険証券記載の保険料をこの保険証券記載の支払期日（以下「支払期日」といいます。）に当社に支払わなければなりません。
- (2)保険契約者が支払期日に保険料の支払を怠ったときは、当社は、その支払期日以後保険料の支払がある時まで生じた損害をてん補する責任を負いません。
- (3)支払期日後30日以内に、その支払期日に支払われるべき保険料の支払がないときは、当社は、その時をもって保険契約者に対する書面による通知によりこの保険契約を解除することができます。その解除は、将来に向かってその効力を生じます。

第21条（保険料の返還―保険契約の無効、取消）

- (1)第16条（保険契約の無効、取消および重大事由による解除）(1)の規定によりこの保険契約が無効となる場合には、当社は、既に領収済の保険料を返還しません。
- (2)第16条（保険契約の無効、取消および重大事由による解除）(2)の規定により当社がこの保険契約を取り消した場合には、当社は、既に領収済の保険料を返還しません。

第22条（保険料の返還・請求―保険契約の終了）

- (1)第10条（保険期間）(4)①または②の規定によりこの保険契約が終了する場合は、当社は、この保険契約が終了する日の翌日から日割をもって計算した未経過期間に対応する保険料を返還します。
- (2)第10条（保険期間）(5)の規定によりこの保険契約が終了する場合に、この保険契約において全損金を支払うときは、当社は、保険料の全額を請求することができます。また、既に領収済の保険料は返還しません。
- (3)第10条（保険期間）(5)の規定によりこの保険契約が終了する場合に、この保険契約において全損金を支払わないときは、当社は、この保険契約が終了する日の翌日から日割をもって計算した未経過期間に対応する保険料を返還します。

第23条（保険料の返還・請求―保険契約の解除、解約）

- (1)第14条（てん補しない損害―4）(2)、同条(4)、第16条（保険契約の無効、取消および重大事由による解除）(3)、第17条（告知義務およびその違反による保険契約の解除）(2)、第19条（被保険船舶の調査）(2)または第20条（保険料の支払）(3)の規定により当社が保険契約を解除

した場合には、当社は、解除した日の翌日から日割をもって計算した未経過期間に対応する保険料を返還します。

- (2)保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解約することができます。ただし、保険金請求権の上に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、質権者または譲渡担保権者の書面による同意を得た後でなければ解約することはできません。
- (3)(2)の場合、当社は、既経過期間に対する別表記載の割合によって計算した額と既に領収済の保険料との差額を返還または請求します。ただし、保険料の返還または請求にかかわる特別条項が付帯される場合は、特別条項の規定に従い保険料を返還または請求します。

別表

期間	1か月以下	2か月以下	3か月以下	4か月以下	5か月以下	6か月以下	7か月以下	8か月以下	8か月超
年間保険料に対する割合	20%	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	100%

第5章 保険事故の発生

第24条（損害防止義務）

- (1)保険契約者または被保険者は、保険事故発生にあたり、損害の防止軽減に努め、または船長をしてこれに努めさせなければなりません。
- (2)保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって損害の防止軽減を怠ったときは、当社は、防止軽減することができたと認められる額をその保険事故による損害の額から控除した残額を基礎として、てん補額を決定します。
- (3)保険契約者または被保険者が、第三者（注）に対し損害の賠償を請求することができる場合には、その請求権の行使または保全に努めなければなりません。
- (4)保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって第三者（注）に対する請求権の行使または保全を怠ったときは、当社は、その請求権を行使すれば、第三者（注）から賠償を受けることができたと認められる額をその保険事故による損害の額から控除した残額を基礎として、てん補額を決定します。

（注）他人のためにする保険契約の場合の保険契約者ならびにその代理人および使用人を含みます。

第25条（保険事故発生の通知義務）

- (1)保険契約者または被保険者は、被保険船舶に保険事故が発生したことまたは発生した疑いがあることを知ったときは、遅滞なくその旨を当社に通知し、かつ、管海官庁が認証した海難報告書その他当社が要求する書類を提出しなければなりません。
- (2)保険契約者または被保険者が(1)に規定する義務を正当な理由がないにもかかわらず履行しなかったときは、当社は、それによって当社が被った損害の額をその保険事故による損害の額から控除した残額を基礎として、てん補額を決定します。
- (3)保険契約者、被保険者または船長が(1)の通知または提出書類において故意に事実と異なることを述べ、または事実を隠したときは、当社は、それによって当社が被った損害の額をその保険事故による損害の額から控除した残額を基礎として、てん補額を決定します。

第26条（保険事故発生の場合の損害調査）

- (1)当社は、第25条（保険事故発生の通知義務）(1)に規定する保険事故の通知を受けたときは、被保険船舶について必要な調査を行い、かつ、保険契約者、被保険者または船長に対して必要な報告を求めることができます。
- (2)保険契約者、被保険者または船長が正当な理由がないにもかかわらず(1)の調査または報告を拒んだときは、当社は、それによって当社が被った損害の額をその保険事故による損害の額から控除した残額を基礎として、てん補額を決定します。ただし、当社は、保険契約者、被保険者または船長が(1)の調査または報告に応じる時までは保険金を支払いません。

第27条（修繕）

- (1)保険契約者または被保険者は、被保険船舶が保険事故によって損傷を被った場合は、遅滞なく修繕を行うものとし、当社は、その修繕が完了した後に修繕費を支払います。保険契約者または被保険者

が修繕を遅滞なく行わずに後日行った場合には、当社の支払う修繕費は、遅滞なく修繕を行えば要したと認められる修繕費の見積額を限度とします。

- (2) 保険契約者または被保険者は、(1)の修繕を行うにあたり、修繕費の見積を取り付ける場合は、あらかじめ当社と協議することを要し、かつ、当社が要求したときには、修繕費の見積について当社の指定する者を参加させなければなりません。
- (3) (1)の規定にかかわらず、保険事故によって生じた損傷を未修繕のまま被保険船舶が売却または搬出された場合は、当社は、その損傷(注1)によって減価した額を限度として修繕を行えば要すると認められる修繕費の見積額を修繕費として支払います。
- (4) 保険事故によって生じた損傷の修繕完了前に被保険船舶が全損(注2)となった場合は、当社は、未修繕の損傷の修繕費を支払いません。

(注1) 修繕費として支払うべきものに限ります。

(注2) 保険事故によると否とを問いません。

第6章 保険金の請求と支払

第28条 (保険金の請求および支払)

- (1) 当社に対する保険金請求権は、第1条(当社の負担する危険)に規定する損害が生じた時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。
- ① 保険金の請求書
 - ② 損害見積書
 - ③ その他当社が(6)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 当社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額をその保険事故による損害の額から控除した残額を基礎として、てん補額を決定します。
- (5) 保険金請求権は、(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。
- (6) 当社は、被保険者が(2)の手続を完了した日(以下「請求完了日」といいます。)から起算して30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効または取消の事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (7) (6)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(6)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日から起算して次の①から⑥までに掲げる日数(注1)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。
- ① (6)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注2) 180日
 - ② (6)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による鑑定等の結果の照会 90日

- ③ (6)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 120日
 - ④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(6)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
 - ⑤ (6)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的手段がない場合の日本国外における調査 180日
 - ⑥ 損害を受けた保険の対象もしくは損害発生事由、損害発生形態もしくは修繕方法が特殊である場合または同一事故により多数の保険の対象(注3)が損害を受けた場合において、(6)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 180日
- (8) (7)①から⑥までに掲げる特別な照会または調査を開始した後、(7)①から⑥までに掲げる期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合には、当社は、(7)①から⑥までに掲げる期間内に被保険者との協議による合意に基づきその期間を延長することができます。
- (9) (6)から(8)までに掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注4)には、これにより確認が遅延した期間については、(6)から(8)までの期間に算入しないものとします。

(注1) 複数に該当するときは、そのうち最長の日数

(注2) 弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(注3) 賠償の対象を含みます。

(注4) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第29条 (未払込保険料の保険金からの控除)

当社が保険金を支払う時に、この保険証券記載の保険料のうちに未払込みの保険料がある場合は、当社は、保険金から次に掲げる未払込みの保険料を控除します。

- ① 全損金を支払うときは、保険料支払期日が到来している与否とを問わず未払込みの保険料の全額
- ② 全損金以外の保険金を支払うときは、保険料支払期日が既に到来している未払込みの保険料

第30条 (他の保険契約がある場合のてん補額)

- (1) 被保険利益、補償される損害および保険期間の全部または一部がこの保険契約と重複する他の保険契約が締結されている場合に、それぞれの保険契約について他の保険契約がないものとして算出したてん補責任額(以下「独立責任額」といいます。)の合計が損害の額を超過するときは、それぞれの保険契約の独立責任額の合計に対するこの保険契約の独立責任額の割合を損害の額に乗じて得た額をもって、当社のてん補額とします。
- (2) それぞれの保険契約の保険価額が異なるときは、それらのうち最も高い保険価額の保険契約のもとで算出された損害の額を(1)の損害の額とします。

第31条 (全損となった被保険船舶の所有権の帰属)

- (1) 被保険船舶が全損となった場合に、当社が全損金を支払うときは、当社は、被保険船舶の所有権を取得するか否かを選択することができます。
- (2) (1)の規定により当社が被保険船舶の所有権を取得しない場合には、当社は、その旨を全損金を支払う時までに被保険者に通知します。
- (3) (1)の規定により当社が被保険船舶の所有権を取得する場合には、当社は、全損金を支払うことにより保険金額の保険価額に対する割合でその所有権を取得します。

第32条 (全損となった被保険船舶に存在する負担の帰属)

- (1) 被保険船舶が全損となった場合には、被保険者または保険金を受け取るべき者は、全損金の支払を請求する時までに次に掲げる事実を当社に通知しなければなりません。
- ① 先取特権、質権、抵当権、賃借権、留置権その他被保険船舶の所有権を制限する権利の存否およびこれらの権利が存在する場合にはその内容
 - ② 被保険船舶に付随する公法上の義務もしくは私法上の債務の存否またはこれらの存在の可能性がある事実
- (2) 当社は、被保険者または保険金を受け取るべき者から(1)の通知を受ける時までには保険金を支払いません。
- (3) 第31条(全損となった被保険船舶の所有権の帰属)の規定に基づいて当社が被保険船舶の所有権を取得した場合であっても、(1)①に規定する権利を消滅させるために要する金額または(1)②に規定する義務もしくは債務を履行するために要する金額は、被保険者または保険金を受け取るべき者の負担とします。

1. 船舶保険普通保険約款

第33条（第三者に対する権利の取得）

保険事故によって損害が生じたことにより、被保険者が第三者に対して権利を取得した場合に、当社が被保険者に損害をてん補したときは、当社は、てん補額の範囲内で、かつ、被保険者の権利を害さない範囲内で第三者に対して有する被保険者の権利を取得します。

第7章 その他

第34条（裁判管轄）

この保険契約に関する訴訟は、当社の本店所在地を管轄する裁判所に提起するものとします。

第35条（準拠法）

この約款およびこの保険証券記載の特別約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

2. 共通して適用される特別条項

共同保険特別条項

(平成22年4月1日改正)

第1条

この保険契約は、この保険証券記載の保険会社（以下「引受保険会社」といいます。）による共同保険契約であって、引受保険会社は、この保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負うものとしします。

第2条

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名し、かつ、この保険証券に幹事として記載された保険会社は、すべての引受保険会社のために次の①から⑩までに掲げる事項を行うものとしします。

- ① 保険申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
- ② 保険料の収納および受領または返れい
- ③ 保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
- ④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認
- ⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
- ⑥ 保険契約に係る変更確認書の発行および交付または保険証券に対する裏書等
- ⑦ 保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
- ⑧ 事故発生もしくは損害発生 の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
- ⑨ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全
- ⑩ その他①から⑨までの事務または業務に付随する事項

第3条

この保険契約に関し幹事会社が行った第2条①から⑩までに掲げる事項は、すべての引受保険会社がこれを行ったものとみなします。

第4条

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、すべての引受保険会社に対して行われたものとみなします。

保険料の支払に関する特別条項（1 回払用）

(令和3年4月1日改正)

第1条（支払期限）

- (1) 保険契約者は、この保険証券記載の保険料を、この保険証券記載の支払期日（金融機関の休日である場合は最も早い金融機関の営業日とします。以下同じとします。）、または当社が保険料の請求を行った日より7日後のいずれか遅い時（以下「支払期限」といいます。）までに当社に支払わなければなりません。ただし、保険契約者から特段の事情をもって、保険期間開始前に、支払期限の変更の申し出があった場合、支払期日後30日以内を限度に当社はこれを承認することがあります。
- (2) 保険契約者は、変更確認書記載の保険料を、変更確認書記載の支払期日、または当社が保険料の請求を行った日より7日後のいずれか遅い時（以下「変更承認保険料支払期限」といいます。）までに当社に支払わなければなりません。ただし、保険契約者から特段の事情をもって、契約内容変更事由発生前に、変更承認保険料支払期限の変更の申し出があった場合、支払期日後30日以内を限度に当社はこれを承認することがあります。

第2条（支払期限以降免責）

保険期間が始まった後でも、保険契約者が支払期限または変更承認保険料支払期限（注）までに保険料の支払を怠ったときは、当社は、支払期限または変更承認保険料支払期限（注）以降、その支払がある時までに生じた損害をてん補する責任を負いません。

(注) 当社が支払期限または変更承認保険料支払期限の変更を承認した場合は、その変更された支払期限または変更承認

保険料支払期限をいいます。

第3条（支払期日以降免責）

この保険証券記載の支払期日または変更確認書記載の支払期日後30日以内に、保険料の支払がないときは、当社は、その支払期日以降に生じた損害をてん補する責任を負いません。

第4条（保険料不払による解除）

この保険証券記載の支払期日または変更確認書記載の支払期日後30日以内に、保険料の支払がないときは、当社はその時をもって、保険契約者にあてて書面により解除の通知をして、この保険契約を解除することができます。その解除は、その保険料の支払期日から将来に向かってその効力を生じます。

第5条（解除した場合の精算保険料）

当社が第4条（保険料不払による解除）の規定によりこの保険契約を解除したときは、当社は、既に領収済の保険料のうち解除の効力が生じた時以降の保険料を返還するものとしします。また、未払込保険料のうち、解除の効力が生じる時までの保険料を請求するものとしします。

第6条（普通約款との関係）

船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）の各条項の全部または一部がこの特別条項に抵触するときは、この特別条項が普通約款に優先して適用されます。

保険料の支払に関する特別条項(分割払用)

(令和3年4月1日改正)

第1章 保険料の分割払い

第1条

当社は、保険契約者が年額保険料（注）をこの保険証券記載の回数および金額（以下「回払保険料」といいます。）に分割して支払うことを承認します。

(注) この保険契約に定められた総保険料をいいます。

第2章 第1回回払保険料・初回割増保険料等

第2条（支払期限）

- (1) 保険契約者は、第1回回払保険料を、この保険証券記載の第1回回払保険料支払期日（金融機関の休日である場合は最も早い金融機関の営業日とします。以下同じとします。）、または当社が保険料の請求を行った日より7日後のいずれか遅い時（以下「第1回回払保険料支払期限」といいます。）までに当社に支払わなければなりません。ただし、保険契約者から特段の事情をもって、保険期間開始前に、第1回回払保険料支払期限の変更の申し出があった場合、支払期日後30日以内を限度に当社はこれを承認することがあります。
- (2) 保険契約者は、変更確認書記載の保険料（注）（以下「初回割増保険料等」といいます。）を、変更確認書記載の支払期日、または当社が保険料の請求を行った日より7日後のいずれか遅い時（以下「初回変更承認保険料支払期限」といいます。）までに当社に支払わなければなりません。ただし、保険契約者から特段の事情をもって、契約内容変更事由発生前に、初回変更承認保険料支払期限の変更の申し出があった場合、支払期日後30日以内を限度に当社はこれを承認することがあります。

(注) 変更確認書において分割払いを認めた場合の初回保険料を含みます。

第3条（支払期限以降免責）

保険期間が始まった後でも、保険契約者が第1回回払保険料支払期限または初回変更承認保険料支払期限（注）までに保険料の支払を怠ったときは、当社は、第1回回払保険料支払期限または初回変更承認保険料支払期限（注）以降、その支払がある時までに生じた損害をてん補する責任を負いません。

2. 共通して適用される特別条項

(注) 当社が第1 回回払保険料支払期限または初回変更承認保険料支払期限の変更を承認した場合は、その変更された第1 回回払保険料支払期限または初回変更承認保険料支払期限をいいます。

第4条（支払期日以降免責）

この保険証券記載の第1 回回払保険料支払期日または変更確認書記載の支払期日後3 0 日以内に、第1 回回払保険料または初回割増保険料等の支払がないときは、当社は、その支払期日以降に生じた損害をてん補する責任を負いません。

第3章 第2回以降回払保険料・分割第2回以降割増保険料

第5条（支払期日）

保険契約者は、第2 回以降の回払保険料（変更確認書記載の分割第2 回目以降の保険料を含みます。以下同じとします。）をこの保険証券記載の支払期日までに当社に支払わなければなりません。

第6条（支払期日以降免責）

保険契約者が第2 回以降の回払保険料について、支払期日の属する月の翌々月の応当日（翌々月に応当日がないときは、その月の月末をもって応当日とします。以下同じとします。）までその支払を怠ったときは、当社は、その支払期日後に生じた損害をてん補する責任を負いません。

第4章 解除

第7条（保険料不払による解除）

- (1) この保険証券記載の第1 回回払保険料支払期日または変更確認書記載の支払期日後3 0 日以内に、第1 回回払保険料または初回割増保険料等の支払がないときは、当社はその時をもって、保険契約者にあてて書面による解除の通知をして、この保険契約を解除することができます。その解除は、その保険料の支払期日から将来に向かってその効力を生じます。
- (2) 保険契約者が第2 回以降の各回払保険料を支払期日の属する月の翌々月の応当日までに当社に支払わないときは、当社は、保険契約者にあてて書面により解除の通知をして、この保険契約を解除することができます。その解除は、当社がその通知を行った日時にかかわらずその回払保険料の支払期日から将来に向かってその効力を生じます。

第8条（精算保険料）

当社が第7条（保険料不払による解除）の規定によりこの保険契約を解除したときは、当社は、既に領収済の保険料のうち解除の効力が生じた時以降の保険料を返還するものとします。また、未払込保険料のうち、解除の効力が生じる時までの保険料を請求するものとします。

第5章 普通約款との関係

第9条

船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）の各条項の全部または一部がこの特別条項に抵触するときは、この特別条項が普通約款に優先して適用されます。

.....

保険料の支払に関する特別条項（1 回払用－A）

（令和5 年4 月1 日改正）

第1条（支払期限）

- (1) 保険契約者は、この保険証券記載の保険料を、この保険証券記載の支払期日（金融機関の休日である場合は最も早い金融機関の営業日とします。以下同じとします。）または当社が保険料の請求を行った日より7 日後のいずれか遅い時（以下「支払期限」といいます。）までに当社に支払わなければなりません。ただし、保険契約者から特段の事情をもって、保険期間開始前に、支払期限の変更の申し出があった場合、支払期日後3 0 日以内を限度に当社はこれを承認することがあります。
- (2) 保険契約者は、変更確認書記載の保険料を、変更確認書記載の支払期日、または当社が保険料の請求を行った日より7 日後のいずれか遅い時（以下「変更承認保険料支払期限」といいます。）までに

当社に支払わなければなりません。ただし、保険契約者から特段の事情をもって、契約内容変更事由発生前に、変更承認保険料支払期限の変更の申し出があった場合、支払期日後3 0 日以内を限度に当社はこれを承認することがあります。

第2条（支払期限以降免責）

保険期間が始まった後でも、保険契約者が支払期限または変更承認保険料支払期限（注）までに保険料の支払を怠ったときは、当社は、支払期限または変更承認保険料支払期限（注）以降、その支払がある時まで生じた損害をてん補する責任を負いません。

(注) 当社が支払期限または変更承認保険料支払期限の変更を承認した場合は、その変更された支払期限または変更承認保険料支払期限をいいます。

第3条（支払期日以降免責）

この保険証券記載の支払期日または変更確認書記載の支払期日後3 0 日以内に、保険料の支払がないときは、当社は、その支払期日以降に生じた損害をてん補する責任を負いません。

第4条（保険料不払による解除）

この保険証券記載の支払期日または変更確認書記載の支払期日後3 0 日以内に、保険料の支払がないときは、当社はその時をもって、保険契約者にあてて書面により解除の通知をして、この保険契約を解除することができます。その解除は、その保険料の支払期日から将来に向かってその効力を生じます。

第5条（解除した場合の精算保険料）

当社が第4条（保険料不払による解除）の規定によりこの保険契約を解除したときは、当社は、既に領収済の保険料のうち解除の効力が生じた時以降の保険料を返還するものとします。また、未払込保険料のうち、解除の効力が生じる時までの保険料を請求するものとします。

第6条（航路定限外航行・航路定限変更割増保険料）

- (1) 航路定限外航行および航路定限変更に対する変更確認書に基づく割増保険料に関しては、第1条（支払期限）から第5条（解除した場合の精算保険料）までの規定を適用しません。
- (2) 航路定限外航行および航路定限変更に対する変更確認書に基づく割増保険料に関しては、保険契約者はこの保険証券摘要欄記載の「合算後払保険料の支払」の締切日までに発生した航路定限外航行および航路定限変更に対する割増保険料の1 か月分を取りまとめ、支払日までに当社に支払わなければなりません。

ただし、この保険証券記載の航路定限に船舶戦争保険航路定限を適用する契約については、上記の発生したを終了したに読み替えて適用します。

第7条（未払込保険料の保険金からの控除）

当社が全損金以外の保険金を支払う時に、保険料のうちに未払込みの保険料がある場合は、当社は、保険金から次に掲げる未払込みの保険料を控除します。

- ① 保険料支払期日が既に到来している未払込みの保険料
- ② 第6条（航路定限外航行・航路定限変更割増保険料）に規定する割増保険料のうち、保険料支払期日が到来していない未払込みの割増保険料

第8条（普通約款との関係）

船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）の各条項の全部または一部がこの特別条項に抵触するときは、この特別条項が普通約款に優先して適用されます。

.....

保険料の支払に関する特別条項（分割払用－A）

（令和5 年4 月1 日改正）

第1章 保険料の分割払い

第1条

当社は、保険契約者が年額保険料（注）をこの保険証券記載の回数および金額（以下「回払保険料」といいます。）に分割して支払うことを承認します。

(注) この保険契約に定められた総保険料をいいます。

第2章 第1回回払保険料・初回割増保険料等

第2条 (支払期限)

- (1) 保険契約者は、第1回回払保険料を、この保険証券記載の第1回回払保険料支払期日(金融機関の休日である場合は最も早い金融機関の営業日とします。以下同じとします。)、または当社が保険料の請求を行った日より7日後のいずれか遅い時(以下「第1回回払保険料支払期限」といいます。)までに当社に支払わなければなりません。ただし、保険契約者から特段の事情をもって、保険期間開始前に、第1回回払保険料支払期限の変更の申し出があった場合、支払期日後30日以内を限度に当社はこれを承認することがあります。
- (2) 保険契約者は、変更確認書記載の保険料(注)(以下「初回割増保険料等」といいます。)を、変更確認書記載の支払期日、または当社が保険料の請求を行った日より7日後のいずれか遅い時(以下「初回変更承認保険料支払期限」といいます。)までに当社に支払わなければなりません。ただし、保険契約者から特段の事情をもって、契約内容変更事由発生前に、初回変更承認保険料支払期限の変更の申し出があった場合、支払期日後30日以内を限度に当社はこれを承認することがあります。

(注) 変更確認書において分割払いを認めた場合の初回保険料を含みます。

第3条 (支払期限以降免責)

保険期間が始まった後でも、保険契約者が第1回回払保険料支払期限または初回変更承認保険料支払期限(注)までに保険料の支払を怠ったときは、当社は、第1回回払保険料支払期限または初回変更承認保険料支払期限(注)以降、その支払がある時まで生じた損害をてん補する責任を負いません。

(注) 当社が第1回回払保険料支払期限または初回変更承認保険料支払期限の変更を承認した場合は、その変更された第1回回払保険料支払期限または初回変更承認保険料支払期限をいいます。

第4条 (支払期日以降免責)

この保険証券記載の第1回回払保険料支払期日または変更確認書記載の支払期日後30日以内に、第1回回払保険料または初回割増保険料等の支払がないときは、当社は、その支払期日以降に生じた損害をてん補する責任を負いません。

第3章 航路定限外航行・航路定限変更割増保険料

第5条 (支払期日)

- (1) 航路定限外航行および航路定限変更に対する変更確認書に基づく初回割増保険料等に関しては、第1条から第4条(支払期日以降免責)までの規定を適用しません。
- (2) 航路定限外航行および航路定限変更に対する変更確認書に基づく初回割増保険料等に関しては、保険契約者はこの保険証券摘要欄記載の「合算後払保険料の支払」の締切日までに発生した航路定限外航行および航路定限変更に対する割増保険料の1か月分を取りまとめ、支払日までに当社に支払わなければなりません。
- ただし、この保険証券記載の航路定限に船舶戦争保険航路定限を適用する契約については、上記の発生したを終了したに読み替えて適用します。

第4章 第2回以降回払保険料・分割第2回以降割増保険料

第6条 (支払期日)

保険契約者は、第2回以降の回払保険料(変更確認書記載の分割第2回目以降の保険料を含みます。以下同じとします。)をこの保険証券記載の支払期日までに当社に支払わなければなりません。

第7条 (支払期日以降免責)

保険契約者が第2回以降の回払保険料について、支払期日の属する月の翌々月の応当日(翌々月に

応当日がないときは、その月の月末をもって応当日とします。以下同じとします。)までその支払を怠ったときは、当社は、その支払期日後に生じた損害をてん補する責任を負いません。

第5章 解除

第8条 (保険料不払による解除)

- (1) この保険証券記載の第1回回払保険料支払期日または変更確認書記載の支払期日後30日以内に、第1回回払保険料または初回割増保険料等の支払がないときは、当社はその時をもって、保険契約者にあてて書面による解除の通知をして、この保険契約を解除することができます。その解除は、その保険料の支払期日から将来に向かってその効力を生じます。
- (2) 保険契約者が第2回以降の各回払保険料を支払期日の属する月の翌々月の応当日までに当社に支払わないときは、当社は、保険契約者にあてて書面により解除の通知をして、この保険契約を解除することができます。その解除は、当社がその通知を行った日時にかかわらずその回払保険料の支払期日から将来に向かってその効力を生じます。

第9条 (精算保険料)

当社が第8条(保険料不払による解除)の規定によりこの保険契約を解除したときは、当社は、既に領収済の保険料のうち解除の効力が生じた時以降の保険料を返還するものとします。また、未払込保険料のうち、解除の効力が生じる時までの保険料を請求するものとします。

第6章 未払込保険料の保険金からの控除

第10条

当社が全損金以外の保険金を支払う時に、保険料のうち未払込みの保険料がある場合は、当社は、保険金から次に掲げる未払込みの保険料を控除します。

- ① 保険料支払期日が既に到来している未払込みの保険料
- ② 第5条(支払期日)に規定する割増保険料のうち、保険料支払期日が到来していない未払込みの割増保険料

第7章 普通約款との関係

第11条

船舶保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)の各条項の全部または一部がこの特別条項に抵触するときは、この特別条項が普通約款に優先して適用されます。

保険契約の解約および返還保険料に関する特別条項

(平成24年4月1日改正)

- (1) 保険契約者が当社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解約する場合、船舶保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第23条(保険料の返還・請求—保険契約の解除、解約)
- (2) ただし書のうち譲渡担保権に関する規定を適用しません。
- (2) 普通約款第23条(保険料の返還・請求—保険契約の解除、解約)(3)の規定にかかわらず、次に掲げる解約の場合には、当社は、解約の日の翌日から日割をもって計算した未経過期間に対応する保険料を返還します。
- ① この保険契約における被保険者の被保険利益の消滅に伴う解約
 - ② 解約した後に、この保険契約と保険の対象を同一とする保険契約を当社と締結する場合の解約。ただし、てん補範囲の縮小(注1)および一定地点を航路定限とする期間保険(以下「係船保険」といいます。)への切替ならびに係船保険から係船保険以外の期間保険への切替に伴う解約を除きます。
- (3) 船舶の建造、改造または修繕の期間を保険期間とする保険契約の解約の場合には、(2)および普通約款第23条(保険料の返還・請求—保険契約の解除、解約)(3)の規定にかかわらず、当社は、既

2. 共通して適用される特別条項

に領収済の保険料と既経過期間に相当する保険料との差額を返還または請求します。

(4)航海保険(注2)契約の解除または解約の場合には、(2)、(3)および普通約款第23条(保険料の返還・請求－保険契約の解除、解約)(1)、(3)の規定にかかわらず、当社は、既に領収済の保険料を返還しません。

(注1) 航路定限の縮小を含みます。

(注2) 普通約款第10条(保険期間)(3)の規定によります。

.....

保険料追加払特別条項(船舶・戦争・水雷用)

(平成22年4月1日制定)

第1条

当社がこの保険証券のもとで全損金を支払うときは、保険契約者は、保険期間1年に対応する保険料からこの保険証券記載の保険料を控除した残額(以下「追加払額」といいます。)を当社に支払わなければなりません。

第2条

当社が全損金を支払う時までに、追加払額の払込みがない場合は、当社は、全損金から追加払額を控除します。

.....

保険料追加払特別条項(船費用)

(平成22年4月1日改正)

第1条

当社がこの保険証券記載の船費保険第1種(A)特別約款(以下「特別約款」といいます。)第1条(てん補責任－1)の規定により損害をてん補すべき場合には、保険契約者は、保険期間1年に対応する保険料からこの保険証券記載の保険料を控除した残額(以下「追加払額」といいます。)を当社に支払わなければなりません。

第2条

当社が特別約款第1条(てん補責任－1)の規定による保険金を支払う時までに、追加払額の払込みがない場合は、当社は、その保険金から追加払額を控除します。

.....

保険料追加払特別条項(てん補限度額用)

(平成22年4月1日制定)

第1条

当社がこの保険証券記載のもとで損害をてん補すべき場合において、この保険証券記載のてん補限度額に達する保険金を支払うときは、保険契約者は、保険期間1年に対応する保険料からこの保険証券記載の保険料を控除した残額(以下「追加払額」といいます。)を当社に支払わなければなりません。

第2条

当社が第1条の保険金を支払う時までに、追加払額の払込みがない場合は、当社は、その保険金から追加払額を控除します。

.....

保険料追加払特別条項(不稼働用)

(平成22年4月1日制定)

第1条

当社がこの保険証券記載のもとで損害をてん補すべき場合において、この保険証券記載の保険金額に通算して達する保険金を支払うときは、保険契約者は、保険期間1年に対応する保険料からこの保険証券記載の保険料を控除した残額(以下「追加払額」といいます。)を当社に支払わなければなりません。

第2条

当社が第1条の保険金を支払う時までに、追加払額の払込みがない場合は、当社は、その保険金から追加払額を控除します。

.....

保険料精算特別条項

(平成22年4月1日改正)

この保険契約においては、この保険証券記載の保険料率および保険料は暫定とし、後日保険料率が確定した場合には、その確定した料率に従って保険料を精算するものとします。

.....

裸用船特別条項

(平成22年4月1日改正)

第1条

この保険契約は、保険期間の開始時において、被保険船舶について、船舶所有者と保険契約者との間に、社団法人日本海運集会所制定(注)の裸用船契約書式またはこれと同等の内容を有する書式による契約が存在することを条件とします。

(注)平成21年4月改定

第2条

保険期間の途中において、第1条の契約内容についてこの保険契約に影響を及ぼすべき重大な変更があった場合は、当社は、その時以後に生じた損害をてん補する責任を負いません。ただし、当社が書面により承諾したときは、この限りではありません。

.....

被保険者に関する特別条項

(平成22年4月1日改正)

この保険証券記載の特別約款または特別条項の賠償責任にかかわる損害に関する規定については、当社は、保険契約者も被保険者とみなし、これらの規定を適用するものとします。

.....

船底防汚塗料てん補特別条項(A)

(平成23年4月1日改正)

第1条

保険事故によって生じた損傷の修繕工事(以下「保険工事」といいます。)のために被保険船舶の上架または入きよを必要とした場合に、船底の防汚塗装が行われたときは、別表記載の金額を限度としてそれに要した船底防汚塗料の代金および塗装費(以下「船底防汚塗装費」といいます。)を船舶保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第4条(修繕費)(1)の修繕費に含めます。

第2条

第1条の場合に、保険工事とそれ以外の工事または検査が同時に行われたときは、船底の損傷のあった部分についてのみ防汚塗装が行われたときを除き、船底防汚塗装費（注）の2分の1に限り、普通約款第4条（修繕費）（1）の修繕費に含めます。

（注）別表記載の金額を限度とします。

別表		船底防汚塗装費			単位：円	
被保険船舶の種類 トン数（注）		A	B	C	D	E
		右記BからEのいずれにも該当しない船舶	コンテナ船、自動車専用船または自動車航送船	L. N. G. 船	自航装置を有しない船舶	双胴型の船舶
100トン未満		400,000	500,000		300,000	800,000
100トン以上	200トン未満	700,000	900,000		600,000	1,400,000
200トン以上	500トン未満	1,000,000	1,200,000		800,000	1,800,000
500トン以上	700トン未満	1,200,000	1,500,000		900,000	2,300,000
700トン以上	1,000トン未満	1,500,000	1,800,000		1,200,000	2,700,000
1,000トン以上	2,000トン未満	2,000,000	2,400,000		1,500,000	3,600,000
2,000トン以上	3,000トン未満	2,500,000	3,000,000		1,900,000	4,500,000
3,000トン以上	4,000トン未満	3,000,000	3,600,000		2,300,000	5,400,000
4,000トン以上	5,000トン未満	3,500,000	4,400,000		2,700,000	6,600,000
5,000トン以上	6,000トン未満	3,800,000	4,600,000		2,900,000	6,900,000
6,000トン以上	7,000トン未満	4,200,000	5,100,000		3,200,000	7,700,000
7,000トン以上	8,000トン未満	4,500,000	5,400,000		3,400,000	8,100,000
8,000トン以上	9,000トン未満	4,900,000	5,900,000		3,700,000	8,900,000
9,000トン以上	10,000トン未満	5,500,000	6,500,000		4,000,000	9,500,000
10,000トン以上	20,000トン未満	7,000,000	8,500,000		5,500,000	12,500,000
20,000トン以上	30,000トン未満	9,000,000	11,000,000		7,000,000	
30,000トン以上	40,000トン未満	11,000,000	13,000,000		8,000,000	
40,000トン以上	50,000トン未満	12,500,000	15,500,000	9,000,000	9,500,000	
50,000トン以上	60,000トン未満	14,000,000	17,000,000	10,000,000	10,500,000	
60,000トン以上	70,000トン未満	15,500,000	18,500,000	11,000,000	11,500,000	
70,000トン以上	80,000トン未満	17,000,000	20,000,000	12,000,000	12,500,000	
80,000トン以上	90,000トン未満	18,500,000	22,000,000	13,000,000	13,500,000	
90,000トン以上	100,000トン未満	19,500,000	23,500,000	14,000,000	14,500,000	
100,000トン以上	110,000トン未満	21,000,000		15,000,000		
110,000トン以上	120,000トン未満	22,500,000		16,000,000		
120,000トン以上	130,000トン未満	24,000,000		17,000,000		
130,000トン以上	140,000トン未満	25,000,000		18,000,000		
140,000トン以上	150,000トン未満	26,500,000		18,500,000		
150,000トン以上	160,000トン未満	28,000,000				
160,000トン以上	170,000トン未満	29,000,000				
170,000トン以上	180,000トン未満	30,500,000				
180,000トン以上	190,000トン未満	32,000,000				
190,000トン以上	200,000トン未満	33,500,000				

（注）浮船渠、ケーソン用フローティングドックについては、次の算式により得られた数値をもって料率算出に用いられ

たトン数とします。
全長(m)×巾(m)×外側壁の高さ(m)÷2.832×0.24

.....

船底防汚塗料てん補特別条項（B）

（平成23年4月1日改正）

第1条

保険事故によって生じた損傷の修繕工事（以下「保険工事」といいます。）のために被保険船舶の上架または入きよを必要とした場合に、船底の防汚塗装が行われたときは、別表記載の金額を限度としてそれに要した船底防汚塗料の代金および塗装費（以下「船底防汚塗装費」といいます。）を船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第4条（修繕費）（1）の修繕費に含めます。

第2条

第1条の場合に、保険工事とそれ以外の工事または検査が同時に行われたときは、船底の損傷のあった部分についてのみ防汚塗装が行われたときを除き、船底防汚塗装費（注）の2分の1に限り、普通約款第4条（修繕費）（1）の修繕費に含めます。

（注）別表記載の金額を限度とします。

別表		船底防汚塗装費		単位：円	
被保険船舶の種類 トン数		A	B	C	D
		右記BからDのいずれにも該当しない船舶	コンテナ船、自動車専用船または自動車航送船	L. N. G. 船	双胴型の船舶
100トン未満		400,000	500,000		800,000
100トン以上	200トン未満	700,000	900,000		1,400,000
200トン以上	500トン未満	1,000,000	1,200,000		1,800,000
500トン以上	700トン未満	1,200,000	1,500,000		2,300,000
700トン以上	1,000トン未満	1,500,000	1,800,000		2,700,000
1,000トン以上	2,000トン未満	1,600,000	1,920,000	1,120,000	2,880,000
2,000トン以上	3,000トン未満	2,000,000	2,400,000	1,400,000	3,600,000
3,000トン以上	4,000トン未満	2,400,000	2,880,000	1,700,000	4,320,000
4,000トン以上	5,000トン未満	2,800,000	3,520,000	2,000,000	5,280,000
5,000トン以上	6,000トン未満	3,040,000	3,680,000	2,150,000	5,520,000
6,000トン以上	7,000トン未満	3,360,000	4,080,000	2,400,000	6,160,000
7,000トン以上	8,000トン未満	3,600,000	4,320,000	2,600,000	6,480,000
8,000トン以上	9,000トン未満	3,920,000	4,720,000	2,820,000	7,120,000
9,000トン以上	10,000トン未満	4,400,000	5,200,000	3,170,000	7,600,000
10,000トン以上	20,000トン未満	5,600,000	6,800,000	4,030,000	10,000,000
20,000トン以上	30,000トン未満	7,200,000	8,800,000	5,180,000	
30,000トン以上	40,000トン未満	8,800,000	10,400,000	6,340,000	
40,000トン以上	50,000トン未満	10,000,000	12,400,000	7,200,000	
50,000トン以上	60,000トン未満	11,200,000	13,600,000	8,000,000	
60,000トン以上	70,000トン未満	12,400,000	14,800,000	8,800,000	
70,000トン以上	80,000トン未満	13,600,000	16,000,000	9,600,000	
80,000トン以上	90,000トン未満	14,800,000	17,600,000	10,400,000	

2. 共通して適用される特別条項

90,000トン以上	100,000トン未満	15,600,000	18,800,000	11,200,000	
100,000トン以上	110,000トン未満	16,800,000		12,000,000	
110,000トン以上	120,000トン未満	18,000,000		12,800,000	
120,000トン以上	130,000トン未満	19,200,000		13,600,000	
130,000トン以上	140,000トン未満	20,000,000		14,400,000	
140,000トン以上	150,000トン未満	21,200,000		14,800,000	
150,000トン以上	160,000トン未満	22,400,000			
160,000トン以上	170,000トン未満	23,200,000			
170,000トン以上	180,000トン未満	24,400,000			
180,000トン以上	190,000トン未満	25,600,000			
190,000トン以上	200,000トン未満	26,800,000			

.....

船底防汚塗料てん補特別条項（海洋構造物等用）

（平成22年4月1日改正）

第1条

保険事故によって生じた損傷の修繕工事（以下「保険工事」といいます。）のために被保険船舶の上架または入きよを必要とした場合に、船底の防汚塗装が行われたときは、その損傷発生直前の状態に復旧するために要する妥当な船底防汚塗料の代金および塗装費（以下「船底防汚塗装費」といいます。）を船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第4条（修繕費）（1）の修繕費に含めます。

第2条

第1条の場合に、保険工事とそれ以外の工事または検査が同時に行われたときは、船底の損傷のあった部分についてのみ防汚塗装が行われたときを除き、船底防汚塗装費の2分の1に限り、普通約款第4条（修繕費）（1）の修繕費に含めます。

.....

船底の清掃費および塗装費不担保特別条項

（平成22年4月1日改正）

当社は、この保険証券のもとでは、被保険船舶の船底外板の清掃、サンドブラストその他の下地処理および塗装（注）にかかわる費用をてん補する責任を負いません。ただし、保険事故によって生じた被保険船舶の船底外板の損傷の修繕工事のために要した次に掲げる修繕費については、この限りではありません。

- ① 新替えされた船底外板部分の陸上での下地処理に要した費用およびそのショッププライマーの代金ならびに塗装費
- ② 新替えまたは取り外し復旧された船底外板の溶接継手部分およびその溶接により損傷した隣接船底外板部分の下地処理に要した費用
- ③ まがり直し工事により損傷した船底外板部分の下地処理に要した費用
- ④ ①から③までに規定する部分に対する一層目のプライマーまたは防腐塗料の代金および塗装費

（注）船底防腐塗装および船底防汚塗装を含みます。

.....

航海の条件に関する特別条項

（平成22年4月1日改正）

当社は、この保険証券記載の航海の条件の全部または一部に反する事実が発生した場合は、その時以後に生じた損害をてん補する責任を負いません。ただし、当社が書面により承諾したときは、この

限りではありません。

.....

係船特別条項

（平成22年4月1日改正）

第1条

当社は、次に掲げる①から③までの全部または一部に反する事実が発生した場合は、その時以後に生じた損害をてん補する責任を負いません。ただし、当社が書面により承諾したときは、この限りではありません。

- ① 被保険船舶が、この保険証券記載の場所に適切な方法で係船されていること。
- ② 被保険船舶が、この保険証券記載の係船の条件に従い係船されていること。
- ③ 営利の目的であると否とを問わず、被保険船舶が、海上倉庫、宿泊施設その他いかなる用途にも使用されないこと。

第2条

当社は、地震または火山の噴火（注）によって生じた損害をてん補する責任を負いません。

（注）これらによって生じた津波および火災を含みます。

第3条

保険期間中であっても、被保険船舶が稼働を目的として積荷の積み込みその他発航の準備に着手したときは、その時をもってこの保険契約は終了します。

.....

係船特別条項ただし第1条②削除

（平成22年4月1日改正）

第1条

当社は、次に掲げる①および③の全部または一部に反する事実が発生した場合は、その時以後に生じた損害をてん補する責任を負いません。ただし、当社が書面により承諾したときは、この限りではありません。

- ① 被保険船舶が、この保険証券記載の場所に適切な方法で係船されていること。
- ~~② 被保険船舶が、この保険証券記載の係船の条件に従い係船されていること。~~
- ③ 営利の目的であると否とを問わず、被保険船舶が、海上倉庫、宿泊施設その他いかなる用途にも使用されないこと。

第2条

当社は、地震または火山の噴火（注）によって生じた損害をてん補する責任を負いません。

（注）これらによって生じた津波および火災を含みます。

第3条

保険期間中であっても、被保険船舶が稼働を目的として積荷の積み込みその他発航の準備に着手したときは、その時をもってこの保険契約は終了します。

.....

地震危険不担保特別条項

（平成22年4月1日改正）

当社は、地震または火山の噴火（注）によって生じた損害をてん補する責任を負いません。

（注）これらによって生じた津波および火災を含みます。

.....

解撤回航時の全損金支払制限特別条項

(平成22年4月1日改正)

第1条

- (1) 被保険船舶を解撤するためまたは解撤を目的として売却するために回航する場合、被保険船舶がその回航のための出帆地を発航した後に全損（注1）となったときの当社のでん補すべき金額は、次のとおりとします。
- ① 被保険船舶の売却価格またはこの保険証券記載の保険金額（注2）のいずれか低い金額
 - ② 被保険船舶について、他の船舶保険契約または船費保険契約（以下「他の保険契約」といいます。）がある場合は、①の売却価格にこの保険証券記載の保険金額（注2）と他の保険契約の保険金額との合算額に対するこの保険証券記載の保険金額（注2）の割合を乗じて得た金額と、この保険証券記載の保険金額（注2）のいずれか低い金額
- (2) (1)の場合において、次に掲げる①から③までの損害の見積額またはその合算額が被保険船舶の売却価格またはこの保険証券記載の船舶保険価額のいずれか低い金額を超過したときに限り、被保険船舶が全損となったものとみなします。
- ① 修繕費（注3）。ただし、被保険船舶がその回航を遂行するために要する修繕費に限りします。
 - ② 共同海損分担額（注4）
 - ③ 損害防止費用（注5）。ただし、全損または①および②の損害を防止軽減するために支出されたものに限りします。
- (3) この保険証券のもとでてん補の対象となる次に掲げる金額または費用については、(1)の規定を適用しません。
- ① 船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第6条（衝突損害賠償金）に規定する衝突損害賠償金
 - ② 保険契約者または被保険者が支出した普通約款第7条（損害防止費用）(1)①および②に規定する損害防止費用。ただし、普通約款第7条（損害防止費用）(1)①の費用については、被保険船舶が全損になるおそれがある場合に、保険契約者または被保険者があらかじめ当社の書面による同意を得て支出した費用に限りします。
 - ③ 普通約款第7条（損害防止費用）(1)③に規定する費用のうち、同第6条（衝突損害賠償金）(1)①および②の損害について賠償請求の訴えが被保険者に対して提起されたときの必要または有益な訴訟費用または仲裁費用
- (4) (1)の場合において、その回航に先だち当社の承諾を得たときは、保険契約者または被保険者は売却価格にその回航に要する費用を含めることができます。

- (注1) 普通約款第3条（全損）(1)の規定によります。
- (注2) 船費保険があるときは、その保険金額を含みます。
- (注3) 普通約款第4条（修繕費）の規定によります。
- (注4) 普通約款第5条（共同海損分担額）の規定によります。
- (注5) 普通約款第7条（損害防止費用）(1)①の規定によります。

第2条

保険契約者または被保険者から当社に対してその回航についてあらかじめ通知がなされ、かつ、当社の責任が軽減したと認められる場合には、当社は、保険期間終了時に保険料（**別途決定**）円を返還します。ただし、被保険船舶がその回航のための出帆地を発航した後にこの保険証券のもとで当社のでん補すべき損害が生じなかった場合に限りします。

.....

解撤回航時の全損金支払制限特別条項（第2種用）

(平成22年4月1日改正)

第1条

- (1) 被保険船舶を解撤するためまたは解撤を目的として売却するために回航する場合、被保険船舶がそ

の回航のための出帆地を発航した後に全損（注1）となったときの当社のでん補すべき金額は、次のとおりとします。

- ① 被保険船舶の売却価格またはこの保険証券記載の保険金額のいずれか低い金額
 - ② 被保険船舶について、他の船舶保険契約がある場合は、①の売却価格にこの保険証券記載の保険金額と他の船舶保険契約の保険金額との合算額に対するこの保険証券記載の保険金額の割合を乗じて得た金額と、この保険証券記載の保険金額のいずれか低い金額
- (2) (1)の場合において、次に掲げる①から③までの損害の見積額またはその合算額が被保険船舶の売却価格またはこの保険証券記載の船舶保険価額のいずれか低い金額を超過したときに限り、被保険船舶が全損となったものとみなします。
- ① 修繕費（注2）。ただし、被保険船舶がその回航を遂行するために要する修繕費に限りします。
 - ② 共同海損分担額（注3）
 - ③ 損害防止費用（注4）。ただし、全損または①および②の損害を防止軽減するために支出されたものに限りします。
- (3) この保険証券のもとでてん補の対象となる保険契約者または被保険者が支出した船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第7条（損害防止費用）(1)①および②に規定する損害防止費用（注5）については、(1)の規定を適用しません。
- (4) (1)の場合において、その回航に先だち当社の承諾を得たときは、保険契約者または被保険者は売却価格にその回航に要する費用を含めることができます。

- (注1) 普通約款第3条（全損）(1)の規定によります。
- (注2) 普通約款第4条（修繕費）の規定によります。
- (注3) 普通約款第5条（共同海損分担額）の規定によります。
- (注4) 普通約款第7条（損害防止費用）(1)①の規定によります。
- (注5) 普通約款第7条（損害防止費用）(1)①の費用については、被保険船舶が全損になるおそれがある場合に、保険契約者または被保険者があらかじめ当社の書面による同意を得て支出した費用に限りします。

第2条

保険契約者または被保険者から当社に対してその回航についてあらかじめ通知がなされ、かつ、当社の責任が軽減したと認められる場合には、当社は、保険期間終了時に保険料（**別途決定**）円を返還します。ただし、被保険船舶がその回航のための出帆地を発航した後にこの保険証券のもとで当社のでん補すべき損害が生じなかった場合に限りします。

.....

原子力危険、生物化学兵器、電磁兵器による損害不担保特別条項

(平成22年4月1日改正)

第1条

当社は、直接であると間接であると問わず、次に掲げる事由によって生じた損害をてん補する責任を負いません。

- ① 核燃料、核廃棄物もしくは核燃料の燃焼から生じる電離放射線または放射能汚染
- ② 原子力施設、原子炉、その他の原子力機器もしくはこれらの構成部品の放射性、有毒性、爆発性その他の有害な特性または放射能汚染を生じさせる特性
- ③ 原子核の分裂、融合もしくはこれらと同種の反応または放射能もしくは放射性物質を使用した兵器または装置
- ④ 放射性物質の放射性、有毒性、爆発性その他の有害な特性または放射能汚染を生じさせる特性。ただし、商業用、農業用、医療用、科学用もしくはその他の同様な平和的目的のために製造、運送、保管または使用されるラジオアイソトープ（注）を除きます。
- ⑤ 化学兵器、生物兵器、生化学兵器または電磁兵器

(注) 核燃料を含みません。

第2条

船舶保険普通保険約款、この保険証券記載の特別約款または他の特別条項の各条項の全部または一部がこの特別条項に抵触するときは、この特別条項が他のすべての約款に優先して適用されます。

2. 共通して適用される特別条項

.....

制裁等に関する特別条項

(平成22年11月8日制定)

当社は、この保険証券のもとで保険の引受、保険金の支払またはその他の利益の提供を行うことにより、当社が国際連合の決議に基づく制裁、禁止もしくは制限を受けるおそれがあるとき、または欧州連合、日本国、連合王国もしくはアメリカ合衆国の貿易もしくは経済に関する制裁、法令もしくは規則における制裁、禁止もしくは制限を受けるおそれがあるときは、いかなる場合も、保険の引受、保険金の支払またはその他の利益の提供を行いません。

.....

イラン原油等輸送禁止特別条項

(平成25年4月1日改正)

当社は、被保険船舶がイランから原油、石油製品、石油化学製品または天然ガスその他のガス状炭化水素を輸送する目的で使用されたときは、その時以降に生じた損害をてん補する責任を負いません。

.....

ロシア産原油等輸送禁止特別条項（上限価格措置対応用）

(令和5年4月1日制定)

当社は、被保険船舶がロシア連邦を原産地とする原油（注1）または石油製品（注2）を輸送する目的で使用されたときは、その時以降に生じた損害をてん補する責任を負いません。ただし、保険契約者または被保険者が当社の指定する宣誓書を提出したときもしくは当社が書面により承諾したときは、この限りではありません。

（注1）HS Code 2709.00 に該当するものをいいます。

（注2）HS Code 2710 に該当するものをいいます。

.....

ベーリング海航行特別条項

(令和4年4月1日改正)

第1条

この保険証券記載の航路定限の規定にかかわらず、被保険船舶は、航路定限内の諸港間航行のためにベーリング海を通過することができます。ただしベーリング海の通過にあたっては次に掲げる(1)から(3)までの規定に従うこと。

(1)ベーリング海の最新の水路図を装備していること。

(2)ベーリング海出入に際しては、次に掲げる水域を航行すること。

- ① ウニマック・パス
- ② アムクタ・パス
- ③ アムチトカ・パス
- ④ パルダー島/アガッツ島間
- ⑤ アガッツ島/アッツ島間
- ⑥ アッツ島以西

(3)次に掲げる装置を装備し、かつ、正規の資格を有する乗組員がその装置を操作すること。

- ① 1つ以上の全地球航法衛星システム（米国のGPS、ロシアのGLONASS、欧州のGalileo、中国のCompassなど）
- ② 無線トランシーバーおよびGMDSS

③ 天候図ファックス記録装置、または、これに代わる気象情報および航路情報を受信するための装置

④ ジャイロコンパス

第2条

当社は、第1条(1)から(3)までの全部または一部に反する事実が発生した場合は、その時以後に生じた損害をてん補する責任を負いません。ただし、当社が書面により承諾したときは、この限りではありません。

.....

船級に関する特別条項

(平成22年4月1日改正)

第1条

この保険契約において、被保険船舶は、保険期間の開始時に当社の承認する船級（注）を保持していることを条件とします。

（注）国際船級協会連合の正会員または準会員の船級に限ります。

第2条

保険期間の途中において、以下の事実が発生した場合は、当社はその時以後に生じた損害をてん補する責任を負いません。ただし、その事実が消滅した後において当社が書面により承諾したときは、その承諾後に生じた損害についてはこの限りではありません。

- ① 被保険船舶の船級が当社の承認する船級以外の船級に変更されたこと
- ② 被保険船舶の船級登録が抹消されたこと
- ③ 被保険船舶の船級登録が一時停止または不継続となったこと
- ④ 船級協会が行った被保険船舶の堪航性にかかわるすべての勧告、要求または制限が船級協会が指定する期日までに充足されなかったこと

第3条

第2条①から④までに掲げる事実が発生したときは、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。その解除は将来に向かってその効力を生じます。この解除権は、当社が解除の原因を知った日から1か月以内にこれを行行使しないときは消滅します。

第4条

船舶保険普通保険約款第14条（てん補しない損害－4）(1)②の規定は適用しません。

.....

コンピュータ機器またはソフトウェアの日付認識エラー不担保特別条項

(平成22年4月1日改正)

第1条

当社は、直接であると間接であるとを問わず、次の①および②に掲げる事由によって生じたいかなる損害もてん補する責任を負いません。

- ① 被保険船舶内に存在すると否とを問わず、保険契約者、被保険者または被保険船舶の船舶管理者が所有、占有、賃借もしくは管理するコンピュータ機器またはソフトウェアの日付変更もしくは日時その他のデータの認識、識別、配列、計算または処理
- ② 現実に存在すると否とを問わず、①にかかわる欠陥を是正または確認するための措置

第2条

保険契約者または被保険者が、第1条①にかかわる欠陥を是正するために相当の注意を払い、コンピュータ機器またはソフトウェアの製造者またはそれに準ずる専門家の指定した方法または手順に従って、あらかじめ必要または有益な措置を講じていたにもかかわらず生じた損害であることを証明した場合は、第1条の規定は適用しません。

第3条

第2条の場合であっても、当社は、直接であると間接であるとを問わず、次の①から④までに掲げ

るいかなる損害もてん補する責任を負いません。

- ① 第1条①にかかわる欠陥のその欠陥部分
- ② 第1条①にかかわる欠陥によるコンピュータ機器またはソフトウェアの機能不全または作動不良
- ③ 第1条①にかかわる欠陥によるソフトウェアの滅失または損傷
- ④ 直接であると間接であるかを問わず、①から③までを是正または確認するために生じた費用、不稼働損失もしくは逸失利益

第4条

- (1) 第1条から第3条までに定めるコンピュータ機器とは、コンピュータシステム、ハードウェア、集積回路、チップおよびこれらに類似の装置をいい、他の機器もしくは製品に内蔵されている同種の装置を含みます。
- (2) 第1条から第3条までに定めるソフトウェアとは、コンピュータソフトウェア、オペレーティングシステム、プログラム、データ等をいいます。

先取特権等に関する特別条項

(令和3年4月1日制定)

第1条

この特別条項は、被保険者が損害賠償責任を負ったことによって被る損害（以下「賠償責任損害」といいます。）について当社がてん補する責任を負う場合に適用されます。

第2条

- (1) 損害賠償請求権者（注1）が日本国の保険法（平成20年法律第56号）に基づき被保険者の当社に対する保険金請求権（注2）に先取特権を有し、被保険者または保険金を受け取るべき者の当社に対する保険金請求権（注2）が制限される場合は、当社は、次のいずれかに該当するときに、保険金（注3）の支払を行います。
 - ① 被保険者が損害賠償請求権者（注1）に対してその損害の賠償をした後に、当社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者（注1）に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当社から直接、損害賠償請求権者（注1）に支払う場合
 - ③ 被保険者が損害賠償請求権者（注1）に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者（注1）が先取特権を行使したことにより、当社から直接、損害賠償請求権者（注1）に支払う場合
 - ④ 被保険者が損害賠償請求権者（注1）に対してその損害の賠償をする前に、当社が被保険者に保険金（注3）を支払うことを損害賠償請求権者（注1）が承諾したことにより、当社から被保険者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者（注1）が承諾した金額を限度とします。
- (2) 損害賠償請求権者（注1）が外国の法令または条約に基づき被保険者の当社に対する保険金請求権を制限する先取特権その他特別な権利を有し、被保険者または保険金を受け取るべき者の当社に対する保険金請求権（注2）が制限される場合は、当社は、その法令または条約に従い保険金（注3）の支払を行います。

（注1）被保険者に損害賠償請求権を有する者をいいます。

（注2）賠償責任損害にかかわる保険金請求権に限ります。

（注3）賠償責任損害にかかわる保険金に限ります。

保険契約の解除に関する特別条項

(平成26年4月1日制定)

第1条

当社は、次に掲げる事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- (1) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当すること。
 - ① 反社会的勢力（注）に該当すると認められること。

- ② 反社会的勢力（注）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
- ③ 反社会的勢力（注）を不当に利用していると認められること。
- ④ 法人である場合において、反社会的勢力（注）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
- ⑤ その他反社会的勢力（注）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

- (2) (1)に掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、(1)の事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

（注）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

第2条

第1条の規定による解除が保険事故による損害が発生した後になされた場合であっても、当社は、第1条の事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した保険事故によって生じた損害をてん補する責任を負いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

第3条

保険契約者または被保険者が第1条(1)①から⑤までのいずれかに該当することにより同条の規定による解除がなされた場合には、第2条の規定は次の損害については適用しません。

- ① 第1条(1)①から⑤までのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
- ② 第1条(1)①から⑤までのいずれかに該当する被保険者が損害賠償責任を負ったことによって被る損害

第4条

第1条(1)または(2)の規定により当社が保険契約を解除した場合には、当社は、解除した日の翌日から日割をもって計算した未経過保険料に対応する保険料を返還します。

航路定限外航行に関する特別条項(外航船用)

(平成29年4月1日制定)

当社は、船舶保険普通保険約款第14条（てん補しない損害—4）(1)③の規定にかかわらず、被保険船舶がこの保険証券記載の航路定限の外に出る場合（以下「航路定限外航行」といいます。）は次に掲げる条件を満たすときには、航路定限外航行以後に生じた損害をてん補する責任を負います。

- ① 保険契約者または被保険者が、航路定限外航行を知った後遅滞なくこれを当社に通知すること。
- ② 保険契約者が、当社の定める割増保険料を支払うこと。
- ③ 保険契約者が、当社の定める条件に従うこと。

航路定限外航行の条件に関する特別条項

(令和4年4月1日制定)

第1条

当社は、次に掲げる(1)から(4)の条件を満たす場合に限り、航路定限外航行以降に生じた損害をてん補する責任を負います。

- (1) 被保険船舶は、次に掲げる装置を装備していること。
 - ① 2基の独立したレーダーセット
 - ② 1つ以上の全地球航法衛星システム（米国のGPS、ロシアのGLONASS、欧州のGalileo、中国のCompassなど）
 - ③ 無線トランシーバーおよびGMDSS
 - ④ 天候図ファックス記録装置、またはこれに代わる気象情報および航路情報を受信するための装置
 - ⑤ 北緯70度以北を航行するときは、製造者またはその代理店が承認した緯度補正を施したジャイ

2. 共通して適用される特別条項

ロコンパス

- (2)(1)に掲げるいずれの場合においても、すべての航行補助装置、レーダー、アルパ（自動衝突予防援助装置）、エコサウンダー、スピードログ、ナブテックス、コンパス、クロノメーター、通信システム等が完全に作動し、有資格者によって操作されていること。
- (3)被保険船舶は、船員への最新の通知に基づいて更新された適切な航海用海図、航海指示書、無線信号のリスト、ログ信号、灯火、水先案内書を所持していること。
- (4)被保険船舶は、該当する沿岸国当局によって定められたすべての水先案内要件、交通規制および管制を遵守すること。

第2条

当社は、第1条(1)から(4)までの全部または一部に反する事実が発生した場合は、その時以降に生じた損害をてん補する責任を負いません。ただし、当社が書面により承諾したときは、この限りではありません。

.....

サイバーリスクの取扱いに関する特別条項（A）

（令和3年4月1日制定）

第1条

当社は、直接であると間接であるとを問わず、コンピュータ、コンピュータシステム、コンピュータソフトウェアプログラム、悪意のあるコード、コンピュータウイルス、プロセスまたはその他の電子システムが、危害を加える手段として使用または操作された場合、それらの使用または操作によって生じたいかなる損害、損失もてん補する責任を負いません。

第2条

当社は、コンピュータ、コンピュータシステム、コンピュータソフトウェアプログラム、プロセスまたはその他の電子システムが、危害を加える手段として使用または操作されないかぎり、その使用または操作によって生じた損害、損失を船舶保険普通保険約款、この保険証券記載の特別約款および他の特別条項に従っててん補する責任を負います。

第3条

第1条の規定にかかわらず、この特別条項が戦争、水雷その他の爆発物、だ捕、捕獲、ストライキまたは社会的騒じょう等の危険を担保する保険契約に付帯される場合、兵器もしくはミサイルの発射・誘導システムおよび発射メカニズムにおけるコンピュータ、コンピュータシステム、コンピュータソフトウェアプログラム、その他の電子システムの使用に起因する損害、損失については、てん補する責任を負います。

.....

サイバーリスクの取扱いに関する特別条項（B）

（令和3年4月1日制定）

第1条

当社は、直接であると間接であるとを問わず、コンピュータ、コンピュータシステム、コンピュータソフトウェアプログラム、悪意のあるコード、コンピュータウイルス、プロセスまたはその他の電子システムが、危害を加える手段として使用または操作された場合、それらの使用または操作によって生じたいかなる損害、損失もてん補する責任を負いません。

第2条

第1条の規定にかかわらず、この特別条項が戦争、水雷その他の爆発物、だ捕、捕獲、ストライキまたは社会的騒じょう等の危険を担保する保険契約に付帯される場合、兵器もしくはミサイルの発射・誘導システムおよび発射メカニズムにおけるコンピュータ、コンピュータシステム、コンピュータソフトウェアプログラム、その他の電子システムの使用に起因する損害、損失については、てん補する責任を負います。

.....

感染症免責特別条項

（令和3年4月1日制定）

第1条（てん補しない損害）

当社は、いかなる感染症の損害に対しても、てん補する責任を負いません。ただし、第4条（感染した個人に関する例外）の規定に該当する場合を除きます。

第2条（「感染症の損害」の定義）

(1)「感染症の損害」とは、直接的であるか間接的であるかを問わず、またその他の原因または事由が同時もしくは並行して発生しているか否かにかかわらず、以下①から③に掲げる免責事由によって生じたあらゆる損害、損傷、責任または費用（以下「損害等」といいます。）をいいます。

① 感染症（注1）

② 感染症の感染拡大を制限、防止、減少または減速させるため、または感染症にかかわる法的責任を防止軽減するためになされた勧告、決定または措置（以下「感染拡大防止措置等」といいます。）（注2）

③ 感染拡大防止措置等の変更、破棄または取下げるためになされた勧告、決定または措置（以下「感染拡大防止措置等の変更等」といいます。）（注2）

(2)(1)②に規定する感染拡大防止措置等のためになされたか否かを問わず、船舶、輸送用具、掘削装置またはプラットフォーム（以下「船舶等」といいます。）の航行、運航、稼働、貨物の積み込みまたは荷卸しその他通常の使用を中断し、港内またはその他の場所において係留、休航または錨泊させるためになされた勧告、決定、措置（注3）は免責事由とはみなしません。この規定は、(1)①に規定する感染症および(1)③に規定する感染拡大防止措置等の変更等が免責事由となることを妨げるものではありません。

(3)当初の荷積地、荷揚地またはその他の目的地から本船を離路させるためになされた勧告、決定、措置（注3）は(1)②に規定する感染拡大防止措置等のためになされた事実のみをもって免責事由とはみなしません。この規定は、当該離路の結果として行われた航行の間に、船舶等に最初に影響を与えた事故について(1)①に規定する感染症および(1)③に規定する感染拡大防止措置等の変更等が免責事由となることを妨げるものではありません。

(4)損害、損傷または責任が(1)に規定する免責事由以外によって生じた場合、(1)②に規定する感染拡大防止措置等の目的のために増加したか否かを問わず、増加した費用または費用の支出について増加した責任を負責としません。この規定は、(1)①に規定する感染症および(1)③に規定する感染拡大防止措置等の変更等が免責事由となることを妨げるものではありません。

（注1）現実であるか認知されたものであるかを問わず、感染症のおそれを含みます。

（注2）公的機関によりなされたものか、民間の機関によりなされたものかを問いません。

（注3）誰によってなされたかを問いません。

第3条（「感染症」の定義）

「感染症」とは、既知のものであるか否かを問わず、何らかの物質または媒介物（以下「物質等」といいます。）を通じて生物から生物へ感染する疾患のことをいいます。

① 物質等には、ウイルス、細菌、寄生虫、その他の生物またはそれらの変異種を含みます（注）。ただし、これらに限定されるものではありません。

② 感染の経路は、直接であると間接であるとを問わず、人と人との接触、空気感染、飛沫感染、固体および固体面、液体または気体を経由した感染を含みます。ただし、これらに限定されるものではありません。

③ 疾患または物質等は、単独で作用するか他の併存症、症状、遺伝的感受性または免疫系と複合して作用するかを問わず、死亡、疾病、傷害、一時的または永続的な身体または精神障害の原因となる可能性もしくは何らかの資産の価値または安全な使用に悪影響を与える可能性があるものをいいます。

（注）生存していると否とを問いません。

第4条（感染した個人に関する例外）

(1)以下のいずれにも該当する場合、第1条（てん補しない損害）に規定する感染症の免責を適用しません。

- ① 感染した（注）個人の行動または判断（以下「感染した個人の行動等」といいます。）が損害発生の事由を引き起こすまたはそれに寄与する場合
- ② 感染した個人の行動等または損害の原因と疑われる事象そのものがいずれも第2条（「感染症の損害」の定義）（1）②に規定する感染拡大防止措置等または第2条（「感染症の損害」の定義）（1）③に規定する感染拡大防止措置等の変更等に該当しない場合
- （2）（1）①および（1）②のいずれにも該当する場合、感染した個人の行動等が、個人の感染（注）によって害され、影響を受け、または引き起こされた事実または可能性の有無にかかわらず、当社はこの特別条項以外の条件に基づいて補填する責任を負います。ただし、感染症の拡散、発生、深刻度または再発生の増加、または感染した個人の行動等の結果として生じた第2条（「感染症の損害」の定義）（1）②に規定する感染拡大防止措置等または第2条（「感染症の損害」の定義）（1）③に規定する感染拡大防止措置等の変更等から生じる損害等に対し当社は補填する責任を負いません。
- （3）（1）の適用にあたり、感染した個人は事故によって影響を受ける対象に居合わせる必要はありません。ただし、直接であると間接であるとを問わず、損害発生の事由を引き起こし、もしくはそれに寄与し、かつ、その対象に影響を及ぼす感染した個人の行動等は、感染症の影響を受けていなかった場合において、通常の職務上の行動等であることを条件とします。

（注）疑いを含みます。

第5条（この特別条項とその他の条件との関係）

損害等が、この特別条項によって免責とならず、かつ、この保険契約に適用されるその他の条件によって補填の対象となる損害発生の事由のみによって発生した損害について、当社は補填する責任を負います。

3. 航路定限

3. 航路定限

日本全沿岸

(令和5年4月1日改正)

- (1) 北緯 46 度以南、同 24 度以北および東経 146 度 45 分以西、同 124 度以東の水域。ただし、サハリン、シベリア、朝鮮半島および遼東半島の沿岸（注 1）を除きます。
- (2) (1) の水域内の港津と次に掲げる島嶼（以下「追加島嶼」といいます。）相互間の航行および追加島嶼相互間の航行（注 2）
- (ア) 八重山列島
 - (イ) 沖ノ島
 - (ウ) 南鳥島
 - (エ) エトロフ島
 - (オ) シコタン島
- (3) 沖ノ島を起点に水路 2.5 哩の範囲内
- (4) 南鳥島を起点に水路 2.5 哩の範囲内

(注 1) その河川および隣接する諸島を含みます。

(注 2) 八重山列島相互間の航行を含みます。

日本全沿岸および大韓民国

(令和5年4月1日改正)

- (1) 北緯 46 度以南、同 24 度以北および東経 146 度 45 分以西、同 124 度以東の水域。ただし、サハリン、シベリア、朝鮮半島および遼東半島の沿岸（注 1）を除きます。
- (2) (1) の水域内の港津と次に掲げる島嶼（以下「追加島嶼」といいます。）相互間の航行および追加島嶼相互間の航行（注 2）
- (ア) 八重山列島
 - (イ) 沖ノ島
 - (ウ) 南鳥島
 - (エ) エトロフ島
 - (オ) シコタン島
- (3) 沖ノ島を起点に水路 2.5 哩の範囲内
- (4) 南鳥島を起点に水路 2.5 哩の範囲内
- (5) (1) の規定にかかわらず、北緯 33 度以北、同 39 度 60 分以南、東経 131 度以西、同 124 度以東の大韓民国沿岸水域を含みます。

(注 1) その河川および隣接する諸島を含みます。

(注 2) 八重山列島相互間の航行を含みます。

近海水域（A）

(平成22年4月1日改正)

- (1) 北緯 46 度以南、同 21 度以北および東経 160 度以西、同 113 度以東の水域。ただし、シベリア沿岸（注）ならびにエトロフ島およびウルップ島を除きます。
- (2) (1) の規定にかかわらず、
- (ア) ウラジオストックおよびナホトカに航行することができます。
 - (イ) 3 月 15 日より 1 月 14 日に至る間はサハリンならびにニコライエフスクおよびマゴよりウラジオストックに至るシベリア沿岸（注）に航行することができますが、1 月 14 日まで

に上記地域内における最後の港を航路定限内の港に向けて出帆しなければなりません。

(注) その河川および隣接する諸島を含みます。

近海水域（B）

(平成22年4月1日改正)

- (1) 北緯 46 度以南、南緯 11 度以北および東経 175 度以西、同 94 度以東の水域。ただし、シベリア沿岸（注）ならびにエトロフ島およびウルップ島を除きます。
- (2) (1) の規定にかかわらず、
- (ア) ウラジオストックおよびナホトカに航行することができます。
 - (イ) 3 月 15 日より 1 月 14 日に至る間はサハリンならびにニコライエフスクおよびマゴよりウラジオストックに至るシベリア沿岸（注）に航行することができますが、1 月 14 日まで
- に上記地域内における最後の港を航路定限内の港に向けて出帆しなければなりません。

(注) その河川および隣接する諸島を含みます。

世界水域航路定限（2010 年 4 月 1 日）

世界航路。ただし、次に掲げる水域を除きます。

- (1) 北アメリカ大西洋沿岸（注 1）。ただし、次の水域に限ります。
- (ア) 北緯 52 度 10 分以北、西経 50 度以西の水域
 - (イ) 12 月 21 日より 4 月 30 日に至る間、セントローレンス湾（注 2）
 - (ウ) 12 月 1 日より 4 月 30 日に至る間、ベイ・コモーとマターンを結ぶ線以西、モントリオール以東のセントローレンス川
- (2) 五大湖およびモントリオール以西（注 3）のセントローレンス水路
- (3) グリーンランド水域
- (4) 西経 130 度 50 分以西の北アメリカ太平洋沿岸（注 1）および北緯 54 度 30 分以北、西経 160 度以東の北太平洋水域。ただし、航路定限内の諸港間航行のために通過する場合を除きます。
- (5) パルチック海。ただし、次の期間および水域に限ります。
- (ア) 12 月 10 日より 5 月 25 日に至る間、モー（注 4）とヴァーサ（注 5）を結ぶ線以北の水域（注 6）
 - (イ) 12 月 15 日より 5 月 15 日に至る間、ヴィープリ（注 7）とナルヴァ（注 8）を結ぶ線以東の水域（注 9）
 - (ウ) 1 月 8 日より 5 月 5 日に至る間、ストックホルム（注 10）とターリン（注 11）を結ぶ線以北の水域（注 12）
 - (エ) 12 月 28 日より 5 月 5 日に至る間、北緯 59 度以南、東経 22 度以東の水域
- (6) 北緯 70 度以北の水域。ただし、ノルウェー沿岸（注 1）またはコラ湾へ往復航行する場合を除きます。
- (7) ペーリング海
- (8) シベリア沿岸（注 1）および北緯 46 度以北、東経 180 度以西のアジア水域。ただし、次に掲げるものを除きます。
- (ア) ウラジオストックおよびナホトカ
 - (イ) 3 月 15 日より 1 月 14 日に至る間にサハリンならびにニコライエフスクおよびマゴよりウラジオストックに至るシベリア沿岸（注 1）を航行すること。ただし、1 月 14 日までに上記地域内の最後の港を航路定限内の港に向けて出帆しなければなりません。
 - (ウ) 航路定限内の諸港間航行のために通過すること。
- (9) ケルグレン島およびクロセツ諸島
- (10) 南緯 50 度以南の水域。ただし、次に掲げるものを除きます。

- (ア)パタゴニア、チリおよびフォークランド諸島
- (イ)航路定限内の諸港間航行のために通過すること。

- (注1) その河川および隣接する諸島を含みます。
- (注2) バトル・ハーバーとビストレ湾、レイ岬とノース岬、ホークスベリー港とマルグレーブ港およびベイ・コモーとマターンを結ぶ線により囲まれた水域
- (注3) モントリオールを除きます。
- (注4) 北緯 63 度 24 分
- (注5) 北緯 63 度 06 分
- (注6) モーおよびヴァーサを除きます。
- (注7) 東経 28 度 47 分
- (注8) 東経 28 度 12 分
- (注9) ヴィープリおよびナルヴァを除きます。
- (注10) 北緯 59 度 20 分
- (注11) 北緯 59 度 24 分
- (注12) ストックホルムおよびターリンを除きます。

.....

瀬戸内海

(平成22年4月1日改正)
八幡岬／八幡岬から 359 度 30 分 2,000 メートルの地点／馬島西端／村崎鼻線以東、日の御埼／蒲生田埼線以北、由良埼／鶴見埼線以北の水域

.....

東京湾

(平成22年4月1日改正)
神奈川県三崎と千葉県洲崎を結ぶ線以北の水域 (注)
(注) 城ヶ島を含みます。

.....

鹿児島湾

(平成22年4月1日改正)
鹿児島県長崎鼻と同県立目崎を結ぶ線以北の水域

.....

沖縄本島周辺

(平成22年4月1日改正)
沖縄本島周辺。
ただし、
北緯 27 度 10 分・東経 128 度 00 分と北緯 26 度 20 分・東経 126 度 35 分を結ぶ線、
北緯 26 度 20 分・東経 126 度 35 分と北緯 25 度 55 分・東経 127 度 50 分を結ぶ線、
北緯 25 度 55 分・東経 127 度 50 分と北緯 26 度 45 分・東経 128 度 30 分を結ぶ線、
北緯 26 度 45 分・東経 128 度 30 分と北緯 27 度 10 分・東経 128 度 00 分を結ぶ線、の 4 線によって囲まれた沖縄本島を含む水域

.....

平水区域第 1 号

千葉県富津岬から神奈川県観音埼灯台まで引いた線および陸岸により囲まれた水域

.....

平水区域第 2 号

静岡県御浜埼から同県清水灯台まで引いた線および陸岸により囲まれた水域

.....

平水区域第 3 号

愛知県伊良湖岬灯台から三重県神島灯台から 180 度 2,000 メートルの地点まで引いた線、同地点から同県菅島灯台まで引いた線、同灯台から同県松ヶ鼻まで引いた線および陸岸により囲まれた水域

.....

平水区域第 4 号

三重県菅埼から同県安乗埼まで引いた線および陸岸により囲まれた水域

.....

平水区域第 5 号

三重県城山埼から同県御座埼まで引いた線および陸岸により囲まれた水域

.....

平水区域第 6 号

和歌山県駒埼から同県灯明埼まで引いた線および陸岸により囲まれた水域

.....

平水区域第 7 号

和歌山県宮崎ノ鼻から同県田倉埼から 236 度 2,000 メートルの地点まで引いた線、同地点から兵庫県淡路島生石鼻まで引いた線、同島江埼灯台から 137 度 5,200 メートルの地点まで引いた線、同地点

.....

平水区域第 8 号

兵庫県加古川口左岸突端から同県加島東端まで引いた線、同島東端から香川県小豆島大角鼻灯台まで引いた線、同灯台から同県馬ヶ鼻まで引いた線、愛媛県忽那山から山口県平郡島南東端から 180 度 2,000 メートルの地点まで引いた線、同地点から同県八島洲埼まで引いた線、同島鉾埼から同県祝島島帽子鼻まで引いた線、同島西端から同県尾島西端まで引いた線、同島西端から同県野島南端まで引いた線、同島西端から同県三田尻中間港築地東防波堤南灯台から 137 度 5,200 メートルの地点まで引いた線、同地点から同県丸尾埼まで引いた線および陸岸により囲まれた水域

3. 航路制限

.....
平水区域第 1 0 号
山口県宇部岬港冲防波堤東灯台から 90 度 600 メートルの地点から 258 度 20,000 メートルの地点まで引いた線、同地点から 180 度に引いた線、福岡県八幡岬から 359 度 30 分 2,000 メートルの地点まで引いた線、同地点から同県馬島西端まで引いた線、同島西端から山口県村崎鼻まで引いた線および陸岸により囲まれた水域
.....
平水区域第 1 1 号
愛媛県女子鼻から同県大埦灯台から 290 度 4,000 メートルの地点まで引いた線、同地点から同県嘉島宇和嘉島灯台まで引いた線、同灯台から同県戸島西端まで引いた線、同島西端から同県須下埦灯台まで引いた線および陸岸により囲まれた水域
.....
平水区域第 1 2 号
大分県臼石鼻から同県関埦灯台から 90 度 2,000 メートルの地点まで引いた線、同地点から同県沖無垢島東端まで引いた線、同島東端から同県高甲岩灯台まで引いた線、同灯台から同県先ノ瀬灯台まで引いた線、同灯台から同県鶴御埦まで引いた線および陸岸により囲まれた水域
.....
平水区域第 1 3 号
鹿児島県小根占埦から同県金比羅ノ鼻まで引いた線および陸岸により囲まれた水域
.....
平水区域第 1 4 号
鹿児島県奄美群島奄美大島神ノ鼻から加計呂麻島カネンテ埦まで引いた線、同島西端から江仁屋離西端まで引いた線、江仁屋離西端から奄美大島曾津高埦まで引いた線、同島曾津高埦から枝手久島戸倉埦まで引いた線、同島戸倉埦から奄美大島倉木埦まで引いた線および陸岸により囲まれた水域
.....
平水区域第 1 5 号
沖縄県沖縄群島沖縄島金武岬から 43 度 5,500 メートルの地点から伊計島灯台から 73 度 1,900 メートルの地点まで引いた線、同地点から浮原島東端まで引いた線、同島東端から久高島灯台から 147 度 2,500 メートルの地点まで引いた線、同地点から沖縄島知念岬まで引いた線および陸岸により囲まれた水域
.....
平水区域第 1 6 号
沖縄県沖縄群島沖縄島渡久地港本部防波堤灯台から 154 度 4,000 メートルの地点から水納島灯台から 248 度 2,200 メートルの地点まで引いた線、同地点から 0 度 2,000 メートルの地点まで引いた線、同地点から 68 度に

引いた線および陸岸により囲まれた水域
.....
平水区域第 1 7 号
沖縄県沖縄群島沖縄島備瀬埦灯台から 99 度 9,200 メートルの地点から古宇利島北端まで引いた線、同島北端から 115 度に引いた線および陸岸により囲まれた水域
.....
平水区域第 1 8 号
沖縄県慶良間列島渡嘉敷島阿波連埦から外地島南端まで引いた線、同島南端から阿嘉島南西端まで引いた線、同島南西端から屋嘉比島南端まで引いた線、同島北端から座間味島西端まで引いた線、同島北東端から渡嘉敷島北端まで引いた線および陸岸により囲まれた水域
.....
平水区域第 1 9 号
沖縄県宮古列島宮古島南端から来間島南端まで引いた線、同島南西端から下地島南西端まで引いた線、同島北西端から伊良部島北端まで引いた線、同島北端から池間島北西端まで引いた線、同島北端から大神島北端まで引いた線、同島東端から宮古島ビンフ岳まで引いた線および陸岸により囲まれた水域
.....
平水区域第 2 0 号
沖縄県八重山列島石垣島白保埦から黒島南端まで引いた線、同島南端から新城島（下地）南端まで引いた線、同島南西端から 309 度に引いた線、西表島野原埦から石垣島大埦まで引いた線および陸岸により囲まれた水域
.....
平水区域第 2 1 号
沖縄県八重山列島西表島宇奈利埦西端から外離島北西端まで引いた線、同島北西端から西表島八重目埦まで引いた線および陸岸により囲まれた水域
.....
平水区域第 2 2 号
鹿児島県黒之浜港西防波堤灯台から 193 度 200 メートルの地点から同県長島南端まで引いた線、同島大埦から熊本県下須島尾埦まで引いた線、同島ビシヤゴ瀬ノ鼻から同県天草下島鶴埦まで引いた線、同島シラタケ鼻から長崎県瀬詰埦まで引いた線および陸岸により囲まれた水域
.....

平水区域第23号

長崎県三重埼から同県野母埼まで引いた線および陸岸により囲まれた水域

平水区域第24号

長崎県才ノ鼻から同県崎戸島南西端まで引いた線、同島南西端から同県御床島西端まで引いた線、同島西端から同県蛸ノ浦島鶴埼まで引いた線、同島鶴埼から同県平戸島坊山埼まで引いた線、同島魚見埼から同県大瀬埼まで引いた線および陸岸により囲まれた水域

平水区域第24号の2

長崎県五島列島中通島入鹿鼻から若松島白埼まで引いた線、同島ビシャゴ鼻から中通島焼崎鼻まで引いた線および陸岸により囲まれた水域

平水区域第25号

長崎県対馬上島鴨居瀬港西防波堤灯台から82度1,000メートルの地点から黒島北端まで引いた線、同島南端から下島折瀬鼻まで引いた線、同島綱掛埼から307度に引いた線、同島郷埼から上島小松埼まで引いた線および陸岸により囲まれた水域

平水区域第26号

佐賀県値賀埼から同県向島北端まで引いた線、同島北端から長崎県黒島北西端まで引いた線、同島北西端から同県青島北西端まで引いた線、同島北西端から同県津埼まで引いた線および陸岸により囲まれた水域

平水区域第27号

福岡県串埼から佐賀県神集島北端まで引いた線、同島北端から同県加部島北端まで引いた線、同島北端から同県波戸岬まで引いた線および陸岸により囲まれた水域

平水区域第28号

福岡県志賀島大埼から同県西浦岬まで引いた線および陸岸により囲まれた水域

平水区域第29号

山口県泊埼から185度に引いた線および陸岸により囲まれた水域

平水区域第30号

山口県虎ヶ埼から同県青海島東端まで引いた線、同島北西端から同県今岬まで引いた線および陸岸により囲まれた水域

平水区域第31号

島根県隠岐諸島中ノ島木路ヶ埼から知夫里島東端まで引いた線、同島帯ヶ埼から西ノ島漕廻鼻まで引いた線、同島北東端から中ノ島北端まで引いた線および陸岸により囲まれた水域

平水区域第32号

島根県地蔵埼から鳥取県日野川口右岸突端まで引いた線および陸岸により囲まれた水域

平水区域第33号

京都府鷺埼から同府博奕岬まで引いた線および陸岸により囲まれた水域

平水区域第34号

福井県小山ノ鼻から同県鋸埼まで引いた線および陸岸により囲まれた水域

平水区域第35号

福井県岡埼から同県立石岬まで引いた線および陸岸により囲まれた水域

平水区域第36号

石川県能登小木港犬山灯台から富山県小矢部川口右岸突端まで引いた線および陸岸により囲まれた水域

平水区域第37号

青森県貝埼から同県明神埼まで引いた線および陸岸により囲まれた水域

3. 航路定限

平水区域第38号

北海道大鼻岬から同道葛登支岬まで引いた線および陸岸により囲まれた水域

.....

平水区域第39号

北海道尻別川口右岸突端から同道弁慶岬まで引いた線および陸岸により囲まれた水域

.....

平水区域第40号

北海道高島岬から 137 度に引いた線および陸岸により囲まれた水域

.....

平水区域第40号の2

北海道野付埼灯台から 249 度に引いた線および陸岸により囲まれた水域

.....

平水区域第41号

北海道末広埼から同道大黒島砂埼まで引いた線、同島南端から同道尻羽埼まで引いた線および陸岸により囲まれた水域

.....

平水区域第42号

岩手県姉ヶ埼から同県閉伊埼まで引いた線および陸岸により囲まれた水域

.....

平水区域第43号

岩手県小根ヶ埼から同県館ヶ埼まで引いた線および陸岸により囲まれた水域

.....

平水区域第44号

岩手県七戻埼から同県長埼まで引いた線および陸岸により囲まれた水域

.....

平水区域第45号

岩手県尾埼から同県馬田岬まで引いた線および陸岸により囲まれた水域

.....

平水区域第46号

岩手県コオリ埼から同県碁石埼灯台まで引いた線および陸岸により囲まれた水域

.....

平水区域第47号

宮城県御崎岬から同県大島陸前大島灯台から150度1,000メートルの地点まで引いた線、同地点から同県岩井埼まで引いた線および陸岸により囲まれた水域

.....

平水区域第48号

宮城県白銀埼から同県出島北端まで引いた線、同島四子ノ埼から同県大貝埼まで引いた線および陸岸により囲まれた水域

.....

平水区域第48号の2

宮城県渡波尾埼灯台から 274 度 30 分 10,300 メートルの地点まで引いた線、同地点から 341 度に引いた線および陸岸により囲まれた水域

.....

平水区域第49号

宮城県宮戸島萱野埼から同県花淵埼まで引いた線および陸岸により囲まれた水域

.....

漁船航路定限（1）

（平成22年4月1日改正）
東経 94 度以東、東経 180 度以西、北緯 48 度以南、南緯 13 度以北の太平洋およびインド洋

.....

漁船航路定限（2）

（平成22年4月1日改正）
東経 20 度以東、北緯 50 度以南、南緯 50 度以北の太平洋およびインド洋。ただし、次に掲げる水域および航行を除きます。
① 北緯 48 度以北、西経 135 度以西の太平洋
② ケルグレン島、クロセツ諸島への航行

.....

漁船航路定限（3）

（平成22年4月1日改正）
北緯 50 度以南、南緯 50 度以北の太平洋、南緯 50 度以北のインド洋および北緯 60 度以南、南緯 50 度以北の大西洋。ただし、次に掲げる水域および航行を除きます。
① 北緯 48 度以北、西経 135 度以西の太平洋
② 北緯 43 度 40 分以上、西経 20 度以西の大西洋

- ③ バルチック海
- ④ ケルグレン島、クロセット諸島への航行

.....

航路定限に関する特別条項（A）

（平成22年4月1日制定）

この保険証券記載の航路定限にかかわらず、次の①および②に掲げる航路および水域が航路定限に含まれるものとします。

- ① この保険証券記載の航路定限に記載された港津（以下「記載港津」といいます。）のいずれから
も航程50 哩未満の水域内の港津と記載港津とを結ぶ航路
- ② 記載港津から航程25 哩以内の水域

.....

航路定限に関する特別条項（B）

（平成22年4月1日制定）

この保険証券記載の航路定限にかかわらず、次の①および②に掲げる航路および水域が航路定限に含まれるものとします。

- ① この保険証券記載の航路定限に記載された港津（以下「記載港津」といいます。）のいずれから
も航程200 哩未満の水域内の港津と記載港津とを結ぶ航路
- ② 記載港津から航程25 哩以内の水域

.....

航路定限に関する特別条項（C）

（平成22年4月1日制定）

この保険証券記載の航路定限にかかわらず、この保険証券記載の航路定限に記載された港津から航程25 哩以内の水域が航路定限に含まれるものとします。

4. 船舶保険に適用される特別約款・条項

船舶保険第1種特別約款

(平成22年4月1日改正)

第1条 (てん補責任)

当社は、船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当社の負担する危険）に掲げる損害のうち、全損（注）に限り、てん補する責任を負います。

（注）普通約款第3条（全損）の規定によります。

第2条 (普通約款との関係)

普通約款の各条項の全部または一部がこの特別約款に抵触するときは、この特別約款が普通約款に優先して適用されます。

.....

船舶保険第2種特別約款

(平成22年4月1日改正)

第1条 (てん補責任)

(1) 当社は、船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当社の負担する危険）に掲げる損害のうち、次の損害に限り、てん補する責任を負います。

- ① 全損（注1）
- ② 損害防止費用（注2）。ただし、①に掲げる損害を防止軽減するために支出されたものに限りま

す。

(2) (1)②に掲げる損害防止費用については、普通約款第7条（損害防止費用）（2）ただし書を適用し

（注1）普通約款第3条（全損）の規定によります。

（注2）普通約款第7条（損害防止費用）の規定によります。

第2条 (休航した場合の保険料の返還)

(1) 保険期間を1年とする保険契約で保険期間中に被保険船舶が継続して30日以上休航（注1）した場合は、当社は、この保険証券のもとで当社のでん補すべき損害が保険期間中に生じなかったときに限り、(2)による保険料を保険期間満了後に返還します。

(2) 返還する保険料は、1回の休航（注1）ごとにその休航（注1）した期間について毎30日を1期（注2）として、その期数に相当する日数に対する日割計算による保険料割当額から、次の①および②のうちいずれか多い方を控除した残額とします。

- ① その割当額の3分の1
- ② 保険金額100円につき1期0.10円（木造船舶は0.20円）の割合によって期数に対し算出した金額

(3) (1)および(2)によって保険料の返還を請求しようとするときは、保険契約者または被保険者は、休航（注1）に先立ち書面によりその事実を当社に通知しなければなりません。

（注1）上架または入きよを含みます。

（注2）30日未満は1期とみなしません。

第3条 (普通約款との関係)

普通約款の各条項の全部または一部がこの特別約款に抵触するときは、この特別約款が普通約款に優先して適用されます。

.....

船舶保険第2種特別約款ただし第2条（休航戻）削除

(平成22年4月1日改正)

第1条 (てん補責任)

(1) 当社は、船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当社の負担する危険）に掲げる損害のうち、次の損害に限り、てん補する責任を負います。

- ① 全損（注1）
- ② 損害防止費用（注2）。ただし、①に掲げる損害を防止軽減するために支出されたものに限りま

す。

(2) (1)②に掲げる損害防止費用については、普通約款第7条（損害防止費用）（2）ただし書を適用し

（注1）普通約款第3条（全損）の規定によります。

（注2）普通約款第7条（損害防止費用）の規定によります。

第2条 (休航した場合の保険料の返還)

(1) 保険期間を1年とする保険契約で保険期間中に被保険船舶が継続して30日以上休航（注1）した場合は、当社は、この保険証券のもとで当社のでん補すべき損害が保険期間中に生じなかったときに限り、(2)による保険料を保険期間満了後に返還します。

(2) 返還する保険料は、1回の休航（注1）ごとにその休航（注1）した期間について毎30日を1期（注2）として、その期数に相当する日数に対する日割計算による保険料割当額から、次の①および②のうちいずれか多い方を控除した残額とします。

- ① その割当額の3分の1
- ② 保険金額100円につき1期0.10円（木造船舶は0.20円）の割合によって期数に対し算出した金額

(3) (1)および(2)によって保険料の返還を請求しようとするときは、保険契約者または被保険者は、休航（注1）に先立ち書面によりその事実を当社に通知しなければなりません。

（注1）上架または入きよを含みます。

（注2）30日未満は1期とみなしません。

第3条 (普通約款との関係)

普通約款の各条項の全部または一部がこの特別約款に抵触するときは、この特別約款が普通約款に優先して適用されます。

.....

船舶保険第2種特別約款（衝突損害賠償金でん補）

(平成22年4月1日改正)

第1条 (てん補責任)

(1) 当社は、船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当社の負担する危険）に掲げる損害のうち、次の損害に限り、てん補する責任を負います。

- ① 全損（注1）
- ② 衝突損害賠償金（注2）
- ③ 損害防止費用（注3）。ただし、①および②に掲げる損害を防止軽減するために支出されたもの

に限りま

(2) (1)③に掲げる損害防止費用については、普通約款第7条（損害防止費用）（2）ただし書を適用し

（注1）普通約款第3条（全損）の規定によります。

（注2）普通約款第6条（衝突損害賠償金）の規定によります。

（注3）普通約款第7条（損害防止費用）の規定によります。

第2条（休航した場合の保険料の返還）

- (1) 保険期間を1年とする保険契約で保険期間中に被保険船舶が継続して30日以上休航（注1）した場合は、当社は、この保険証券のもとで当社のでん補すべき損害が保険期間中に生じなかったときに限り、(2)による保険料を保険期間満了後に返還します。
- (2) 返還する保険料は、1回の休航（注1）ごとにその休航（注1）した期間について毎30日を1期（注2）として、その期数に相当する日数に対する日割計算による保険料割当額から、次の①および②のうちいずれか多い方を控除した残額とします。
- ① その割当額の3分の1
- ② 保険金額100円につき1期0.10円（木造船舶は0.20円）の割合によって期数に対し算出した金額
- (3) (1)および(2)によって保険料の返還を請求しようとするときは、保険契約者または被保険者は、休航（注1）に先だち書面によりその事実を当社に通知しなければなりません。

（注1） 上架または入きよを含みます。

（注2） 30日未満は1期とみなしません。

第3条（普通約款との関係）

普通約款の各条項の全部または一部がこの特別約款に抵触するときは、この特別約款が普通約款に優先して適用されます。

.....

船舶保険第2種特別約款（衝突損害賠償金でん補）ただし第2条（休航戻）削除

（平成22年4月1日改正）

第1条（てん補責任）

- (1) 当社は、船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当社の負担する危険）に掲げる損害のうち、次の損害に限り、てん補する責任を負います。
- ① 全損（注1）
- ② 衝突損害賠償金（注2）
- ③ 損害防止費用（注3）。ただし、①および②に掲げる損害を防止軽減するために支出されたものに限りします。
- (2) (1)③に掲げる損害防止費用については、普通約款第7条（損害防止費用）(2)ただし書を適用しません。

（注1） 普通約款第3条（全損）の規定によります。

（注2） 普通約款第6条（衝突損害賠償金）の規定によります。

（注3） 普通約款第7条（損害防止費用）の規定によります。

第2条（休航した場合の保険料の返還）

- (1) 保険期間を1年とする保険契約で保険期間中に被保険船舶が継続して30日以上休航（注1）した場合は、当社は、この保険証券のもとで当社のでん補すべき損害が保険期間中に生じなかったときに限り、(2)による保険料を保険期間満了後に返還します。
- (2) 返還する保険料は、1回の休航（注1）ごとにその休航（注1）した期間について毎30日を1期（注2）として、その期数に相当する日数に対する日割計算による保険料割当額から、次の①および②のうちいずれか多い方を控除した残額とします。
- ① その割当額の3分の1
- ② 保険金額100円につき1期0.10円（木造船舶は0.20円）の割合によって期数に対し算出した金額
- (3) (1)および(2)によって保険料の返還を請求しようとするときは、保険契約者または被保険者は、休航（注1）に先だち書面によりその事実を当社に通知しなければなりません。

（注1） 上架または入きよを含みます。

（注2） 30日未満は1期とみなしません。

第3条（普通約款との関係）

普通約款の各条項の全部または一部がこの特別約款に抵触するときは、この特別約款が普通約款に優先して適用されます。

.....

船舶保険第5種特別約款

（令和3年4月1日改正）

第1条（てん補責任）

- (1) 当社は、船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当社の負担する危険）に掲げる損害のうち、次の損害に限り、てん補する責任を負います。
- ① 全損（注1）
- ② 修繕費（注2）。ただし、沈没、転覆、座礁、座州、火災、爆発（注3）、他物（注4）との衝突または共同海損行為によって被保険船舶が被った損傷の修繕費に限りします。
- ③ 共同海損分担額（注5）
- ④ 衝突損害賠償金（注6）
- ⑤ 損害防止費用（注7）。ただし、①から④までに掲げる損害を防止軽減するために支出されたものに限りします。
- (2) 被保険船舶が空船で航行する場合に、船舶以外に共同海損を分担する利益があれば共同海損行為となる行為によって被保険船舶が被った損傷の修繕費は、共同海損行為によって生じた損傷の修繕費とみなします。

（注1） 普通約款第3条（全損）の規定によります。

（注2） 普通約款第4条（修繕費）の規定によります。

（注3） 被保険船舶内であると否とを問いません。ただし、水雷、爆弾その他爆発物として使用される兵器の爆発を除きます。

（注4） 水を除きます。

（注5） 普通約款第5条（共同海損分担額）の規定によります。

（注6） 普通約款第6条（衝突損害賠償金）の規定によります。

（注7） 普通約款第7条（損害防止費用）の規定によります。

第2条（休航した場合の保険料の返還）

- (1) 保険期間を1年とする保険契約で保険期間中に被保険船舶が継続して30日以上休航（注1）した場合は、当社は、この保険証券のもとで当社のでん補すべき損害が保険期間中に生じなかったときに限り、(2)による保険料を保険期間満了後に返還します。
- (2) 返還する保険料は、1回の休航（注1）ごとにその休航（注1）した期間について毎30日を1期（注2）として、その期数に相当する日数に対する日割計算による保険料割当額から、次の①および②のうちいずれか多い方を控除した残額とします。
- ① その割当額の3分の1
- ② 保険金額100円につき1期（**別途決定**）円の割合によって期数に対し算出した金額
- (3) (1)および(2)によって保険料の返還を請求しようとするときは、保険契約者または被保険者は、休航（注1）に先だち書面によりその事実を当社に通知し、休航（注1）の場所およびその方法について当社の承諾を得なければなりません。

（注1） 上架または入きよを含みます。

（注2） 30日未満は1期とみなしません。

第3条（普通約款との関係）

普通約款の各条項の全部または一部がこの特別約款に抵触するときは、この特別約款が普通約款に優先して適用されます。

.....

船舶保険第5種特別約款ただし第2条（休航戻）削除

（令和3年4月1日改正）

第1条（てん補責任）

（1）当社は、船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当社の負担する危険）に掲げる損害のうち、次の損害に限り、てん補する責任を負います。

- ① 全損（注1）
- ② 修繕費（注2）。ただし、沈没、転覆、座礁、座州、火災、爆発（注3）、他物（注4）との衝突または共同海損行為によって被保険船舶が被った損傷の修繕費に限りします。
- ③ 共同海損分担額（注5）
- ④ 衝突損害賠償金（注6）
- ⑤ 損害防止費用（注7）。ただし、①から④までに掲げる損害を防止軽減するために支出されたものに限りします。

（2）被保険船舶が空船で航行する場合に、船舶以外に共同海損を分担する利益があれば共同海損行為となる行為によって被保険船舶が被った損傷の修繕費は、共同海損行為によって生じた損傷の修繕費とみなします。

（注1）普通約款第3条（全損）の規定によります。

（注2）普通約款第4条（修繕費）の規定によります。

（注3）被保険船舶内であると否とを問いません。ただし、水雷、爆弾その他爆発物として使用される兵器の爆発を除きます。

（注4）水を除きます。

（注5）普通約款第5条（共同海損分担額）の規定によります。

（注6）普通約款第6条（衝突損害賠償金）の規定によります。

（注7）普通約款第7条（損害防止費用）の規定によります。

第2条（休航した場合の保険料の返還）

（1）保険期間を1年とする保険契約で保険期間中に被保険船舶が継続して30日以上休航（注1）した場合は、当社は、この保険証券のもとで当社のてん補すべき損害が保険期間中に生じなかったときに限り、（2）による保険料を保険期間満了後に返還します。

（2）返還する保険料は、1回の休航（注1）ごとにその休航（注1）した期間について毎30日を1期（注2）として、その期数に相当する日数に対する日割計算による保険料割当額から、次の①および②のうちいずれか多い方を控除した残額とします。

- ① その割当額の3分の1
- ② 保険金額100円につき1期（別途決定）の割合によって期数に対し算出した金額

（3）（1）および（2）によって保険料の返還を請求しようとするときは、保険契約者または被保険者は、休航（注1）に先立ち書面によりその事実を当社に通知し、休航（注1）の場所およびその方法について当社の承諾を得なければなりません。

（注1）上陸または入きよを含みます。

（注2）30日未満は1期とみなしません。

第3条（普通約款との関係）

普通約款の各条項の全部または一部がこの特別約款に抵触するときは、この特別約款が普通約款に優先して適用されます。

.....

船舶保険第6種特別約款

（平成22年4月1日改正）

第1条（てん補責任）

当社は、船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当社の負担する危険）に掲げる損害のうち、次の損害に限り、てん補する責任を負います。

- ① 全損（注1）
- ② 修繕費（注2）
- ③ 共同海損分担額（注3）
- ④ 衝突損害賠償金（注4）
- ⑤ 損害防止費用（注5）。ただし、①から④までに掲げる損害を防止軽減するために支出されたものに限りします。

（注1）普通約款第3条（全損）の規定によります。

（注2）普通約款第4条（修繕費）の規定によります。

（注3）普通約款第5条（共同海損分担額）の規定によります。

（注4）普通約款第6条（衝突損害賠償金）の規定によります。

（注5）普通約款第7条（損害防止費用）の規定によります。

第2条（修繕費）

（1）当社が第1条（てん補責任）②の規定によっててん補する修繕費は、次に掲げる事由によって被保険船舶が被った損傷の修繕費に限りします。

- ① 沈没、転覆、座礁、座州、火災、他物（注1）との衝突または共同海損行為
- ② 爆発（注2）。ただし、水雷、爆弾その他爆発物として使用される兵器の爆発を除きます。
- ③ 地震、津波、火山の噴火または落雷
- ④ 荒天
- ⑤ 主機、補機その他の機器の事故
- ⑥ 船体（注3）に存在する欠陥（注4）による事故。ただし、塗装のみに生じた事故（注5）を除きます。
- ⑦ 積荷、属具または燃料、食料その他の消耗品の積込み、荷卸しまたは積替え中にこれらの作業によって生じた事故
- ⑧ 船長、乗組員または水先人の故意または過失。ただし、船長または乗組員が保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者またはこれらの者の代理人である場合、またはこれらの者に保険金を取得させることを目的としていた場合の船長または乗組員の故意を除きます。
- ⑨ 修繕者または用船者の過失。ただし、修繕者または用船者が、保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者またはこれらの者の代理人である場合を除きます。
- ⑩ 原子核の分裂、融合またはこれらと同種の反応によって生じた放射性、爆発性その他の有害な特性

（2）被保険船舶が空船で航行する場合に、船舶以外に共同海損を分担する利益があれば共同海損行為となる行為によって被保険船舶が被った損傷の修繕費は、共同海損行為によって生じた損傷の修繕費とみなします。

（注1）水を除きます。

（注2）被保険船舶内であると否とを問いません。

（注3）属具を含みます。

（注4）保険契約者または被保険者が相当の注意を払ったにもかかわらず発見することができなかった欠陥に限りします。

（注5）（1）⑨に掲げる事由によって生じた場合を含みます。

第3条（修繕費からの控除）

（1）当社は、第2条（修繕費）（1）④から⑩までに掲げる事由によって生じた修繕費については、1回の保険事故ごとにこの保険証券記載の免責金額を控除します。

（2）第2条（修繕費）（1）④の規定については、発航港から次の到達港までの航海中に荒天によって被保険船舶が被った損傷（以下「荒天による損傷」といいます。）を、1回の保険事故によるものとみなします。

航海中に保険期間が開始または満了した場合において、この保険証券の保険期間中に生じた荒天による損傷とこの保険証券の保険期間開始前または満了後に生じた荒天による損傷との判別ができない場合の当社がてん補額は、（1）の免責金額を修繕費から控除した残額にその航海中の全荒天日数に対するこの保険証券の保険期間に属する荒天日数の割合を乗じて得た額とします。

第4条（てん補しない損害）

（1）当社は、核兵器（注）の原子核の分裂、融合またはこれらと同種の反応により生じた放射性、爆発性その他の有害な特性によって生じた損害をてん補する責任を負いません。

（2）普通約款第11条（てん補しない損害－1）①から⑨までの規定のうち⑧の規定は適用しません。

(注) 原子力を推進力とする艦艇を含みます。

第5条（休航した場合の保険料の返還）

- (1) 保険期間を1年とする保険契約で保険期間中に被保険船舶が継続して30日以上休航（注1）した場合は、当社は、この保険証券のもとで当社のでん補すべき損害が保険期間中に生じなかったときに限り、(2)による保険料を保険期間満了後に返還します。
- (2) 返還する保険料は、1回の休航（注1）ごとにその休航（注1）した期間について毎30日を1期（注2）として、その期数に相当する日数に対する日割計算による保険料割当額から、次の①および②のうちいずれか多い方を控除した残額とします。
- ① その割当額の3分の1
- ② 保険金額100円につき1期（**別途決定**）円の割合によって期数に対し算出した金額
- (3) (1)および(2)によって保険料の返還を請求しようとするときは、保険契約者または被保険者は、休航（注1）に先だち書面によりその事実を当社に通知し、休航（注1）の場所およびその方法について当社の承諾を得なければなりません。

(注1) 上架または入きよを含みます。

(注2) 30日未満は1期とみなしません。

第6条（普通約款との関係）

普通約款の各条項の全部または一部がこの特別約款に抵触するときは、この特別約款が普通約款に優先して適用されます。

.....

船舶保険第6種特別約款ただし第5条（休航戻）削除

(平成22年4月1日改正)

第1条（てん補責任）

- 当社は、船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当社の負担する危険）に掲げる損害のうち、次の損害に限り、てん補する責任を負います。
- ① 全損（注1）
- ② 修繕費（注2）
- ③ 共同海損分担額（注3）
- ④ 衝突損害賠償金（注4）
- ⑤ 損害防止費用（注5）。ただし、①から④までに掲げる損害を防止軽減するために支出されたものに限ります。

(注1) 普通約款第3条（全損）の規定によります。

(注2) 普通約款第4条（修繕費）の規定によります。

(注3) 普通約款第5条（共同海損分担額）の規定によります。

(注4) 普通約款第6条（衝突損害賠償金）の規定によります。

(注5) 普通約款第7条（損害防止費用）の規定によります。

第2条（修繕費）

- (1) 当社が第1条（てん補責任）②の規定によっててん補する修繕費は、次に掲げる事由によって被保険船舶が被った損傷の修繕費に限ります。
- ① 沈没、転覆、座礁、座州、火災、他物（注1）との衝突または共同海損行為
- ② 爆発（注2）。ただし、水雷、爆弾その他爆発物として使用される兵器の爆発を除きます。
- ③ 地震、津波、火山の噴火または落雷
- ④ 荒天
- ⑤ 主機、補機その他の機器の事故
- ⑥ 船体（注3）に存在する欠陥（注4）による事故。ただし、塗装のみに生じた事故（注5）を除きます。
- ⑦ 積荷、属具または燃料、食料その他の消耗品の積込み、荷卸しまたは積替え中にこれらの作業に

よって生じた事故

- ⑧ 船長、乗組員または水先人の故意または過失。ただし、船長または乗組員が保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者またはこれらの者の代理人である場合、またはこれらの者に保険金を取得させることを目的としていた場合の船長または乗組員の故意を除きます。
- ⑨ 修繕者または用船者の過失。ただし、修繕者または用船者が、保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者またはこれらの者の代理人である場合を除きます。
- ⑩ 原子核の分裂、融合またはこれらと同種の反応によって生じた放射性、爆発性その他の有害な特性

- (2) 被保険船舶が空船で航行する場合に、船舶以外に共同海損を分担する利益があれば共同海損行為となる行為によって被保険船舶が被った損傷の修繕費は、共同海損行為によって生じた損傷の修繕費とみなします。

(注1) 水を除きます。

(注2) 被保険船舶内であると否とを問いません。

(注3) 属具を含みます。

(注4) 保険契約者または被保険者が相当の注意を払ったにもかかわらず発見することができなかった欠陥に限ります。

(注5) (1)⑨に掲げる事由によって生じた場合を含みます。

第3条（修繕費からの控除）

- (1) 当社は、第2条（修繕費）(1)④から⑩までに掲げる事由によって生じた修繕費については、1回の保険事故ごとにこの保険証券記載の免責金額を控除します。
- (2) 第2条（修繕費）(1)④の規定については、発航港から次の到達港までの航海中に荒天によって被保険船舶が被った損傷（以下「荒天による損傷」といいます。）を、1回の保険事故によるものとみなします。
- 航海中に保険期間が開始または満了した場合において、この保険証券の保険期間中に生じた荒天による損傷とこの保険証券の保険期間開始前または満了後に生じた荒天による損傷との判別ができない場合の当社のでん補額は、(1)の免責金額を修繕費から控除した残額にその航海中の全荒天日数に対するこの保険証券の保険期間に属する荒天日数の割合を乗じて得た額とします。

第4条（てん補しない損害）

- (1) 当社は、核兵器（注）の原子核の分裂、融合またはこれらと同種の反応により生じた放射性、爆発性その他の有害な特性によって生じた損害をてん補する責任を負いません。
- (2) 普通約款第11条（てん補しない損害－1）①から⑨までの規定のうち⑧の規定は適用しません。

(注) 原子力を推進力とする艦艇を含みます。

第5条（休航した場合の保険料の返還）

- (1) 保険期間を1年とする保険契約で保険期間中に被保険船舶が継続して30日以上休航（注1）した場合は、当社は、この保険証券のもとで当社のでん補すべき損害が保険期間中に生じなかったときに限り、(2)による保険料を保険期間満了後に返還します。
- (2) 返還する保険料は、1回の休航（注1）ごとにその休航（注1）した期間について毎30日を1期（注2）として、その期数に相当する日数に対する日割計算による保険料割当額から、次の①および②のうちいずれか多い方を控除した残額とします。
- ① その割当額の3分の1
- ② 保険金額100円につき1期（**別途計算**）の割合によって期数に対し算出した金額
- (3) (1)および(2)によって保険料の返還を請求しようとするときは、保険契約者または被保険者は、休航（注1）に先だち書面によりその事実を当社に通知し、休航（注1）の場所およびその方法について当社の承諾を得なければなりません。

(注1) 上架または入きよを含みます。

(注2) 30日未満は1期とみなしません。

第6条（普通約款との関係）

普通約款の各条項の全部または一部がこの特別約款に抵触するときは、この特別約款が普通約款に優先して適用されます。

4. 船舶保険に適用される特別約款・条項

.....

船費保険契約制限特別条項

(平成22年4月1日改正)

第1条

この保険契約は、船費、利益金、増価額その他名義のいかんにかかわらず、被保険船舶についてその所有者または賃借人の被保険利益を目的として締結される保険契約が、その保険契約者が何人であるかを問わず、保険金額の総額においてこの保険証券記載の保険価額の25%を超えないことを条件とします。ただし、運送貨または用船料に対する1航海ごとの保険契約については、この限りでありません。

第2条

第1条の条件に反する事実があるときには、当社は、その時以後に生じた損害をてん補する責任を負いません。

.....

船費保険契約禁止特別条項

(平成22年4月1日改正)

第1条

この保険契約は、船費、利益金、増価額その他名義のいかんにかかわらず、被保険船舶についてその所有者または賃借人の被保険利益を目的とする保険契約が存在しないことを条件とします。ただし、運送貨または用船料に対する1航海ごとの保険契約については、この限りではありません。

第2条

第1条の条件に反する事実があるときには、当社は、その時以後に生じた損害をてん補する責任を負いません。

.....

氷による損傷修繕費不担保特別条項（A）

(平成22年4月1日改正)

当社は、被保険船舶が1月15日から4月30日までの間に氷と衝突または接触し、これによって被保険船舶が被った損傷の修繕費については、てん補する責任を負いません。ただし、その損傷がこの保険証券のもとで当社がてん補すべき損害（注）を防止軽減するために生じたときは、この限りではありません。

(注) 氷との衝突または接触による損害を除きます。

.....

修繕費追加担保特別条項（エチレン船用）

(平成22年4月1日改正)

第1条

当社は、次に掲げる事由によって被保険船舶が被った損傷の修繕費（注1）を船舶保険第5種特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（てん補責任）(1)②に掲げる修繕費に追加し、特別約款の規定に従いてん補する責任を負います。

- ① エチレン専用機器（注2）の事故
- ② 乗組員または陸上荷役作業員によるエチレン専用機器取扱上の過失

(注1) 船舶保険普通保険約款第13条（てん補しない損害－3）の規定にかかわらず、保険契約者または被保険者が相当の注意を払っても発見することができなかった被保険船舶に存在する欠陥によって事故が生じた場合は、その欠陥が

存在する部分の損傷の修繕費を除きます。

(注2) 熱交換機および冷凍機器等エチレンの積込み、荷卸しおよびタンク内保管のための専用機器

第2条

第1条①および②に掲げる事由によって生じた損傷の修繕費のうち、この保険証券記載の他の特別約款の規定によりてん補できるものについては、この特別条項を適用しません。

.....

修繕費追加担保特別条項（浚渫船用）

(平成22年4月1日改正)

第1条

当社は、次に掲げる事由によって被保険船舶が被った損傷の修繕費（注1）を船舶保険第5種特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（てん補責任）(1)②に掲げる修繕費に追加し、特別約款の規定に従いてん補する責任を負います。ただし、この特別条項によりてん補される修繕費は、次に掲げる事由によって生じた損傷の修繕費（注2）から、1回の保険事故ごとに、この保険証券記載の免責金額を控除した残額に限りします。

被保険船舶の原動機、電動機、発電機、蓄電池(器)、変圧器、開閉装置、電線、ボイラー、一般補機器、配管、ウインチまたは浚渫機の事故

(注1) 船舶保険普通保険約款第13条（てん補しない損害－3）の規定にかかわらず、保険契約者または被保険者が相当の注意を払っても発見することができなかった被保険船舶に存在する欠陥によって事故が生じた場合は、その欠陥が存在する部分の損傷の修繕費を除きます。

(注2) 特別約款第1条（てん補責任）(1)②に掲げる修繕費（共同海損行為によって生じた損傷の修繕費を除きます。）と合算してこの保険証券記載の保険価額を限度とします。

第2条

第1条の規定にかかわらず、当社は、被保険船舶のボイラーの煙道および煙突、フィルター・エレメント、ワイヤー、排(吸)送ポンプ、排(吸)送管、浚渫機のカッターナイフ、グラブ、ディッパ―またはバケット、スパッドおよびビルジ管に生じた損傷の修繕費をてん補する責任を負いません。

第3条

第1条に掲げる事由によって生じた損傷の修繕費のうち、この保険証券記載の他の特別約款の規定によりてん補できるものについては、この特別条項を適用しません。

.....

修繕費追加担保特別条項（杭打船用）

(平成22年4月1日改正)

第1条

当社は、次に掲げる事由によって被保険船舶が被った損傷の修繕費（注1）を船舶保険第5種特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（てん補責任）(1)②に掲げる修繕費に追加し、特別約款の規定に従いてん補する責任を負います。ただし、この特別条項によりてん補される修繕費は、次に掲げる事由によって生じた損傷の修繕費（注2）から、1回の保険事故ごとに、この保険証券記載の免責金額を控除した残額に限りします。

被保険船舶の原動機、電動機、発電機、蓄電池(器)、変圧器、開閉装置、電線、ボイラー、一般補機器、配管、ウインチまたは杭打機（注3）の事故

(注1) 船舶保険普通保険約款第13条（てん補しない損害－3）の規定にかかわらず、保険契約者または被保険者が相当の注意を払っても発見することができなかった被保険船舶に存在する欠陥によって事故が生じた場合は、その欠陥が存在する部分の損傷の修繕費を除きます。

(注2) 特別約款第1条（てん補責任）(1)②に掲げる修繕費（共同海損行為によって生じた損傷の修繕費を除きます。）と合算してこの保険証券記載の保険価額を限度とします。

(注3) 槽を除きます。

第2条

第1条の規定にかかわらず、当社は、被保険船舶のボイラーの煙道および煙突、フィルター・エレメント、ワイヤー、フレキシブル・ホースおよびビルジ管に生じた損傷の修繕費をてん補する責任を負いません。

第3条

第1条に掲げる事由によって生じた損傷の修繕費のうち、この保険証券記載の他の特別約款の規定によりてん補できるものについては、この特別条項を適用しません。

.....

修繕費追加担保特別条項（コンクリート・ミキサー船用）

(平成22年4月1日改正)

第1条

当社は、次に掲げる事由によって被保険船舶が被った損傷の修繕費（注1）を船舶保険第5種特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（てん補責任）(1)②に掲げる修繕費に追加し、特別約款の規定に従いてん補する責任を負います。ただし、この特別条項によりてん補される修繕費は、次に掲げる事由によって生じた損傷の修繕費（注2）から、1回の保険事故ごとに、この保険証券記載の免責金額を控除した残額に限りします。

被保険船舶の原動機、電動機、発電機、蓄電池(器)、変圧器、開閉装置、電線、ボイラー、一般補機器、配管、ウインチ、コンクリート・ミキシング・プラントまたはコンクリート輸送装置の事故

(注1) 船舶保険普通保険約款第13条（てん補しない損害－3）の規定にかかわらず、保険契約者または被保険者が相当の注意を払っても発見することができなかった被保険船舶に存在する欠陥によって事故が生じた場合は、その欠陥が存在する部分の損傷の修繕費を除きます。

(注2) 特別約款第1条（てん補責任）(1)②に掲げる修繕費（共同海損行為によって生じた損傷の修繕費を除きます。）と合算してこの保険証券記載の保険価額を限度とします。

第2条

第1条の規定にかかわらず、当社は、被保険船舶のボイラーの煙道および煙突、フィルター・エレメント、ワイヤーおよびビルジ管に生じた損傷の修繕費をてん補する責任を負いません。

第3条

第1条に掲げる事由によって生じた損傷の修繕費のうち、この保険証券記載の他の特別約款の規定によりてん補できるものについては、この特別条項を適用しません。

.....

修繕費追加担保特別条項（軟弱地盤改良船用）

(平成22年4月1日改正)

第1条

当社は、次に掲げる事由によって被保険船舶が被った損傷の修繕費（注1）を船舶保険第5種特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（てん補責任）(1)②に掲げる修繕費に追加し、特別約款の規定に従いてん補する責任を負います。ただし、この特別条項によりてん補される修繕費は、次に掲げる事由によって生じた損傷の修繕費（注2）から、1回の保険事故ごとに、この保険証券記載の免責金額を控除した残額に限りします。

被保険船舶の原動機、電動機、発電機、蓄電池(器)、変圧器、開閉装置、電線、ボイラー、一般補機器、配管、ウインチ、攪拌軸、攪拌軸駆動機器またはスラリー・プラント機器の事故

(注1) 船舶保険普通保険約款第13条（てん補しない損害－3）の規定にかかわらず、保険契約者または被保険者が相当の注意を払っても発見することができなかった被保険船舶に存在する欠陥によって事故が生じた場合は、その欠陥が存在する部分の損傷の修繕費を除きます。

(注2) 特別約款第1条（てん補責任）(1)②に掲げる修繕費（共同海損行為によって生じた損傷の修繕費を除きます。）と合算してこの保険証券記載の保険価額を限度とします。

第2条

第1条の規定にかかわらず、当社は、被保険船舶のボイラーの煙道および煙突、フィルター・エレメント、ワイヤー、攪拌軸端、攪拌翼、掘削翼およびビルジ管に生じた損傷の修繕費をてん補する責任を負いません。

第3条

第1条に掲げる事由によって生じた損傷の修繕費のうち、この保険証券記載の他の特別約款の規定によりてん補できるものについては、この特別条項を適用しません。

.....

修繕費追加担保特別条項（起重機船用）

(平成22年4月1日改正)

第1条

当社は、次に掲げる事由によって被保険船舶が被った損傷の修繕費（注1）を船舶保険第5種特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（てん補責任）(1)②に掲げる修繕費に追加し、特別約款の規定に従いてん補する責任を負います。ただし、この特別条項によりてん補される修繕費は、次に掲げる事由によって生じた損傷の修繕費（注2）から、1回の保険事故ごとに、この保険証券記載の免責金額を控除した残額に限りします。

被保険船舶の原動機、電動機、発電機、蓄電池(器)、変圧器、開閉装置、電線、ボイラー、一般補機器、配管またはウインチの事故

(注1) 船舶保険普通保険約款第13条（てん補しない損害－3）の規定にかかわらず、保険契約者または被保険者が相当の注意を払っても発見することができなかった被保険船舶に存在する欠陥によって事故が生じた場合は、その欠陥が存在する部分の損傷の修繕費を除きます。

(注2) 特別約款第1条（てん補責任）(1)②に掲げる修繕費（共同海損行為によって生じた損傷の修繕費を除きます。）と合算してこの保険証券記載の保険価額を限度とします。

第2条

第1条の規定にかかわらず、当社は、被保険船舶のボイラーの煙道および煙突、フィルター・エレメント、ワイヤーおよびビルジ管に生じた損傷の修繕費をてん補する責任を負いません。

第3条

第1条に掲げる事由によって生じた損傷の修繕費のうち、この保険証券記載の他の特別約款の規定によりてん補できるものについては、この特別条項を適用しません。

.....

修繕費追加担保特別条項（L. N. G. 船第6種用）

(平成22年4月1日改正)

船舶保険第6種特別約款第2条（修繕費）(1)および第3条（修繕費からの控除）(1)を次のように改めます。

第2条（修繕費）

(1)当社が第1条（てん補責任）②の規定によっててん補する修繕費は、次に掲げる事由によって被保険船舶が被った損傷の修繕費に限りします。

- ① 沈没、転覆、座礁、座州、火災、他物（注1）との衝突または共同海損行為
- ② 爆発（注2）。ただし、水雷、爆弾その他爆発物として使用される兵器の爆発を除きます。
- ③ 地震、津波、火山の噴火または落雷
- ④ 荒天
- ⑤ 主機、補機その他の機器の事故
- ⑥ 船体（注3）に存在する欠陥（注4）による事故。ただし、塗装のみに生じた事故（注5）を

4. 船舶保険に適用される特別約款・条項

除きます。

- ⑦ 積荷、属具または燃料、食料その他の消耗品の積込み、荷卸しまたは積替え中にこれらの作業によって生じた事故
- ⑧ 船長、乗組員または水先人の故意または過失。ただし、船長または乗組員が保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者またはこれらの者の代理人である場合、またはこれらの者に保険金を取得させることを目的としていた場合の船長または乗組員の故意を除きます。
- ⑨ 修繕者または用船者の過失。ただし、修繕者または用船者が、保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者またはこれらの者の代理人である場合を除きます。
- ⑩ 原子核の分裂、融合またはこれらと同種の反応によって生じた放射性、爆発性その他の有害な特性
- ⑪ L. N. G. タンクまたはボイルオフガス専用パイプラインの事故

(注1) 水を除きます。

(注2) 被保険船舶内であると否とを問いません。

(注3) 属具を含みます。

(注4) 保険契約者または被保険者が相当の注意を払ったにもかかわらず発見することができなかった欠陥に限りです。

(注5) (1)⑨に掲げる事由によって生じた場合を含みます。

第3条（修繕費からの控除）

(1) 当社は、第2条（修繕費）(1)④から⑪までに掲げる事由によって生じた修繕費については、1回の保険事故ごとにこの保険証券記載の免責金額を控除します。

.....

火災による損傷修繕費追加担保特別条項（第2種用）

(平成22年4月1日改正)

この保険証券記載の船舶保険第2種特別約款第1条（てん補責任）を次のように改めます。

第1条（てん補責任）

(1) 当社は、船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当社の負担する危険）に掲げる損害のうち、次の損害に限り、てん補する責任を負います。

- ① 全損（注1）
- ② 修繕費（注2）。ただし、火災によって被保険船舶が被った損傷の修繕費に限りです。
- ③ 損害防止費用（注3）。ただし、①および②に掲げる損害を防止軽減するために支出されたものに限りです。

(2) (1)③に掲げる損害防止費用については、普通約款第7条（損害防止費用）(2)ただし書を適用しません。

(注1) 普通約款第3条（全損）の規定によります。

(注2) 普通約款第4条（修繕費）の規定によります。

(注3) 普通約款第7条（損害防止費用）の規定によります。

.....

火災による損傷修繕費追加担保特別条項（第2種衝突損害賠償金てん補用）

(平成22年4月1日改正)

この保険証券記載の船舶保険第2種特別約款（衝突損害賠償金てん補）第1条（てん補責任）を次のように改めます。

第1条（てん補責任）

(1) 当社は、船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当社の負担する危険）に掲げる損害のうち、次の損害に限り、てん補する責任を負います。

- ① 全損（注1）
- ② 修繕費（注2）。ただし、火災によって被保険船舶が被った損傷の修繕費に限りです。

③ 衝突損害賠償金（注3）

④ 損害防止費用（注4）。ただし、①から③までに掲げる損害を防止軽減するために支出されたものに限りです。

(2) (1)④に掲げる損害防止費用については、普通約款第7条（損害防止費用）(2)ただし書を適用しません。

(注1) 普通約款第3条（全損）の規定によります。

(注2) 普通約款第4条（修繕費）の規定によります。

(注3) 普通約款第6条（衝突損害賠償金）の規定によります。

(注4) 普通約款第7条（損害防止費用）の規定によります。

.....

陸上保管中の火災による損傷修繕費追加担保特別条項（第2種用）

(平成22年4月1日改正)

この保険証券記載の船舶保険第2種特別約款第1条（てん補責任）を次のように改めます。

第1条（てん補責任）

(1) 当社は、船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当社の負担する危険）に掲げる損害のうち、次の損害に限り、てん補する責任を負います。

- ① 全損（注1）
- ② 修繕費（注2）。ただし、この保険証券記載の陸上保管場所において、火災によって被保険船舶が被った損傷の修繕費に限りです。
- ③ 損害防止費用（注3）。ただし、①および②に掲げる損害を防止軽減するために支出されたものに限りです。

(2) (1)③に掲げる損害防止費用については、普通約款第7条（損害防止費用）(2)ただし書を適用しません。

(3) (1)の規定にかかわらず、当社は、地震または火山の噴火（注4）によって生じた損害をてん補する責任を負いません。ただし、この保険証券記載の航路定限水域内で生じた損害については、この限りではありません。

(注1) 普通約款第3条（全損）の規定によります。

(注2) 普通約款第4条（修繕費）の規定によります。

(注3) 普通約款第7条（損害防止費用）の規定によります。

(注4) これらによって生じた津波および火災を含みます。

.....

陸上保管中の火災による損傷修繕費追加担保特別条項（第2種衝突損害賠償金てん補用）

(平成22年4月1日改正)

この保険証券記載の船舶保険第2種特別約款（衝突損害賠償金てん補）第1条（てん補責任）を次のように改めます。

第1条（てん補責任）

(1) 当社は、船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当社の負担する危険）に掲げる損害のうち、次の損害に限り、てん補する責任を負います。

- ① 全損（注1）
- ② 修繕費（注2）。ただし、この保険証券記載の陸上保管場所において、火災によって被保険船舶が被った損傷の修繕費に限りです。
- ③ 衝突損害賠償金（注3）
- ④ 損害防止費用（注4）。ただし、①から③までに掲げる損害を防止軽減するために支出されたものに限りです。

(2) (1)④に掲げる損害防止費用については、普通約款第7条（損害防止費用）(2)ただし書を適用しません。

(3)(1)の規定にかかわらず、当社は、地震または火山の噴火（注5）によって生じた損害をてん補する責任を負いません。ただし、この保険証券記載の航路定限水域内で生じた損害については、この限りでありません。

- (注1) 普通約款第3条（全損）の規定によります。
(注2) 普通約款第4条（修繕費）の規定によります。
(注3) 普通約款第6条（衝突損害賠償金）の規定によります。
(注4) 普通約款第7条（損害防止費用）の規定によります。
(注5) これらによって生じた津波および火災を含みます。

陸上保管中の火災による損傷修繕費追加担保特別条項（第5種用）

（令和3年4月1日改正）

この保険証券記載の船舶保険第5種特別約款第1条（てん補責任）を次のように改めます。

第1条（てん補責任）

- (1) 当社は、船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当社の負担する危険）に掲げる損害のうち、次の損害に限り、てん補する責任を負います。
- ① 全損（注1）
 - ② 修繕費（注2）。ただし、沈没、転覆、座礁、座州、火災、爆発（注3）、他物（注4）との衝突または共同海損行為によって被保険船舶が被った損傷の修繕費に限りします。
上記にかかわらず、この保険証券記載の陸上保管場所において被保険船舶が被った損傷の修繕費については、火災によって被保険船舶が被った損傷の修繕費に限りします。
 - ③ 共同海損分担額（注5）。ただし、この保険証券記載の航路定限水域内で生じたものに限りします。
 - ④ 衝突損害賠償金（注6）。ただし、この保険証券記載の航路定限水域内で生じたものに限りします。
 - ⑤ 損害防止費用（注7）。ただし、①から④までに掲げる損害を防止軽減するために支出されたものに限りします。
- (2) 被保険船舶が空船で航行する場合に、船舶以外に共同海損を分担する利益があれば共同海損となる行為によって被保険船舶が被った損傷の修繕費は、共同海損行為によって生じた損傷の修繕費とみなします。
- (3)(1)の規定にかかわらず、当社は、地震または火山の噴火（注8）によって生じた損害をてん補する責任を負いません。ただし、この保険証券記載の航路定限水域内で生じた損害については、この限りでありません。

- (注1) 普通約款第3条（全損）の規定によります。
(注2) 普通約款第4条（修繕費）の規定によります。
(注3) 被保険船舶内であると否とを問いません。ただし、水雷、爆弾その他爆発物として使用される兵器の爆発を除きます。
(注4) 水を除きます。
(注5) 普通約款第5条（共同海損分担額）の規定によります。
(注6) 普通約款第6条（衝突損害賠償金）の規定によります。
(注7) 普通約款第7条（損害防止費用）の規定によります。
(注8) これらによって生じた津波および火災を含みます。

小額共同海損担保特別条項

（平成29年4月1日改正）

第1条

当社は、この保険証券記載の船舶保険第5種特別約款（以下「第5種特別約款」といいます。）第1

条（てん補責任）(1)③または船舶保険第6種特別約款（以下「第6種特別約款」といいます。）第1条（てん補責任）③の規定にかかわらず、共同海損（注1）となる損害について、保険契約者または被保険者が他の利害関係者に共同海損の分担を請求しないときには、次に掲げる金額に限り、てん補する責任を負います。

- ① 共同海損となる損害の総額（注2）がこの保険証券記載の小額共同海損特約担保金額（以下「特約金額」といいます。）を超えないときはその総額
- ② 共同海損となる損害の総額（注2）が特約金額を超えるときは特約金額

- (注1) 運送契約に定められた法令もしくは規則または運送契約に別段の定めがないときは、日本国の法令もしくは1994年ヨーク・アントワープ規則によります。
(注2) 立替手数料および利息を除きます。

第2条

共同海損について、運送契約に基づいて2004年ヨーク・アントワープ規則が適用される場合において、同規則の第VI条（救助報酬）(a)のただし書にかかわらず、また、2016年ヨーク・アントワープ規則が適用される場合において、同規則の第VI条（救助報酬）(b)(iv)にかかわらず、保険契約者または被保険者が、他の利害関係者が負担すべき救助料を支払い、かつその金額を他の利害関係者に対して請求しないときは、分担した救助料の全額（注）を、第1条の「共同海損となる損害」とみなして適用するものとします。

（注）被保険船舶が負担すべき救助料を含みます。

第3条

この特別条項によりてん補される金額がある場合は、被保険船舶が被った損傷の修繕費のうち、共同海損として認容される金額については第5種特別約款第1条（てん補責任）(1)②または第6種特別約款第1条（てん補責任）②の規定を適用しません。

ハッチ・カバー特別条項

（平成22年4月1日改正）

- (1) 当社は、積荷の積み込み、荷卸しまたは積替えのためにハッチ・カバーを岸壁に取り外す場合には、被保険船舶外に搬出されたハッチ・カバーに生じた損害を被保険船舶に生じた損害とみなします。ただし、揚貨機からの墜落によって生じた損害については、船舶保険第5種特別約款のもとではてん補する責任を負いません。
- (2) 被保険船舶外に取り外されたハッチ・カバーと被保険船舶との衝突によって被保険船舶に生じた損害は、他物との衝突による損害とみなします。

免責金額控除特別条項（A）

（平成22年4月1日改正）

第1条

当社は、船舶保険第5種特別約款第1条（てん補責任）(1)②に掲げる修繕費（注1）をてん補するときは、1回の保険事故ごとに、その修繕費（注2）からこの保険証券記載の免責金額を控除した残額をてん補する責任を負います。

- (注1) 共同海損行為によって生じた損傷の修繕費を除きます。
(注2) この保険証券記載の保険価額を限度とします。

第2条

船舶保険普通保険約款第4条（修繕費）(7)に規定する船底損傷検査のための費用については、第

4. 船舶保険に適用される特別約款・条項

1 条の規定を適用しません。

.....

免責金額控除特別条項（B）

（平成 2 2 年 4 月 1 日改正）

第 1 条

（1）当社は、この保険証券のもとで損害をてん補する場合は、1 回の保険事故ごとに、てん補の対象となる損害の合算額からこの保険証券記載の免責金額を控除した残額をてん補する責任を負います。
（2）（1）のてん補の対象となる損害は、この保険証券記載の保険価額を限度とします。ただし、船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第 9 条（てん補額の限度）（2）①から③までに掲げる賠償金または費用については、他のてん補の対象となる損害とは別個に、それぞれこの保険証券記載の保険価額を限度とします。

第 2 条

次に掲げる損害については第 1 条の規定を適用しません。

- ① 普通約款第 3 条（全損）に規定する全損
- ② 普通約款第 4 条（修繕費）（7）に規定する船底損傷検査のための費用
- ③ 被保険船舶が全損となったときの普通約款第 7 条（損害防止費用）（1）①および②に規定する損害防止費用
- ④ 船主責任保険特別約款のもとでてん補の対象となる損害
- ⑤ 曳航者賠償責任保険特別約款のもとでてん補の対象となる損害

.....

免責金額控除特別条項（B）（3／4 RDC 用）

（平成 2 2 年 4 月 1 日改正）

第 1 条

（1）当社は、この保険証券のもとで損害をてん補する場合は、1 回の保険事故ごとに、てん補の対象となる損害の合算額からこの保険証券記載の免責金額を控除した残額をてん補する責任を負います。
（2）（1）のてん補の対象となる損害は、この保険証券記載の保険価額を限度とします。ただし、船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第 9 条（てん補額の限度）（2）①から③までに掲げる賠償金または費用については、他のてん補の対象となる損害とは別個に、次の①から③までに掲げる金額を限度とします。

- ① 普通約款第 9 条（てん補額の限度）（2）①に掲げる衝突損害賠償金については、この保険証券記載の保険価額の 4 分の 3 相当額
- ② 普通約款第 9 条（てん補額の限度）（2）②に掲げる損害防止費用については、この保険証券記載の保険価額
- ③ 普通約款第 9 条（てん補額の限度）（2）③に掲げる訴訟費用または仲裁費用については、この保険証券記載の保険価額の 4 分の 3 相当額

第 2 条

次に掲げる損害については第 1 条の規定を適用しません。

- ① 普通約款第 3 条（全損）に規定する全損
- ② 普通約款第 4 条（修繕費）（7）に規定する船底損傷検査のための費用
- ③ 被保険船舶が全損となったときの普通約款第 7 条（損害防止費用）（1）①および②に規定する損害防止費用
- ④ 船主責任保険特別約款のもとでてん補の対象となる損害
- ⑤ 曳航者賠償責任保険特別約款のもとでてん補の対象となる損害

.....

免責金額控除特別条項（C）

（平成 2 2 年 4 月 1 日改正）

第 1 条

当社は、船舶保険第 6 種特別約款第 2 条（修繕費）（1）①から③までに掲げる事由（注）によって生じた損傷の修繕費をてん補するときは、1 回の保険事故ごとに、その修繕費からこの保険証券記載の免責金額を控除した残額をてん補する責任を負います。

（注）共同海損行為を除きます。

第 2 条

船舶保険普通保険約款第 4 条（修繕費）（7）に規定する船底損傷検査のための費用については、第 1 条の規定を適用しません。

.....

免責金額控除特別条項（E）

（平成 2 2 年 4 月 1 日改正）

第 1 条

（1）当社は、この保険証券のもとで損害をてん補する場合は、1 回の保険事故ごとに、てん補の対象となる損害の合算額（以下「てん補対象額」といいます。）からこの保険証券記載の免責金額（A）を控除した残額をてん補する責任を負います。
（2）（1）のてん補の対象となる損害は、この保険証券記載の保険価額を限度とします。ただし、船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第 9 条（てん補額の限度）（2）①から③までに掲げる賠償金または費用については、他のてん補の対象となる損害とは別個に、それぞれこの保険証券記載の保険価額を限度とします。

第 2 条

当社は、第 1 条（1）に規定するてん補対象額に船舶保険第 6 種特別約款第 2 条（修繕費）（1）④から⑩までに掲げる事由によって被保険船舶が被った損傷の修繕費（以下「第 6 種固有の修繕費」といいます。）が含まれているときには、1 回の保険事故ごとに、その第 6 種固有の修繕費からこの保険証券記載の免責金額（B）を控除し、その残額と第 6 種固有の修繕費以外の損害との合算額からこの保険証券記載の免責金額（A）を控除した残額をてん補する責任を負います。

第 3 条

次に掲げる損害については第 1 条および第 2 条の規定を適用しません。

- ① 普通約款第 3 条（全損）に規定する全損
- ② 普通約款第 4 条（修繕費）（7）に規定する船底損傷検査のための費用
- ③ 被保険船舶が全損となったときの普通約款第 7 条（損害防止費用）（1）①および②に規定する損害防止費用

.....

免責金額控除特別条項（F）

（平成 2 2 年 4 月 1 日改正）

第 1 条

当社は、この保険証券のもとで修繕費（注 1）をてん補する場合は、1 回の保険事故ごとに、てん補の対象となる修繕費（注 1）の合算額（注 2）（以下「てん補対象額」といいます。）からこの保険証券記載の免責金額（A）を控除した残額をてん補する責任を負います。

（注 1）共同海損行為によって生じた損傷の修繕費を除きます。

（注 2）この保険証券記載の保険価額を限度とします。

第 2 条

第 1 条の規定にかかわらず、当社はてん補対象額に船舶保険第 6 種特別約款第 2 条（修繕費）（1）

④から⑩までに掲げる事由によって被保険船舶が被った損傷の修繕費（以下「第6種固有の修繕費」といいます。）が含まれているときには、1回の保険事故ごとに、その第6種固有の修繕費からこの保険証券記載の免責金額（B）を控除し、その残額と第6種固有の修繕費以外の修繕費との合算額からこの保険証券記載の免責金額（A）を控除した残額をてん補する責任を負います。

第3条

船舶保険普通保険約款第4条（修繕費）（7）に規定する船底損傷検査のための費用については、第1条および第2条の規定を適用しません。

免責金額控除特別条項（G）

（平成22年4月1日改正）

第1条

当社は、船舶保険第6種特別約款（以下「特別約款」といいます。）第2条（修繕費）（1）に掲げる事由（注1）によって生じた損傷の修繕費をてん補するときは、1回の保険事故ごとに、その修繕費（注2）からこの保険証券記載の免責金額を控除した残額をてん補する責任を負います。

（注1）共同海損行為を除きます。

（注2）この保険証券記載の保険価額を限度とします。

第2条

船舶保険普通保険約款第4条（修繕費）（7）に規定する船底損傷検査のための費用については、第1条の規定を適用しません。

第3条

特別約款第3条（修繕費からの控除）（1）の規定は適用しません。

免責金額控除特別条項（ジェットフォイル第6種用）

（平成22年4月1日改正）

第1条

当社は、この保険証券のもとで船舶保険第6種特別約款（以下「特別約款」といいます。）第2条（修繕費）（1）①から③までに掲げる事由によって生じた損傷の修繕費をてん補するときは、1回の保険事故ごとに、水中翼部分の直接修繕費からこの保険証券記載の免責金額（A）を控除した残額をてん補する責任を負います。

第2条

（1）当社は、この保険証券のもとで特別約款第2条（修繕費）（1）④から⑩までに掲げる事由によって生じた損傷の修繕費をてん補するときは、1回の保険事故ごとに、次の金額の合算額をてん補する責任を負います。

① 水中翼部分の直接修繕費からこの保険証券記載の免責金額（A）を控除した残額

② 修繕費（注）からこの保険証券記載の免責金額（B）を控除した残額

（2）船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第4条（修繕費）（7）に規定する船底損傷検査のための費用については、（1）の規定を適用しません。

（注）水中翼部分の直接修繕費を除きます。

第3条

この特別条項において

① 「水中翼部分」とは、被保険船舶のストラット（注1）およびその付属装置（注2）をいいます。

② 「直接修繕費」とは、普通約款第4条（修繕費）に規定する修繕費のうち、（2）ならびに（5）から（7）までに規定する費用および上下架または入出きの費用ならびに滞架または滞きの費用を除いたものをいいます。

（注1）名称のいかんを問いません。

（注2）衝撃緩衝装置を含みます。

漁船に関する特別条項（第6種用）

（平成22年4月1日改正）

船舶保険第6種特別約款第2条（修繕費）（1）⑦に規定する事故には、漁具の投げ入れもしくは引き揚げ中または洋上における漁獲物の引き揚げ中に、これらの作業によって生じた事故は含まれません。

漁具・漁艇不担保特別条項

（平成22年4月1日改正）

船舶保険普通保険約款第2条（保険の対象の範囲）の規定にかかわらず、漁具（注）および漁艇は、保険の対象に含まれないものとします。

（注）漁労にのみ使用され、かつ、被保険船舶に固着されていないもの

漁具不担保特別条項

（平成22年4月1日改正）

船舶保険普通保険約款第2条（保険の対象の範囲）の規定にかかわらず、漁具（注）は、保険の対象に含まれないものとします。

（注）漁労にのみ使用され、かつ、被保険船舶に固着されていないもの

漁艇被曳航禁止特別条項

（平成22年4月1日改正）

当社は、被保険船舶が被曳航行中に被った損害をてん補する責任を負いません。ただし、漁場内の操業地間移動中は、この限りではありません。

押航船舶特別条項（押船第2種衝突損害賠償金てん補用）

（平成22年4月1日改正）

第1条

当社は、被保険船舶と押航のためそれに連結されている船舶（以下「連結船」といいます。）との衝突によって生じた衝突損害賠償金については、てん補する責任を負いません。

第2条

被保険船舶と連結船またはそのいずれかが船列外の他の船舶（以下「他船」といいます。）と衝突し、他船または他船上の積荷もしくは他船上のその他の財物に与えた損害に対する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、当社は、被保険船舶の衝突によって被保険者がこの損害賠償責任を負ったも

4. 船舶保険に適用される特別約款・条項

のとみなし、船舶保険第2種特別約款（衝突損害賠償金てん補）第1条（てん補責任）（1）②および③に掲げる損害をてん補する責任を負います。

第3条

この保険証券に船主責任保険特別約款（以下「特別約款」といいます。）が記載されている場合に、被保険船舶と連結船の運航、使用または管理に伴って、特別約款第1条（てん補責任－1）に掲げる法律上の損害賠償責任が発生したときは、いずれの船舶による損害賠償責任であるかを問わず、当社は、被保険者がこの損害賠償責任を負ったものとみなし、特別約款の規定に従い損害をてん補する責任を負います。

第4条

被保険船舶の保険契約者または被保険者と連結船の保険契約者または被保険者とが異なる場合には、双方の間に合意がない限り、第2条および第3条を適用しません。

.....

押航船列特別条項（押船第5種用）

（平成22年4月1日改正）

第1条

当社は、船舶保険第5種特別約款（以下「第5種特別約款」といいます。）第1条（てん補責任）（1）②の規定にかかわらず、被保険船舶と押航のためそれに連結されている船舶（以下「連結船」といいます。）との衝突によって生じた損傷の修繕費については、被保険船舶または連結船のいずれかに沈没、転覆、座礁、座州、火災、他物（注）との衝突または共同海損行為が生じ、これによって被保険船舶と連結船が衝突した場合に限り、てん補する責任を負います。

（注）連結船および水を除きます。

第2条

当社は、被保険船舶と連結船との衝突によって生じた衝突損害賠償金については、てん補する責任を負いません。

第3条

被保険船舶と連結船またはそのいずれかが船列外の他の船舶（以下「他船」といいます。）と衝突し、他船または他船上の積荷もしくは他船上のその他の財物に与えた損害に対する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、当社は、被保険船舶の衝突によって被保険者がこの損害賠償責任を負ったものとみなし、第5種特別約款第1条（てん補責任）（1）④および⑤に掲げる損害をてん補する責任を負います。

第4条

この保険証券に船主責任保険特別約款（以下「特別約款」といいます。）が記載されている場合に、被保険船舶と連結船の運航、使用または管理に伴って、特別約款第1条（てん補責任－1）に掲げる法律上の損害賠償責任が発生したときは、いずれの船舶による損害賠償責任であるかを問わず、当社は、被保険者がこの損害賠償責任を負ったものとみなし、特別約款の規定に従い損害をてん補する責任を負います。

第5条

被保険船舶の保険契約者または被保険者と連結船の保険契約者または被保険者とが異なる場合には、双方の間に合意がない限り、第3条および第4条を適用しません。

.....

押航船列特別条項（押船第6種用）

（平成22年4月1日改正）

第1条

当社は、船舶保険第6種特別約款（以下「第6種特別約款」といいます。）第1条（てん補責任）②および第2条（修繕費）（1）の規定にかかわらず、被保険船舶と押航のためそれに連結されている船舶（以下「連結船」といいます。）との衝突によって生じた損傷の修繕費については、被保険船舶または連結船のいずれかに同第2条（修繕費）（1）①（注）から⑦まで、⑨または⑩に掲げる事由が生じ、これによって被保険船舶と連結船が衝突した場合に限り、てん補する責任を負います。

（注）他物との衝突については、水および連結船を除く他物との衝突に限りです。

第2条

当社は、被保険船舶と連結船との衝突によって生じた衝突損害賠償金については、てん補する責任を負いません。

第3条

被保険船舶と連結船またはそのいずれかが船列外の他の船舶（以下「他船」といいます。）と衝突し、他船または他船上の積荷もしくは他船上のその他の財物に与えた損害に対する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、当社は、被保険船舶の衝突によって被保険者がこの損害賠償責任を負ったものとみなし、第6種特別約款第1条（てん補責任）④および⑤に掲げる損害をてん補する責任を負います。

第4条

この保険証券に船主責任保険特別約款（以下「特別約款」といいます。）が記載されている場合に、被保険船舶と連結船の運航、使用または管理に伴って、特別約款第1条（てん補責任－1）に掲げる法律上の損害賠償責任が発生したときは、いずれの船舶による損害賠償責任であるかを問わず、当社は、被保険者がこの損害賠償責任を負ったものとみなし、特別約款の規定に従い損害をてん補する責任を負います。

第5条

被保険船舶の保険契約者または被保険者と連結船の保険契約者または被保険者とが異なる場合には、双方の間に合意がない限り、第3条および第4条を適用しません。

.....

押航船列特別条項（解第2種衝突損害賠償金てん補用）

（平成22年4月1日改正）

第1条

当社は、被保険船舶と押航のためそれに連結されている船舶（注）（以下「連結船」といいます。）との衝突によって生じた衝突損害賠償金については、てん補する責任を負いません。

（注）被保険船舶とともに押航される他の船を含みます。

第2条

被保険船舶と連結船またはそのいずれかが船列外の他の船舶（以下「他船」といいます。）と衝突し、他船または他船上の積荷もしくは他船上のその他の財物に与えた損害に対する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、当社は、押船の衝突によって押船の保険証券の被保険者がこの損害賠償責任を負ったものとみなし、同保険証券のもとでてん補されるべき衝突損害賠償金または損害防止費用（注）がそれぞれ押船の保険価額を超えたときに限り、各超過額（以下「賠償金超過額」といいます。）についての損害賠償責任を被保険者が負ったものとみなし、船舶保険第2種特別約款（衝突損害賠償金てん補）第1条（てん補責任）（1）②および③の規定に従い賠償金超過額をてん補する責任を負います。ただし、押船に船舶保険が契約されていない場合または押船の保険証券が衝突損害賠償金をてん補の対象としない場合は、当社は、この保険証券のもとで賠償金超過額をてん補する責任を負いません。

（注）衝突損害賠償金を防止軽減するために支出されたものに限りです。

第3条

この保険証券に船主責任保険特別約款（以下「特別約款」といいます。）が記載されている場合に、被保険船舶と連結船の運航、使用または管理に伴って、特別約款第1条（てん補責任－1）に掲げる法律上の損害賠償責任が発生したときは、当社は、いずれの船舶による損害賠償責任であるかを問わず、押船の保険証券の被保険者がこの損害賠償責任を負ったものとみなし、同保険証券の特別約款のもとでてん補されるべき損害が押船のてん補限度額を超えたときに限り、その超過額についての損害賠償責任を被保険者が負ったものとみなし、特別約款の規定に従い損害をてん補する責任を負います。押船が船主責任相互保険組合に加入している船舶である場合も同様とします。ただし、押船に船主責

任保険が契約されていない場合または押船の船主責任保険によりてん補される金額がない場合には、本条項は適用しません。

第4条

被保険船舶の保険契約者または被保険者と連結船の保険契約者または被保険者とが異なる場合には、双方の間に合意がない限り、第2条および第3条を適用しません。

押航船列特別条項（艇第5種用）

(平成22年4月1日改正)

第1条

当社は、船舶保険第5種特別約款（以下「第5種特別約款」といいます。）第1条（てん補責任）（1）②の規定にかかわらず、被保険船舶と押航のためそれに連結されている船舶（注1）（以下「連結船」といいます。）との衝突によって生じた損傷の修繕費については、被保険船舶または連結船のいずれかに沈没、転覆、座礁、座列、火災、他物（注2）との衝突または共同海損行為が生じ、これによって被保険船舶と連結船が衝突した場合に限り、てん補する責任を負います。

(注1) 被保険船舶とともに押航される他の船を含みます。

(注2) 連結船および水を除きます。

第2条

当社は、被保険船舶と連結船との衝突によって生じた衝突損害賠償金については、てん補する責任を負いません。

第3条

被保険船舶と連結船またはそのいずれかが船列外の他の船舶（以下「他船」といいます。）と衝突し、他船または他船上の積荷もしくは他船上のその他の財物に与えた損害に対する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、当社は、押船の衝突によって押船の保険証券の被保険者がこの損害賠償責任を負ったものとみなし、同保険証券のもとしてん補されるべき衝突損害賠償金または損害防止費用（注）がそれぞれ押船の保険価額を超えたときに限り、各超過額（以下「賠償金超過額」といいます。）についての損害賠償責任を被保険者が負ったものとみなし、第5種特別約款第1条（てん補責任）（1）④および⑤の規定に従い賠償金超過額をてん補する責任を負います。ただし、押船に船舶保険が契約されていない場合または押船の保険証券が衝突損害賠償金をてん補の対象としない場合は、当社は、この保険証券のもとで賠償金超過額をてん補する責任を負いません。

(注) 衝突損害賠償金を防止軽減するために支出されたものに限ります。

第4条

この保険証券に船主責任保険特別約款（以下「特別約款」といいます。）が記載されている場合に、被保険船舶と連結船の通航、使用または管理に伴って、特別約款第1条（てん補責任－1）に掲げる法律上の損害賠償責任が発生したときは、当社は、いずれの船舶にもよる損害賠償責任であるかを問わず、押船の保険証券の被保険者がこの損害賠償責任を負ったものとみなし、同保険証券の特別約款のもとでてん補されるべき損害が押船のてん補限度額を超えたときに限り、その超過額についての損害賠償責任を被保険者が負ったものとみなし、特別約款の規定に従い損害をてん補する責任を負います。押船が船主責任相互保険組合に加入している船舶である場合も同様とします。ただし、押船に船主責任保険が契約されていない場合または押船の船主責任保険によりてん補される金額がない場合には、本条項は適用しません。

第5条

被保険船舶の保険契約者または被保険者と連結船の保険契約者または被保険者とが異なる場合には、双方の間に合意がない限り、第3条および第4条を適用しません。

ケーソンとの衝突による衝突損害賠償責任不担保特別条項

(平成22年4月1日改正)

当社は、被保険船舶と被保険船舶へのお出きょ中または被保険船舶に滞りょ中のケーソンとの衝突によって生じたケーソンまたはおの積荷の損害（注）に対する賠償金または費用についてはてん補する責任を負いません。

(注) 使用利益の喪失を含みます。

航海完了のための修繕費担保特別条項

(平成22年4月1日改正)

当社は、被保険船舶が沈没、転覆、座礁、座州、火災または他物（注）との衝突によって損傷を被り、その損傷の修繕を行わなければこの保険証券記載の航海を完了することができない場合に限り、この航海を完了させるために要する妥当な修繕費をてん補する責任を負います。

(注) 水を除きます。

同時被曳航制限特別条項

(平成22年4月1日改正)

当社は、次に掲げる事実が発生した場合は、その時以後に生じた損害をてん補する責任を負いません。ただし、当社が書面により承諾したときは、この限りではありません。

- ① 被保険船舶が日本国もしくは大韓民国の相互間または両国間の航海に従事する場合に、他船またはその他の財物とともに３隻以上で同一船舶によって曳航されたこと。ただし、その航海が次に掲げる航程または水域内に限られる場合を除きます。
- ア. 航程１００浬以内
- イ. 船舶安全法施行規則第１条第６項に定める平水区域
- ウ. 瀬戸内海（注）
- ② 被保険船舶が①以外の航海に従事する場合に、他船またはその他の財物とともに２隻以上で同一船舶によって曳航されたこと。

(注) 八幡岬/八幡岬から 359 度 30 分 2,000メートルの地点/馬島西端/村崎鼻線以東、日の御埼/蒲生田埼線以北、由良埼/鶴見埼線以北の水域

押航または被押航禁止特別条項

(平成22年4月1日改正)

当社は、被保険船舶が押航または被押航の形態で運航の用に供されたときは、その時以後に生じた損害をてん補する責任を負いません。ただし、当社が書面により承諾したときは、この限りでありません。

油回收船特別条項

(平成22年4月1日改正)

当社は、被保険船舶が油回収作業またはこれに関連する作業以外の目的で使用されたときは、その

4. 船舶保険に適用される特別約款・条項

時以後に生じた損害をてん補する責任を負いません。ただし、当社が書面により承諾したときは、この限りでありません。

消防船・防災船特別条項

(平成22年4月1日改正)

当社は、被保険船舶が消防作業もしくは防災作業以外の目的で、他船の押航の用に供されたときは、その時以後に生じた損害をてん補する責任を負いません。ただし、当社が書面により承諾したときは、この限りでありません。

ガット装置禁止特別条項

(平成24年4月1日改正)

第1条

この保険契約は、被保険船舶が土砂、砂、砂利、碎石、礫、石材、テトラポッド等の消波ブロック、岩石もしくは原石等の採取または荷役のためのガット装置（注）を装備していないことを条件とします。

（注）ポンプ装置を含みます。

第2条

保険期間の中途において第1条のガット装置を装備したときには、当社は、その時以後に生じた損害をてん補する責任を負いません。ただし、当社が書面により承諾したときは、この限りでありません。

土砂等運搬禁止特別条項

(平成24年4月1日改正)

当社は、被保険船舶が土砂、砂、砂利、碎石、礫、石材、テトラポッド等の消波ブロック、岩石もしくは原石等の採取または運搬の目的で使用されたときは、その時以後に生じた損害をてん補する責任を負いません。ただし、当社が書面により承諾したときは、この限りでありません。

浚渫船特別条項（A）

(平成22年4月1日改正)

当社は、船舶保険第5種特別約款第1条（てん補責任）（1）②の規定にかかわらず、被保険船舶の浚渫作業中における浚渫機と土砂もしくは土砂中の他物との衝突または接触によって被保険船舶が被った損傷の修繕費をてん補する責任を負いません。

浚渫船特別条項（B）

(平成22年4月1日改正)

被保険船舶の浚渫作業中における浚渫機と土砂もしくは土砂中の他物との衝突または接触は、船舶

保険第5種特別約款第1条（てん補責任）（1）②に規定する他物との衝突とはみなしません。

軟弱地盤改良船特別条項（A）

(平成22年4月1日改正)

当社は、船舶保険第5種特別約款第1条（てん補責任）（1）②の規定にかかわらず、被保険船舶の地盤改良作業中における攪拌軸もしくは攪拌翼と土砂もしくは土砂中の他物との衝突または接触によって被保険船舶が被った損傷の修繕費をてん補する責任を負いません。

軟弱地盤改良船特別条項（B）

(平成22年4月1日改正)

被保険船舶の地盤改良作業中における攪拌軸もしくは攪拌翼と土砂もしくは土砂中の他物との衝突または接触は、船舶保険第5種特別約款第1条（てん補責任）（1）②に規定する他物との衝突とはみなしません。

衝突損害賠償金のてん補額に関する特別条項（3／4RDC用）

(平成22年4月1日改正)

第1条

当社は、この保険証券のもとでてん補の対象となる次に掲げる賠償金または費用について、それぞれの4分の3相当額をてん補する責任を負います。

- ① 船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第6条（衝突損害賠償金）に規定する衝突損害賠償金
- ② 普通約款第7条（損害防止費用）（1）③に規定する費用のうち、同第6条（衝突損害賠償金）（1）①および②の損害について賠償請求の訴えが被保険者に提起されたときの必要または有益な訴訟費用または仲裁費用

第2条

普通約款第9条（てん補額の限度）（2）の規定にかかわらず、第1条に掲げる賠償金または費用について、当社がてん補すべき金額は、1回の保険事故ごとに、かつ、他のてん補金とは別個に、それぞれこの保険証券記載の保険金額の4分の3相当額を限度とします。

超過衝突損害賠償金てん補特別条項（A－2）

(平成22年4月1日改正)

第1条

当社は、この保険証券のもとでてん補の対象となる次に掲げる金額または費用がこの保険証券記載の船舶保険価額（以下「保険価額」といいます。）を超過する場合は、1976年の海事債権についての責任の制限に関する条約を改正する1996年議定書（注1）（以下「制限条約」といいます。）第3条1(b)に定める責任の限度額（注2）と保険価額の差額を限度として、その各超過額をてん補する責任を負います。

- ① 船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第6条（衝突損害賠償金）に規定する衝突損害賠償金
- ② 普通約款第7条（損害防止費用）（1）③に規定する費用のうち、同第6条（衝突損害賠償金）（1）①および②の損害について賠償請求の訴えが被保険者に対して提起されたときの必要または有益な訴訟費用または仲裁費用

(注1) Protocol of 1996 to Amend the Convention on Limitation of Liability for Maritime Claims, 1976
(注2) ただし、「船舶の所有者等の責任の制限に関する法律」(昭和50年法律第94号)が適用される場合には同法に定める責任の限度額を限度とします。

第2条

第1条において、被保険者が法律のもとで認められる責任制限手続を行わない場合でも、その法律に定める責任の限度額と保険価額の差額を限度とします。

第3条

第1条に掲げる責任の限度額は、制限条約の適用対象船に該当しない船舶についても、制限条約の規定を準用して定めるものとします。

超過衝突損害賠償金てん補特別条項(A-2)(3/4RDC用)

(平成22年4月1日改正)

第1条

当社は、この保険証券のもとでてん補の対象となる次に掲げる金額または費用がこの保険証券記載の船舶保険価額(以下「保険価額」といいます。)を超過する場合は、1976年の海事債権についての責任の制限に関する条約を改正する1996年議定書(注1)(以下「制限条約」といいます。)第3条1(b)に定める責任の限度額(注2)と保険価額の差額の4分の3相当額を限度として、その各超過額の4分の3相当額をてん補する責任を負います。

- ① 船舶保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第6条(衝突損害賠償金)に規定する衝突損害賠償金
- ② 普通約款第7条(損害防止費用)(1)③に規定する費用のうち、同第6条(衝突損害賠償金)(1)①および②の損害について賠償請求の訴えが被保険者に対して提起されたときの必要または有益な訴訟費用または仲裁費用

(注1) Protocol of 1996 to Amend the Convention on Limitation of Liability for Maritime Claims, 1976
(注2) ただし、「船舶の所有者等の責任の制限に関する法律」(昭和50年法律第94号)が適用される場合には同法に定める責任の限度額を限度とします。

第2条

第1条において、被保険者が法律のもとで認められる責任制限手続を行わない場合でも、その法律に定める責任の限度額と保険価額の差額の4分の3相当額を限度とします。

第3条

第1条に掲げる責任の限度額は、制限条約の適用対象船に該当しない船舶についても、制限条約の規定を準用して定めるものとします。

超過衝突損害賠償金てん補特別条項(B-2)

(平成22年4月1日改正)

第1条

当社は、この保険証券のもとでてん補の対象となる次に掲げる金額または費用がこの保険証券記載の船舶保険価額と船費保険価額との合算額(以下「合計保険価額」といいます。)を超過する場合は、1976年の海事債権についての責任の制限に関する条約を改正する1996年議定書(注1)(以下「制限条約」といいます。)第3条1(b)に定める責任の限度額(注2)と合計保険価額の差額を限度として、その各超過額をてん補する責任を負います。

- ① 船舶保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第6条(衝突損害賠償金)に規定する衝突損害賠償金
- ② 普通約款第7条(損害防止費用)(1)③に規定する費用のうち、同第6条(衝突損害賠償金)(1)

- ①および②の損害について賠償請求の訴えが被保険者に対して提起されたときの必要または有益な訴訟費用または仲裁費用

(注1) Protocol of 1996 to Amend the Convention on Limitation of Liability for Maritime Claims, 1976
(注2) ただし、「船舶の所有者等の責任の制限に関する法律」(昭和50年法律第94号)が適用される場合には同法に定める責任の限度額を限度とします。

第2条

第1条において、被保険者が法律のもとで認められる責任制限手続を行わない場合でも、その法律に定める責任の限度額と合計保険価額の差額を限度とします。

第3条

第1条に掲げる責任の限度額は、制限条約の適用対象船に該当しない船舶についても、制限条約の規定を準用して定めるものとします。

超過衝突損害賠償金てん補特別条項(B-2)(3/4RDC用)

(平成22年4月1日改正)

第1条

当社は、この保険証券のもとでてん補の対象となる次に掲げる金額または費用がこの保険証券記載の船舶保険価額と船費保険価額との合算額(以下「合計保険価額」といいます。)を超過する場合は、1976年の海事債権についての責任の制限に関する条約を改正する1996年議定書(注1)(以下「制限条約」といいます。)第3条1(b)に定める責任の限度額(注2)と合計保険価額の差額の4分の3相当額を限度として、その各超過額の4分の3相当額をてん補する責任を負います。

- ① 船舶保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第6条(衝突損害賠償金)に規定する衝突損害賠償金
- ② 普通約款第7条(損害防止費用)(1)③に規定する費用のうち、同第6条(衝突損害賠償金)(1)①および②の損害について賠償請求の訴えが被保険者に対して提起されたときの必要または有益な訴訟費用または仲裁費用

(注1) Protocol of 1996 to Amend the Convention on Limitation of Liability for Maritime Claims, 1976
(注2) ただし、「船舶の所有者等の責任の制限に関する法律」(昭和50年法律第94号)が適用される場合には同法に定める責任の限度額を限度とします。

第2条

第1条において、被保険者が法律のもとで認められる責任制限手続を行わない場合でも、その法律に定める責任の限度額と合計保険価額の差額の4分の3相当額を限度とします。

第3条

第1条に掲げる責任の限度額は、制限条約の適用対象船に該当しない船舶についても、制限条約の規定を準用して定めるものとします。

超過衝突損害賠償金てん補特別条項(押船第2種衝突損害賠償金てん補用-2)

(平成22年4月1日改正)

第1条

当社は、次の①および②の超過額をてん補する責任を負います。
① 被保険船舶が押航のために船舶を連結している場合に、被保険船舶とそれに連結されている船舶(以下「連結船」といいます。)またはそのいずれかが船列外の他の船舶と衝突し、この保険証券記載の押航船列特別条項(押船第2種衝突損害賠償金てん補用)第2条のもとでてん補の対象となる次に掲げる金額または費用が、被保険船舶および連結船の各保険証券記載の保険価額の合算額(以下「合計保険価額」といいます。)を超過するときの各超過額。ただし、1976年の海事債権についての責任の制限に関する条約を改正する1996年議定書(注1)(以下「制限条約」といいます。)

4. 船舶保険に適用される特別約款・条項

第3条1(b)に定める責任の限度額（注2）と合計保険価額の差額を限度とします。

- ア. 船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第6条（衝突損害賠償金）に規定する衝突損害賠償金
- イ. 普通約款第7条（損害防止費用）（1）③に規定する費用のうち、同第6条（衝突損害賠償金）（1）①および②の損害について賠償請求の訴えが被保険者に対して提起されたときの必要または有益な訴訟費用または仲裁費用
- ② 被保険船舶が船舶を連結していない場合に、被保険船舶が他の船舶と衝突し、この保険証券のもとでん補の対象となる①に掲げる金額または費用が、この保険証券記載の保険価額を超過するときの各超過額。ただし、制限条約第3条1(b)に定める責任の限度額（注2）と合計保険価額の差額を限度とします。

（注1）Protocol of 1996 to Amend the Convention on Limitation of Liability for Maritime Claims, 1976
（注2）ただし、「船舶の所有者等の責任の制限に関する法律」（昭和50年法律第94号）が適用される場合には同法に定める責任の限度額を限度とします。

第2条

第1条において、被保険者が法律のもとで認められる責任制限手続を行わない場合でも、その法律に定める責任の限度額と合計保険価額の差額を限度とします。

第3条

第1条に掲げる責任の限度額は、制限条約の適用対象船に該当しない船舶についても、制限条約の規定を準用して定めるものとします。

第4条

- 当社は、第1条から第3条までの規定にかかわらず、次の①および②の場合には第1条①の超過額をてん補する責任を負いません。
- ① 連結船に押航船列特別条項（解第5種用）または同特別条項（解第2種衝突損害賠償金てん補用）が記載された保険証券がない場合
- ② この保険証券に記載されている押航船列特別条項（押船第2種衝突損害賠償金てん補用）第4条により同第2条の適用がない場合または連結船の保険証券に記載されている押航船列特別条項（解第5種用）第5条により同第3条の適用がない場合もしくは同特別条項（解第2種衝突損害賠償金てん補用）第4条により同第2条の適用がない場合

.....

超過衝突損害賠償金てん補特別条項（押船第5種用－2）

（平成22年4月1日改正）

第1条

- 当社は、次の①および②の超過額をてん補する責任を負います。
- ① 被保険船舶が押航のために船舶を連結している場合に、被保険船舶とそれに連結されている船舶（以下「連結船」といいます。）またはそのいずれかが船列外の他の船舶と衝突し、この保険証券記載の押航船列特別条項（押船第5種用）第3条のもとでてん補の対象となる次に掲げる金額または費用が、被保険船舶および連結船の各保険証券記載の保険価額の合算額（以下「合計保険価額」といいます。）を超過するときの各超過額。ただし、1976年の海事債権についての責任の制限に関する条約を改正する1996年議定書（注1）（以下「制限条約」といいます。）第3条1(b)に定める責任の限度額（注2）と合計保険価額の差額を限度とします。
- ア. 船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第6条（衝突損害賠償金）に規定する衝突損害賠償金
- イ. 普通約款第7条（損害防止費用）（1）③に規定する費用のうち、同第6条（衝突損害賠償金）（1）①および②の損害について賠償請求の訴えが被保険者に対して提起されたときの必要または有益な訴訟費用または仲裁費用
- ② 被保険船舶が船舶を連結していない場合に、被保険船舶が他の船舶と衝突し、この保険証券のもとでてん補の対象となる①に掲げる金額または費用が、この保険証券記載の保険価額を超過するときの各超過額。ただし、制限条約第3条1(b)に定める責任の限度額（注2）と合計保険価額の差額を限度とします。

（注1）Protocol of 1996 to Amend the Convention on Limitation of Liability for Maritime Claims, 1976
（注2）ただし、「船舶の所有者等の責任の制限に関する法律」（昭和50年法律第94号）が適用される場合には同法に定める責任の限度額を限度とします。

第2条

第1条において、被保険者が法律のもとで認められる責任制限手続を行わない場合でも、その法律に定める責任の限度額と合計保険価額の差額を限度とします。

第3条

第1条に掲げる責任の限度額は、制限条約の適用対象船に該当しない船舶についても、制限条約の規定を準用して定めるものとします。

第4条

- 当社は、第1条から第3条までの規定にかかわらず、次の①および②の場合には第1条①の超過額をてん補する責任を負いません。
- ① 連結船に押航船列特別条項（解第5種用）または同特別条項（解第2種衝突損害賠償金てん補用）が記載された保険証券がない場合
- ② この保険証券に記載されている押航船列特別条項（押船第5種用）第5条により同第3条の適用がない場合または連結船の保険証券に記載されている押航船列特別条項（解第5種用）第5条により同第3条の適用がない場合もしくは同特別条項（解第2種衝突損害賠償金てん補用）第4条により同第2条の適用がない場合

.....

超過衝突損害賠償金てん補特別条項（押船第6種用－2）

（平成22年4月1日改正）

第1条

- 当社は、次の①および②の超過額をてん補する責任を負います。
- ① 被保険船舶が押航のために船舶を連結している場合に、被保険船舶とそれに連結されている船舶（以下「連結船」といいます。）またはそのいずれかが船列外の他の船舶と衝突し、この保険証券記載の押航船列特別条項（押船第6種用）第3条のもとでてん補の対象となる次に掲げる金額または費用が、被保険船舶および連結船の各保険証券記載の保険価額の合算額（以下「合計保険価額」といいます。）を超過するときの各超過額。ただし、1976年の海事債権についての責任の制限に関する条約を改正する1996年議定書（注1）（以下「制限条約」といいます。）第3条1(b)に定める責任の限度額（注2）と合計保険価額の差額を限度とします。
- ア. 船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第6条（衝突損害賠償金）に規定する衝突損害賠償金
- イ. 普通約款第7条（損害防止費用）（1）③に規定する費用のうち、同第6条（衝突損害賠償金）（1）①および②の損害について賠償請求の訴えが被保険者に対して提起されたときの必要または有益な訴訟費用または仲裁費用
- ② 被保険船舶が船舶を連結していない場合に、被保険船舶が他の船舶と衝突し、この保険証券のもとでてん補の対象となる①に掲げる金額または費用が、この保険証券記載の保険価額を超過するときの各超過額。ただし、制限条約第3条1(b)に定める責任の限度額（注2）と合計保険価額の差額を限度とします。

（注1）Protocol of 1996 to Amend the Convention on Limitation of Liability for Maritime Claims, 1976
（注2）ただし、「船舶の所有者等の責任の制限に関する法律」（昭和50年法律第94号）が適用される場合には同法に定める責任の限度額を限度とします。

第2条

第1条において、被保険者が法律のもとで認められる責任制限手続を行わない場合でも、その法律に定める責任の限度額と合計保険価額の差額を限度とします。

第3条

第1条に掲げる責任の限度額は、制限条約の適用対象船に該当しない船舶についても、制限条約の規定を準用して定めるものとします。

第4条

当社は、第1条から第3条までの規定にかかわらず、次の①および②の場合には第1条①の超過額をてん補する責任を負いません。

- ① 連結船に押航船列特別条項（解第5種用）または同特別条項（解第2種衝突損害賠償金てん補用）が記載された保険証券がない場合
- ② この保険証券に記載されていない押航船列特別条項（押船第6種用）第5条により同第3条の適用がない場合または連結船の保険証券に記載されている押航船列特別条項（解第5種用）第5条により同第3条の適用がない場合もしくは同特別条項（解第2種衝突損害賠償金てん補用）第4条により同第2条の適用がない場合

.....

保険の対象の範囲に関する特別条項（ウォーターフロント用）

(令和2年4月1日改正)

船舶保険普通保険約款第2条（保険の対象の範囲）を次のように改めます。

第2条（保険の対象の範囲）

- (1) 保険の対象には、船体および機関のほか、被保険者が所有または賃借し、かつ、被保険船舶内に存在する次に掲げる物が含まれるものとします。保険契約者が所有または賃借する物も同様とします。
- ① 属具および備品
 - ② 燃料、食料その他の消耗品等で、被保険船舶の使用目的に供するすべての物
 - ③ 料理飲食店、映画館、劇場、展示場、宿泊施設、百貨店等の施設
 - ④ ③の施設内における動産
- (2) (1)の規定にかかわらず、属具のうち、端艇については、被保険船舶外に取り出された場合であっても、本来の使用目的に供されているときに限り、保険の対象に含まれるものとします。
- (3) (1)の規定にかかわらず、貴金属、宝玉石および宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品（以下「貴金属、美術品等」といいます。）については、1個または1組の価額が1000万円以下のものに限るものとし、かつ、1個または1組の価額が100万円を超える貴金属、美術品等は、この保険証券記載の明記物件に限り、保険の対象に含まれるものとします。

.....

火災、爆発、風水災、電氣的・機械的事故による損傷修繕費追加担保特別条項（第2種用）

(平成22年4月1日改正)

この保険証券記載の船舶保険第2種特別約款第1条（てん補責任）を次のように改めます。

第1条 (てん補責任)

- (1) 当社は、船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当社の負担する危険）に掲げる損害のうち、次の損害に限り、てん補する責任を負います。
- ① 全損（注1）
 - ② 修繕費（注2）
 - ③ 損害防止費用（注3）。ただし、①および②に掲げる損害を防止軽減するために支出されたものに限ります。
- (2) 当社が(1)②の規定によっててん補する修繕費は、次に掲げる事由によって被保険船舶が被った損傷の修繕費に限ります。
- ① 火災
 - ② 爆発（注4）。ただし、水雷、爆弾その他爆発物として使用される兵器の爆発を除きます。
 - ③ 台風、旋風、暴風、暴风雨等の風災、ひょう災、豪雪、雪崩等の雪災または台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪、高潮、土砂崩れ等の水災
 - ④ 電気的または機械的事故
- (3) 当社は、(2)②から④までに掲げる事由によって生じた修繕費については、1回の保険事故ごとにこの保険証券記載の免責金額を控除します。
- (4) (1)③に掲げる損害防止費用については、普通約款第7条（損害防止費用）(2)ただし書を適用

しません。

- (注1) 普通約款第3条(全損)の規定によります。
(注2) 普通約款第4条(修繕費)の規定によります。
(注3) 普通約款第7条(損害防止費用)の規定によります。
(注4) 被保険船舶内であると否とを問いません。

.....

火災、爆発、風水災、電氣的・機械的事故による損傷修繕費追加担保特別条項

(第2種衝突損害賠償金てん補用)

(平成22年4月1日改正)

この保険証券記載の船舶保険第2種特別約款(衝突損害賠償金てん補)第1条(てん補責任)を次のように改めます。

第1条（てん補責任）

- (1)当社は、船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当社の負担する危険）に掲げる損害のうち、次の損害に限り、てん補する責任を負います。
- ① 全損（注1）
 - ② 修繕費（注2）
 - ③ 衝突損害賠償金（注3）
 - ④ 損害防止費用（注4）。ただし、①から③までに掲げる損害を防止軽減するために支出されたものに限ります。
- (2)当社が(1)②の規定によっててん補する修繕費は、次に掲げる事由によって被保険船舶が被った損傷の修繕費に限りです。
- ① 火災
 - ② 爆発（注5）。ただし、水雷、爆弾その他爆発物として使用される兵器の爆発を除きます。
 - ③ 台風、旋風、暴風、暴風雨等の風災、ひょう災、豪雪、雪崩等の雪災または台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪、高潮、土砂崩れ等の水災
 - ④ 電気的または機械的事故
- (3)当社は、(2)②から④までに掲げる事由によって生じた修繕費については、1回の保険事故ごとに、この保険証券記載の免責金額を控除します。
- (4)(1)④に掲げる損害防止費用については、普通約款第7条（損害防止費用）(2)ただし書を適用しません。

- (注1) 普通約款第3条(全損)の規定によります。
(注2) 普通約款第4条(修繕費)の規定によります。
(注3) 普通約款第6条(衝突損害賠償金)の規定によります。
(注4) 普通約款第7条(損害防止費用)の規定によります。
(注5) 被保険船舶内であるかと否を問いません。

.....

火災、電氣的・機械的事故、盜難、雨等による損傷修繕費追加担保特別条項（第2種用）

(平成22年4月1日改正)

この保険証券記載の船舶保険第2種特別約款第1条（てん補責任）を次のように改めます。

第1条（てん補責任）

- (1) 当社は、船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当社の負担する危険）に掲げる損害のうち、次の損害に限り、てん補する責任を負います。
- ① 全損（注1）
 - ② 修繕費（注2）
 - ③ 損害防止費用（注3）。ただし、①および②に掲げる損害を防止軽減するために支出されたもの

4. 船舶保険に適用される特別約款・条項

- のに限りです。
- (2) 当社が(1)②の規定によっててん補する修繕費は、次に掲げる事由によって被保険船舶が被った損傷の修繕費に限りです。
- ① 火災
 - ② 爆発(注4)。ただし、水雷、爆弾その他爆発物として使用される兵器の爆発を除きます。
 - ③ 台風、旋風、暴風、暴風雨等の風災、ひょう災、豪雪、雪崩等の雪災または台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪、高潮、土砂崩れ等の水災
 - ④ 電氣的または機械的事故
 - ⑤ 盗難
 - ⑥ 雨、雪またはその他の水(注5)
 - ⑦ 破損、まがり損、へこみ損または汚損。ただし、船体または機関に生じた破損、まがり損、へこみ損または汚損を除きます。
 - ⑧ 保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者またはこれらの者の代理人以外の者(以下「第三者」といいます。)の故意または過失。ただし、次の費用および金額を除きます。
 - ア. 第三者の故意または過失によって生じた船体または機関の損傷の修繕費
 - イ. 保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者またはこれらの者の代理人に保険金を取得させることを目的としていた場合の第三者の故意については、それらの者が受け取るべき金額
- (3) 当社は、(2)②から⑧までに掲げる事由によって生じた修繕費については、1回の保険事故ごとにこの保険証券記載の免責金額を控除します。
- (4)(1)③に掲げる損害防止費用については、普通約款第7条(損害防止費用)(2)ただし書を適用しません。

- (注1) 普通約款第3条(全損)の規定によります。
- (注2) 普通約款第4条(修繕費)の規定によります。
- (注3) 普通約款第7条(損害防止費用)の規定によります。
- (注4) 被保険船舶内であると否とを問いません。
- (注5) 海水を除きます。

火災、電氣的・機械的事故、盗難、雨等による損傷修繕費追加担保特別条項

(第2種衝突損害賠償金てん補用)

(平成22年4月1日改正)

この保険証券記載の船舶保険第2種特別約款(衝突損害賠償金てん補)第1条(てん補責任)を次のように改めます。

第1条(てん補責任)

- (1) 当社は、船舶保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第1条(当社の負担する危険)に掲げる損害のうち、次の損害に限り、てん補する責任を負います。
- ① 全損(注1)
 - ② 修繕費(注2)
 - ③ 衝突損害賠償金(注3)
 - ④ 損害防止費用(注4)。ただし、①から③までに掲げる損害を防止軽減するために支出されたものに限りです。
- (2) 当社が(1)②の規定によっててん補する修繕費は、次に掲げる事由によって被保険船舶が被った損傷の修繕費に限りです。
- ① 火災
 - ② 爆発(注5)。ただし、水雷、爆弾その他爆発物として使用される兵器の爆発を除きます。
 - ③ 台風、旋風、暴風、暴風雨等の風災、ひょう災、豪雪、雪崩等の雪災または台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪、高潮、土砂崩れ等の水災
 - ④ 電氣的または機械的事故
 - ⑤ 盗難
 - ⑥ 雨、雪またはその他の水(注6)
 - ⑦ 破損、まがり損、へこみ損または汚損。ただし、船体または機関に生じた破損、まがり損、へ

こみ損または汚損を除きます。

- ⑧ 保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者またはこれらの者の代理人以外の者(以下「第三者」といいます。)の故意または過失。ただし、次の費用および金額を除きます。
 - ア. 第三者の故意または過失によって生じた船体または機関の損傷の修繕費
 - イ. 保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者またはこれらの者の代理人に保険金を取得させることを目的としていた場合の第三者の故意については、それらの者が受け取るべき金額
- (3) 当社は、(2)②から⑧までに掲げる事由によって生じた修繕費については、1回の保険事故ごとに、この保険証券記載の免責金額を控除します。
- (4)(1)④に掲げる損害防止費用については、普通約款第7条(損害防止費用)(2)ただし書を適用しません。

- (注1) 普通約款第3条(全損)の規定によります。
- (注2) 普通約款第4条(修繕費)の規定によります。
- (注3) 普通約款第6条(衝突損害賠償金)の規定によります。
- (注4) 普通約款第7条(損害防止費用)の規定によります。
- (注5) 被保険船舶内であると否とを問いません。
- (注6) 海水を除きます。

盗難、雨等による損傷修繕費追加担保特別条項(第6種用)

(平成22年4月1日改正)

第1条

この保険証券記載の船舶保険第6種特別約款(以下「特別約款」といいます。)第2条(修繕費)(1)を次のように改めます。

第2条(修繕費)

- (1) 当社が第1条(てん補責任)②の規定によっててん補する修繕費は、次に掲げる事由によって被保険船舶が被った損傷の修繕費に限りです。
- ① 沈没、転覆、座礁、座州、火災、他物(注1)との衝突または共同海損行為
 - ② 爆発(注2)。ただし、水雷、爆弾その他爆発物として使用される兵器の爆発を除きます。
 - ③ 落雷
 - ④ 台風、旋風、暴風、暴風雨等の風災、ひょう災、豪雪、雪崩等の雪災または台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪、高潮、土砂崩れ等の水災
 - ⑤ 電氣的または機械的事故
 - ⑥ 盗難
 - ⑦ 雨、雪またはその他の水(注3)
 - ⑧ 破損、まがり損、へこみ損または汚損。ただし、船体または機関に生じた破損、まがり損、へこみ損または汚損を除きます。
 - ⑨ 船体(注4)に存在する欠陥(注5)による事故。ただし、塗装のみに生じた事故(注6)を除きます。
 - ⑩ 積荷、属具または燃料、食料その他の消耗品の積込み、荷卸しまたは積替え中にこれらの作業によって生じた事故
 - ⑪ 被保険者の使用人の故意または過失。ただし、被保険者の使用人が保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者またはこれらの者の代理人である場合、またはこれらの者に保険金を取得させることを目的としていた場合の被保険者の使用人の故意を除きます。
 - ⑫ 修繕者または用船者の過失。ただし、修繕者または用船者が保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者またはこれらの者の代理人である場合を除きます。
 - ⑬ 保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者またはこれらの者の代理人以外の者(以下「第三者」といいます。)の故意または過失。ただし、次の費用および金額を除きます。
 - ア. 第三者の故意または過失によって生じた船体または機関の損傷の修繕費
 - イ. 保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者またはこれらの者の代理人に保険金を取得させることを目的としていた場合の第三者の故意については、それらの者が受け取るべき金額

- (注1) 水を除きます。
(注2) 被保険船舶内であると否とを問いません。
(注3) 海水を除きます。
(注4) 属具を含みます。
(注5) 保険契約者または被保険者が相当の注意を払ったにもかかわらず発見することができなかった欠陥に限り、
(注6) ⑫に掲げる事由によって生じた場合を含みます。

第2条

特別約款第3条（修繕費からの控除）（1）を次のように改めます。

第3条（修繕費からの控除）

- (1) 当社は、第2条（修繕費）（1）④から⑬までに掲げる事由によって生じた修繕費については、1回の保険事故ごとにこの保険証券記載の免責金額を控除します。

第3条

特別約款第3条（修繕費からの控除）（2）および第4条（てん補しない損害）の規定は適用しません。

休航戻特別条項（第2種用）

（令和3年4月1日改正）

船舶保険第2種特別約款第2条（休航した場合の保険料の返還）を次のように改めます。

第2条（休航した場合の保険料の返還）

- (1) 保険期間を1年とする保険契約で保険期間中に被保険船舶が継続して30日以上休航した場合は、当社は、保険期間中に被保険船舶が全損（注1）とならなかったときに限り、(2)による保険料を保険期間満了後に返還します。
この保険契約が解約されたときは、被保険利益の消滅に伴う解約である場合、もしくは保険契約者および被保険船舶を同一とする保険契約が締結された場合に限り、(2)による保険料を返還します。
(2) 返還する保険料は、1回の休航ごとに、その休航した期間について毎30日を1期として、休航変更確認書記載の1期あたり返還保険料にその期数を乗じて得た額とします。ただし、毎30日を1期とする休航期間に返還対象外期間が含まれている場合には、その返還対象外期間に相当する日割計算による返還保険料の割当額を控除した残額とします。
(3) (1)および(2)によって保険料の返還を請求しようとするときは、保険契約者または被保険者は、休航開始の事実を遅滞なく当社に通知し、当社の承諾を得なければなりません。
(4) 休航が終了したときは、保険契約者または被保険者は、遅滞なくその旨を当社に通知し、かつ、管海官庁の証明書その他当社が要求する書類を提出しなければなりません。
(5) 休航変更確認書に記載された休航の条件の全部または一部に反する事実が生じた場合には、(1)および(2)の保険料の返還は行われないものとします。ただし、当社の承諾を得たときは、この限りではありません。
(6) 本条において、
① 「休航」とは、修繕（注2）、改造もしくは検査のための上架または入きよ、または係船、係留もしくは停泊等被保険船舶を航行の用に供しない状態におくことをいいます。
② 「休航変更確認書」とは、(3)の承諾時に当社が発行した変更確認書（注3）をいいます。
③ 「返還対象外期間」とは、次に掲げる期間をいいます。
ア. 修繕（注2）または改造を行う期間。ただし、摩滅、腐食、さび、劣化その他の自然の消耗が生じたことによる修繕（注2）、または船級協会の勧告による修繕（注2）を行う期間は除きます。なお、船級協会の勧告による修繕のうち、被保険船舶に生じた損傷の修繕および被保険船舶の構造変化を伴う修繕を行う期間は返還対象外期間とします。
イ. 特別休航水域（注4）において休航した期間

- (注1) 保険事故によると否とを問いません。
(注2) 保険事故によって生じたものであると否とを問いません。
(注3) その後の休航場所の変更承諾等の変更確認書を含みます。

- (注4) 外海にさらされている等の事情があるにもかかわらず、当社が特に休航場所として認めた水域であって、休航変更確認書に記載されたものをいいます。

休航戻特別条項（第2種衝突損害賠償金てん補用）

（令和3年4月1日改正）

船舶保険第2種特別約款（衝突損害賠償金てん補）第2条（休航した場合の保険料の返還）を次のように改めます。

第2条（休航した場合の保険料の返還）

- (1) 保険期間を1年とする保険契約で保険期間中に被保険船舶が継続して30日以上休航した場合は、当社は、保険期間中に被保険船舶が全損（注1）とならなかったときに限り、(2)による保険料を保険期間満了後に返還します。
この保険契約が解約されたときは、被保険利益の消滅に伴う解約である場合、もしくは保険契約者および被保険船舶を同一とする保険契約が締結された場合に限り、(2)による保険料を返還します。
(2) 返還する保険料は、1回の休航ごとに、その休航した期間について毎30日を1期として、休航変更確認書記載の1期あたり返還保険料にその期数を乗じて得た額とします。ただし、毎30日を1期とする休航期間に返還対象外期間が含まれている場合には、その返還対象外期間に相当する日割計算による返還保険料の割当額を控除した残額とします。
(3) (1)および(2)によって保険料の返還を請求しようとするときは、保険契約者または被保険者は、休航開始の事実を遅滞なく当社に通知し、当社の承諾を得なければなりません。
(4) 休航が終了したときは、保険契約者または被保険者は、遅滞なくその旨を当社に通知し、かつ、管海官庁の証明書その他当社が要求する書類を提出しなければなりません。
(5) 休航変更確認書に記載された休航の条件の全部または一部に反する事実が生じた場合には、(1)および(2)の保険料の返還は行われないものとします。ただし、当社の承諾を得たときは、この限りではありません。
(6) 本条において、
① 「休航」とは、修繕（注2）、改造もしくは検査のための上架または入きよ、または係船、係留もしくは停泊等被保険船舶を航行の用に供しない状態におくことをいいます。
② 「休航変更確認書」とは、(3)の承諾時に当社が発行した変更確認書（注3）をいいます。
③ 「返還対象外期間」とは、次に掲げる期間をいいます。
ア. 修繕（注2）または改造を行う期間。ただし、摩滅、腐食、さび、劣化その他の自然の消耗が生じたことによる修繕（注2）、または船級協会の勧告による修繕（注2）を行う期間は除きます。なお、船級協会の勧告による修繕のうち、被保険船舶に生じた損傷の修繕および被保険船舶の構造変化を伴う修繕を行う期間は返還対象外期間とします。
イ. 特別休航水域（注4）において休航した期間

- (注1) 保険事故によると否とを問いません。
(注2) 保険事故によって生じたものであると否とを問いません。
(注3) その後の休航場所の変更承諾等の変更確認書を含みます。
(注4) 外海にさらされている等の事情があるにもかかわらず、当社が特に休航場所として認めた水域であって、休航変更確認書に記載されたものをいいます。

休航戻特別条項（第5種用）

（令和3年4月1日改正）

船舶保険第5種特別約款第2条（休航した場合の保険料の返還）を次のように改めます。

第2条（休航した場合の保険料の返還）

- (1) 保険期間を1年とする保険契約で保険期間中に被保険船舶が継続して30日以上休航した場合は、当社は、保険期間中に被保険船舶が全損（注1）とならなかったときに限り、(2)による保険

4. 船舶保険に適用される特別約款・条項

料を保険期間満了後に返還します。

この保険契約が解約されたときは、被保険利益の消滅に伴う解約である場合、もしくは保険契約者および被保険船舶を同一とする保険契約が締結された場合に限り、(2)による保険料を返還します。

(2)返還する保険料は、1回の休航ごとに、その休航した期間について毎30日を1期として、休航変更確認書記載の1期あたり返還保険料にその期数を乗じて得た額とします。ただし、毎30日を1期とする休航期間に返還対象外期間が含まれている場合には、その返還対象外期間に相当する日割計算による返還保険料の割当額を控除した残額とします。

(3)(1)および(2)によって保険料の返還を請求しようとするときは、保険契約者または被保険者は、休航開始の事実を遅滞なく当社に通知し、当社の承諾を得なければなりません。

(4)休航が終了したときは、保険契約者または被保険者は、遅滞なくその旨を当社に通知し、かつ、管海官庁の証明書その他当社が要求する書類を提出しなければなりません。

(5)休航変更確認書に記載された休航の条件の全部または一部に反する事実が生じた場合には、(1)および(2)の保険料の返還は行われません。ただし、当社の承諾を得たときは、この限りではありません。

(6)本条において、

① 「休航」とは、修繕(注2)、改造もしくは検査のための上架または入きよ、または係船、係留もしくは停泊等被保険船舶を航行の用に供しない状態におくことをいいます。

② 「休航変更確認書」とは、(3)の承諾時に当社が発行した変更確認書(注3)をいいます。

③ 「返還対象外期間」とは、次に掲げる期間をいいます。

ア. 修繕(注2)または改造を行う期間。ただし、摩滅、腐食、さび、劣化その他の自然の消耗が生じたことによる修繕(注2)、または船級協会の勧告による修繕(注2)を行う期間は除きます。なお、船級協会の勧告による修繕のうち、被保険船舶に生じた損傷の修繕および被保険船舶の構造変化を伴う修繕を行う期間は返還対象外期間とします。

イ. 特別休航水域(注4)において休航した期間

(注1) 保険事故によると否とを問いません。

(注2) 保険事故によって生じたものであると否とを問いません。

(注3) その後の休航場所の変更承諾等の変更確認書を含みます。

(注4) 外海にさらされている等の事情があるにもかかわらず、当社が特に休航場所として認めた水域であって、休航変更確認書に記載されたものをいいます。

.....

休航戻特別条項(第6種用)

(令和3年4月1日改正)

船舶保険第6種特別約款第5条(休航した場合の保険料の返還)を次のように改めます。

第5条(休航した場合の保険料の返還)

(1)保険期間を1年とする保険契約で保険期間中に被保険船舶が継続して30日以上休航した場合は、当社は、保険期間中に被保険船舶が全損(注1)とならなかったときに限り、(2)による保険料を保険期間満了後に返還します。

この保険契約が解約されたときは、被保険利益の消滅に伴う解約である場合、もしくは保険契約者および被保険船舶を同一とする保険契約が締結された場合に限り、(2)による保険料を返還します。

(2)返還する保険料は、1回の休航ごとに、その休航した期間について毎30日を1期として、休航変更確認書記載の1期あたり返還保険料にその期数を乗じて得た額とします。ただし、毎30日を1期とする休航期間に返還対象外期間が含まれている場合には、その返還対象外期間に相当する日割計算による返還保険料の割当額を控除した残額とします。

(3)(1)および(2)によって保険料の返還を請求しようとするときは、保険契約者または被保険者は、休航開始の事実を遅滞なく当社に通知し、当社の承諾を得なければなりません。

(4)休航が終了したときは、保険契約者または被保険者は、遅滞なくその旨を当社に通知し、かつ、管海官庁の証明書その他当社が要求する書類を提出しなければなりません。

(5)休航変更確認書に記載された休航の条件の全部または一部に反する事実が生じた場合には、(1)

および(2)の保険料の返還は行われません。ただし、当社の承諾を得たときは、この限りではありません。

(6)本条において、

① 「休航」とは、修繕(注2)、改造もしくは検査のための上架または入きよ、または係船、係留もしくは停泊等被保険船舶を航行の用に供しない状態におくことをいいます。

② 「休航変更確認書」とは、(3)の承諾時に当社が発行した変更確認書(注3)をいいます。

③ 「返還対象外期間」とは、次に掲げる期間をいいます。

ア. 修繕(注2)または改造を行う期間。ただし、摩滅、腐食、さび、劣化その他の自然の消耗が生じたことによる修繕(注2)、または船級協会の勧告による修繕(注2)を行う期間は除きます。なお、船級協会の勧告による修繕のうち、被保険船舶に生じた損傷の修繕および被保険船舶の構造変化を伴う修繕を行う期間は返還対象外期間とします。

イ. 特別休航水域(注4)において休航した期間

(注1) 保険事故によると否とを問いません。

(注2) 保険事故によって生じたものであると否とを問いません。

(注3) その後の休航場所の変更承諾等の変更確認書を含みます。

(注4) 外海にさらされている等の事情があるにもかかわらず、当社が特に休航場所として認めた水域であって、休航変更確認書に記載されたものをいいます。

5. 船費保険に適用される特別約款・条項

船費保険第1種（A）特別約款

（平成22年4月1日改正）

第1条（てん補責任－1）

当社は、船舶保険証券のもとで被保険船舶が全損になったときに限り、この保険証券記載の船費保険金額をてん補する責任を負います。

第2条（てん補責任－2）

当社は、船舶保険証券のもとでてん補の対象となる次に掲げる金額または費用が船舶保険証券記載の保険価額を超過する場合には、それぞれの超過額（注）をてん補する責任を負います。

- ① 船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第6条（衝突損害賠償金）に規定する衝突損害賠償金
- ② 普通約款第7条（損害防止費用）（1）③に規定する費用のうち、同第6条（衝突損害賠償金）（1）①および②の損害について賠償請求の訴えが被保険者に対して提起されたときの必要または有益な訴訟費用または仲裁費用

（注）この保険証券記載の保険価額を限度とします。

第3条（休航した場合の保険料の返還）

- （1）当社は、船舶保険証券のもとで、同保険証券記載の船舶保険第5種特別約款第2条（休航した場合の保険料の返還）または船舶保険第6種特別約款第5条（休航した場合の保険料の返還）の規定により保険料を返還する場合に限り、（2）による保険料を保険期間満了後に返還します。
- （2）返還する保険料は、1回の休航ごとにその休航した期間について毎30日を1期（注）として、その期数に相当する日数に対する日割計算による保険料割当額から、次の①および②のうちいずれか多い方を控除した残額とします。
- ① その割当額の3分の1
- ② 保険金額100円につき1期（別途決定）円の割合によって期数に対し算出した金額

（注）30日未満は1期とみなしません。

第4条（普通約款との関係）

普通約款の各条項の全部または一部がこの特別約款に抵触するときは、この特別約款が普通約款に優先して適用されます。

船費保険第1種（A）特別約款（3／4RDC用）

（平成22年4月1日改正）

第1条（てん補責任－1）

当社は、船舶保険証券のもとで被保険船舶が全損となったときに限り、この保険証券記載の船費保険金額をてん補する責任を負います。

第2条（てん補責任－2）

当社は、船舶保険証券のもとでてん補の対象となる次に掲げる金額または費用が船舶保険証券記載の保険価額を超過する場合には、それぞれの超過額の4分の3相当額（注）をてん補する責任を負います。

- ① 船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第6条（衝突損害賠償金）に規定する衝突損害賠償金
- ② 普通約款第7条（損害防止費用）（1）③に規定する費用のうち、同第6条（衝突損害賠償金）（1）①および②の損害について賠償請求の訴えが被保険者に対して提起されたときの必要または有益な訴訟費用または仲裁費用

（注）この保険証券記載の保険価額の4分の3相当額を限度とします。

第3条（休航した場合の保険料の返還）

- （1）当社は、船舶保険証券のもとで、同保険証券記載の船舶保険第5種特別約款第2条（休航した場合の保険料の返還）または船舶保険第6種特別約款第5条（休航した場合の保険料の返還）の規定により保険料を返還する場合に限り、（2）による保険料を保険期間満了後に返還します。
- （2）返還する保険料は、1回の休航ごとにその休航した期間について毎30日を1期（注）として、その期数に相当する日数に対する日割計算による保険料割当額から、次の①および②のうちいずれか多い方を控除した残額とします。
- ① その割当額の3分の1
- ② 保険金額100円につき1期（別途決定）円の割合によって期数に対し算出した金額

（注）30日未満は1期とみなしません。

第4条（普通約款との関係）

普通約款の各条項の全部または一部がこの特別約款に抵触するときは、この特別約款が普通約款に優先して適用されます。

船費（運送貨・用船料等）保険第1種（B）特別約款

（平成22年4月1日改正）

第1条（てん補責任）

当社は、被保険船舶が全損となったときに限り、この保険証券記載の保険金額をてん補する責任を負います。

第2条（普通約款との関係）

船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）の各条項の全部または一部がこの特別約款に抵触するときは、この特別約款が普通約款に優先して適用されます。

船費（運送貨・用船料等）保険第1種（C）特別約款（日次通減）

（平成22年4月1日改正）

第1条（てん補責任）

当社は、被保険船舶が全損となったときに限り、第2条（保険金額の通減）に規定する保険金額をてん補する責任を負います。

第2条（保険金額の通減）

この保険契約においては、保険金額は1日当りこの保険証券記載の日次通減額ずつ通減するものとし、この保険証券記載の通減開始日から起算して被保険船舶が全損となった時まで経過した日数に対する通減額をこの保険証券記載の保険金額から控除した残額をもって、保険金額とします。

第3条（普通約款との関係）

船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）の各条項の全部または一部がこの特別約款に抵触するときは、この特別約款が普通約款に優先して適用されます。

船費（運送貨・用船料等）保険第1種（D）特別約款（月次通減）

（平成22年4月1日改正）

第1条（てん補責任）

当社は、被保険船舶が全損となったときに限り、第2条（保険金額の通減）に規定する保険金額をてん補する責任を負います。

5. 船費保険に適用される特別約款・条項

第2条（保険金額の通減）

この保険契約においては、保険金額は1か月あたりこの保険証券記載の月次通減額ずつ通減するものとし、この保険証券記載の通減開始日から起算して被保険船舶が全損となった時までに経過した月数に対する通減額をこの保険証券記載の保険金額から控除した残額をもって、保険金額とします。

第3条（普通約款との関係）

船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）の各条項の全部または一部がこの特別約款に抵触するときは、この特別約款が普通約款に優先して適用されます。

.....

船費保険第1種（E）特別約款

（平成22年4月1日改正）

第1条（てん補責任）

当社は、この保険証券に記載した他の船舶保険契約のもとで被保険船舶が全損となったときに限り、この保険証券記載の船費保険金額をてん補する責任を負います。

第2条（普通約款との関係）

船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）の各条項の全部または一部がこの特別約款に抵触するときは、この特別約款が普通約款に優先して適用されます。

.....

船費保険の保険金額に関する特別条項

（平成22年4月1日改正）

第1条

この保険契約は、被保険船舶を保険の対象とした他の船舶保険契約が有効に存続していることを条件とします。ただし、いかなる場合においても、この保険契約の保険金額（注）は、他の船舶保険契約の保険価額の25%を超えないものとします。

（注）他に船費、利益金、増価額その他名義のいかんにかかわらず、被保険船舶についてその所有者または賃借人の被保険利益を目的として締結される保険契約が存在する場合には、その保険金額の総額とこの保険契約の保険金額との合計額

第2条

第1条の条件に反する事実があるときには、当社は、その時以後に生じた損害をてん補する責任を負いません。

.....

休航戻特別条項（船費用）

（令和3年4月1日改正）

第1条

当社は、船舶保険証券のもとで同保険証券記載の休航戻特別条項（第5種用）または休航戻特別条項（第6種用）の規定により保険料を返還する場合に限り、第2条による保険料を保険期間満了後に返還します。

この保険契約が解約されたときは、被保険利益の消滅に伴う解約である場合、もしくは保険契約者および被保険船舶を同一とする保険契約が締結された場合に限り、第2条による保険料を返還します。

第2条

返還する保険料は、1回の休航ごとに、その休航した期間について毎30日を1期として、休航変更確認書記載の1期あたり返還保険料にその期数を乗じて得た額とします。ただし、毎30日を1期とする休航期間に返還対象外期間が含まれている場合には、その返還対象外期間に相当する日割計算による返還保険料の割当額を控除した残額とします。

第3条

この特別条項において、

- ① 「休航」とは、修繕（注1）、改造もしくは検査のための上架または入きよ、または係船、係留もしくは停泊等被保険船舶を航行の用に供しない状態におくことをいいます。
- ② 「休航変更確認書」とは、船舶保険証券記載の休航戻特別条項（第5種用）または休航戻特別条項（第6種用）の規定により、保険契約者または被保険者が行った休航の通知に基づき当社が発行した変更確認書（注2）をいいます。
- ③ 「返還対象外期間」とは、次に掲げる期間をいいます。
ア. 修繕（注1）または改造を行う期間。ただし、摩滅、腐食、さび、劣化その他の自然の消耗が生じたことによる修繕（注1）、または船級協会の勧告による修繕（注1）を行う期間は除きます。なお、船級協会の勧告による修繕のうち、被保険船舶に生じた損傷の修繕および被保険船舶の構造変化を伴う修繕を行う期間は返還対象外期間とします。
イ. 特別休航水域（注3）において休航した期間

（注1）保険事故によって生じたものであると否とを問いません。

（注2）その後の休航場所の変更承諾等の変更確認書を含みます。

（注3）外海にさらされている等の事情があるにもかかわらず、当社が特に休航場所として認めた水域であって、休航変更確認書に記載されたものをいいます。

第4条

この保険証券記載の船費保険第1種（A）特別約款第3条（休航した場合の保険料の返還）または船費保険第1種（A）特別約款（3／4RDC用）第3条（休航した場合の保険料の返還）の規定は適用しません。

6. 船主責任保険に適用される特別約款・条項

船主責任保険特別約款

(平成31年4月1日改正)

第1条（てん補責任－1）

(1) 当社は、被保険船舶の運航、使用または管理により、被保険者が次に掲げる法律上の損害賠償責任（以下「賠償責任」といいます。）を負ったことによって被る損害に限り、てん補する責任を負います。ただし、当社がてん補する損害は、被保険者が負う賠償債務の弁済としての支出（以下「賠償金」といいます。）に限るものとし、その賠償金の支払にあたっては、あらかじめ当社の書面による同意を得なければなりません。

- ① 人の死傷または疾病に対する賠償責任。ただし、被保険者の使用人および下請負人（注1）については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、その他日本国または外国の災害補償法令に基づく保険が付されていると否とを問わず、その保険のもとで補償の対象となる金額を控除します。
- ② 他船または他船上の積荷もしくは他船上のその他の財物に与えた損害（注2）に対する賠償責任。ただし、船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第6条（衝突損害賠償金）に規定する衝突損害賠償金を除きます。
- ③ 港湾設備その他の固定物、移動物または海産物等の被保険船舶外に存在する財物（注3）に与えた損害（注4）に対する賠償責任
- ④ 被保険船舶内に存在する被保険者の使用人等の所持品に与えた損害に対する賠償責任
- ⑤ ②および③に掲げる他船、他船上の積荷その他の財物、港湾設備等被保険船舶外に存在する財物の船骸または残骸の引き揚げまたは除去を必要としたときに、その引き揚げまたは除去に要した費用に対する賠償責任。ただし、引き揚げまたは除去されたそれらの財物に残存価額があるときは、その賠償責任にかかわる賠償金からその金額を控除します。
- ⑥ 被保険船舶が他船によって曳航される場合に、曳航作業が開始された時から終了する時まで生じた損害に対し、書面による曳航契約によって被保険者が負った賠償責任。
上記にかかわらず、発航（注5）の当時、曳航の方法が適切でなかったとき、または曳航契約に定める被保険者の責任が社団法人日本海運集会所制定（1995年7月改定）の曳航契約書式（和文契約書）の条件に比して著しく過重である場合には、⑥による賠償金をてん補しません。
- ⑦ ②に掲げる他船または他船上の積荷その他の財物に損害を与えた場合の、第2条（てん補責任－2）⑦に規定する費用に対する賠償責任
- ⑧ 他船またはその他の財物から流出しもしくは排出された油、有害液体物質、廃棄物その他の汚濁物質により、海洋、河川等が汚染され、またはそのおそれがある場合に、その他船またはその他の財物の所有者または賃借人がその汚染（注6）を防止軽減するために必要な措置を講ずべき法律上の責任を負ったときに、その措置に要した費用について、被保険者がその他船またはその他の財物の所有者または賃借人に対して負った賠償責任

(2) (1)②の規定にかかわらず、普通約款第6条（衝突損害賠償金）に規定する衝突損害賠償金（以下「衝突損害賠償金」といいます。）について、この保険証券のもとでてん補の対象となる損害があり、かつ被保険者の負担する衝突損害賠償金が、この保険証券記載の船舶保険価額と超過衝突損害賠償金てん補特別条項の規定によりてん補の対象となる衝突損害賠償金との合算額を超過する場合に限り、その超過額をてん補する責任を負います。

- (注1) その使用人を含みます。
(注2) その他船の損傷によるその他船の使用利益の喪失を含みます。
(注3) ②に掲げる財物を除きます。
(注4) それらの財物の損傷によるそれらの財物の使用利益の喪失を含みます。
(注5) 寄航港からの発航を含みます。
(注6) 放射能汚染を除きます。

第2条（てん補責任－2）

当社は、被保険船舶の運航、使用または管理により、被保険者が次に掲げる費用を支出することによって被る損害に限り、てん補する責任を負います。ただし、その費用の支出にあたっては、あらか

じめ当社の書面による同意を得なければなりません。

- ① 被保険者が負担した人命救助費、遭難搜索費、遭難・遺骨・遺品引渡し費および弔祭費。ただし、第1条（てん補責任－1）(1)①によっててん補されるものを除きます。
- ② 被保険船舶が保険事故によって全損となったとき、または被保険船舶の船長もしくは乗組員が傷病のために職務に堪えられなくなったときに、被保険者が船長もしくは乗組員の送還について負担した運賃、宿泊費および食費
- ③ 被保険船舶の船長もしくは乗組員が死亡もしくは行方不明となったとき、または傷病のために職務に堪えられなくなったときに、被保険者がその代人の派遣について負担した運賃、宿泊費および食費
- ④ 被保険船舶の船長もしくは乗組員の傷病のみに起因する、または密航者もしくは難民の下船のみを目的とする被保険船舶の離陸に関し、被保険者が特に負担した費用（注1）
- ⑤ 被保険船舶が伝染病の病原体に汚染され、または汚染のおそれがあるために、検疫または伝染病予防に関する法令に基づき被保険船舶もしくはその積荷または被保険者の使用人等について特別の防疫措置がなされたときに、被保険者がこれに要した費用（注1）
- ⑥ 被保険船舶の船骸または被保険船舶の積荷もしくは被保険船舶のその他の財物の残骸について、被保険者が引き揚げまたは除去を行うべき法律上の責任を負ったとき、または被保険者の所有、賃借もしくは占有している場所からの引き揚げまたは除去を必要としたときに、その引き揚げまたは除去に要した費用。ただし、引き揚げまたは除去されたそれらの財物に残存価額があるときは、その引き揚げまたは除去に要した費用からその金額を控除します。
- ⑦ 海難救助に関して、被保険者が負担した次に掲げるア、またはイ、の費用
ア、1989年海難救助条約第14条もしくは商法第805条（特別補償料）またはこれらと同等の内容を定める救助契約に基づき、環境損害を防止または軽減するために講じられた措置に要した特別補償
イ、社団法人日本海運集会所救助契約書式に定める特別補償に関する特約条項またはロイズ海難救助契約標準書式に定めるSCOPIC条項に基づく救助者に対する報酬
- ⑧ 被保険船舶から流出しもしくは排出された油、有害液体物質、廃棄物その他の汚濁物質により、海洋、河川等が汚染され、またはそのおそれがある場合に、被保険者がその汚染（注2）を防止軽減するために必要な措置を講ずべき法律上の責任を負ったときに、その措置に要した費用

(注1) 被保険船舶の使用利益の喪失は、費用とみなしません。

(注2) 放射能汚染を除きます。

第3条（てん補責任－3）

当社は、第1条（てん補責任－1）および第2条（てん補責任－2）の規定により当社がてん補すべき損害を防止軽減するために、被保険者が損害防止費用（注）を支出することによって被る損害をてん補する責任を負います。

(注) 普通約款第7条（損害防止費用）の規定によります。

第4条（てん補しない損害）

当社は、被保険者が次に掲げる賠償責任を負い、または費用を支出することによって被る損害をてん補する責任を負いません。

- ① 被保険者の使用人および下請負人（注1）の死傷、疾病または所持品について、労働協約、就業規則、災害補償規程、雇用契約その他同種の規程もしくは契約により生じた賠償責任
- ② 船客（注2）について生じた賠償責任または費用
- ③ 放射能汚染に係る賠償責任または費用
- ④ 被保険船舶の積荷（注3）その他被保険船舶が管理しもしくは作業の対象としている財物（注4）に与えた損害について生じた賠償責任または費用。ただし、第2条（てん補責任－2）⑥の場合を除きます。
- ⑤ 正貨、地金銀、貴金属、宝石、銀行券、債券その他の流通証券およびその他類似の財物に与えた損害について生じた賠償責任または費用
- ⑥ 被保険船舶が被保険者の所有に属さない場合に、被保険船舶に与えた損害について生じた賠償責任
- ⑦ 被保険船舶が他船またはその他の財物（以下「被曳航物件」といいます。）を曳航する場合に、

6. 船主責任保険に適用される特別約款・条項

曳航作業が開始された時から終了する時までには被曳航物件が船列外の第三者に与えた損害について生じた賠償責任または費用。ただし、被保険者の使用人および下請負人（注１）について生じた賠償責任または費用を除きます。

- ⑧ 賠償責任に関して特約がある場合に、その特約によって加重された賠償責任。ただし、第１条（てん補責任－１）（１）⑥の場合を除きます。
- ⑨ 被保険船舶が契約に基づき行う救助作業または船骸もしくは残骸の引き揚げもしくは除去作業に起因した、油、有害液体物質、廃棄物その他の汚濁物質の流出もしくは排出によって生じた賠償責任または費用

（注１）その使用人を含みます。

（注２）運賃または料金を支払って被保険船舶に乗船中ならびに乗降中の者に限ります。

（注３）積み込み前および荷卸し後を含みます。

（注４）被保険船舶が他船に曳航もしくは押航されたまたは他船を曳航もしくは押航している場合のその船列内の他船および他船上の財物を含みます。

第５条（被保険者の所有または賃借する他船等に与えた損害）

- （１）被保険船舶が被保険者の所有もしくは賃借する他の船舶（注）またはその他船上の財物に損害を与えた場合も、第三者の所有もしくは賃借する他の船舶またはその他船上の財物に損害を与えた場合に準じてこの特別約款が適用されるものとします。この場合、過失の有無およびその割合ならびに損害額については被保険者と当社との間で協定します。
- （２）（１）の協定が成立しないときは、被保険者と当社は、協議して１人の仲裁人を選任しその判断に任せます。この選任ができないときは、被保険者と当社は、各自１人の仲裁人を選任し、その２人が選任する第三の仲裁人１人を加えた３人の仲裁人の多数決による判断に従います。

（注）被保険船舶の端艇を除きます。

第６条（てん補額の限度）

この特別約款によって当社がてん補すべき金額は、この特別約款によらないてん補金とは別個に、１回の保険事故ごとに、その損害額からこの保険証券記載の免責金額を控除した残額とし、この保険証券記載のてん補限度額を限度とします。

第７条（普通約款との関係）

普通約款の各条項の全部または一部がこの特別約款に抵触するときは、この特別約款が普通約款に優先して適用されます。

.....

船主責任保険特別約款（汚染損害に関する船主責任不担保）

（平成３１年４月１日改正）

第１条（てん補責任－１）

- （１）当社は、被保険船舶の運航、使用または管理により、被保険者が次に掲げる法律上の損害賠償責任（以下「賠償責任」といいます。）を負ったことによって被る損害に限り、てん補する責任を負います。ただし、当社がてん補する損害は、被保険者が負う賠償債務の弁済としての支出（以下「賠償金」といいます。）に限るものとし、その賠償金の支払にあたっては、あらかじめ当社の書面による同意を得なければなりません。
- ① 人の死傷または疾病に対する賠償責任。ただし、被保険者の使用人および下請負人（注１）については、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）、船員保険法（昭和１４年法律第７３号）、その他日本国または外国の災害補償法令に基づく保険が付されていると否とを問わず、その保険のもとで補償の対象となる金額を控除します。
- ② 他船または他船上の積荷もしくは他船上のその他の財物に与えた損害（注２）に対する賠償責任。ただし、船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第６条（衝突損害賠償金）に規定する衝突損害賠償金を除きます。
- ③ 港湾設備その他の固定物、移動物または海産物等の被保険船舶外に存在する財物（注３）に与えた損害（注４）に対する賠償責任

- ④ 被保険船舶内に存在する被保険者の使用人等の所持品に与えた損害に対する賠償責任
- ⑤ ②および③に掲げる他船、他船上の積荷その他の財物、港湾設備等被保険船舶外に存在する財物の船骸または残骸の引き揚げまたは除去を必要としたときに、その引き揚げまたは除去に要した費用に対する賠償責任。ただし、引き揚げまたは除去されたそれらの財物に残存価額があるときは、その賠償責任にかかわる賠償金からその金額を控除します。

- ⑥ 被保険船舶が他船によって曳航される場合に、曳航作業が開始された時から終了する時までには生じた損害に対し、書面による曳航契約によって被保険者が負った賠償責任。
上記にかかわらず、発航（注５）の当時、曳航の方法が適切でなかったとき、または曳航契約に定める被保険者の責任が社団法人日本海運集会所制定（１９９５年７月改定）の曳航契約書式（和文契約書）の条件に比して著しく過重である場合には、⑥による賠償金をてん補しません。

- ⑦ ②に掲げる他船または他船上の積荷その他の財物に損害を与えた場合の、第２条（てん補責任－２）⑦に規定する費用に対する賠償責任

- （２）（１）②の規定にかかわらず、普通約款第６条（衝突損害賠償金）に規定する衝突損害賠償金（以下「衝突損害賠償金」といいます。）について、この保険証券のもとでてん補の対象となる損害があり、かつ被保険者の負担する衝突損害賠償金が、この保険証券記載の船舶保険価額と超過衝突損害賠償金てん補特別条項の規定によりてん補の対象となる衝突損害賠償金との合算額を超過する場合に限り、その超過額をてん補する責任を負います。

（注１）その使用人を含みます。

（注２）その他船の損傷によるその他船の使用利益の喪失を含みます。

（注３）②に掲げる財物を除きます。

（注４）それらの財物の損傷によるそれらの財物の使用利益の喪失を含みます。

（注５）寄航港からの発航を含みます。

第２条（てん補責任－２）

当社は、被保険船舶の運航、使用または管理により、被保険者が次に掲げる費用を支出することによって被る損害に限り、てん補する責任を負います。ただし、その費用の支出にあたっては、あらかじめ当社の書面による同意を得なければなりません。

- ① 被保険者が負担した人命救助費、遭難捜索費、遭難・遺骨・遺品引渡し費および弔祭費。ただし、第１条（てん補責任－１）（１）①によっててん補されるものを除きます。
- ② 被保険船舶が保険事故によって全損となったとき、または被保険船舶の船長もしくは乗組員が傷病のために職務に堪えられなくなったときに、被保険者が船長もしくは乗組員の選送について負担した運賃、宿泊費および食費
- ③ 被保険船舶の船長もしくは乗組員が死亡もしくは行方不明となったとき、または傷病のために職務に堪えられなくなったときに、被保険者がその代人の派遣について負担した運賃、宿泊費および食費
- ④ 被保険船舶の船長もしくは乗組員の傷病のみに起因する、または密航者もしくは難民の下船のみを目的とする被保険船舶の離路に関し、被保険者が特に負担した費用（注）
- ⑤ 被保険船舶が伝染病の病原体に汚染され、または汚染のおそれがあるために、検査または伝染病予防に関する法令に基づき被保険船舶もしくはその積荷または被保険者の使用人等について特別の防疫措置がなされたときに、被保険者がこれに要した費用（注）
- ⑥ 被保険船舶の船骸または被保険船舶の積荷もしくは被保険船舶のその他の財物の残骸について、被保険者が引き揚げまたは除去を行うべき法律上の責任を負ったとき、または被保険者の所有、賃借もしくは占有している場所からの引き揚げまたは除去を必要としたときに、その引き揚げまたは除去に要した費用。ただし、引き揚げまたは除去されたそれらの財物に残存価額があるときは、その引き揚げまたは除去に要した費用からその金額を控除します。
- ⑦ 海難救助に関して、被保険者が負担した次に掲げるア、またはイ、の費用
ア．１９８９年海難救助条約第１４条もしくは商法第８０５条（特別補償料）またはこれらと同等の内容を定める救助契約に基づき、環境損害を防止または軽減するために講じられた措置に要した特別補償
イ．社団法人日本海運集会所救助契約書式に定める特別補償に関する特約条項またはロイズ海難救助契約標準書式に定めるSCOPIC条項に基づく救助者に対する報酬

（注）被保険船舶の使用利益の喪失は、費用とみなしません。

第3条（てん補責任－3）

当社は、第1条（てん補責任－1）および第2条（てん補責任－2）の規定により当社がてん補すべき損害を防止軽減するために、被保険者が損害防止費用（注）を支出することによって被る損害をてん補する責任を負います。

（注）普通約款第7条（損害防止費用）の規定によります。

第4条（てん補しない損害）

当社は、被保険者が次に掲げる賠償責任を負い、または費用を支出することによって被る損害をてん補する責任を負いません。

- ① 被保険者の使用人および下請負人（注1）の死傷、疾病または所持品について、労働協約、就業規則、災害補償規程、雇用契約その他同種の規程もしくは契約により生じた賠償責任
- ② 船客（注2）について生じた賠償責任または費用
- ③ 原因がいかなる場合でも、油、有害液体物質、廃棄物その他の汚濁物質の流出もしくは排出によって生じた賠償責任または費用。ただし、第1条（てん補責任－1）（1）⑦または第2条（てん補責任－2）⑦の場合を除きます。
- ④ 被保険船舶の積荷（注3）その他被保険船舶が管理もしくは作業の対象としている財物（注4）に与えた損害について生じた賠償責任または費用。ただし、第2条（てん補責任－2）⑥の場合を除きます。
- ⑤ 正貨、地金銀、貴金属、宝石、銀行券、債券その他の流通証券およびその他類似の財物に与えた損害について生じた賠償責任または費用
- ⑥ 被保険船舶が被保険者の所有に属さない場合に、被保険船舶に与えた損害について生じた賠償責任
- ⑦ 被保険船舶が他船またはその他の財物（以下「被曳航物件」といいます。）を曳航する場合に、曳航作業が開始された時から終了する時まで被曳航物件が船列外の第三者に与えた損害について生じた賠償責任または費用。ただし、被保険者の使用人および下請負人（注1）について生じた賠償責任または費用を除きます。
- ⑧ 賠償責任に関して特約がある場合に、その特約によって加重された賠償責任。ただし、第1条（てん補責任－1）（1）⑥の場合を除きます。

（注1）その使用人を含みます。

（注2）運賃または料金を支払って被保険船舶に乗船中ならびに乗降中の者に限ります。

（注3）積み込み前および荷卸し後を含みます。

（注4）被保険船舶が他船に曳航もしくは押航されまたは他船を曳航もしくは押航している場合のその船列内の他船および他船上の財物を含みます。

第5条（被保険者の所有または賃借する他船等に与えた損害）

- （1）被保険船舶が被保険者の所有もしくは賃借する他の船舶（注）またはその他船上の財物に損害を与えた場合も、第三者の所有もしくは賃借する他の船舶またはその他船上の財物に損害を与えた場合に準じてこの特別約款が適用されるものとします。この場合、過失の有無およびその割合ならびに損害額については被保険者と当社との間で協定します。
- （2）（1）の協定が成立しないときは、被保険者と当社は、協議して1人の仲裁人を選任しその判断に任せます。この選任ができないときは、被保険者と当社は、各自1人の仲裁人を選任し、その2人が選任する第三の仲裁人1人を加えた3人の仲裁人の多数決による判断に従います。

（注）被保険船舶の端艇を除きます。

第6条（てん補額の限度）

この特別約款によって当社がてん補すべき金額は、この特別約款によらないてん補金とは別個に、1回の保険事故ごとに、その損害額からこの保険証券記載の免責金額を控除した残額とし、この保険証券記載のてん補限度額を限度とします。

第7条（普通約款との関係）

普通約款の各条項の全部または一部がこの特別約款に抵触するときは、この特別約款が普通約款に優先して適用されます。

積荷等に関する船主責任追加担保特別条項

（平成22年4月1日改正）

第1条

当社は、船主責任保険特別約款（以下「特別約款」といいます。）または船主責任保険特別約款（汚染損害に関する船主責任不担保）（以下「汚染損害不担保特別約款」といいます。）第4条（てん補しない損害）④および⑧の規定にかかわらず、被保険者が次に掲げる賠償責任を負ったことによって被る損害に限り、特別約款または汚染損害不担保特別約款およびこの特別条項の規定に従い、てん補する責任を負います。

- ① 被保険船舶の積荷その他の財物（注1）（以下「積荷等の財物」といいます。）の積み込み、荷扱い、積付け、運送、保管、荷卸しまたは引渡しにつき、運送契約上の義務違反によりその積荷等の財物に与えた損害について生じた賠償責任
- ② 被保険船舶が荷役その他の作業の用具として使用される場合に、作業の対象としている積荷その他の財物（注2）に与えた損害について生じた賠償責任
- ③ ①および②の賠償責任を負った場合、損害を生じた積荷等の財物または作業の対象としている積荷その他の財物を荷卸しし、もしくは処分するために余分に要した費用（注3）。ただし、その費用のうち荷直し費用については、その2分の1を控除します。

（注1）被保険船舶に積み込む予定の、または被保険船舶から荷卸しされた積荷その他の財物で、被保険船舶の付近にあるものを含みます。

（注2）被保険船舶内またはその付近にあるものに限ります。

（注3）損害が生じなかった場合でも被保険者が通常支出したとみなされる費用を超過したときの超過額をいいます。

第2条

当社は、特別約款または汚染損害不担保特別約款第1条（てん補責任－1）（1）、第4条（てん補しない損害）④および⑧の規定にかかわらず、被保険者が次に掲げる賠償責任を負い、または分担額を負担することによって被る損害に限り、特別約款または汚染損害不担保特別約款およびこの特別条項の規定に従い、てん補する責任を負います。

- ① 被保険船舶が積み込み、荷卸しもしくは積替え作業に使用するクレーンその他の荷役装置・用具の使用によって生じた積荷等の財物の損害に対し、クレーンその他の荷役装置・用具の所有者または運用者との使用契約によって被保険者が負った賠償責任。ただし、その使用契約に定める被保険者の責任が、一般に行われている使用契約の条件に比して著しく過重である場合には、①による賠償金をてん補しません。
- ② 共同海損等の積荷分担額のうち、もっぱら運送契約上の義務違反を理由として積荷主その他の利害関係人から法律上回収できないために被保険者の負担となった額。ただし、その運送契約にヘーグ・ルールズの免責規定またはこれと同じ内容の免責規定がない場合、および被保険船舶の離路を事由とする運送契約上の義務違反である場合には、その分担額をてん補しません。

第3条

当社は、被保険者が次に掲げる賠償責任を負ったことにより被る損害をてん補する責任を負いません。

- ① 被保険船舶が通し運送の一部の遂行のために使用されるときに、被保険船舶以外の輸送手段によって輸送中の積荷等の財物に与えた損害について生じた賠償責任
- ② 運送契約にヘーグ・ルールズの免責規定またはこれと同じ内容の免責規定があるならば免責となるべき賠償責任
- ③ 積荷の安全な運送を目的とする法令が遵守されなかった結果生じた賠償責任
- ④ 冷蔵品が被保険船舶に積み込まれる時および荷卸しされる時に、当社の承認した検査人の検査を受けなかった場合において、その冷蔵品に与えた損害について生じた賠償責任

第4条

当社は、被保険者が次に掲げる賠償責任を負ったことによって被る損害をてん補する責任を負いません。ただし、あらかじめ当社が書面により承諾したときは、この限りではありません。

- ① 正貨、地金銀、貴金属、宝石、銀行券、債券その他の流通証券およびその他類似の財物に与えた損害について生じた賠償責任

6. 船主責任保険に適用される特別約款・条項

- ② 甲板下に積み置き積荷等の財物を、甲板その他運送に不適当な場所に積み込むことによって生じた損害に対する賠償責任
- ③ 被保険船舶の船積み港到着不能もしくは遅延または積荷の被保険船舶への積み込み不能によって生じた賠償責任。ただし、既発行の船荷証券に基づく賠償責任を除きます。
- ④ 運送契約に定められた以外の港もしくは場所における積荷の全部または一部の荷卸しによって生じた賠償責任
- ⑤ 運送契約上の離路によって積荷等の財物に与えた損害について生じた賠償責任

第5条

この特別条項においては、特別約款または汚染損害不担保特別約款第5条（被保険者の所有または賃借する他船等に与えた損害）、および汚染損害不担保特別約款第4条（てん補しない損害）③の規定を適用しません。

第6条

- (1) 特別約款または汚染損害不担保特別約款第6条（てん補額の限度）の規定にかかわらず、この特別条項によって当社がてん補すべき金額は、この特別条項によらないてん補金とは別個に、1回の保険事故ごとに、この保険証券記載のてん補限度額を限度とします。
- (2) 特別約款または汚染損害不担保特別約款によっててん補の対象となる損害とこの特別条項によっててん補の対象となる損害が1回の保険事故によって生じた場合の当社がてん補すべき金額は、特別約款または汚染損害不担保特別約款、およびこの特別条項によらないてん補金とは別個に、1回の保険事故ごとに、特別約款または汚染損害不担保特別約款第6条（てん補額の限度）に規定するてん補限度額を限度とします。
- (3) (2)の規定にかかわらず、特別約款によっててん補の対象となる損害のうち次に掲げる損害とこの特別条項によっててん補の対象となる損害が1回の保険事故によって生じた場合の当社がてん補すべき金額は、特別約款およびこの特別条項によらないてん補金とは別個に、1回の保険事故ごとに、特別約款第6条（てん補額の限度）(2)に規定するてん補限度額とこの保険証券記載のてん補限度額のうちいずれか大きい金額を限度とします。
- ① 特別約款第1条（てん補責任－1）(1)⑧に規定する賠償責任についての損害
 - ② 特別約款第2条（てん補責任－2）⑧に規定する費用についての損害

第7条

船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）および特別約款または汚染損害不担保特別約款の各条項の全部または一部がこの特別条項に抵触するときは、この特別条項が普通約款および特別約款に優先して適用されます。

荷役装置の使用契約責任に関する船主責任追加担保特別条項

（平成22年4月1日改正）

第1条

当社は、船主責任保険特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（てん補責任－1）(1)に次の⑨を追加し、特別約款の規定に従い、てん補する責任を負います。

⑨ 被保険船舶が積込み、荷卸しまたは積替え作業に使用するクレーンその他の荷役装置・用具の使用について、その所有者または運用者との使用契約によって被保険者が負った賠償責任。ただし、被保険船舶より荷卸しされ、または被保険船舶に積み込まれる積荷もしくはその他の財物に対する賠償責任を除きます。

上記にかかわらず、その使用契約に定める被保険者の責任が、一般に行われている使用契約の条件に比して著しく過重である場合には、⑨による賠償金をてん補しません。

第2条

第1条の規定については、特別約款第4条（てん補しない損害）①から⑧までの規定のうち④および⑧の規定は適用しません。

押航船列特別条項（押船第2種船主責任用）

（平成22年4月1日改正）

第1条

当社は、被保険船舶と押航のためそれに連結されている船舶（以下「連結船」といいます。）の運航、使用または管理に伴って、船主責任保険特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（てん補責任－1）に掲げる法律上の損害賠償責任が発生したときは、いずれの船舶による損害賠償責任であるかを問わず、被保険者がこの損害賠償責任を負ったものとみなし、特別約款の規定に従い損害をてん補する責任を負います。

第2条

被保険船舶の保険契約者または被保険者と連結船の保険契約者または被保険者とが異なる場合には、双方の間に合意がない限り、第1条を適用しません。

押航船列特別条項（押船第2種船主責任用）

（平成22年4月1日改正）

第1条

当社は、被保険船舶と押航のためそれに連結されている船舶（注）の運航、使用または管理に伴って、船主責任保険特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（てん補責任－1）に掲げる法律上の損害賠償責任が発生したときは、いずれの船舶による損害賠償責任であるかを問わず、押船の保険証券の被保険者がこの損害賠償責任を負ったものとみなし、同保険証券の特別約款のもとでてん補されるべき損害が押船のてん補限度額を超えたときに限り、その超過額についての損害賠償責任を被保険者が負ったものとみなし、特別約款の規定に従い損害をてん補する責任を負います。押船が船主責任相互保険組合に加入している船舶である場合も同様とします。ただし、押船に船主責任保険が契約されていない場合または押船の船主責任保険によりてん補される金額がない場合には、本条項は適用しません。

（注）被保険船舶とともに押航される他の船を含みます。

第2条

被保険船舶の保険契約者または被保険者と連結船の保険契約者または被保険者とが異なる場合には、双方の間に合意がない限り、第1条を適用しません。

船舶油濁等損害賠償保障契約特別条項

（令和2年10月1日制定）

第1条

当社は、被保険者が、「船舶油濁等損害賠償保障法」（昭和50年法律第95号）（以下「法」といいます。）に基づき油濁損害および難破物除去損害に対する法律上の損害賠償責任（以下「賠償責任」といいます。）を負い、かつ、あらかじめ当社の書面による同意を得て、賠償債務の弁済としての支出をしたことにより被る損害に限り、船主責任保険特別約款（以下「特別約款」といいます。）およびこの特別条項の規定に従い、てん補する責任を負います。

第2条

特別約款第6条（てん補額の限度）および積荷等に関する船主責任追加担保特別条項第6条の規定にかかわらず、この特別条項により当社がてん補すべき金額は、特別約款、積荷等に関する船主責任追加担保特別条項およびこの特別条項によらないてん補金とは別個に、1回の保険事故ごとに、特別約款および積荷等に関する船主責任追加担保特別条項のもとでてん補の対象となる損害額とこの特別条項のもとでてん補の対象となる損害額の合算額から、この保険証券記載の免責金額を控除した残額とし、この保険証券記載のてん補限度額を限度とします。

第3条

- (1)当社は、特別約款第4条（てん補しない損害）⑨の規定にかかわらず、法第15条、第43条および第51条に基づき被害者から損害賠償額の支払の請求を受けたときは、この保険証券記載のてん補限度額を限度としてその支払に応ずるものとします。
- (2)(1)の被害者の請求に対しては、当社は、被保険者が被害者に対して主張することができる抗弁をもって被害者に対抗することができます。
- (3)当社が(1)の支払をしたときは、その支払をした金額の限度において、この特別条項に基づき被保険者に損害をてん補したものとみなします。
- (4)被保険者が被害者に損害の賠償をした場合において、当社が被保険者に対してその損害をてん補したときは、当社は、そのてん補した金額の限度において、被害者に対する損害賠償額の支払を免れるものとします。

第4条

- 当社は、第3条の支払をしたときは、次に掲げる金額を被保険者に対して請求することができます。
- ① 船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）およびこの保険契約に付帯されるすべての特別約款または特別条項等の規定により当社が被保険者に対しててん補する責任を免れる場合に、当社が被害者に対して支払った金額、または普通約款第25条（保険事故発生のお知らせ義務）（2）もしくは(3)、第26条（保険事故発生の場合の損害調査）（2）の規定により当社が損害額から控除した金額
- ② 第3条(1)および(2)に基づき損害額からこの保険証券記載の免責金額を控除したならば当社がその支払を免れ得たであろう金額

第5条

- (1)普通約款第16条（保険契約の無効、取消および重大事由による解除）（1）および(2)の規定は、この特別条項による特約には適用しないものとします。ただし、同条(1)および(2)の規定に該当するときは、当社は、この特別条項による特約を解除することができます。
- (2)普通約款およびこの保険契約に付帯されるすべての特別約款や特別条項等に基づくこの特別条項による特約の解除は、法第14条第4項、第42条第4項または第50条第4項に基づき当社が国土交通大臣にその解除を通知した日から起算して3か月経過した日の翌日から将来に向かってその効力を生ずるものとします。
- (3)当社が(2)の規定による解除の効力が生ずる日より前に発生した事故により保険金または損害賠償金を支払ったときは、被保険者に対してその金額の支払を請求することができます。ただし、普通約款第14条（てん補しない損害－4）（4）に該当する事由に基づく解除の場合、当社が保険契約者または被保険者にその解除の予告をした時から10日経過した時以前に発生した事故による損害については、この限りではありません。

第6条

普通約款および特別約款の全部または一部がこの特別条項に抵触するときは、この特別条項が普通約款および特別約款に優先して適用されます。

.....

船舶油濁等損害賠償保障契約特別条項（汚染損害に関する船主責任不担保用）

（令和2年10月1日制定）

第1条

当社は、被保険者が、「船舶油濁等損害賠償保障法」（昭和50年法律第95号）（以下「法」といいます。）に基づき難破物除去損害に対する法律上の損害賠償責任（以下「賠償責任」といいます。）を負い、かつ、あらかじめ当社の書面による同意を得て、賠償債務の弁済としての支出をしたことにより被る損害に限り、船主責任保険特別約款（汚染損害に関する船主責任不担保）（以下「特別約款」といいます。）およびこの特別条項の規定に従い、てん補する責任を負います。

第2条

特別約款第6条（てん補額の限度）および積荷等に関する船主責任追加担保特別条項第6条の規定にかかわらず、この特別条項により当社がてん補すべき金額は、特別約款、積荷等に関する船主責任追加担保特別条項およびこの特別条項によらないてん補金とは別個に、1回の保険事故ごとに、特別約款および積荷等に関する船主責任追加担保特別条項のもとでてん補の対象となる損害額とこの特別条項のもとでてん補の対象となる損害額の合算額から、この保険証券記載の免責金額を控除した残額

とし、この保険証券記載のてん補限度額を限度とします。

第3条

- (1)当社は、法第51条に基づき被害者から損害賠償額の支払の請求を受けたときは、この保険証券記載のてん補限度額を限度としてその支払に応ずるものとします。
- (2)(1)の被害者の請求に対しては、当社は、被保険者が被害者に対して主張することができる抗弁をもって被害者に対抗することができます。
- (3)当社が(1)の支払をしたときは、その支払をした金額の限度において、この特別条項に基づき被保険者に損害をてん補したものとみなします。
- (4)被保険者が被害者に損害の賠償をした場合において、当社が被保険者に対してその損害をてん補したときは、当社は、そのてん補した金額の限度において、被害者に対する損害賠償額の支払を免れるものとします。

第4条

- 当社は、第3条の支払をしたときは、次に掲げる金額を被保険者に対して請求することができます。
- ① 船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）およびこの保険契約に付帯されるすべての特別約款または特別条項等の規定により当社が被保険者に対しててん補する責任を免れる場合に、当社が被害者に対して支払った金額、または普通約款第25条（保険事故発生のお知らせ義務）（2）もしくは(3)、第26条（保険事故発生の場合の損害調査）（2）の規定により当社が損害額から控除した金額
- ② 第3条(1)および(2)に基づき損害額からこの保険証券記載の免責金額を控除したならば当社がその支払を免れ得たであろう金額

第5条

- (1)普通約款第16条（保険契約の無効、取消および重大事由による解除）（1）および(2)の規定は、この特別条項による特約には適用しないものとします。ただし、同条(1)および(2)の規定に該当するときは、当社は、この特別条項による特約を解除することができます。
- (2)普通約款およびこの保険契約に付帯されるすべての特別約款や特別条項等に基づくこの特別条項による特約の解除は、法第50条第4項に基づき当社が国土交通大臣にその解除を通知した日から起算して3か月経過した日の翌日から将来に向かってその効力を生ずるものとします。
- (3)当社が(2)の規定による解除の効力が生ずる日より前に発生した事故により保険金または損害賠償金を支払ったときは、被保険者に対してその金額の支払を請求することができます。ただし、普通約款第14条（てん補しない損害－4）（4）に該当する事由に基づく解除の場合、当社が保険契約者または被保険者にその解除の予告をした時から10日経過した時以前に発生した事故による損害については、この限りではありません。

第6条

普通約款および特別約款の全部または一部がこの特別条項に抵触するときは、この特別条項が普通約款および特別約款に優先して適用されます。

.....

テロリスト危険等担保特別条項

（令和2年10月1日制定）

第1条（てん補責任）

当社は、船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第11条（てん補しない損害－1）の規定にかかわらず、次に掲げる事由に起因して、被保険者が船舶油濁等損害賠償保障法に基づく賠償責任を負い、または費用を支出することにより被る損害に限り、船主責任保険特別約款（以下「特別約款」といいます。）の規定に従い、てん補する責任を負います。

① 水雷、爆発その他爆発物として使用される兵器の爆発またはこれらの物との接触

② 公権力によると否とを問わず、逮捕、捕獲、抑留、押収または没収

③ テロリストその他政治的動機または害意をもって行動する者の行為

第2条（他の保険契約がある場合のてん補額）

普通約款第30条（他の保険契約がある場合のてん補額）の規定にかかわらず、この保険契約によりてん補されるべき損害の全部または一部をてん補する他の保険契約がある場合の当社がてん補すべき金額は、特別約款第6条（てん補額の限度）の規定によって算出された金額から他の保険契約によりてん補される金額を控除した残額とします。

……………
テロリスト危険等担保特別条項（汚染損害に関する船主責任不担保用）

（令和2年10月1日制定）

第1条（てん補責任）

当社は、船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第11条（てん補しない損害—1）の規定にかかわらず、次に掲げる事由に起因して、被保険者が船舶油濁等損害賠償保障法に基づく賠償責任を負い、または費用を支出することにより被る損害に限り、船主責任保険特別約款（汚染損害に関する船主責任不担保）（以下「特別約款」といいます。）の規定に従い、てん補する責任を負います。

- ① 水雷、爆発その他爆発物として使用される兵器の爆発またはこれらの物との接触
- ② 公権力によると否とを問わず、逮捕、捕獲、抑留、押収または没収
- ③ テロリストその他政治的動機または害意をもって行動する者の行為

第2条（他の保険契約がある場合のてん補額）

普通約款第30条（他の保険契約がある場合のてん補額）の規定にかかわらず、この保険契約によりてん補されるべき損害の全部または一部をてん補する他の保険契約がある場合の当社がてん補すべき金額は、特別約款第6条（てん補額の限度）の規定によって算出された金額から他の保険契約によりてん補される金額を控除した残額とします。

7. 内航船舶船主責任保険に適用される特別約款・条項

船主責任保険特別約款（内航船舶船主責任用）

（令和3年4月1日改正）

第1条（てん補責任－1 一般賠償責任）

当社は、被保険船舶の運航、使用または管理により、被保険者が次に掲げる法律上の損害賠償責任（以下「賠償責任」といいます。）を負ったことによって被る損害に限り、てん補する責任を負います。ただし、当社がてん補する損害は、被保険者が負う賠償債務の弁済（以下「賠償金」といいます。）に限るものとし、その賠償金の支出にあたっては、あらかじめ当社の書面による同意を得なければなりません。

- ① 人の死傷または疾病に対する賠償責任。ただし、被保険者の使用人および下請負人（注1）（以下「使用人等」といいます。）については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、その他日本国または外国の災害補償法令に基づく保険が契約されていると否とを問わず、その保険のもとで補償の対象となる金額を控除します。
- ② 他船または他船上の積荷もしくは他船上のその他の財物に与えた損害（注2）に対する賠償責任。ただし、被保険船舶の船舶保険によっててん補される金額を控除します。
- ③ 港湾設備その他の固定物、移動物または海産物等の被保険船舶外に存在する財物（注3）に与えた損害（注4）に対する賠償責任
- ④ ②および③に掲げる他船、他船上の積荷その他の財物、港湾設備等被保険船舶外に存在する財物の船骸もしくは残骸の引き揚げもしくは除去、または灯火・標識等の設置を必要としたときに、その引き揚げもしくは除去または設置に要した費用に対する賠償責任。ただし、引き揚げもしくは除去された船骸または残骸に残存価額があるときは、その賠償責任にかかわる賠償金からその金額を控除します。
- ⑤ 被保険船舶内に存在する被保険者の使用人等の所持品に与えた損害に対する賠償責任
- ⑥ 被保険船舶内に存在する定期用船者が所有する燃料油に与えた損害に対する賠償責任
- ⑦ 被保険船舶上のコンテナに生じた損害に対する賠償責任。ただし、被保険者が賃借したコンテナに生じた損害に対する賠償責任を除きます。
- ⑧ 被保険船舶上の第三者の所有する積荷以外の財物（注5）に生じた損害に対する賠償責任
- ⑨ 被保険船舶が他船もしくはその他の財物を曳航もしくは押航する場合、または、被保険船舶が他船によって曳航または押航される場合に、曳航または押航作業が開始された時から終了する時まで生じた本条に掲げる賠償責任。ただし、次に掲げる賠償責任を除きます。

ア. 被曳航物件または曳船が発航（注6）の当時、安全に航海を行うのに適した状態になかった場合、または、曳航の方法が適切でなかった場合に生じた損害に対する賠償責任

イ. 被曳航もしくは被押航物件または曳船もしくは押船の船骸撤去、または、被曳航もしくは被押航物件または曳船もしくは押船上の積荷その他の財物の残骸処理ならびに灯火・標識等の設置につき、法律上の責任を負ったときの賠償責任
- ⑩ 被保険船舶が積込み、荷卸しまたは積替え作業に使用するクレーンその他の荷役装置・用具の使用について、その所有者または運用者との使用契約によって被保険者が負った賠償責任。ただし、被保険船舶より荷卸しされ、または被保険船舶に積み込まれる積荷もしくはその他の財物に対する賠償責任を除きます。

上記にかかわらず、その使用契約に定める被保険者の責任が、一般に行われている使用契約の条件に比して著しく過重であるときの賠償責任を除きます。
- ⑪ ②に掲げる他船または他船上の積荷その他の財物に損害を与えた場合の、第2条（てん補責任－2 一般費用）⑪に規定する費用に対する賠償責任
- ⑫ 他船またはその他の財物から流出し、もしくは排出された油、有害液体物質、廃棄物その他の汚濁物質により、海洋、河川等が汚染され、またはそのおそれがある場合に、その他船またはその他の財物の所有者または賃借人がその汚染を防止軽減するために必要な措置を講ずべき法律上の責任を負ったときに、その措置に要した費用について、被保険者がその他船またはその他の財物の所有者または賃借人に対して負った法律上の賠償責任

（注1）その使用人を含みます。

- （注2）その他船の損傷によるその他船の使用利益の喪失を含みます。
- （注3）②に掲げる財物を除きます。
- （注4）それらの財物の損傷によるそれらの財物の使用利益の喪失を含みます。
- （注5）⑥および⑦に掲げる財物を除きます。
- （注6）寄航港からの発航を含みます。

第2条（てん補責任－2 一般費用）

当社は、被保険船舶の運航、使用または管理により、被保険者が次に掲げる費用を支出することによって被る損害に限り、てん補する責任を負います。ただし、その費用の支出にあたっては、あらかじめ当社の書面による同意を得なければなりません。

- ① 被保険者が負担した人命救助費、遺骸捜索費、遺骸・遺骨・遺品引渡し費および弔祭費。ただし、第1条（てん補責任－1 一般賠償責任）①によっててん補されるものは除きます。
- ② 被保険船舶が保険事故に遭遇したとき、または被保険船舶の船長もしくは乗組員が傷病のために職務に堪えられなくなったときに、被保険者が船長もしくは乗組員の送還について負担した運賃、宿泊費および食費
- ③ 被保険船舶の船長もしくは乗組員が死亡もしくは行方不明となったとき、または傷病のために職務に堪えられなくなったときに、被保険者がその代人の派遣について負担した運賃、宿泊費および食費
- ④ 次に掲げる事由による被保険船舶の離路に関し、被保険者が特に負担した費用（注1）

ア. 被保険船舶の船長もしくは乗組員または被保険者が被保険船舶に乗船することを認めた造船所技師等の死傷もしくは疾病

イ. 密航者および難民の下船もしくは送還

ウ. 人命救助
- ⑤ 被保険船舶の船長もしくは乗組員が脱船により、被保険船舶に乗船せず陸上に留まった場合に、その被保険船舶の船長もしくは乗組員に関し生じた費用のうち、被保険者が法令に基づき負担した費用でその被保険船舶の船長もしくは乗組員から回収できない部分
- ⑥ 被保険船舶が全損となったため、失業した被保険船舶の船長もしくは乗組員に対して、法令により、支払った賃金または手当
- ⑦ 被保険船舶が伝染病の病原体に汚染され、または汚染のおそれがあるために、検疫または伝染病予防に関する法令に基づき被保険船舶もしくはその積荷または被保険者の使用人等について特別の防疫措置がなされたときに、被保険者がこれに要した費用（注1）
- ⑧ 被保険船舶の船骸または被保険船舶の積荷もしくは被保険船舶のその他の財物の残骸または灯火・標識等の設置について、被保険者が引き揚げもしくは除去または設置を行うべき法律上の責任を負ったとき、または被保険者の所有、賃借もしくは占有している場所からの引き揚げもしくは除去または灯火・標識等の設置を必要としたときに、その引き揚げもしくは除去または設置に要した費用。ただし、引き揚げもしくは除去された船骸または残骸に残存価額があるときは、その引き揚げもしくは除去に要した費用からその金額を控除します。
- ⑨ 被保険船舶が他船もしくはその他の財物を曳航もしくは押航する場合、または、被保険船舶が他船によって曳航もしくは押航される場合に、曳航または押航作業が開始された時から終了する時まで生じた本条に掲げる事由について、被保険者が支出した費用。ただし、次に掲げる費用を除きます。

ア. 被曳航物件または曳船が発航（注2）の当時、安全に航海を行うに適した状態になかった場合、または、曳航の方法が適切でなかった場合に生じた損害についての費用

イ. 被曳航もしくは被押航物件または曳船もしくは押船の船骸撤去、または、被曳航もしくは被押航物件上または曳船もしくは押船上の積荷その他の財物の残骸処理、ならびに灯火・標識等の設置につき、法律上の責任を負ったときに、その引き揚げもしくは除去または設置に要した費用
- ⑩ 出入国管理官、厚生官その他の官憲ならびに税関その他の政府または公の機関により、被保険船舶に関して、被保険者または被保険船舶の船長もしくは乗組員に対して課せられた次に掲げる違反に対する過怠金（注3）。ただし、被保険船舶の船長もしくは乗組員に対して課せられた過怠金については、被保険者が法律上負担する義務を負う場合に限りです。

ア. 安全作業基準の維持に関する規則の違反

イ. 積荷に関するものを除き、密輸または関税に関する規則の違反。ただし、船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第14条（てん補しない損害－4）（1）④の場合を除きます。

7. 内航船舶船主責任保険に適用される特別約款・条項

- ウ. 出入国管理に関する規則の違反
- エ. 被保険船舶の船長もしくは乗組員の業務上の過失または怠慢により生じた違反
- オ. 汚濁に関する規則の違反
- ⑪ 海難救助に関して、被保険者が負担した次に掲げるア. またはイ. の費用
- ア. 1989年海難救助条約第14条もしくは商法第805条（特別補償料）またはこれらと同等の内容を定める救助契約に基づき、環境損害を防止または軽減するために講じられた措置に要した特別補償
- イ. 社団法人日本海運集会所救助契約書式に定める特別補償に関する特約条項またはロイズ海難救助契約標準書式に定めるSCOPIC条項に基づく救助者に対する報酬
- ⑫ 被保険船舶から流出し、もしくは排出された油、有害液体物質、廃棄物その他の汚濁物質により、海洋、河川等が汚染され、またはそのおそれがある場合に、被保険者がその汚染を防止軽減するために必要な措置を講ずべき法律上の責任を負ったときに、その措置に要した費用

（注1）被保険船舶の使用利益の喪失は、費用とみなしません。

（注2）寄航港からの発航を含みます。

（注3）過積みによるものを除きます。

第3条（てん補責任－3 労協等に基づく賠償責任・費用）

- （1）当社は、被保険船舶内において業務従事中（通勤中を含みます。以下同じとします。）の被保険船舶の船長もしくは乗組員（以下「被保険船舶乗組員」といいます。）について、被保険者が、労働協約、就業規則、災害補償規程、雇用契約その他同種の規程もしくは契約（以下「労協等」といいます。）により、その被保険船舶乗組員もしくはその遺族に対して、次に掲げる責任を負い、かつ、賠償債務の弁済（以下「賠償金」といいます。）または費用を支出することによって被る損害に限り、てん補する責任を負います。ただし、賠償金または費用の支出にあたっては、あらかじめ当社の書面による承諾を得なければなりません。また、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、その他日本国または外国の災害補償法令に基づく保険が付されていると否とを問わず、その保険のもとでてん補の対象となる金額を控除します。
- ① 被保険船舶乗組員の死亡（行方不明による死亡推定を含みます。以下同じとします。）に対する責任。ただし、雇入契約存続中で被保険船舶内（岸壁等を含みます。以下同じとします。）にある期間中および船務旅行中または社命による乗下船旅行中の死亡を含みます。
 - ② 被保険船舶乗組員が負傷し、または疾病にかかった場合の療養補償に対する責任。ただし、雇入契約存続中で被保険船舶内にある期間中および船務旅行中または社命による乗下船旅行中に負傷しもしくは疾病にかかった場合を含みます。
 - ③ 被保険船舶乗組員が負傷し、または疾病にかかった場合の傷病手当および予後手当。ただし、雇入契約存続中で被保険船舶内にある期間中および船務旅行中または社命による乗下船旅行中に負傷しもしくは疾病にかかった場合を含みます。
 - ④ 被保険船舶乗組員の負傷または疾病がなおった場合において、なおその被保険船舶乗組員の身体に障害が存するときの障害に対する責任
 - ⑤ 被保険船舶乗組員が死亡した場合の被保険者が負担した弔祭費
 - ⑥ 被保険船舶乗組員が行方不明になった場合の行方不明手当
- （2）被保険者は、（1）①、③、④および⑥の規定により、被保険者が受領したてん補金の全額を被保険船舶乗組員またはその遺族に支払わなければなりません。
- （3）被保険者は、（1）②および⑤の規定により、被保険者が受領したてん補金のうち被保険船舶乗組員に支払うべき金額の全額を被保険船舶乗組員またはその遺族に支払わなければなりません。
- （4）（2）および（3）の規定にかかわらず、被保険者がその支払を怠った場合は、被保険者は、既に受領したてん補金のうち被保険船舶乗組員またはその遺族に支払われなかった金額を当社に返還しなければなりません。
- （5）当社が本条の規定により保険金を支払った場合においては、被保険者は、被保険船舶乗組員またはその遺族の補償金受領書等を保険金を受け取った日から30日以内にまたは当社が書面により承認した猶予期間内に、当社に提出しなければなりません。
- （6）被保険者が、（5）の規定に基づき提出した書類に故意に事実と異なる記載をし、もしくは事実を記載しなかったとき、その書類を偽造もしくは変造したとき、または（5）の義務に違反したときは、被保険者は、既に受領した保険金を当社に返還しなければなりません。

第4条（てん補責任－4 損害防止費用）

当社は、第1条（てん補責任－1 一般賠償責任）から第3条（てん補責任－3 労協等に基づく賠償責任・費用）までの規定により当社がてん補すべき損害を防止軽減するために、被保険者が損害防止費用（注）を支出したことによって被る損害をてん補する責任を負います。

（注）普通約款第7条（損害防止費用）の規定によります。

第5条（てん補責任－5 海賊行為）

当社は、普通約款第11条（てん補しない損害－1）の規定にかかわらず、第1条（てん補責任－1 一般賠償責任）から第4条（てん補責任－4 損害防止費用）までの規定により当社がてん補すべき損害のうち、海賊行為および船員の悪行によるだ捕、捕獲、抑留、押収または没収およびこれらの結果、またはこれらを目的とした行為によって被る損害をてん補する責任を負います。

第6条（てん補しない損害）

当社は、被保険者が次に掲げる賠償責任を負い、または費用を支出することによって被る損害をてん補する責任を負いません。

- ① 船客（注1）について生じた賠償責任または費用
- ② 原因がいかなる場合でも、放射能汚染によって生じた賠償責任または費用
- ③ 被保険船舶が被保険者の所有に属さない場合に、被保険船舶に与えた損害について生じた賠償責任
- ④ 正貨、地金銀、貴金属、宝石、銀行券、債券その他の流通証券およびその他類似の財物に与えた損害について生じた賠償責任または費用
- ⑤ 被保険船舶が管理もしくは作業の対象としている被保険船舶の積荷（注2）その他の財物（注3）に与えた損害（注4）について生じた賠償責任または費用。ただし、第1条（てん補責任－1 一般賠償責任）⑤から⑧までおよび第2条（てん補責任－2 一般費用）⑧の場合を除きます。
- ⑥ 被保険船舶が契約に基づき行う救助作業または船骸もしくは残骸の引き揚げもしくは除去作業に起因して生じた賠償責任または費用
- ⑦ 賠償責任に関して特約がある場合に、その特約によって加重された賠償責任。ただし、第1条（てん補責任－1 一般賠償責任）⑤、⑨、⑩および第3条（てん補責任－3 労協等に基づく賠償責任・費用）の場合を除きます。

（注1）運賃または料金を支払って被保険船舶に乗船ならびに乗降中の者に限ります。

（注2）積み前および荷卸し後を含みます。

（注3）被保険船舶が、他船を曳航もしくは押航し、または他船に曳航もしくは押航されている場合のその船列内の他船および他船上の積荷その他の財物を含みます。

（注4）被曳航もしくは被押航物件または被曳航もしくは被押航物件上の積荷その他の財物の損傷による使用利益の喪失を含みます。

第7条（被保険者の所有または賃借する他船等に与えた損害）

- （1）被保険船舶が被保険者の所有もしくは賃借する他の船舶（注）、その他船上の財物またはその他の財物に損害を与えた場合も、第三者の所有もしくは賃借する他の船舶、他船上の財物またはその他の財物に与えた場合に準じてこの特別約款が適用されるものとします。この場合、過失の有無およびその割合ならびに損害額については被保険者と当社との間で協議します。
- （2）（1）の協定が成立しないときは、被保険者と当社は、協議して1人の仲裁人を選任しその判断に任せます。この選任ができないときは、被保険者と当社は、各自1人の仲裁人を選任し、その2人が選任する第三の仲裁人1人を加えた3人の仲裁人の多数決による判断に従います。

（注）被保険船舶の端艇を除きます。

第8条（てん補額の限度）

- （1）当社がてん補すべき金額は、1回の保険事故ごとに、その損害額から第9条（免責金額の控除）に規定する免責金額を控除した残額とし、この保険証券記載のてん補限度額を限度とします。
- （2）（1）の規定にかかわらず、第3条（てん補責任－3 労協等に基づく賠償責任・費用）の規定によって当社がてん補すべき金額は、1回の保険事故ごとに、労協等に定める金額（注）から第9条（免責金額の控除）に規定する免責金額を控除した残額とし、この保険証券記載のてん補限度額を限度と

します。
(3)第1条（てん補責任－1 一般賠償責任）⑨および⑩に掲げる責任については、船舶の所有者等の責任を制限する法律により、その責任を制限できる債権（以下「制限債権」といいます。）と制限できない債権（以下「非制限債権」といいます。）が1回の保険事故によって生じた場合には、最初に制限債権について、当社がてん補すべき金額を算出し、残額のある場合に限り、その範囲内において非制限債権をてん補する責任を負います。

（注）第3条（てん補責任－3 労協等に基づく賠償責任・費用）（1）①および④に掲げる責任については、労協等に定める金額と別表に掲げる金額のいずれか低い金額を限度とします。

第9条（免責金額の控除）

当社は、この保険証券のもとで損害をてん補する場合は、1回の保険事故ごとに、てん補の対象となる損害の合算額からこの保険証券記載の免責金額を控除します。

第10条（他の保険契約がある場合のてん補額）

普通約款第30条（他の保険契約がある場合のてん補額）の規定にかかわらず、この保険契約によりてん補されるべき損害の全部または一部をてん補する他の保険契約がある場合の当社がてん補すべき金額は、第8条（てん補額の限度）の規定によって算出された金額から他の保険契約によりてん補される金額を控除した残額とします。

第11条（休航した場合の保険料の返還）

(1)当社は、保険期間を1年とする船主責任保険契約で、保険期間中に被保険船舶が継続して30日以上休航した場合は、保険期間中に被保険船舶が全損（注1）とならなかったときに限り、(2)による保険料を保険期間満了後に返還します。

この保険契約が解約されたときは、被保険利益の消滅に伴う解約である場合、もしくは保険契約者および被保険者を同一とする保険契約が締結されたときに限り、(2)による保険料を返還します。

(2)返還する保険料は、1回の休航ごとに、その休航した期間について毎30日を1期として、休航変更確認書記載の1期あたりの返還保険料にその期数を乗じて得た額とします。ただし、毎30日を1期とする休航期間に返還対象外期間が含まれている場合は、その対象外期間に相当する日割計算による返還保険料の割当額を控除した残額とします。

(3)(1)および(2)によって、保険料の返還を請求しようとするときは、保険契約者または被保険者は、休航開始の事実を遅滞なく当社に通知し、当社の承諾を得なければなりません。

(4)休航が終了したときは、保険契約者または被保険者は遅滞なくその旨を当社に通知し、かつ、管海官庁の証明書その他当社が要求する書類を提出しなければなりません。

(5)休航変更確認書に記載された休航の条件の全部または一部に反する事実が生じた場合には、(1)および(2)の保険料の返還は行われないものとします。ただし、当社の書面による承諾を得たときは、この限りではありません。

(6)この特別約款において、
① 「休航」とは、修繕（注2）、改造および検査のための上架もしくは入きよ、または係船、係留もしくは停泊等被保険船舶を航行の用に供しない状態におくことをいいます。
② 「休航変更確認書」とは、(3)の承諾時に当社が発行した変更確認書（注3）をいいます。
③ 「返還対象外期間」とは、次に掲げる期間をいいます。

ア. 修繕（注2）または改造を行う期間。ただし、摩滅、腐食、さび、劣化その他の自然の消耗が生じたことによる修繕（注2）、または船級協会の勧告による修繕（注2）を行う期間は除きます。なお、船級協会の勧告による修繕のうち、被保険船舶に生じた損傷の修繕および被保険船舶の構造変化を伴う修繕を行う期間は返還対象外期間とします。
イ. 特別休航水域（注4）において休航した期間

（注1）保険事故によると否とを問いません。
（注2）保険事故によって生じたものであると否とを問いません。
（注3）その後の休航場所の変更承諾等の変更確認書を含みます。
（注4）外海にさらされている等の事情があるにもかかわらず、当社が特に休航場所として認めた水域であって、休航変更確認書に記載されたものをいいます。

第12条（船舶油濁等損害賠償保障契約特別条項との関係）

(1)当社は、この保険証券に船舶油濁等損害賠償保障契約特別条項（内航船舶船主責任用）（以下「油

濁損害保障条項」といいます。）が記載されている場合には、油濁損害保障条項によりてん補の対象となる損害は、この特別約款のもとではてん補する責任を負いません。

(2)この保険契約のもとで、油濁損害保障条項によりてん補金を支払った場合は、同一保険事故により生じた損害について、この特別約款により当社がてん補すべき金額を算出するときは、この保険証券記載の免責金額を控除しません。

第13条（普通約款との関係）

普通約款の各条項の全部または一部がこの特別約款に抵触するときは、この特別約款が普通約款に優先して適用されます。

別表

1 被保険船舶乗組員の死亡に対する責任（船主責任保険特別約款（内航船舶船主責任用）第3条（てん補責任－3 労協等に基づく賠償責任・費用）（1）①）		
(1)業務従事中の死亡の場合		
ア. 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に定める遺族年金の受給対象となる遺族のある者		
		33,000,000円
イ. 前ア. 以外の者		
		26,400,000円
(2)業務従事中以外の死亡の場合で、雇入契約期間中、被保険船舶内において死亡した場合、または船務旅行中もしくは社命による乗下船旅行中に死亡した場合		
ア. 前(1)ア. に相当する者		
		26,400,000円
イ. 前(1)イ. に相当する者		
		21,120,000円
2 被保険船舶乗組員の障害に対する責任（船主責任保険特別約款（内航船舶船主責任用）第3条（てん補責任－3 労協等に基づく賠償責任・費用）（1）④）		
労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）別表第一該当者		
障害の程度	補償額	
1級	33,000,000円	
2級	30,250,000円	
3級	27,500,000円	
4級	24,750,000円	
5級	22,000,000円	
6級	19,250,000円	
7級	16,500,000円	
8級	3,300,000円	
9級	2,750,000円	
10級	2,200,000円	
11級	1,650,000円	
12級	1,320,000円	
13級	990,000円	
14級	660,000円	

船主責任保険特別約款(内航船舶船主責任用)ただし第3条（労協等に基づく船主責任）削除

（令和3年4月1日改正）

第1条（てん補責任－1 一般賠償責任）

当社は、被保険船舶の運航、使用または管理により、被保険者が次に掲げる法律上の損害賠償責任（以下「賠償責任」といいます。）を負ったことによって被る損害に限り、てん補する責任を負います。ただし、当社がてん補する損害は、被保険者が負う賠償債務の弁済（以下「賠償金」といいます。）

7. 内航船舶船主責任保険に適用される特別約款・条項

に限るものとし、その賠償金の支出にあたっては、あらかじめ当社の書面による同意を得なければなりません。

- ① 人の死傷または疾病に対する賠償責任。ただし、被保険者の使用人および下請負人（注1）（以下「使用人等」といいます。）については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、その他日本国または外国の災害補償法令に基づく保険が契約されていると否とを問わず、その保険のものとで補償の対象となる金額を控除します。
- ② 他船または他船上の積荷もしくは他船上のその他の財物に与えた損害（注2）に対する賠償責任。ただし、被保険船舶の船舶保険によっててん補される金額を控除します。
- ③ 港湾設備その他の固定物、移動物または海産物等の被保険船舶外に存在する財物（注3）に与えた損害（注4）に対する賠償責任
- ④ ②および③に掲げる他船、他船上の積荷その他の財物、港湾設備等被保険船舶外に存在する財物の船骸もしくは残骸の引き揚げもしくは除去、または灯火・標識等の設置を必要としたときに、その引き揚げもしくは除去または設置に要した費用に対する賠償責任。ただし、引き揚げもしくは除去された船骸または残骸に残存価額があるときは、その賠償責任にかかわる賠償金からその金額を控除します。
- ⑤ 被保険船舶内に存在する被保険者の使用人等の所持品に与えた損害に対する賠償責任
- ⑥ 被保険船舶内に存在する定期用船者が所有する燃料油に与えた損害に対する賠償責任
- ⑦ 被保険船舶上のコンテナに生じた損害に対する賠償責任。ただし、被保険者が賃借したコンテナに生じた損害に対する賠償責任を除きます。
- ⑧ 被保険船舶上の第三者の所有する積荷以外の財物（注5）に生じた損害に対する賠償責任
- ⑨ 被保険船舶が他船もしくはその他の財物を曳航もしくは押航する場合、または、被保険船舶が他船によって曳航または押航される場合に、曳航または押航作業が開始された時から終了する時まで生じた本条に掲げる賠償責任。ただし、次に掲げる賠償責任を除きます。
 - ア. 被曳航物件または曳船が発航（注6）の当時、安全に航海を行うのに適した状態になかった場合、または、曳航の方法が適切でなかった場合に生じた損害に対する賠償責任
 - イ. 被曳航もしくは被押航物件または曳船もしくは押船の船骸撤去、または、被曳航もしくは被押航物件または曳船もしくは押船上の積荷その他の財物の残骸処理ならびに灯火・標識等の設置につき、法律上の責任を負ったときの賠償責任
- ⑩ 被保険船舶が積込み、荷卸しまたは積替え作業に使用するクレーンその他の荷役装置・用具の使用について、その所有者または運用者との使用契約によって被保険者が負った賠償責任。ただし、被保険船舶より荷卸しされ、または被保険船舶に積み込まれる積荷もしくはその他の財物に対する賠償責任を除きます。

上記にかかわらず、その使用契約に定める被保険者の責任が、一般に行われている使用契約の条件に比して著しく過重であるときの賠償責任を除きます。
- ⑪ ②に掲げる他船または他船上の積荷その他の財物に損害を与えた場合の、第2条（てん補責任－2 一般費用）⑩に規定する費用に対する賠償責任
- ⑫ 他船またはその他の財物から流出し、もしくは排出された油、有害液体物質、廃棄物その他の汚濁物質により、海洋、河川等が汚染され、またはそのおそれがある場合に、その他船またはその他の財物の所有者または賃借人がその汚染を防止軽減するために必要な措置を講ずべき法律上の責任を負ったときに、その措置に要した費用について、被保険者がその他船またはその他の財物の所有者または賃借人に対して負った法律上の賠償責任

（注1）その使用人を含みます。

（注2）その他船の損傷によるその他船の使用利益の喪失を含みます。

（注3）②に掲げる財物を除きます。

（注4）それらの財物の損傷によるそれらの財物の使用利益の喪失を含みます。

（注5）⑥および⑦に掲げる財物を除きます。

（注6）寄航港からの発航を含みます。

第2条（てん補責任－2 一般費用）

当社は、被保険船舶の運航、使用または管理により、被保険者が次に掲げる費用を支出することによって被る損害に限り、てん補する責任を負います。ただし、その費用の支出にあたっては、あらかじめ当社の書面による同意を得なければなりません。

- ① 被保険者が負担した人命救助費、遭難搜索費、遭難・遺骨・遺品引渡し費および弔祭費。ただし、

第1条（てん補責任－1 一般賠償責任）④によっててん補されるものは除きます。

- ② 被保険船舶が保険事故に遭遇したとき、または被保険船舶の船長もしくは乗組員が傷病のために職務に堪えられなくなったときに、被保険者が船長もしくは乗組員の選送について負担した運賃、宿泊費および食費
- ③ 被保険船舶の船長もしくは乗組員が死亡もしくは行方不明となったとき、または傷病のために職務に堪えられなくなったときに、被保険者がその代人の派遣について負担した運賃、宿泊費および食費
- ④ 次に掲げる事由による被保険船舶の離路に関し、被保険者が特に負担した費用（注1）
 - ア. 被保険船舶の船長もしくは乗組員または被保険者が被保険船舶に乗船することを認めた造船所技師等の死傷もしくは疾病
 - イ. 密航者および難民の下船もしくは送還
 - ウ. 人命救助
- ⑤ 被保険船舶の船長もしくは乗組員が脱船により、被保険船舶に乗船せず陸上に留まった場合に、その被保険船舶の船長もしくは乗組員に関し生じた費用のうち、被保険者が法令に基づき負担した費用でその被保険船舶の船長もしくは乗組員から回収できない部分
- ⑥ 被保険船舶が全損となったため、失業した被保険船舶の船長もしくは乗組員に対して、法令により、支払った賃金または手当
- ⑦ 被保険船舶が伝染病の病原体に汚染され、または汚染のおそれがあるために、検疫または伝染病予防に関する法令に基づき被保険船舶もしくはその積荷または被保険者の使用人等について特別の防疫措置がなされたときに、被保険者がこれに要した費用（注1）
- ⑧ 被保険船舶の船骸または被保険船舶の積荷もしくは被保険船舶のその他の財物の残骸または灯火・標識等の設置について、被保険者が引き揚げもしくは除去または設置を行うべき法律上の責任を負ったとき、または被保険者の所有、賃借もしくは占有している場所からの引き揚げもしくは除去または灯火・標識等の設置を必要としたときに、その引き揚げもしくは除去または設置に要した費用。ただし、引き揚げもしくは除去された船骸または残骸に残存価額があるときは、その引き揚げもしくは除去に要した費用からその金額を控除します。
- ⑨ 被保険船舶が他船もしくはその他の財物を曳航もしくは押航する場合、または、被保険船舶が他船によって曳航もしくは押航される場合に、曳航または押航作業が開始された時から終了する時まで生じた本条に掲げる事由について、被保険者が支出した費用。ただし、次に掲げる費用を除きます。
 - ア. 被曳航物件または曳船が発航（注2）の当時、安全に航海を行うに適した状態になかった場合、または、曳航の方法が適切でなかった場合に生じた損害についての費用
 - イ. 被曳航もしくは被押航物件または曳船もしくは押船の船骸撤去、または、被曳航もしくは被押航物件または曳船もしくは押船上の積荷その他の財物の残骸処理、ならびに灯火・標識等の設置につき、法律上の責任を負ったときに、その引き揚げもしくは除去または設置に要した費用
- ⑩ 出入国管理官、厚生官その他の官憲ならびに税関その他の政府または公の機関により、被保険船舶に関して、被保険者または被保険船舶の船長もしくは乗組員に対して課せられた次に掲げる違反に対する過怠金（注3）。ただし、被保険船舶の船長もしくは乗組員に対して課せられた過怠金については、被保険者が法律上負担する義務を負う場合に限りです。
 - ア. 安全作業基準の維持に関する規則の違反
 - イ. 積荷に関するものを除き、密輸または関税に関する規則の違反。ただし、船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第14条（てん補しない損害－4）（1）④の場合を除きます。
 - ウ. 出入国管理に関する規則の違反
 - エ. 被保険船舶の船長もしくは乗組員の業務上の過失または怠慢により生じた違反
 - オ. 汚濁に関する規則の違反
- ⑪ 海難救助に関して、被保険者が負担した次に掲げるア. またはイ. の費用
 - ア. 1989年海難救助条約第14条もしくは商法第805条（特別補償料）またはこれらと同等の内容を定める救助契約に基づき、環境損害を防止または軽減するために講じられた措置に要した特別補償
 - イ. 社団法人日本海運協会所救助契約書式に定める特別補償に関する特約条項またはロイズ海難救助契約標準書式に定めるSCOPIC条項に基づく救助者に対する報酬
- ⑫ 被保険船舶から流出し、もしくは排出された油、有害液体物質、廃棄物その他の汚濁物質により、海洋、河川等が汚染され、またはそのおそれがある場合に、被保険者がその汚染を防止軽減するた

めに必要な措置を講ずべき法律上の責任を負ったときに、その措置に要した費用

- (注1) 被保険船舶の使用利益の喪失は、費用とみなしません。
(注2) 寄航港からの発航を含みます。
(注3) 過積みによるものを除きます。

第3条（てん補責任－3－労協等に基づく賠償責任・費用）

- (1) 当社は、被保険船舶内において業務従事中（通勤中を含みます。以下同じとします。）の被保険船舶の船長もしくは乗組員（以下「被保険船舶乗組員」といいます。）について、被保険者が、労働協約、就業規則、災害補償規程、雇用契約その他同種の規程もしくは契約（以下「労協等」といいます。）により、その被保険船舶乗組員もしくはその遺族に対して、次に掲げる責任を負い、かつ、賠償債務の弁済（以下「賠償金」といいます。）または費用を支出することによって被る損害に限り、てん補する責任を負います。ただし、賠償金または費用の支出にあたっては、あらかじめ当社の書面による承諾を得なければなりません。また、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、その他日本国または外国の災害補償法令に基づく保険が付されていると否とを問わず、その保険のもとでてん補の対象となる金額を控除します。
- ① 被保険船舶乗組員の死亡（行方不明による死亡推定を含みます。以下同じとします。）に対する責任。ただし、雇入契約存続中で被保険船舶内（岸壁等を含みます。以下同じとします。）にある期間中および船務旅行中または社命による乗下船旅行中の死亡を含みます。
- ② 被保険船舶乗組員が負傷し、または疾病にかかった場合の療養補償に対する責任。ただし、雇入契約存続中で被保険船舶内にある期間中および船務旅行中または社命による乗下船旅行中に負傷しもしくは疾病にかかった場合を含みます。
- ③ 被保険船舶乗組員が負傷し、または疾病にかかった場合の傷病手当および予後手当。ただし、雇入契約存続中で被保険船舶内にある期間中および船務旅行中または社命による乗下船旅行中に負傷しもしくは疾病にかかった場合を含みます。
- ④ 被保険船舶乗組員の負傷または疾病がなかった場合において、なおその被保険船舶乗組員の身体に障害が存するときの障害に対する責任
- ⑤ 被保険船舶乗組員が死亡した場合の被保険者が負担した弔祭費
- ⑥ 被保険船舶乗組員が行方不明になった場合の行方不明手当
- (2) 被保険者は、(1)①、③、④および⑥の規定により、被保険者が受領したてん補金の全額を被保険船舶乗組員またはその遺族に支払わなければなりません。
- (3) 被保険者は、(1)②および⑤の規定により、被保険者が受領したてん補金のうち被保険船舶乗組員に支払うべき金額の全額を被保険船舶乗組員またはその遺族に支払わなければなりません。
- (4) (2)および(3)の規定にかかわらず、被保険者がその支払を怠った場合は、被保険者は、既に受領したてん補金のうち被保険船舶乗組員またはその遺族に支払われなかった金額を当社に返還しなければなりません。
- (5) 当社が本条の規定により保険金を支払った場合においては、被保険者は、被保険船舶乗組員またはその遺族の補償金受領書等を保険金を受け取った日から30日以内または当社が書面により承認した猶予期間内に、当社に提出しなければなりません。
- (6) 被保険者が、(5)の規定に基づき提出した書類に故意に事実と異なる記載をし、もしくは事実を記載しなかったとき、その書類を偽造もしくは変造したとき、または(5)の義務に違反したときは、被保険者は、既に受領した保険金を当社に返還しなければなりません。

第4条（てん補責任－4 損害防止費用）

当社は、第1条（てん補責任－1 一般賠償責任）および第2条（てん補責任－2 一般費用）の規定により当社がてん補すべき損害を防止軽減するために、被保険者が損害防止費用（注）を支出したことによって被る損害をてん補する責任を負います。

(注) 普通約款第7条（損害防止費用）の規定によります。

第5条（てん補責任－5 海賊行為）

当社は、普通約款第11条（てん補しない損害－1）の規定にかかわらず、第1条（てん補責任－1 一般賠償責任）から第4条（てん補責任－4 損害防止費用）までの規定により当社がてん補すべき損害のうち、海賊行為および船員の悪行によるだ捕、捕獲、抑留、押収または没収およびこれらの結果、またはこれらを目的とした行為によって被る損害をてん補する責任を負います。

第6条（てん補しない損害）

当社は、被保険者が次に掲げる賠償責任を負い、または費用を支出することによって被る損害をてん補する責任を負いません。

- ① 船客（注1）について生じた賠償責任または費用
- ② 原因がいかなる場合でも、放射能汚染によって生じた賠償責任または費用
- ③ 被保険船舶が被保険者の所有に属さない場合に、被保険船舶に与えた損害について生じた賠償責任
- ④ 正貨、地金銀、貴金属、宝石、銀行券、債券その他の流通証券およびその他類似の財物に与えた損害について生じた賠償責任または費用
- ⑤ 被保険船舶が管理しもしくは作業の対象としている被保険船舶の積荷（注2）その他の財物（注3）に与えた損害（注4）について生じた賠償責任または費用。ただし、第1条（てん補責任－1 一般賠償責任）⑤から⑧までおよび第2条（てん補責任－2 一般費用）⑧の場合を除きます。
- ⑥ 被保険船舶が契約に基づき行う救助作業または船骸もしくは残骸の引き揚げもしくは除去作業に起因して生じた賠償責任または費用
- ⑦ 賠償責任に関して特約がある場合に、その特約によって加重された賠償責任。ただし、第1条（てん補責任－1 一般賠償責任）⑤、⑨、⑩および第3条（てん補責任－3 労協等に基づく賠償責任・費用）の場合を除きます。

(注1) 運賃または料金を支払って被保険船舶に乗船中ならびに乗降中の者に限ります。

(注2) 積み込み前および荷卸し後を含みます。

(注3) 被保険船舶が、他船を曳航もしくは押航し、または他船に曳航もしくは押航されている場合のその船列内の他船および他船上の積荷その他の財物を含みます。

(注4) 被曳航もしくは被押航物件または被曳航もしくは被押航物件上の積荷その他の財物の損傷による使用利益の喪失を含みます。

第7条（被保険者の所有または賃借する他船等に与えた損害）

- (1) 被保険船舶が被保険者の所有もしくは賃借する他の船舶（注）、その他船上の財物またはその他の財物に損害を与えた場合も、第三者の所有もしくは賃借する他の船舶、他船上の財物またはその他の財物に与えた場合に準じてこの特別約款が適用されるものとします。この場合、過失の有無およびその割合ならびに損害額については被保険者と当社との間で協定します。
- (2) (1)の協定が成立しないときは、被保険者と当社は、協議して1人の仲裁人を選任しその判断に任せます。この選任ができないときは、被保険者と当社は、各自1人の仲裁人を選任し、その2人が選任する第三の仲裁人1人を加えた3人の仲裁人の多数決による判断に従います。

(注) 被保険船舶の端艇を除きます。

第8条（てん補額の限度）

- (1) 当社がてん補すべき金額は、1回の保険事故ごとに、その損害額から第9条（免責金額の控除）に規定する免責金額を控除した残額とし、この保険証券記載のてん補限度額を限度とします。
- ~~(2) (1)の規定にかかわらず、第3条（てん補責任－3 労協等に基づく賠償責任・費用）の規定によって当社がてん補すべき金額は、1回の保険事故ごとに、労協等に定める金額（注）から第9条（免責金額の控除）に規定する免責金額を控除した残額とし、この保険証券記載のてん補限度額を限度とします。~~
- (3) 第1条（てん補責任－1 一般賠償責任）⑨および⑩に掲げる責任については、船舶の所有者等の責任を制限する法律により、その責任を制限できる債権（以下「制限債権」といいます。）と制限できない債権（以下「非制限債権」といいます。）が1回の保険事故によって生じた場合には、最初に制限債権について、当社がてん補すべき金額を算出し、残額のある場合に限り、その範囲内において非制限債権をてん補する責任を負います。

~~(注) 第3条（てん補責任－3 労協等に基づく賠償責任・費用）(1)④および④に掲げる責任については、労協等に定める金額と別表に掲げる金額のいずれか低い金額を限度とします。~~

第9条（免責金額の控除）

当社は、この保険証券のもとで損害をてん補する場合は、1回の保険事故ごとに、てん補の対象と

なる損害の合算額からこの保険証券記載の免責金額を控除します。

第10条（他の保険契約がある場合のてん補額）

普通約款第30条（他の保険契約がある場合のてん補額）の規定にかかわらず、この保険契約によりてん補されるべき損害の全部または一部をてん補する他の保険契約がある場合の当社のてん補すべき金額は、第8条（てん補額の限度）の規定によって算出された金額から他の保険契約によりてん補される金額を控除した残額とします。

第11条（休航した場合の保険料の返還）

(1)当社は、保険期間を1年とする船主責任保険契約で、保険期間中に被保険船舶が継続して30日以上休航した場合は、保険期間中に被保険船舶が全損（注1）とならなかったときに限り、(2)による保険料を保険期間満了後に返還します。

この保険契約が解約されたときは、被保険利益の消滅に伴う解約である場合、もしくはは保険契約者および被保険者を同一とする保険契約が締結されたときに限り、(2)による保険料を返還します。

(2)返還する保険料は、1回の休航ごとに、その休航した期間について毎30日を1期として、休航変更確認書記載の1期あたりの返還保険料にその期数を乗じて得た額とします。ただし、毎30日を1期とする休航期間に返還対象外期間が含まれている場合は、その対象外期間に相当する日割計算による返還保険料の割当額を控除した残額とします。

(3)(1)および(2)によって、保険料の返還を請求しようとするときは、保険契約者または被保険者は、休航開始の事実を遅滞なく当社に通知し、当社の承諾を得なければなりません。

(4)休航が終了したときは、保険契約者または被保険者は遅滞なくその旨を当社に通知し、かつ、管海官庁の証明書その他当社が要求する書類を提出しなければなりません。

(5)休航変更確認書に記載された休航の条件の全部または一部に反する事実が生じた場合には、(1)および(2)の保険料の返還は行われないものとします。ただし、当社の書面による承諾を得たときは、この限りではありません。

(6)この特別約款において、

① 「休航」とは、修繕（注2）、改造および検査のための上架もしくはは入きよ、または係船、係留もしくはは停泊等被保険船舶を航行の用に供しない状態におくことをいいます。

② 「休航変更確認書」とは、(3)の承諾時に当社が発行した変更確認書（注3）をいいます。

③ 「返還対象外期間」とは、次に掲げる期間をいいます。

ア. 修繕（注2）または改造を行う期間。ただし、摩滅、腐食、さび、劣化その他の自然の消耗が生じたことによる修繕（注2）、または船級協会の勧告による修繕（注2）を行う期間は除きます。なお、船級協会の勧告による修繕のうち、被保険船舶に生じた損傷の修繕および被保険船舶の構造変化を伴う修繕を行う期間は返還対象外期間とします。

イ. 特別休航水域（注4）において休航した期間

（注1）保険事故によると否とを問いません。

（注2）保険事故によって生じたものであると否とを問いません。

（注3）その後の休航場所の変更承諾等の変更確認書を含みます。

（注4）外海にさらされている等の事情があるにもかかわらず、当社が特に休航場所として認めた水域であって、休航変更確認書に記載されたものをいいます。

第12条（船舶油濁等損害賠償保障契約特別条項との関係）

(1)当社は、この保険証券に船舶油濁等損害賠償保障契約特別条項（内航船舶船主責任用）（以下「油濁損害保障条項」といいます。）が記載されている場合には、油濁損害保障条項によりてん補の対象となる損害は、この特別約款のもとではてん補する責任を負いません。

(2)この保険契約のもとで、油濁損害保障条項によりてん補金を支払った場合は、同一保険事故により生じた損害について、この特別約款により当社がてん補すべき金額を算出するときは、この保険証券記載の免責金額を控除しません。

第13条（普通約款との関係）

普通約款の各条項の全部または一部がこの特別約款に抵触するときは、この特別約款が普通約款に優先して適用されます。

別表

1 被保険船舶乗組員の死亡に対する責任（船主責任保険特別約款（内航船舶船主責任用）第3条（てん補責任－3 労協等に基づく賠償責任・費用）（1）①）	
(1)業務従事中の死亡の場合	
ア. 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に定める遺族年金の受給対象となる遺族のある者	
33,000,000円	
イ. 前ア.以外の者	
26,400,000円	
(2)業務従事中以外の死亡の場合で、雇入契約期間中、被保険船舶内において死亡した場合、または船務旅行中もしくはは社団による乗下船旅行中に死亡した場合	
ア. 前(1)ア.に相当する者	
26,400,000円	
イ. 前(1)イ.に相当する者	
21,120,000円	
2 被保険船舶乗組員の障害に対する責任（船主責任保険特別約款（内航船舶船主責任用）第3条（てん補責任－3 労協等に基づく賠償責任・費用）（1）④）	
労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）別表第一該当者	
障害の程度	補償額
1級	33,000,000円
2級	30,250,000円
3級	27,500,000円
4級	24,750,000円
5級	22,000,000円
6級	19,250,000円
7級	16,500,000円
8級	3,300,000円
9級	2,750,000円
10級	2,200,000円
11級	1,650,000円
12級	1,320,000円
13級	990,000円
14級	660,000円

.....

船主責任特別条項

（平成22年4月1日改正）

(1)この保険契約は、保険期間を通じて、被保険船舶について、衝突損害賠償金（注）をてん補する船舶保険契約が有効に存在することを条件とします。

(2)この保険契約の保険期間の中途において、(1)に規定する保険契約が有効に存しなくなったときは、当社は、有効に存しなくなったことによる損害をてん補する責任を負いません。

（注）船舶保険普通保険約款第6条（衝突損害賠償金）の規定によります。

.....

船舶油濁等損害賠償保障契約特別条項（内航船舶船主責任用）

（令和3年4月1日改正）

第1条

当社は、被保険者が、「船舶油濁等損害賠償保障法」（昭和50年法律第95号）（以下「法」といいます。）に基づき油濁損害に対する法律上の損害賠償責任（以下「賠償責任」といいます。）を負い、かつ、あらかじめ当社の書面による同意を得て、賠償債務の弁済としての支出をしたことにより被る損害に限り、船主責任保険特別約款（内航船舶船主責任用）（以下「特別約款」といいます。）およびこの特別条項の規定に従い、てん補する責任を負います。

第2条

- (1)当社は、法第15条に基づき被害者から損害賠償額の支払の請求を受けたときは、この保険証券記載のてん補限度額を限度としてその支払に応ずるものとします。
- (2)(1)の被害者の請求に対しては、当社は、被保険者が被害者に対して主張することができる抗弁をもって被害者に対抗することができます。
- (3)当社が(1)の支払をしたときは、その支払をした金額の限度において、この特別条項に基づき被保険者に損害をてん補したものとみなします。
- (4)被保険者が被害者に損害の賠償をした場合において、当社が被保険者に対してその損害をてん補したときは、当社は、そのてん補した金額の限度において、被害者に対する損害賠償額の支払を免れるものとします。

第3条

当社は、第2条の支払をしたときは、次に掲げる金額を被保険者に対して請求することができます。

- ① 船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第11条（てん補しない損害－1）から第13条（てん補しない損害－3）まで、第14条（てん補しない損害－4）(1)もしくは(3)の規定により当社が被保険者に対しててん補する責任を免れる場合に、当社が被害者に対して支払った金額、または普通約款第25条（保険事故発生のお知らせ義務）(2)もしくは(3)、第26条（保険事故発生の場合の損害調査）(2)の規定により当社が損害額から控除した金額
- ② 第2条(1)および(2)に基づき損害額からこの保険証券記載の免責金額を控除したならば当社がその支払を免れ得たであろう金額

第4条

- (1)普通約款第16条（保険契約の無効、取消および重大事由による解除）(1)および(2)の規定は、この特別条項による特約には適用しないものとします。ただし、同条(1)および(2)の規定に該当するときは、当社は、この特別条項による特約を解除することができます。
- (2)普通約款第14条（てん補しない損害－4）(2)および(4)、第17条（告知義務およびその違反による保険契約の解除）(2)、第19条（被保険船舶の調査）(2)、第20条（保険料の支払）(3)ならびに本条(1)に基づくこの特別条項による特約の解除は、法第14条第4項に基づき当社が国土交通大臣にその解除を通知した日から起算して3か月経過した日の翌日から将来に向かってその効力を生ずるものとします。
- (3)当社が(2)の解除の事由が発生した時からその解除の効力が生ずる時まで発生した事故による損害を支払ったときは、被保険者に対し、その金額の支払を請求することができます。ただし、普通約款第14条（てん補しない損害－4）(4)に該当する事由に基づく解除の場合、当社が保険契約者または被保険者にその解除の予告をした時から10日経過した時以前に発生した事故による損害については、この限りではありません。

第5条

普通約款および特別約款の全部または一部がこの特別条項に抵触するときは、この特別条項が普通約款および特別約款に優先して適用されます。

テロリスト危険等担保特別条項（内航船舶船主責任用）

（令和3年4月1日改正）

当社は、船舶保険普通保険約款第11条（てん補しない損害－1）⑥の規定にかかわらず、テロリストその他政治的動機または害意をもって行動する者の行為によって生じた損害を、船主責任保険特別約款（内航船舶船主責任用）の規定に従い、てん補する責任を負います。

ハーバータグ船主責任特別条項（内航船舶船主責任用）

（平成22年4月1日改正）

当社は、船主責任保険特別約款（内航船舶船主責任用）（以下「特別約款」といいます。）第1条（てん補責任－1 一般賠償責任）⑨および⑩、第2条（てん補責任－2 一般費用）⑨および⑩および第4条（てん補責任－4 損害防止費用）の規定にかかわらず、被保険船舶が、他船（以下「対象船舶」といいます。）の出入港または港内での移動のための補助作業を行う場合（注）、その曳航作業が開始された時から終了する時までの曳航作業によって生じた特別約款によりてん補の対象となる法律上の損害賠償責任（以下「賠償責任」といいます。）または費用のうち、被保険者が同曳船約款に従い賠償責任を負い、または費用を支出したことにより被る損害に限り、この特別条項および特別約款の規定に従いてん補する責任を負います。

(注) 日本港湾タグ事業協会制定の曳船約款に基づき曳航作業を行うと否にかかわらず、同曳船約款に基づき曳航作業は行われるものとみなします。

タンカーの国際基金への自主的補償に関する特別条項

（令和3年4月1日改正）

第1条（定義）

この特別条項において、

- ① 「特別約款」とは、船主責任保険特別約款（内航船舶船主責任用）をいいます。
- ② 「法」とは、船舶油濁等損害賠償保障法（昭和50年法律第95号）をいいます。
- ③ 「国際基金条約および追加国際基金条約」とは、法第2条第2項に規定する国際基金条約および追加国際基金条約をいいます。
- ④ 「タンカー」とは、法第2条第4項に規定するタンカーをいいます。
- ⑤ 「タンカー油濁損害」とは、法第2条第6項に規定するタンカー油濁損害をいいます。
- ⑥ 「国際基金および追加基金」とは、法第2条第10項に規定する国際基金および追加基金をいいます。
- ⑦ 「責任限度額」とは、法第6条に規定する責任限度額をいいます。
- ⑧ 「単位」とは、法第2条第8項に規定する単位をいいます。
- ⑨ 「トン」とは、船舶のトン数の測定に関する法律（昭和55年法律第40号）第4条第2項の規定の例により算定した数値にトンをつけて表したものをいいます。

第2条（てん補責任）

当社は、特別約款の規定にかかわらず、被保険船舶が29,548トン以下のタンカーで、被保険者が、あらかじめ当社の書面による同意を得て、タンカー油濁損害に関して国際基金および追加基金が国際基金条約および追加国際基金条約に基づき支払った補償金の一部を、自主的に国際基金および追加基金に補償する場合に限り、責任限度額と合算して2,000万単位もしくはこの保険証券記載のてん補限度額のいずれか高い金額を限度としててん補する責任を負います。

第3条（てん補の限度額）

この特別条項により当社がてん補すべき金額は、1回の保険事故ごとに他の保険金とあわせてこの保険証券記載のてん補限度額を限度とします。

引渡し受け前の船舶への派遣乗組員に関する船主責任追加担保特別条項

（令和6年2月1日改正）

第1条

当社は、船主責任保険特別約款（内航船舶船主責任用）（以下「特別約款」といいます。）第1条（てん補責任－1 一般賠償責任）および第2条（てん補責任－2 一般費用）の規定にかかわらず、被保険者が運航、使用、管理することが確定している船舶（以下「被保険船舶」といいます。）が造船所または売船主等により運航、使用、管理されている期間中に、被保険船舶に乗船させる予定の乗組員

7. 内航船舶船主責任保険に適用される特別約款・条項

(以下「派遣乗組員」といいます。)を乗船させるとき、被保険者が、その派遣乗組員について、次に掲げる法律上の損害賠償責任(以下「賠償責任」といいます。)を負い、かつ賠償債務の弁済(以下「賠償金」といいます。)または費用を支出したことにより被る損害に限り、特別約款およびこの特別条項に従いてん補する責任を負います。

- ① 派遣乗組員の死傷または疾病に対する賠償責任。ただし、労働者災害補償保険法、船員保険法、その他日本国または外国の災害補償法令に基づく保険が付されていると否とを問わず、その保険のもとで補償の対象となる金額を控除します。
- ② 被保険船舶内に存在する派遣乗組員の所持品に与えた損害に対する賠償責任
- ③ あらかじめ当社の書面による同意を得て支出した次に掲げる費用
 - ア. 被保険者が負担した人命救助費、遺骸搜索費、遺骸・遺骨・遺品引渡し費、および弔祭費。ただし、①によりてん補されるものを除きます。
 - イ. 被保険船舶が保険事故に遭遇したとき、または派遣乗組員が傷病のため職務に耐えられなくなったときに、被保険者がその派遣乗組員の送還について負担した運賃、宿泊費および食費
 - ウ. 派遣乗組員が死亡または行方不明となったとき、または傷病のため職務に耐えられなくなったときに、被保険者がその代人の派遣について負担した運賃、宿泊費および食費
 - エ. 派遣乗組員の死傷または疾病のみに起因する被保険船舶の離路に関し、被保険者が特に負担した費用(注1)
 - オ. 派遣乗組員が脱船により、被保険船舶に乗船せず陸上に溜まった場合に、その乗組員に関して生じた費用のうち、被保険者が法令に基づき負担した費用でその乗組員から回収できない部分
 - カ. 被保険船舶が全損となったため、失業した派遣乗組員に対して法令により、支払った賃金または手当
 - キ. 被保険船舶が伝染病の病原体に汚染され、または汚染のおそれがあるために、検疫または伝染病予防に関する法令に基づき派遣乗組員について特別な防疫措置がなされたときに、被保険者がこれに要した費用(注1)
 - ク. 出入国管理官、厚生官その他の官憲ならびに税関その他の政府または公の機関により、被保険船舶に関して、被保険者または派遣乗組員に対して課せられた過怠金については、被保険者が法律上負担する義務を負う場合に限ります。
 - (ア)安全作業基準の維持に関する規則の違反
 - (イ)積荷に関するものを除き、密輸または関税に関する規則の違反(注2)
 - (ウ)出入国管理に関する規則の違反
 - (エ)派遣乗組員の業務上の過失または怠慢により生じた違反

(注1) 被保険船舶の使用利益の喪失は、費用とみなしません。

(注2) 船舶保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第14条(てん補しない損害－4)(1)④の場合を除きます。

第2条

- (1)当社は、特別約款第3条(てん補責任－3 労協等に基づく賠償責任・費用)の規定にかかわらず、被保険船舶が造船所または壳船主等により運航、使用、管理されている期間中に、派遣乗組員を乗船させるとき、被保険船舶内において業務従事中(通勤中を含みます。以下同じとします。)のその派遣乗組員について、被保険者が、労働協約、就業規則、災害補償規程、雇用契約その他同種の規程もしくは契約(以下「労協等」といいます。)により、その派遣乗組員もしくはその遺族に対して、次に掲げる責任を負い、かつ、賠償債務の弁済(以下「賠償金」といいます。)または費用を支出することによって被る損害に限り、てん補する責任を負います。ただし、賠償金または費用の支出にあたっては、あらかじめ当社の書面による承諾を得なければなりません。また、労働者災害補償保険法、船員保険法、その他日本国または外国の災害補償法令に基づく保険が付されていると否とを問わず、その保険のもとでてん補の対象となる金額を控除します。
- ① 派遣乗組員の死亡(行方不明による死亡推定を含みます。以下同じとします。)に対する責任。ただし、雇入契約存続中で被保険船舶内(岸壁等を含みます。以下同じとします。)にある期間中および船務旅行中または社命による乗下船旅行中の死亡を含みます。
 - ② 派遣乗組員が負傷し、または疾病にかかった場合の療養補償に対する責任。ただし、雇入契約存続中で被保険船舶内にある期間中および船務旅行中または社命による乗下船旅行中に負傷しもしくは疾病にかかった場合を含みます。
 - ③ 派遣乗組員が負傷し、または疾病にかかった場合の傷病手当および予後手当。ただし、雇入契約

存続中で被保険船舶内にある期間中および船務旅行中または社命による乗下船旅行中に負傷しもしくは疾病にかかった場合を含みます。

- ④ 派遣乗組員の負傷または疾病がなおった場合において、なおその派遣乗組員の身体に障害が存するときの障害に対する責任
 - ⑤ 派遣乗組員が死亡した場合の被保険者が負担した弔祭費
 - ⑥ 派遣乗組員が行方不明になった場合の行方不明手当
- (2)被保険者は、(1)①、③、④、⑥の規定により、被保険者が受領したてん補金の全額を派遣乗組員またはその遺族に支払わなければなりません。
- (3)被保険者は、(1)②、⑤の規定により、被保険者が受領したてん補金のうち派遣乗組員に支払うべき金額の全額を派遣乗組員またはその遺族に支払わなければなりません。
- (4)(2)および(3)の規定にかかわらず、被保険者がその支払いを怠った場合は、被保険者は、既に受領したてん補金のうち派遣乗組員またはその遺族に支払われなかった金額を当社に返還しなければなりません。
- (5)当社がこの特別条項により保険金を支払った場合においては、被保険者は、派遣乗組員またはその遺族の補償金受領書等を保険金を受け取った日から30日以内または当社が書面により承認した猶予期間内に、当社に提出しなければなりません。
- (6)被保険者が、(5)の規定に基づき提出した書類に故意に事実と異なることの記載をし、もしくは事実を記載しなかったとき、その書類を偽造もしくは変造したとき、または(5)の義務に違反したときは、被保険者は、既に受領した保険金を当社に返還しなければなりません。

第3条

当社は、第1条および第2条の規定により当社が負担すべき損害を防止軽減するために、被保険者が損害防止費用(注)を支出したことによって被る損害をてん補する責任を負います。

(注) 普通約款第7条(損害防止費用)の規定によります。

第4条

- (1)特別約款第8条(てん補額の限度)の規定にかかわらず、この特別条項によって当社がてん補すべき金額は、この特別条項によらないてん補金とは別個に、1回の保険事故ごとに、その損害額から第5条に規定する免責金額を控除した残額とし、この保険証券記載のてん補限度額を限度とします。
- (2)(1)の規定にかかわらず、第2条の規定によって当社がてん補すべき金額は、1回の保険事故ごとに、労協等に定める金額(注)から第5条に規定する免責金額を控除した残額とし、この保険証券記載のてん補限度額を限度とします。

(注) 第2条(1)①および④に掲げる責任については、労協等に定める金額と別表に掲げる金額のいずれか低い金額を限度とします。

第5条

当社は、この保険証券のもとで損害をてん補する場合は、1回の保険事故ごとに、てん補の対象となる損害の合算額からこの保険証券記載の免責金額を控除します。

第6条

当社は、この保険契約においては、特別約款の第1条(てん補責任－1 一般賠償責任)から第4条(てん補責任－4 損害防止費用)の規定によりてん補の対象となる損害をてん補する責任を負いません。

第7条

普通約款および特別約款の各条項の全部または一部がこの特別条項に抵触するときは、この特別条項が普通約款および特別約款に優先して適用されます。

別表

1 派遣乗組員の死亡に対する責任（引渡し前の船舶への派遣乗組員に関する船主責任追加担保特別条項第1条(1)①）

(1)業務従事中の死亡の場合

ア. 船員保険法に定める遺族年金の受給対象となる遺族のある者

33,000,000円

イ. 前ア. 以外の者

26,400,000円

(2)業務従事中以外の死亡の場合で、雇入契約期間中、被保険船舶内において死亡した場合、または船務旅行中もしくは社命による乗下船旅行中に死亡した場合

ア. 前(1)ア. に相当する者

26,400,000円

イ. 前(1)イ. に相当する者

21,120,000円

2 派遣乗組員の障害に対する責任（引渡し前の船舶への派遣乗組員に関する船主責任追加担保特別条項第1条(1)④）

ア. 船員保険法施行令別表第一該当者

障害の程度	補償額
1 級	33,000,000 円
2 級	30,250,000 円
3 級	27,500,000 円
4 級	24,750,000 円
5 級	22,000,000 円
6 級	19,250,000 円
7 級	16,500,000 円

イ. 船員保険法施行令別表第二該当者

障害の程度	補償額
1 級	3,300,000 円
2 級	2,750,000 円
3 級	2,200,000 円
4 級	1,650,000 円
5 級	1,320,000 円
6 級	990,000 円
7 級	660,000 円

8. 漁船舶主責任保険に適用される特別約款・条項

漁船舶主責任保険特別約款

(平成31年4月1日改正)

第1条（てん補責任－1）

(1) 当社は、被保険船舶の運航、使用または管理により、被保険者が次に掲げる法律上の損害賠償責任（以下「賠償責任」といいます。）を負ったことによって被る損害に限り、てん補する責任を負います。ただし、当社がてん補する損害は、被保険者が負う賠償債務の弁済としての支出（以下「賠償金」といいます。）に限るものとし、その賠償金の支払にあたっては、あらかじめ当社の書面による同意を得なければなりません。

- ① 被保険船舶の船長、乗組員および作業員を除く人の死傷または疾病に対する賠償責任。ただし、被保険者の使用人に対する賠償責任については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、その他日本国または外国の災害補償法令に基づく保険が付されていると否とを問わず、その保険のもとで補償の対象となる金額を控除します。
- ② 他船または他船上の積荷もしくは他船上のその他の財物に与えた損害（注1）に対する賠償責任。ただし、船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第6条（衝突損害賠償金）に規定する衝突損害賠償金を除きます。
- ③ 港湾設備その他の固定物、移動物または海産物等の被保険船舶外に存在する財物（注2）に与えた損害（注3）に対する賠償責任。ただし、水上または水中にある漁具に与えた損害に対する賠償責任については、定置網漁業の漁具に与えた損害に対する賠償責任に限りします。
- ④ 被保険船舶内に存在する被保険者の使用人を除く人の所持品に与えた損害に対する賠償責任
- ⑤ ②および③に掲げる他船、他船上の積荷その他の財物、港湾設備等被保険船舶外に存在する財物の船骸または残骸の引き揚げまたは除去を必要としたときに、その引き揚げまたは除去に要した費用に対する賠償責任。ただし、引き揚げまたは除去されたそれらの財物に残存価額があるときは、その賠償責任にかかわる賠償金からその金額を控除します。
- ⑥ 他船またはその他の財物から流出しもしくは排出された油、有害液体物質、廃棄物その他の汚濁物質により、海洋、河川等が汚染され、またはそのおそれがある場合に、その他船またはその他の財物の所有者または賃借人がその汚染（注4）を防止軽減するために必要な措置を講ずべき法律上の責任を負ったときに、その措置に要した費用について、被保険者がその他船またはその他の財物の所有者または賃借人に対して負った賠償責任
- ⑦ 被保険船舶が他船によって曳航される場合に、曳航作業が開始された時から終了する時まで生じた損害に対し、書面による曳航契約によって被保険者が負った賠償責任。
上記にかかわらず、発航（注5）の当時、曳航の方法が適切でなかったとき、または曳航契約に定める被保険者の責任が社団法人日本海運集会所制定（1995年7月改定）の曳航契約書式（和文契約書）の条件に比して著しく過重である場合には、⑦による賠償金をてん補しません。
- ⑧ 被保険船舶が積込み、荷卸しまたは積替え作業に使用するクレーンその他の荷役装置・用具の使用について、その所有者または運用者との使用契約によって被保険者が負った賠償責任。ただし、被保険船舶より荷卸しされ、または被保険船舶に積み込まれる積荷もしくはその他の財物に対する賠償責任を除きます。

上記にかかわらず、その使用契約に定める被保険者の責任が、一般に行われている使用契約の条件に比して著しく過重である場合には、⑧による賠償金をてん補しません。

- ⑨ ②に掲げる他船または他船上の積荷その他の財物に損害を与えた場合の、第2条（てん補責任－2）⑩に規定する費用に対する賠償責任
- (2) (1)②の規定にかかわらず、普通約款第6条（衝突損害賠償金）に規定する衝突損害賠償金（以下「衝突損害賠償金」といいます。）について、この保険証券のもとでてん補の対象となる損害があり、かつ被保険者の負担する衝突損害賠償金が、この保険証券記載の船舶保険価額と超過衝突損害賠償金てん補特別条項の規定によりてん補の対象となる衝突損害賠償金との合算額を超過する場合に限り、その超過額をてん補する責任を負います。

(注1) その他船の損傷によるその他船の使用利益の喪失を含みます。

(注2) ②に掲げる財物を除きます。

(注3) それらの財物の損傷によるそれらの財物の使用利益の喪失を含みます。

(注4) 放射能汚染を除きます。

(注5) 寄航港からの発航を含みます。

第2条（てん補責任－2）

当社は、被保険船舶の運航、使用または管理により、被保険者が次に掲げる費用を支出することによって被る損害に限り、てん補する責任を負います。ただし、その費用の支出にあたっては、あらかじめ当社の書面による同意を得なければなりません。

- ① 被保険者が負担した次に掲げる費用
ア. 被保険船舶の船長、乗組員および作業員についての人命救助費および遺骸捜索のために要した燃料費
イ. 被保険船舶と他船との衝突によって生じたその他船の船長、乗組員および作業員についての人命救助費および遺骸捜索費。ただし、第1条（てん補責任－1）(1)①によっててん補されるものを除きます。
ウ. 他船の人についての人命救助のために要した燃料費。ただし、第1条（てん補責任－1）(1)①または上記イ. によっててん補されるものを除きます。
- ② 被保険船舶が保険事故によって全損となったとき、被保険者が船長、乗組員および作業員の送還について負担した運賃、宿泊費および食費
- ③ 被保険船舶の船長もしくは乗組員（注1）が死亡もしくは行方不明となったとき、または傷病のために職務に堪えられなくなったときに、被保険者がその代人の派遣について負担した運賃、宿泊費および食費
- ④ 密航者もしくは難民の下船のみを目的とする被保険船舶の離路に関し、被保険者が特に負担した費用（注2）
- ⑤ 被保険船舶が伝染病の病原体に汚染され、または汚染のおそれがあるために、検疫または伝染病予防に関する法令に基づき被保険船舶もしくはその積荷または被保険者の使用人等について特別の防疫措置がなされたときに、被保険者がこれに要した費用（注2）
- ⑥ 被保険船舶の船骸または被保険船舶の積荷もしくは被保険船舶のその他の財物の残骸について、被保険者が引き揚げまたは除去を行うべき法律上の責任を負ったとき、または被保険者の所有、賃借もしくは占有している場所からの引き揚げまたは除去を必要としたときに、その引き揚げまたは除去に要した費用。ただし、引き揚げまたは除去されたそれらの財物に残存価額があるときは、その引き揚げまたは除去に要した費用からその金額を控除します。
- ⑦ 被保険船舶から流出しもしくは排出された油、有害液体物質、廃棄物その他の汚濁物質により、海洋、河川等が汚染され、またはそのおそれがある場合に、被保険者がその汚染（注3）を防止軽減するために必要な措置を講ずべき法律上の責任を負ったときに、その措置に要した費用
- ⑧ 被保険船舶が保険事故に遭遇したことによって生じた被保険者の使用人の所持品の損害に対して、被保険者がその使用人との間に締結した労働協約または雇用契約に基づき負担した費用
- ⑨ 水質汚染に関し、被保険者に課せられた過怠金
- ⑩ 海難救助に関して、被保険者が負担した次に掲げるア. またはイ. の費用
ア. 1989年海難救助条約第14条もしくは商法第805条（特別補償料）またはこれらと同等の内容を定める救助契約に基づき、環境損害を防止または軽減するために講じられた措置に要した特別補償
イ. 社団法人日本海運集会所救助契約書式に定める特別補償に関する特約条項またはロイズ海難救助契約標準書式に定めるSCOPICT条項に基づく救助者に対する報酬

(注1) ③においては船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）に定めるものに限りします。

(注2) 被保険船舶の使用利益の喪失は、費用とみなしません。

(注3) 放射能汚染を除きます。

第3条（てん補責任－3）

当社は、第1条（てん補責任－1）および第2条（てん補責任－2）の規定により当社がてん補すべき損害を防止軽減するために、被保険者が損害防止費用（注）を支出することによって被る損害をてん補する責任を負います。

(注) 普通約款第7条（損害防止費用）の規定によります。

第4条（てん補しない損害）

当社は、被保険者が次に掲げる賠償責任を負い、または費用を支出することによって被る損害をてん補する責任を負いません。

- ① 被保険者の使用人の死傷または疾病について労働協約、就業規則、災害補償規程、雇用契約その他同種の規程もしくは契約により生じた賠償責任
- ② 被保険船舶の積荷（注1）その他被保険船舶が管理もしくは作業の対象としている財物（注2）に与えた損害について生じた賠償責任または費用。ただし、第1条（てん補責任－1）（1）④および⑧、第2条（てん補責任－2）⑥および⑧の場合を除きます。
- ③ 正貨、地金銀、貴金属、宝石、銀行券、債券その他の流通証券およびその他類似の財物に与えた損害について生じた賠償責任または費用
- ④ 被保険船舶が被保険者の所有に属さない場合に、被保険船舶に与えた損害について生じた賠償責任
- ⑤ 賠償責任に関して特約がある場合に、その特約によって加重された賠償責任。ただし、第1条（てん補責任－1）（1）⑦および⑧の場合を除きます。

（注1） 積み込み前および荷卸し後を含みます。

（注2） 被保険船舶が他船に曳航されまたは他船を曳航している場合のその船内その他船および他船上の財物を含みます。

第5条（被保険者の所有または賃借する他船等に与えた損害）

- （1）被保険船舶が被保険者の所有もしくは賃借する他の船舶（注）またはその他船上の財物に損害を与えた場合も、第三者の所有もしくは賃借する他の船舶またはその他船上の財物に損害を与えた場合に準じてこの特別約款が適用されるものとします。この場合、過失の有無およびその割合ならびに損害額については被保険者と当社との間で協定します。
- （2）（1）の協定が成立しないときは、被保険者と当社は、協議して1人の仲裁人を選任しその判断に任せます。この選任ができないときは、被保険者と当社は、各自1人の仲裁人を選任し、その2人が選任する第三の仲裁人1人を加えた3人の仲裁人の多数決による判断に従います。

（注） 被保険船舶の端艇を除きます。

第6条（てん補額の限度）

この特別約款によって当社がてん補すべき金額は、この特別約款によらないてん補金とは別個に、1回の保険事故ごとに、その損害額からこの保険証券記載の免責金額を控除した残額とし、この保険証券記載のてん補限度額を限度とします。

第7条（普通約款との関係）

普通約款の各条項の全部または一部がこの特別約款に抵触するときは、この特別約款が普通約款に優先して適用されます。

.....

乗組員等の人に関する漁船舶主責任追加担保特別条項

（平成22年4月1日改正）

第1条

漁船舶主責任保険特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（てん補責任－1）（1）①を次のように改めます。

- ① 人の死傷または疾病に対する賠償責任。ただし、被保険者の使用人に対する賠償責任については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）その他日本国または外国の災害補償法令に基づく保険が付されていると否とを問わず、その保険のもとで補償の対象となる金額を控除します。

第2条

特別約款第2条（てん補責任－2）①ア. を次のように改めます。

ア. 被保険船舶の船長、乗組員および作業員についての人命救助費および遺骸捜索のために要した燃料費。ただし、第1条（てん補責任－1）（1）①によっててん補されるものを除きます。

第3条

特別約款第2条（てん補責任－2）に次の⑩を加えます。

- ⑩ 被保険者が負担した被保険船舶の船長および乗組員の遺骸・遺骨・遺品引渡し費および弔祭費。ただし、第1条（てん補責任－1）（1）①によっててん補されるものを除きます。

.....

船舶油濁等損害賠償保障契約特別条項（漁船舶主責任用）

（令和2年10月1日制定）

第1条

当社は、被保険者が、「船舶油濁等損害賠償保障法」（昭和50年法律第95号）（以下「法」といいます。）に基づき油濁損害および難破物除去損害に対する法律上の損害賠償責任（以下「賠償責任」といいます。）を負い、かつ、あらかじめ当社の書面による同意を得て、賠償債務の弁済としての支出をしたことにより被る損害に限り、漁船舶主責任保険特別約款（以下「特別約款」といいます。）およびこの特別条項の規定に従い、てん補する責任を負います。

第2条

特別約款第6条（てん補額の限度）の規定にかかわらず、この特別条項により当社がてん補すべき金額は、特別約款およびこの特別条項によらないてん補金とは別個に、1回の保険事故ごとに、特別約款のもとでてん補の対象となる損害額とこの特別条項のもとでてん補の対象となる損害額の合算額から、この保険証券記載の免責金額を控除した残額とし、この保険証券記載のてん補限度額を限度とします。

第3条

- （1）当社は、法第15条、第43条および第51条に基づき被害者から損害賠償額の支払の請求を受けたときは、この保険証券記載のてん補限度額を限度としてその支払に応ずるものとします。
- （2）（1）の被害者の請求に対しては、当社は、被保険者が被害者に対して主張することができる抗弁をもって被害者に対抗することができます。
- （3）当社が（1）の支払をしたときは、その支払をした金額の限度において、この特別条項に基づき被保険者に損害をてん補したものとみなします。
- （4）被保険者が被害者に損害の賠償をした場合において、当社が被保険者に対してその損害をてん補したときは、当社は、そのてん補した金額の限度において、被害者に対する損害賠償額の支払を免れるものとします。

第4条

当社は、第3条の支払をしたときは、次に掲げる金額を被保険者に対して請求することができます。

- ① 船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）およびこの保険契約に付帯されるすべての特別約款および特別条項等の規定により当社が被保険者に対しててん補する責任を免れる場合に、当社が被害者に対して支払った金額、または普通約款第25条（保険事故発生時の通知義務）（2）もしくは（3）、第26条（保険事故発生時の損害調査）（2）の規定により当社が損害額から控除した金額
- ② 第3条（1）および（2）に基づき損害額からこの保険証券記載の免責金額を控除したならば当社がその支払を免れ得たであろう金額

第5条

- （1）普通約款第16条（保険契約の無効、取消および重大事由による解除）（1）および（2）の規定は、この特別条項による特約には適用しないものとします。ただし、同条（1）および（2）の規定に該当するときは、当社は、この特別条項による特約を解除することができます。
- （2）普通約款およびこの保険契約に付帯されるすべての特別約款および特別条項等に基づくこの特別条項による特約の解除は、法第14条第4項、第42条第4項または第50条第4項に基づき当社が国土交通大臣にその解除を通知した日から起算して3か月経過した日の翌日から将来に向かってその効力を生ずるものとします。
- （3）当社が（2）の規定による解除の効力が生ずる日より前に発生した事故により保険金または損害賠償金を支払ったときは、被保険者に対してその金額の支払を請求することができます。ただし、普通約款第14条（てん補しない損害－4）（4）に該当する事由に基づく解除の場合、当社が保険契約者または被保険者にその解除の予告をした時から10日経過した時以前に発生した事故による損害については、この限りではありません。

第6条

普通約款および特別約款の全部または一部がこの特別条項に抵触するときは、この特別条項が普通約款および特別約款に優先して適用されます。

.....

テロリスト危険等担保特別条項（漁船舶主責任用）

（令和2年10月1日制定）

第1条（てん補責任）

当社は、船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第11条（てん補しない損害－1）の規定にかかわらず、次に掲げる事由に起因して、被保険者が船舶油濁等損害賠償保障法に基づく賠償責任を負い、または費用を支出することにより被る損害に限り、漁船舶主責任保険特別約款（以下「特別約款」といいます。）の規定に従い、てん補する責任を負います。

- ① 水雷、爆発その他爆発物として使用される兵器の爆発またはこれらの物との接触
- ② 公権力によると否とを問わず、逮捕、捕獲、抑留、押収または没収
- ③ テロリストその他政治的動機または害意をもって行動する者の行為

第2条（他の保険契約がある場合のてん補額）

普通約款第30条（他の保険契約がある場合のてん補額）の規定にかかわらず、この保険契約によりてん補されるべき損害の全部または一部をてん補する他の保険契約がある場合の当社がてん補すべき金額は、特別約款第6条（てん補額の限度）の規定によって算出された金額から他の保険契約によりてん補される金額を控除した残額とします。

9. 曳航者賠償責任保険に適用される特別約款

曳航者賠償責任保険特別約款

(平成22年4月1日改正)

第1条 (てん補責任－1)

当社は、被保険船舶が日本国内相互間において他船またはその他の財物（以下「被曳航物件」といいます。）を曳航する場合に、曳航作業が開始された時から終了する時までに被曳航物件が船列外の第三者に与えた損害のうち、被保険者が次に掲げる法律上の損害賠償責任（以下「賠償責任」といいます。）を負い、または費用を支出することによって被る損害に限り、てん補する責任を負います。ただし、賠償責任について当社がてん補する損害は、被保険者が負う賠償債務の弁済としての支出（以下「賠償金」といいます。）に限るものとし、その賠償金の支払またはその費用の支出にあたっては、あらかじめ当社の書面による同意を得なければなりません。

- ① 被曳航物件が起こした船列外の人の死傷または疾病に対する賠償責任。ただし、被保険者の使用人および下請負人（注1）については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、その他日本国または外国の災害補償法令に基づく保険が契約されていると否とを問わず、その保険のもつて補償の対象となる金額を控除します。
- ② 被保険者が負担した①に関する人命救助費、遺骸搜索費、遺骸・遺骨・遺品引渡し費および弔祭費。ただし、①によっててん補されるものを除きます。
- ③ 被曳航物件が船列外に存在する他船または他船上の積荷もしくは他船上のその他の財物に与えた損害（注2）に対する賠償責任
- ④ 被曳航物件が港湾設備その他の固定物、移動物または海産物等の船列外に存在する財物（注3）に与えた損害（注4）に対する賠償責任
- ⑤ ③および④に掲げる他船、他船上の積荷その他の財物、港湾設備等船列外に存在する財物の船骸または残骸の引き揚げまたは除去を必要としたときに、その引き揚げまたは除去に要した費用に対する賠償責任。ただし、引き揚げまたは除去されたそれらの財物に残存価額があるときは、その賠償責任にかかわる賠償金からその金額を控除します。
- ⑥ 被曳航物件または船列外の他船もしくはその他の財物から流出しもしくは排出された油、有害液体物質、廃棄物その他の汚濁物質により、海洋、河川等が汚染され、またはそのおそれがある場合に、その被曳航物件または船列外の他船もしくはその他の財物の所有者または賃借人がその汚染（注5）を防止軽減するために必要な措置を講ずべき法律上の責任を負ったときに、その措置に要した費用について、被保険者がその被曳航物件または船列外の他船もしくはその他の財物の所有者または賃借人に対して負った賠償責任

- （注1）その使用人を含みます。
- （注2）その他船の損傷によるその他船の使用利益の喪失を含みます。
- （注3）③に掲げる財物を除きます。
- （注4）それらの財物の損傷によるそれらの財物の使用利益の喪失を含みます。
- （注5）放射能汚染を除きます。

第2条 (てん補責任－2)

当社は、第1条（てん補責任－1）の規定により当社がてん補すべき損害を防止軽減するために、被保険者が損害防止費用（注）を支出することによって被る損害をてん補する責任を負います。

（注）船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第7条（損害防止費用）の規定によります。

第3条 (てん補しない損害)

当社は、被保険者が次に掲げる賠償責任を負い、または費用を支出することによって被る損害をてん補する責任を負いません。

- ① 被保険者の使用人および下請負人（注1）の死傷または疾病について、労働協約、就業規則、災害補償規程、雇用契約その他同種の規程もしくは契約により生じた賠償責任
- ② 被曳航物件側の指図に基づき曳航する場合に生じた損害についての賠償責任

- ③ 被曳航物件が発航（注2）の当時、安全に航海を行うのに適した状態になかった場合または曳航の方法が適切でなかった場合に生じた損害についての賠償責任または費用
- ④ 放射能汚染にかかわる賠償責任または費用
- ⑤ 正貨、地金銀、貴金属、宝石、銀行券、債券その他の流通証券およびその他類似の財物に与えた損害について生じた賠償責任または費用
- ⑥ 賠償責任に関して特約がある場合に、その特約によって加重された賠償責任

- （注1）その使用人を含みます。
- （注2）寄航港からの発航を含みます。

第4条 (船列外にある被保険者の所有または賃借する他船等に与えた損害)

- (1) 被曳航物件が船列外にある被保険者の所有もしくは賃借する他の船舶（注）またはその他船上の財物に損害を与えた場合も、第三者の所有もしくは賃借する他の船舶またはその他船上の財物に損害を与えた場合に準じてこの特別約款が適用されるものとします。この場合、過失の有無およびその割合ならびに損害額については被保険者と当社との間で協定します。
- (2) (1)の協定が成立しないときは、被保険者と当社は、協議して1人の仲裁人を選任しその判断に任せます。この選任ができないときは、被保険者と当社は、各自1人の仲裁人を選任し、その2人が選任する第三の仲裁人1人を加えた3人の仲裁人の多数決による判断に従います。

（注）被保険船舶の端艇を除きます。

第5条 (てん補額の限度)

この特別約款によって当社がてん補すべき金額は、この特別約款によらないてん補金とは別個に、1回の保険事故ごとに、その損害額からこの保険証券記載の免責金額を控除した残額とし、この保険証券記載のてん補限度額を限度とします。

第6条 (普通約款との関係)

普通約款の各条項の全部または一部がこの特別約款に抵触するときは、この特別約款が普通約款に優先して適用されます。

.....

曳航者賠償責任保険特別約款（汚染損害に関する曳航者賠償責任不担保）

(平成22年4月1日改正)

第1条 (てん補責任－1)

当社は、被保険船舶が日本国内相互間において他船またはその他の財物（以下「被曳航物件」といいます。）を曳航する場合に、曳航作業が開始された時から終了する時までに被曳航物件が船列外の第三者に与えた損害のうち、被保険者が次に掲げる法律上の損害賠償責任（以下「賠償責任」といいます。）を負い、または費用を支出することによって被る損害に限り、てん補する責任を負います。ただし、賠償責任について当社がてん補する損害は、被保険者が負う賠償債務の弁済としての支出（以下「賠償金」といいます。）に限るものとし、その賠償金の支払またはその費用の支出にあたっては、あらかじめ当社の書面による同意を得なければなりません。

- ① 被曳航物件が起こした船列外の人の死傷または疾病に対する賠償責任。ただし、被保険者の使用人および下請負人（注1）については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、その他日本国または外国の災害補償法令に基づく保険が契約されていると否とを問わず、その保険のもつて補償の対象となる金額を控除します。
- ② 被保険者が負担した①に関する人命救助費、遺骸搜索費、遺骸・遺骨・遺品引渡し費および弔祭費。ただし、①によっててん補されるものを除きます。
- ③ 被曳航物件が船列外に存在する他船または他船上の積荷もしくは他船上のその他の財物に与えた損害（注2）に対する賠償責任
- ④ 被曳航物件が港湾設備その他の固定物、移動物または海産物等の船列外に存在する財物（注3）に与えた損害（注4）に対する賠償責任
- ⑤ ③および④に掲げる他船、他船上の積荷その他の財物、港湾設備等船列外に存在する財物の船骸または残骸の引き揚げまたは除去を必要としたときに、その引き揚げまたは除去に要した費用に対

9. 曳航者賠償責任保険に適用される特別約款

する賠償責任。ただし、引き揚げまたは除去されたそれらの財物に残存価額があるときは、その賠償責任にかかわる賠償金からその金額を控除します。

(注1) その使用人を含みます。

(注2) その他船の損傷によるその他船の使用利益の喪失を含みます。

(注3) ③に掲げる財物を除きます。

(注4) それらの財物の損傷によるそれらの財物の使用利益の喪失を含みます。

第2条（てん補責任－2）

当社は、第1条（てん補責任－1）の規定により当社がてん補すべき損害を防止軽減するために、被保険者が損害防止費用（注）を支出することによって被る損害をてん補する責任を負います。

（注）船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第7条（損害防止費用）の規定によります。

第3条（てん補しない損害）

当社は、被保険者が次に掲げる賠償責任を負い、または費用を支出することによって被る損害をてん補する責任を負いません。

- ① 被保険者の使用人および下請負人（注1）の死傷または疾病について、労働協約、就業規則、災害補償規程、雇用契約その他同種の規程もしくは契約により生じた賠償責任
- ② 被曳航物件側の指図に基づき曳航する場合に生じた損害についての賠償責任
- ③ 被曳航物件が発航（注2）の当時、安全に航海を行うのに適した状態になかった場合または曳航の方法が適切でなかった場合に生じた損害についての賠償責任または費用
- ④ 原因がいかなる場合でも、油、有害液体物質、廃棄物その他の汚濁物質の流出もしくは排出によって生じた賠償責任または費用
- ⑤ 正貨、地金銀、貴金属、宝石、銀行券、債券その他の流通証券およびその他類似の財物に与えた損害について生じた賠償責任または費用
- ⑥ 賠償責任に関して特約がある場合に、その特約によって加重された賠償責任

（注1）その使用人を含みます。

（注2）寄航港からの発航を含みます。

第4条（船列外にある被保険者の所有または賃借する他船等と与えた損害）

- (1) 被曳航物件が船列外にある被保険者の所有もしくは賃借する他の船舶（注）またはその他船上の財物に損害を与えた場合も、第三者の所有もしくは賃借する他の船舶またはその他船上の財物に損害を与えた場合に準じてこの特別約款が適用されるものとします。この場合、過失の有無およびその割合ならびに損害額については被保険者と当社との間で協定します。
- (2) (1)の協定が成立しないときは、被保険者と当社は、協議して1人の仲裁人を選任しその判断に任せます。この選任ができないときは、被保険者と当社は、各自1人の仲裁人を選任し、その2人が選任する第三の仲裁人1人を加えた3人の仲裁人の多数決による判断に従います。

（注）被保険船舶の端艇を除きます。

第5条（てん補額の限度）

この特別約款によって当社がてん補すべき金額は、この特別約款によらないてん補金とは別個に、1回の保険事故ごとに、その損害額からこの保険証券記載の免責金額を控除した残額とし、この保険証券記載のてん補限度額を限度とします。

第6条（普通約款との関係）

普通約款の各条項の全部または一部がこの特別約款に抵触するときは、この特別約款が普通約款に優先して適用されます。

10．曳航船列賠償責任保険に適用される特別約款

曳航船列賠償責任保険特別約款

(平成22年4月1日改正)

第1条（てん補責任－1）

当社は、被保険船舶が日本国内相互間において他船またはその他の財物（以下「被曳航物件」といいます。）を曳航する場合に、曳航作業を開始する時から終了する時までに被曳航物件が他の船舶と衝突し、もしくは座礁、座州、他物（注1）と衝突すること（以下「保険事故」といいます。）により、被保険船舶が船列内の被曳航物件に与えた損害のうち、被保険者が次に掲げる法律上の損害賠償責任（以下「賠償責任」といいます。）を負い、または費用を支出することによって被る損害に限り、てん補する責任を負います。ただし、賠償責任について当社がてん補する損害は、被保険者が負う賠償債務の弁済としての支出（以下「賠償金」といいます。）に限るものとし、その賠償金の支払またはその費用の支出にあたっては、あらかじめ当社の書面による同意を得なければなりません。

① 被曳航物件に与えた損害（注2）に対する賠償責任。ただし、当社は被曳航物件が損傷を被った後、直ちに妥当な修繕地にて修繕が行われた場合（注3）に限り、てん補する責任を負います。

上記にかかわらず、次に掲げる事由の場合には本ただし書を適用しません。

- ア．被曳航物件が滅失した場合、もしくは著しい損傷を被り修繕不能となった場合
- イ．当社が保険契約者または被保険者から保険事故の通知を受けて被曳航物件の損傷調査を行い、かつ、当社が書面により承諾した場合
- ② 被曳航物件の他の船舶との衝突もしくは座礁、座州、他物（注1）との衝突の後、保険契約者または被保険者が直ちに当社の同意を得て船底損傷検査のみを目的として潜水夫を使用しまたは被曳航物件を上架もしくはは入きよさせた場合に、被保険者が支出する妥当な潜水夫使用料または上下架もしくはは入きよ費用。ただし、当社は船底損傷検査の結果、損傷が発見されなかったときであっても、②に掲げる費用をてん補する責任を負います。
- ③ 被曳航物件の船骸または残骸の引き揚げまたは除去を必要としたときに、その引き揚げまたは除去に要した費用に対する賠償責任。ただし、引き揚げまたは除去された被曳航物件の船骸または残骸に残存価額があるときは、その賠償責任にかかわる賠償金からその金額を控除します。

（注1）水を除きます。

（注2）被曳航物件の損傷による被曳航物件の使用利益の喪失を含みます。

（注3）被曳航物件が保険事故に遭遇し、損傷を被った場所から直接または出帆地もしくは当初の仕向地を経て修繕地に向かい遅滞なく修繕を行う場合をいいます。

第2条（てん補責任－2）

当社は、第1条（てん補責任－1）の規定により当社がてん補すべき損害を防止軽減するために、被保険者が損害防止費用（注）を支出することによって被る損害をてん補する責任を負います。

（注）船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第7条（損害防止費用）の規定によります。

第3条（てん補しない損害）

当社は、被保険者が次に掲げる賠償責任を負い、または費用を支出することによって被る損害をてん補する責任を負いません。

- ① 被曳航物件側の指図に基づき曳航する場合に生じた損害についての賠償責任
- ② 被曳航物件が発航（注）の当時、安全に航海を行うのに適した状態になかった場合または曳航の方法が適切でなかった場合に生じた損害についての賠償責任または費用
- ③ 被曳航物件が曳航以外の形態で運航の用に供されたときに生じた損害についての賠償責任または費用
- ④ 被曳航物件の船底防汚塗装に関する費用について生じた賠償責任または費用
- ⑤ 原因がいかなる場合でも、油、有害液体物質、廃棄物その他汚濁物質の流出もしくは排出によって生じた賠償責任または費用
- ⑥ 正貨、地金銀、貴金属、宝石、銀行券、債券その他の流通証券およびその他類似の財物に与えた

損害について生じた賠償責任または費用

- ⑦ 被曳航物件上の積荷もしくは被曳航物件上のその他の財物に与えた損害について生じた賠償責任または費用
- ⑧ 賠償責任に関して特約がある場合に、その特約によって加重された賠償責任

（注）寄航港からの発航を含みます。

第4条（てん補額の限度）

この特別約款によって当社がてん補すべき金額は、この特別約款によらないてん補金とは別個に、1回の保険事故ごとに、その損害額からこの保険証券記載の免責金額を控除した残額とし、この保険証券記載のてん補限度額を限度とします。

第5条（保険事故発生時の通知義務）

- （1）保険契約者または被保険者は、被曳航物件に保険事故が発生したこと、または発生した疑いがあることを知ったときは、遅滞なく、かつ被曳航物件の修繕のための入きよまたは上架より前に当社にその旨を通知しなければなりません。
- （2）保険契約者または被保険者が（1）に規定する義務を正当な理由がないにもかかわらず履行しなかったときは、当社は、それによって当社が被った損害の額をその保険事故による損害額から控除した残額を基礎として、てん補額を決定します。

第6条（普通約款との関係）

普通約款の各条項の全部または一部がこの特別約款に抵触するときは、この特別約款が普通約款に優先して適用されます。

1 1. 船舶不稼働損失保険に適用される特別約款・条項

船舶不稼働損失保険特別約款

(令和2年4月1日改正)

第1条 (てん補責任)

当社は、被保険船舶が船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当社の負担する危険）（1）に掲げる危険のうち、沈没、転覆、座礁、座州、火災または他物（注）との衝突（以下「保険事故」といいます。）によって損傷を被り、稼働不能となった場合、第3条（不稼働期間）によって算出される不稼働期間からこの保険証券記載の控除日数を控除した日数に対する不稼働損失（以下「損失」といいます。）に限り、てん補する責任を負います。

(注) 水を除きます。

第2条 (定義)

この特別約款において

- ① 「稼働不能」とは、被保険船舶が保険事故に遭遇し、損傷を被った場所から直接または出帆地もしくは当初の仕向地を経て修繕地に向かい遅滞なく修繕を行う場合をいいます。被保険船舶が保険事故に遭遇した後当社の同意を得て行った検査の結果、損傷が発見されなかったときであっても、損傷を被ったおそれのあった場所から直接または出帆地もしくは当初の仕向地を経て修繕地に向かい検査を行ったときは、被保険船舶が保険事故によって損傷を被り稼働不能となったものとみなします。
- ② 「修繕」とは、次に掲げるものをいいます。
ア. 保険事故によって被保険船舶が被った損傷の本修繕および仮修繕
イ. 保険事故遭遇後当社の同意を得て行う検査
ウ. 上記ア. またはイ. を行うための積荷の積替え、一時荷卸しまたは再積み込み
- ③ 「修繕完了」とは、保険事故によって被保険船舶が被った損傷の本修繕の完了をいいます。仮修繕または検査のみを行い本修繕を繰り延べる場合は、仮修繕または検査の終了時をもって修繕完了とみなします。
- ④ 「当初の仕向地」とは、被保険船舶が損傷を被った当時に予定されていた次の荷役港をいいます。被保険船舶が損傷を被った結果荷卸しを当初の仕向地で行うことができず他の港で行う場合は、その荷役港を当初の仕向地とみなします。
- ⑤ 「新仕向地」とは、当初の仕向地以外の荷役港をいいます。

第3条 (不稼働期間)

(1) この特別約款において、不稼働期間の算出は次に掲げる①から④までのとおりとし、仕向地における荷役のための日数は算入しません。

- ① 被保険船舶が損傷を被った後、修繕のため航海の途中から離陸する場合
ア. 修繕完了後当初の仕向地に航行するため原航路に復帰する場合は、損傷発生日の翌日から修繕完了後原航路に復帰した日までの日数が、損傷発生の場所から原航路復帰点まで損傷がなかったならば要したであろう日数を超える日数
イ. 修繕完了後新仕向地に向かう場合は、損傷発生日の翌日から修繕地を経由して新仕向地に至るまでの日数が、損傷発生の場所から直接新仕向地に至るまで損傷がなかったならば要したであろう日数を超える日数。ただし、損傷発生日の翌日から修繕完了日までの日数を限度とします。
- ② 被保険船舶が損傷を被った後、当初の仕向地において修繕を行う場合または当初の仕向地を経由して修繕地に向かう場合
ア. 当初の仕向地において修繕を行う場合は、損傷発生日の翌日から修繕完了日までの日数が、損傷発生の場所から修繕地まで損傷がなかったならば要したであろう日数を超える日数
イ. 当初の仕向地を経由して修繕地に向かう場合は、損傷発生日の翌日から修繕地を経由して新仕向地に至るまでの日数が、損傷発生の場所から当初の仕向地を経由して直接新仕向地に至るまで損傷がなかったならば要したであろう日数を超える日数。ただし、損傷発生日の翌日から修繕完了日までの日数を限度とします。
- ③ 被保険船舶が損傷を被った後、航海の途中から出帆地に引き返す場合

ア. 出帆地において修繕を行い修繕完了後再び当初の仕向地に航行する場合または出帆地を経由して修繕地に向かい修繕完了後当初の仕向地に航行する場合は、損傷発生日の翌日から損傷発生の場所に復帰した日までの日数

イ. 出帆地において修繕を行い修繕完了後新仕向地に向かう場合または出帆地を経由して修繕地に至り修繕完了後新仕向地に向かう場合は、損傷発生日の翌日から修繕完了日までの日数

ウ. 上記ア. またはイ. の場合において、損傷発生後引き続き原航路を航行し航海の途中から出帆地に引き返す場合には、上記日数から損傷発生の場所より引き返し地点まで損傷がなかったならば要したであろう日数を控除します。

- ④ ①から③までにおいて算出された損傷がなかったならば要したであろう日数については、1日未満は切り捨てます。

(2) 稼働不能の間に被保険船舶が他の保険事故によって損傷を被り、不稼働期間が延長された場合は、その延長部分をもって後の保険事故による不稼働期間とみなします。ただし、この場合においては、それぞれの不稼働期間を通算した日数からこの保険証券記載の控除日数を控除します。

第4条 (てん補しない損害)

当社は、第1条（てん補責任）の規定にかかわらず、次に掲げる損害をてん補する責任を負いません。

- ① 日本国もしくは外国の法令または条約に違反することにより不稼働期間が延長された場合、不稼働期間のうち延長された日数に対する損失
- ② 被保険船舶が稼働不能の間に全損になったときは、損傷発生の時から全損時までの損失。ただし、その稼働不能の原因となった保険事故以外の事故によって被保険船舶が全損になったときは、全損の原因となった事故発生日までの間の損失については、この限りではありません。
- ③ 被保険船舶が稼働不能の間に売却された場合は、損傷発生の時から売却時までの損失
- ④ 保険事故によって被保険船舶が被った損傷に関係のない検査、修繕、荷役、荷待ち、荷役のための滞船等により不稼働期間が延長された場合、不稼働期間のうち延長された日数に対する損失
- ⑤ 接岸・離岸用スラスター、荷役用クレーン、排気ガス洗浄装置（注）その他の被保険船舶の機器または装置が使用不能となった場合において、被保険船舶の運航を継続するために被保険者が支出した費用

(注) スクラパー本体、付属する各種パイプ類、タンク類、取水ポンプ、水処理装置および排水監視装置等の一連の装置をいいます。

第5条 (1日当りの損失)

この保険契約においては、この保険証券記載の保険価額の180分の1の金額を1日当りの損失とみなします。

第6条 (てん補額の限度)

当社のてん補すべき損失は、1回の保険事故について（保険証券記載のとおり）日相当額を超えないものとし、2回以上生じた場合であっても、通算して180日相当額を超えないものとします。

第7条 (保険期間の延長)

(1) 普通約款第10条（保険期間）（4）の規定にかかわらず、保険契約者または被保険者が保険期間を延長することができる場合は、保険期間満了時に被保険船舶が航海中または保険事故に遭遇中であるときに限ります。ただし、保険期間が延長された場合であっても、次に掲げる時をもってこの保険契約は終了します。

- ① 航海中であつた被保険船舶が安全に停泊できる水域においていかりを降ろし終わった時または係留索をつなぎ終わった時のいずれか早い時
- ② 保険事故に遭遇中であつた被保険船舶が修繕地においていかりを降ろし終わった時または係留索をつなぎ終わった時のいずれか早い時

(2) (1)の規定によりこの保険契約が終了する場合は、当社は、この保険契約が終了する日の翌日から日割をもって計算した未經過期間に対応する保険料を返還します。

第8条 (不稼働期間短縮のための費用)

当社は、保険契約者または被保険者があらかじめ当社の同意を得て不稼働期間を短縮するために行った処置により支出した費用（注）を、保険価額の100分の（保険証券記載のとおり）に対する保険金額の割合をもって、てん補する責任を負います。ただし、その処置によって当社がてん補する責任を免れた金額を限度とします。

(注) 被保険船舶について締結されている他の保険契約によりてん補される費用を除きます。

第9条（普通約款との関係）

普通約款の各条項の全部または一部がこの特別約款に抵触するときは、この特別約款が普通約款に優先して適用されます。

船舶不稼働損失保険特別約款（90日用）

（令和2年4月1日改正）

第1条（てん補責任）

当社は、被保険船舶が船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当社の負担する危険）（1）に掲げる危険のうち、沈没、転覆、座礁、座州、火災または他物（注）との衝突（以下「保険事故」といいます。）によって損傷を被り、稼働不能となった場合、第3条（不稼働期間）によって算出される不稼働期間からこの保険証券記載の控除日数を控除した日数に対する不稼働損失（以下「損失」といいます。）に限り、てん補する責任を負います。

（注）水を除きます。

第2条（定義）

この特別約款において

- ① 「稼働不能」とは、被保険船舶が保険事故に遭遇し、損傷を被った場所から直接または出帆地もしくは当初の仕向地を経て修繕地に向かい遅滞なく修繕を行う場合をいいます。被保険船舶が保険事故に遭遇した後当社の同意を得て行った検査の結果、損傷が発見されなかったときであっても、損傷を被ったおそれのあった場所から直接または出帆地もしくは当初の仕向地を経て修繕地に向かい検査を行ったときは、被保険船舶が保険事故によって損傷を被り稼働不能となったものとみなします。
- ② 「修繕」とは、次に掲げるものをいいます。
ア. 保険事故によって被保険船舶が被った損傷の本修繕および仮修繕
イ. 保険事故遭遇後当社の同意を得て行う検査
ウ. 上記ア. またはイ. を行うための積荷の積替え、一時荷卸しまたは再積み込み
- ③ 「修繕完了」とは、保険事故によって被保険船舶が被った損傷の本修繕の完了をいいます。仮修繕または検査のみを行い本修繕を繰り延べる場合は、仮修繕または検査の終了時をもって修繕完了とみなします。
- ④ 「当初の仕向地」とは、被保険船舶が損傷を被った当時既に予定されていた次の荷役港をいいます。被保険船舶が損傷を被った結果荷卸しを当初の仕向地で行うことができず他の港で行う場合は、その荷役港を当初の仕向地とみなします。
- ⑤ 「新仕向地」とは、当初の仕向地以外の荷役港をいいます。

第3条（不稼働期間）

- （1）この特別約款において、不稼働期間の算出は次に掲げる①から④までのとおりとし、仕向地における荷役のための日数は算入しません。
- ① 被保険船舶が損傷を被った後、修繕のため航海の途中から離陸する場合
ア. 修繕完了後当初の仕向地に航行するため原航路に復帰する場合は、損傷発生日の翌日から修繕完了後原航路に復帰した日までの日数が、損傷発生の場所から原航路復帰点まで損傷がなかったならば要したであろう日数を超える日数
イ. 修繕完了後新仕向地に向かう場合は、損傷発生日の翌日から修繕地を経由して新仕向地に至るまでの日数が、損傷発生の場所から直接新仕向地に至るまで損傷がなかったならば要したであろう日数を超える日数。
 - ② 被保険船舶が損傷を被った後、当初の仕向地において修繕を行う場合または当初の仕向地を経由して修繕地に向かう場合
ア. 当初の仕向地において修繕を行う場合は、損傷発生日の翌日から修繕完了日までの日数が、損傷発生の場所から修繕地まで損傷がなかったならば要したであろう日数を超える日数
イ. 当初の仕向地を経由して修繕地に向かう場合は、損傷発生日の翌日から修繕地を経由して新仕向地に至るまでの日数が、損傷発生の場所から当初の仕向地を経由して直接新仕向地に至るまで損傷がなかったならば要したであろう日数を超える日数。ただし、損傷発生日の翌日から修繕完

了日までの日数を限度とします。

- ③ 被保険船舶が損傷を被った後、航海の途中から出帆地に引き返す場合
ア. 出帆地において修繕を行い修繕完了後再び当初の仕向地に航行する場合または出帆地を経由して修繕地に向かい修繕完了後当初の仕向地に航行する場合は、損傷発生日の翌日から損傷発生の場所に復帰した日までの日数
イ. 出帆地において修繕を行い修繕完了後新仕向地に向かう場合または出帆地を経由して修繕地に至り修繕完了後新仕向地に向かう場合は、損傷発生日の翌日から修繕完了日までの日数
ウ. 上記ア. またはイ. の場合において、損傷発生後引き続き原航路を航行し航海の途中から出帆地に引き返す場合には、上記日数から損傷発生の場所より引き返し地点まで損傷がなかったならば要したであろう日数を控除します。
 - ④ ①から③までにおいて算出された損傷がなかったならば要したであろう日数については、1日未満は切り捨てます。
- （2）稼働不能の間に被保険船舶が他の保険事故によって損傷を被り、不稼働期間が延長された場合は、その延長部分をもって後の保険事故による不稼働期間とみなします。ただし、この場合においては、それぞれの不稼働期間を通算した日数からこの保険証券記載の控除日数を控除します。

第4条（てん補しない損害）

当社は、第1条（てん補責任）の規定にかかわらず、次に掲げる損害をてん補する責任を負いません。

- ① 日本国もしくは外国の法令または条約に違反することにより不稼働期間が延長された場合、不稼働期間のうち延長された日数に対する損失
- ② 被保険船舶が稼働不能の間に全損になったときは、損傷発生の時から全損時までの損失。ただし、その延長部分をもって後の保険事故以外の事故によって被保険船舶が全損になったときは、全損の原因となった事故発生日までの間の損失については、この限りではありません。
- ③ 被保険船舶が稼働不能の間に売却された場合は、損傷発生の時から売却時までの損失
- ④ 保険事故によって被保険船舶が被った損傷に関係のない検査、修繕、荷役、荷待ち、荷役のための滞船等により不稼働期間が延長された場合、不稼働期間のうち延長された日数に対する損失
- ⑤ 接岸・離岸用スラスター、荷役用クレーン、排気ガス洗浄装置（注）その他の被保険船舶の機器または装置が使用不能となった場合において、被保険船舶の運航を継続するために被保険者が支出した費用

（注）スクラパー本体、付属する各種パイプ類、タンク類、取水ポンプ、水処理装置および排水監視装置等の一連の装置をいいます。

第5条（1日当りの損失）

この保険契約においては、この保険証券記載の保険価額の90分の1の金額を1日当りの損失とみなします。

第6条（てん補額の限度）

当社のてん補すべき損失は、1回の保険事故について（保険証券記載のとおり）日相当額を超えないものとし、2回以上生じた場合であっても、通算して90日相当額を超えないものとします。

第7条（保険期間の延長）

- （1）普通約款第10条（保険期間）（4）の規定にかかわらず、保険契約者または被保険者が保険期間を延長することができる場合は、保険期間満了時に被保険船舶が航海中または保険事故に遭遇中であるときに限ります。ただし、保険期間が延長された場合であっても、次に掲げる時をもってこの保険契約は終了します。
- ① 航海中であつた被保険船舶が安全に停泊できる水域においていかりを降ろし終わった時または係留索をつなぎ終わった時のいずれか早い時
 - ② 保険事故に遭遇中であつた被保険船舶が修繕地においていかりを降ろし終わった時または係留索をつなぎ終わった時のいずれか早い時
- （2）（1）の規定によりこの保険契約が終了する場合は、当社は、この保険契約が終了する日の翌日から日割をもって計算した未経過期間に対応する保険料を返還します。

第8条（不稼働期間短縮のための費用）

当社は、保険契約者または被保険者があらかじめ当社の同意を得て不稼働期間を短縮するために行った処置により支出した費用（注）を、保険価額の100分の（保険証券記載のとおり）に対する保険金額の割合をもって、てん補する責任を負います。ただし、その処置によって当社がてん補する責

任を免れた金額を限度とします。

(注) 被保険船舶について締結されている他の保険契約によりてん補される費用を除きます。

第9条（普通約款との関係）

普通約款の各条項の全部または一部がこの特別約款に抵触するときは、この特別約款が普通約款に優先して適用されます。

.....

船舶不稼働損失保険特別約款（フランチाइズ方式）

（令和2年4月1日改正）

第1条（てん補責任）

当社は、被保険船舶が船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当社の負担する危険）（1）に掲げる危険のうち、沈没、転覆、座礁、座州、火災または他物（注）との衝突（以下「保険事故」といいます。）によって損傷を被り、稼働不能となった場合で、かつ、第3条（不稼働期間）によって算出される不稼働期間が、この保険証券記載の日数を超えた場合、全不稼働期間に対する不稼働損失（以下「損失」といいます。）に限り、その全額をてん補する責任を負います。

(注) 水を除きます。

第2条（定義）

この特別約款において

- ① 「稼働不能」とは、被保険船舶が保険事故に遭遇し、損傷を被った場所から直接または出帆地もしくは当初の仕向地を経て修繕地に向かい遅滞なく修繕を行う場合をいいます。被保険船舶が保険事故に遭遇した後当社の同意を得て行った検査の結果、損傷が発見されなかったときであっても、損傷を被ったおそれのあった場所から直接または出帆地もしくは当初の仕向地を経て修繕地に向かい検査を行ったときは、被保険船舶が保険事故によって損傷を被り稼働不能となったものとみなします。
- ② 「修繕」とは、次に掲げるものをいいます。
ア. 保険事故によって被保険船舶が被った損傷の本修繕および仮修繕
イ. 保険事故遭遇後当社の同意を得て行う検査
ウ. 上記ア. またはイ. を行うための積荷の積替え、一時荷卸しまたは再積み込み
- ③ 「修繕完了」とは、保険事故によって被保険船舶が被った損傷の本修繕の完了をいいます。仮修繕または検査のみを行い本修繕を繰り延べる場合は、仮修繕または検査の終了時をもって修繕完了とみなします。
- ④ 「当初の仕向地」とは、被保険船舶が損傷を被った当時に予定されていた次の荷役港をいいます。被保険船舶が損傷を被った結果荷卸しを当初の仕向地で行うことができず他の港で行う場合は、その荷役港を当初の仕向地とみなします。
- ⑤ 「新仕向地」とは、当初の仕向地以外の荷役港をいいます。

第3条（不稼働期間）

(1) この特別約款において、不稼働期間の算出は次に掲げる①から④までのとおりとし、仕向地における荷役のための日数は算入しません。

- ① 被保険船舶が損傷を被った後、修繕のため航海の途中から離陸する場合
ア. 修繕完了後当初の仕向地に航行するため原航路に復帰する場合は、損傷発生日の翌日から修繕完了後原航路に復帰した日までの日数が、損傷発生の場所から原航路復帰点まで損傷がなかったならば要したであろう日数を超える日数
イ. 修繕完了後新仕向地に向かう場合は、損傷発生日の翌日から修繕地を経由して新仕向地に至るまでの日数が、損傷発生の場所から直接新仕向地に至るまで損傷がなかったならば要したであろう日数を超える日数。ただし、損傷発生日の翌日から修繕完了日までの日数を限度とします。
- ② 被保険船舶が損傷を被った後、当初の仕向地において修繕を行う場合または当初の仕向地を経由して修繕地に向かう場合
ア. 当初の仕向地において修繕を行う場合は、損傷発生日の翌日から修繕完了日までの日数が、損

傷発生の場所から修繕地まで損傷がなかったならば要したであろう日数を超える日数

イ. 当初の仕向地を経由して修繕地に向かう場合は、損傷発生日の翌日から修繕地を経由して新仕向地に至るまでの日数が、損傷発生の場所から当初の仕向地を経由して直接新仕向地に至るまで損傷がなかったならば要したであろう日数を超える日数。ただし、損傷発生日の翌日から修繕完了日までの日数を限度とします。

- ③ 被保険船舶が損傷を被った後、航海の途中から出帆地に引き返す場合
ア. 出帆地において修繕を行い修繕完了後再び当初の仕向地に航行する場合または出帆地を経由して修繕地に向かい修繕完了後当初の仕向地に航行する場合は、損傷発生日の翌日から損傷発生の場所に復帰した日までの日数
イ. 出帆地において修繕を行い修繕完了後新仕向地に向かう場合または出帆地を経由して修繕地に至り修繕完了後新仕向地に向かう場合は、損傷発生日の翌日から修繕完了日までの日数
ウ. 上記ア. またはイ. の場合において、損傷発生後引き続き原航路を航行し航海の途中から出帆地に引き返す場合には、上記日数から損傷発生の場所より引き返し地点まで損傷がなかったならば要したであろう日数を控除します。
- ④ ①から③までにおいて算出された損傷がなかったならば要したであろう日数については、1日未満は切り捨てます。

(2) 稼働不能の間に被保険船舶が他の保険事故によって損傷を被り、不稼働期間が延長された場合は、その延長部分をもって後の保険事故による不稼働期間とみなします。ただし、この場合においては、当社は、それぞれの不稼働期間を通算した日数がこの保険証券記載の日数を超えた場合に限り、てん補する責任を負います。

第4条（てん補しない損害）

当社は、第1条（てん補責任）の規定にかかわらず、次に掲げる損害をてん補する責任を負いません。

- ① 日本国もしくは外国の法令または条約に違反することにより不稼働期間が延長された場合、不稼働期間のうち延長された日数に対する損失
- ② 被保険船舶が稼働不能の間に全損になったときは、損傷発生の時から全損時までの損失。ただし、その稼働不能の原因となった保険事故以外の事故によって被保険船舶が全損になったときは、全損の原因となった事故発生日までの間の損失については、この限りではありません。
- ③ 被保険船舶が稼働不能の間に売却された場合は、損傷発生の時から売却時までの損失
- ④ 保険事故によって被保険船舶が被った損傷に関係のない検査、修繕、荷役、荷待ち、荷役のための滞船等により不稼働期間が延長された場合、不稼働期間のうち延長された日数に対する損失
- ⑤ 接岸・離岸用スラスター、荷役用クレーン、排気ガス洗浄装置（注）その他の被保険船舶の機器または装置が使用不能となった場合において、被保険船舶の運航を継続するために被保険者が支出した費用

(注) スクラパー本体、付属する各種パイプ類、タンク類、取水ポンプ、水処理装置および排水監視装置等の一連の装置をいいます。

第5条（1日当りの損失）

この保険契約においては、この保険証券記載の保険価額の180分の1の金額を1日当りの損失とみなします。

第6条（てん補額の限度）

当社のてん補すべき損失は、1回の保険事故について（保険証券記載のとおり）日相当額を超えないものとし、2回以上生じた場合であっても、通算して180日相当額を超えないものとします。

第7条（保険期間の延長）

(1) 普通約款第10条（保険期間）（4）の規定にかかわらず、保険契約者または被保険者が保険期間を延長することができる場合は、保険期間満了時に被保険船舶が航海中または保険事故に遭遇中であるときに限ります。ただし、保険期間が延長された場合であっても、次に掲げる時をもってこの保険契約は終了します。

- ① 航海中であつた被保険船舶が安全に停泊できる水域においていかりを降ろし終わった時または係留索をつなぎ終わった時のいずれか早い時
- ② 保険事故に遭遇中であつた被保険船舶が修繕地においていかりを降ろし終わった時または係留索をつなぎ終わった時のいずれか早い時

(2) (1)の規定によりこの保険契約が終了する場合は、当社は、この保険契約が終了する日の翌日から

日割をもって計算した未経過期間に対応する保険料を返還します。

第8条（不稼働期間短縮のための費用）

当社は、保険契約者または被保険者があらかじめ当社の同意を得て不稼働期間を短縮するために行った処置により支出した費用（注）を、保険価額の100分の（**保険証券記載のとおり**）に対する保険金額の割合をもって、てん補する責任を負います。ただし、その処置によって当社がてん補する責任を免れた金額を限度とします。

（注）被保険船舶について締結されている他の保険契約によりてん補される費用を除きます。

第9条（普通約款との関係）

普通約款の各条項の全部または一部がこの特別約款に抵触するときは、この特別約款が普通約款に優先して適用されます。

船舶不稼働損失保険特別約款（90日用・フランチャイズ方式）

（令和2年4月1日改正）

第1条（てん補責任）

当社は、被保険船舶が船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当社の負担する危険）（1）に掲げる危険のうち、沈没、転覆、座礁、座州、火災または他物（注）との衝突（以下「保険事故」といいます。）によって損傷を被り、稼働不能となった場合で、かつ、第3条（不稼働期間）によって算出される不稼働期間が、この保険証券記載の日数を超えた場合、全不稼働期間に対する不稼働損失（以下「損失」といいます。）に限り、その全額をてん補する責任を負います。

（注）水を除きます。

第2条（定義）

この特別約款において

- ① 「稼働不能」とは、被保険船舶が保険事故に遭遇し、損傷を被った場所から直接または出帆地もしくは当初の仕向地を経て修繕地に向かい遅滞なく修繕を行う場合をいいます。被保険船舶が保険事故に遭遇した後当社の同意を得て行った検査の結果、損傷が発見されなかったときであっても、損傷を被ったおそれのあった場所から直接または出帆地もしくは当初の仕向地を経て修繕地に向かい検査を行ったときは、被保険船舶が保険事故によって損傷を被り稼働不能となったものとみなします。
- ② 「修繕」とは、次に掲げるものをいいます。
ア. 保険事故によって被保険船舶が被った損傷の本修繕および仮修繕
イ. 保険事故遭遇後当社の同意を得て行う検査
ウ. 上記ア. またはイ. を行うための積荷の積替え、一時荷卸しまたは再積み込み
- ③ 「修繕完了」とは、保険事故によって被保険船舶が被った損傷の本修繕の完了をいいます。仮修繕または検査のみを行い本修繕を繰り延べる場合は、仮修繕または検査の終了時をもって修繕完了とみなします。
- ④ 「当初の仕向地」とは、被保険船舶が損傷を被った当時既に予定されていた次の荷役港をいいます。被保険船舶が損傷を被った結果荷卸しを当初の仕向地で行うことができず他の港で行う場合は、その荷役港を当初の仕向地とみなします。
- ⑤ 「新仕向地」とは、当初の仕向地以外の荷役港をいいます。

第3条（不稼働期間）

- （1）この特別約款において、不稼働期間の算出は次に掲げる①から④までのとおりとし、仕向地における荷役のための日数は算入しません。
- ① 被保険船舶が損傷を被った後、修繕のため航海の途中から離陸する場合
ア. 修繕完了後当初の仕向地に航行するため原航路に復帰する場合は、損傷発生日の翌日から修繕完了後原航路に復帰した日までの日数が、損傷発生の場所から原航路復帰点まで損傷がなかったならば要したであろう日数を超える日数
イ. 修繕完了後新仕向地に向かう場合は、損傷発生日の翌日から修繕地を経由して新仕向地に至る

までの日数が、損傷発生の場所から直接新仕向地に至るまで損傷がなかったならば要したであろう日数を超える日数。ただし、損傷発生日の翌日から修繕完了日までの日数を限度とします。

- ② 被保険船舶が損傷を被った後、当初の仕向地において修繕を行う場合または当初の仕向地を経由して修繕地に向かう場合
ア. 当初の仕向地において修繕を行う場合は、損傷発生日の翌日から修繕完了日までの日数が、損傷発生の場所から修繕地まで損傷がなかったならば要したであろう日数を超える日数
イ. 当初の仕向地を経由して修繕地に向かう場合は、損傷発生日の翌日から修繕地を経由して新仕向地に至るまでの日数が、損傷発生の場所から当初の仕向地を経由して直接新仕向地に至るまで損傷がなかったならば要したであろう日数を超える日数。ただし、損傷発生日の翌日から修繕完了日までの日数を限度とします。
 - ③ 被保険船舶が損傷を被った後、航海の途中から出帆地に引き返す場合
ア. 出帆地において修繕を行い修繕完了後再び当初の仕向地に航行する場合または出帆地を経由して修繕地に向かい修繕完了後当初の仕向地に航行する場合は、損傷発生日の翌日から損傷発生の場所に復帰した日までの日数
イ. 出帆地において修繕を行い修繕完了後新仕向地に向かう場合または出帆地を経由して修繕地に至り修繕完了後新仕向地に向かう場合は、損傷発生日の翌日から修繕完了日までの日数
ウ. 上記ア. またはイ. の場合において、損傷発生後引き続き原航路を航行し航海の途中から出帆地に引き返す場合には、上記日数から損傷発生の場所より引き返し地点まで損傷がなかったならば要したであろう日数を控除します。
 - ④ ①から③までにおいて算出された損傷がなかったならば要したであろう日数については、1日未満は切り捨てます。
- （2）稼働不能の間に被保険船舶が他の保険事故によって損傷を被り、不稼働期間が延長された場合は、その延長部分をもって後の保険事故による不稼働期間とみなします。ただし、この場合においては、当社は、それぞれの不稼働期間を通算した日数がこの保険証券記載の日数を超えた場合に限り、てん補する責任を負います。

第4条（てん補しない損害）

当社は、第1条（てん補責任）の規定にかかわらず、次に掲げる損害をてん補する責任を負いません。

- ① 日本国もしくは外国の法令または条約に違反することにより不稼働期間が延長された場合、不稼働期間のうち延長された日数に対する損失
- ② 被保険船舶が稼働不能の間に全損になったときは、損傷発生の時から全損時までの損失。ただし、その稼働不能の原因となった保険事故以外の事故によって被保険船舶が全損になったときは、全損の原因となった事故発生日までの間の損失については、この限りではありません。
- ③ 被保険船舶が稼働不能の間に売却された場合は、損傷発生の時から売却時までの損失
- ④ 保険事故によって被保険船舶が被った損傷に関係のない検査、修繕、荷役、荷待ち、荷役のための滞船等により不稼働期間が延長された場合、不稼働期間のうち延長された日数に対する損失
- ⑤ 接岸・離岸用スラスター、荷役用クレーン、排気ガス洗浄装置（注）その他の被保険船舶の機器または装置が使用不能となった場合において、被保険船舶の運航を継続するために被保険者が支出した費用

（注）スクラパー本体、付属する各種パイプ類、タンク類、取水ポンプ、水処理装置および排水監視装置等の一連の装置をいいます。

第5条（1日当りの損失）

この保険契約においては、この保険証券記載の保険価額の90分の1の金額を1日当りの損失とみなします。

第6条（てん補額の限度）

当社がてん補すべき損失は、1回の保険事故について（**保険証券記載のとおり**）日相当額を超えないものとし、2回以上生じた場合であっても、通算して90日相当額を超えないものとします。

第7条（保険期間の延長）

（1）普通約款第10条（保険期間）（4）の規定にかかわらず、保険契約者または被保険者が保険期間を延長することができる場合は、保険期間満了時に被保険船舶が航海中または保険事故に遭遇中であるときに限ります。ただし、保険期間が延長された場合であっても、次に掲げる時をもってこの保険契約は終了します。

1 1. 船舶不稼働損失保険に適用される特別約款・条項

- ① 航海中であった被保険船舶が安全に停泊できる水域においていかりを降ろし終わった時または係留索をつなぎ終わった時のいずれか早い時
- ② 保険事故に遭遇中であった被保険船舶が修繕地においていかりを降ろし終わった時または係留索をつなぎ終わった時のいずれか早い時
- (2)(1)の規定によりこの保険契約が終了する場合は、当社は、この保険契約が終了する日の翌日から日割をもって計算した未経過期間に対応する保険料を返還します。

第8条（不稼働期間短縮のための費用）

当社は、保険契約者または被保険者があらかじめ当社の同意を得て不稼働期間を短縮するために行った処置により支出した費用（注）を、保険価額の100分の（**保険証券記載のとおり**）に対する保険金額の割合をもって、てん補する責任を負います。ただし、その処置によって当社がてん補する責任を免れた金額を限度とします。

（注）被保険船舶について締結されている他の保険契約によりてん補される費用を除きます。

第9条（普通約款との関係）

普通約款の各条項の全部または一部がこの特別約款に抵触するときは、この特別約款が普通約款に優先して適用されます。

.....

船舶不稼働損失保険特別条項

（定期用船料をもって保険価額を定めた場合）

（平成22年4月1日改正）

- (1) この保険契約においては、被保険船舶について定期用船契約が存在することを要します。これに反する事実が生じたときは、その時をもってこの保険契約は終了します。
- (2)(1)の規定によりこの保険契約が終了する場合は、当社は、この保険契約が終了する日の翌日から日割をもって計算した未経過期間に対応する保険料を返還します。

.....

船舶不稼働損失保険特別条項

（運賃収入をもって保険価額を定めた場合）

（平成22年4月1日改正）

- (1) この保険契約においては、被保険船舶について運賃収入のもとになる運送契約が存在することを要します。これに反する事実が生じたときは、その時をもってこの保険契約は終了します。
- (2)(1)の規定によりこの保険契約が終了する場合は、当社は、この保険契約が終了する日の翌日から日割をもって計算した未経過期間に対応する保険料を返還します。

.....

仕向地に関する特別条項

（平成22年4月1日改正）

船舶不稼働損失保険特別約款（以下「特別約款」といいます。）第2条（定義）①の規定にかかわらず、被保険船舶が損傷発生当時の積荷または当初の仕向地で積載した積荷を荷卸しするためにのみ当初の仕向地以後の仕向地を経由して遅滞なく修繕地に向かい修繕を行った場合をも稼働不能とみなし、特別約款第3条（不稼働期間）により不稼働期間を算出します。

.....

船舶不稼働損失保険追加担保特別条項（C）

（令和2年4月1日改正）

船舶不稼働損失保険特別約款第1条（てん補責任）に掲げる保険事故に次に掲げる事由を追加します。

- ① 主機、補機その他の機器の事故
- ② 爆発（注1）。ただし、水雷、爆弾その他爆発物として使用される兵器の爆発を除きます。
- ③ 積荷、属具または燃料、食料その他の消耗品の積み込み、荷卸しまたは積替え中にこれらの作業によって生じた事故
- ④ 荒天
- ⑤ 船長、乗組員または水先人の故意または過失。ただし、船長または乗組員が保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者またはこれらの者の代理人である場合、またはこれらの者に保険金を取得させることを目的としていた場合の船長または乗組員の故意を除きます。
- ⑥ 地震、津波、火山の噴火または落雷
- ⑦ 船体（注2）に存在する欠陥（注3）による事故。ただし、塗装のみに生じた事故（注4）を除きます。
- ⑧ 修繕者または用船者の過失。ただし、修繕者または用船者が、保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者またはこれらの者の代理人である場合を除きます。

（注1）被保険船舶内であると否とを問いません。

（注2）属具を含みます。

（注3）保険契約者または被保険者が相当の注意を払ったにもかかわらず発見することができなかった欠陥に限りです。

（注4）⑧に掲げる事由によって生じた場合を含みます。

.....

船舶不稼働損失保険追加担保特別条項

（L. P. G. 専用機器の故障およびL. P. G. タンクの損傷）

（平成22年4月1日改正）

船舶不稼働損失保険特別約款第1条（てん補責任）に掲げる保険事故にL. P. G. 専用機器の故障およびL. P. G. タンクの損傷を追加します。

.....

船舶不稼働損失保険追加担保特別条項

（冷凍機器の故障）

（平成22年4月1日改正）

船舶不稼働損失保険特別約款第1条（てん補責任）に掲げる保険事故に冷凍機器の故障を追加します。

.....

船舶不稼働損失保険追加担保特別条項

（溶融硫黄運搬船の加熱装置の故障）

（平成22年4月1日改正）

船舶不稼働損失保険特別約款第1条（てん補責任）に掲げる保険事故に溶融硫黄加熱装置の故障を追加します。

.....

船舶不稼働損失保険追加担保特別条項

(アスファルトタンカーの加熱装置の故障)

(平成22年4月1日改正)

船舶不稼働損失保険特別約款第1条（てん補責任）に掲げる保険事故にアスファルト加熱装置の故障を追加します。

.....

船舶不稼働損失保険追加担保特別条項

(液体貨物の爆発)

(平成22年4月1日改正)

船舶不稼働損失保険特別約款第1条（てん補責任）に掲げる保険事故に被保険船舶に積荷として積載された油、液化ガス、化学製品その他の爆発性液体（注）の被保険船舶内における爆発を追加します。

(注) これらから発生したガスを含みます。

.....

船舶不稼働損失保険追加担保特別条項（L. N. G. 船用）

(平成22年4月1日改正)

船舶不稼働損失保険特別約款第1条（てん補責任）に掲げる保険事故に次に掲げる事由を追加します。

- ① 機関（注1）、荷役装置または液化天然ガス（L. N. G.）専用機器の故障
- ② 爆発（注2）。ただし、水雷、爆弾その他爆発物として使用される兵器の爆発を除きます。
- ③ 積荷、属具または燃料、食料その他の消耗品の積み込み、荷卸しまたは積替え中にこれらの作業によって生じた事故
- ④ 荒天
- ⑤ 船長、乗組員または水先人の故意または過失。ただし、船長または乗組員が保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者またはこれらの者の代理人である場合、またはこれらの者に保険金を取得させることを目的としていた場合の船長または乗組員の故意を除きます。
- ⑥ 地震、津波、火山の噴火または落雷
- ⑦ 船体（注3）に存在する欠陥（注4）による事故。ただし、塗装のみに生じた事故（注5）を除きます。
- ⑧ 修繕者または用船者の過失。ただし、修繕者または用船者が、保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者またはこれらの者の代理人である場合を除きます。
- ⑨ L. N. G. タンクまたはボイルオフガス専用パイプラインの事故

(注1) 主機、補機、汽罐、推進軸系、推進器および操舵装置をいいます。

(注2) 被保険船舶内であると否とを問いません。

(注3) 属具を含みます。

(注4) 保険契約者または被保険者が相当の注意を払ったにもかかわらず発見することができなかった欠陥に限ります。

(注5) ⑧に掲げる事由によって生じた場合を含みます。

.....

船舶不稼働損失保険追加担保特別条項

(エチレン専用機器の故障およびエチレンタンクの損傷)

(平成22年4月1日改正)

船舶不稼働損失保険特別約款第1条（てん補責任）に掲げる保険事故にエチレン専用機器の故障お

よびエチレンタンクの損傷を追加します。

.....

船舶不稼働損失保険追加担保特別条項

(カプロラクタム運搬船の加熱装置の故障)

(平成22年4月1日改正)

船舶不稼働損失保険特別約款第1条（てん補責任）に掲げる保険事故にカプロラクタム加熱装置の故障を追加します。

.....

船舶不稼働損失保険追加担保特別条項（繰延修繕）

(平成22年4月1日改正)

第1条

当社は、船舶不稼働損失保険特別約款（以下「特別約款」といいます。）第2条（定義）①の規定に追加して、被保険船舶が保険事故によって損傷を被った後この保険証券記載の期間以内に繰り延べて行うその損傷の修繕（以下「繰延修繕」といいます。）の場合をも稼働不能とみなし、第2条により算出した不稼働期間からこの保険証券記載の控除日数を控除した日数に対する損失を、特別約款の規定に従っててん補する責任を負います。

第2条

この特別条項において、1回の保険事故による不稼働期間とは、次に掲げる日数を合算した日数とします。

- ① 繰延修繕を行うための航海直前の最終仕向地（以下「最終仕向地」といいます。）出帆日の翌日から修繕完了日までの日数が、最終仕向地から修繕地まで保険事故がなかったならば要したであろう日数（注1）を超える日数
- ② ①の繰延修繕の原因となった保険事故発生後遅滞なく仮修繕を行った場合は、特別約款第3条（不稼働期間）により算出した仮修繕による遅延日数
- ③ ②の仮修繕を遅滞なく行わず、後日行った場合は、仮修繕地到着日の翌日から仮修繕完了日までの日数（注2）

(注1) 1日未満は切り捨てます。

(注2) 荷役のための日数を除きます。

第3条

- (1) 第2条の繰延修繕とこの保険証券の保険期間内に発生した他の保険事故による修繕とを併行して行った場合は、1回の保険事故による修繕とみなして不稼働期間を算出します。
- (2) 繰延修繕着工日までにを行った(1)の他の保険事故による仮修繕による不稼働期間は、その繰延修繕による不稼働期間に加算します。

第4条

この保険証券の保険期間内に発生した保険事故と他の船舶不稼働損失保険証券の保険期間内に発生した他の保険事故による修繕を併行して行った場合は、当社のてん補する不稼働期間は、それぞれの修繕を別個に行ったならば要したであろう日数の割合に従い算出します。

第5条

この保険証券であると否とを問わず、特別約款の規定によりてん補の対象となった不稼働期間は、この特別条項による不稼働期間に算入しません。

.....

船舶不稼働損失保険追加担保特別条項

(港湾施設の事故・運河または水路の閉塞)

(平成22年4月1日改正)

第1条

当社は、船舶不稼働損失保険特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（てん補責任）から第3条（不稼働期間）までの規定に追加し、次に掲げる場合をも稼働不能とみなし、第2条により算出した不稼働期間からこの保険証券記載の控除日数を控除した日数に対する損失を、特別約款の規定に従っててん補する責任を負います。

- ① 被保険船舶と港湾施設（注）との接触事故によって港湾施設（注）に損傷が生じ、その直接の結果として被保険船舶の積荷または燃料の積込み、荷卸しまたは積替え作業が不能となり、被保険船舶が、港湾施設（注）が修復されるまでの間その港湾に滞泊を余儀なくされる場合
- ② 被保険船舶がパナマ運河、スエズ運河、セントローレンス水路または五大湖（以下「運河または水路」といいます。）内において航行中もしくは滞泊中に、被保険船舶または他船の事故によって運河または水路が閉塞され、被保険船舶が運河または水路に滞泊を余儀なくされる場合

(注) 荷役クレーン等の荷役施設および岸壁、棧橋等の係留施設をいいます。

第2条

この特別条項において、不稼働期間の算出は、次に掲げる①および②のとおりとします。

- ① 第1条①の場合においては、被保険船舶と港湾施設との接触事故によって被保険船舶の荷役が不能となった日の翌日から港湾施設が修復され被保険船舶の荷役が可能となった日まで（注）の日数が、その接触事故がなかったならば要したであろう日数を超える日数
- ② 第1条②の場合においては、被保険船舶または他船の事故によって運河または水路が閉塞された日の翌日から運河または水路の閉塞が解除された日までの日数が、被保険船舶または他船の事故がなかったならば要したであろう日数を超える日数

(注) 被保険船舶がそれまでの間にその港湾を出帆した場合はその出帆日までとします。

第3条

当社は、第1条の規定にかかわらず、地震または火山の噴火（注）によって生じた不稼働期間に対する損失をてん補する責任を負いません。

(注) これらによって生じた津波および火災を含みます。

第4条

この保険証券であると否とを問わず、特別約款の規定によりてん補の対象となった不稼働期間は、この特別条項による不稼働期間に算入しません。

.....

船舶不稼働損失保険追加担保特別条項（港湾施設の事故・運河または水路の閉塞）

(フランチャイズ方式)

(平成22年4月1日改正)

第1条

当社は、船舶不稼働損失保険特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（てん補責任）から第3条（不稼働期間）までの規定に追加し、次に掲げる場合をも稼働不能とみなし、第2条により算出した不稼働期間が、この保険証券記載の日数を超えた場合に限り、全不稼働期間に対する損失を、特別約款の規定に従っててん補する責任を負います。

- ① 被保険船舶と港湾施設（注）との接触事故によって港湾施設（注）に損傷が生じ、その直接の結果として被保険船舶の積荷または燃料の積込み、荷卸しまたは積替え作業が不能となり、被保険船舶が、港湾施設（注）が修復されるまでの間その港湾に滞泊を余儀なくされる場合
- ② 被保険船舶がパナマ運河、スエズ運河、セントローレンス水路または五大湖（以下「運河または

水路」といいます。）内において航行中もしくは滞泊中に、被保険船舶または他船の事故によって運河または水路が閉塞され、被保険船舶が運河または水路に滞泊を余儀なくされる場合

(注) 荷役クレーン等の荷役施設および岸壁、棧橋等の係留施設をいいます。

第2条

この特別条項において、不稼働期間の算出は、①および②のとおりとします。

- ① 第1条①の場合においては、被保険船舶と港湾施設との接触事故によって被保険船舶の荷役が不能となった日の翌日から港湾施設が修復され被保険船舶の荷役が可能となった日まで（注）の日数が、その接触事故がなかったならば要したであろう日数を超える日数
- ② 第1条②の場合においては、被保険船舶または他船の事故によって運河または水路が閉塞された日の翌日から運河または水路の閉塞が解除された日までの日数が、被保険船舶または他船の事故がなかったならば要したであろう日数を超える日数

(注) 被保険船舶がそれまでの間にその港湾を出帆した場合はその出帆日までとします。

第3条

当社は、第1条の規定にかかわらず、地震または火山の噴火（注）によって生じた不稼働期間に対する損失をてん補する責任を負いません。

(注) これらによって生じた津波および火災を含みます。

第4条

この保険証券であると否とを問わず、特別約款の規定によりてん補の対象となった不稼働期間は、この特別条項による不稼働期間に算入しません。

.....

船舶不稼働損失保険追加担保特別条項

(被保険船舶の全損)

(平成22年4月1日改正)

第1条

当社は、船舶不稼働損失保険特別約款（以下「特別約款」といいます。）第4条（てん補しない損害）②の規定にかかわらず、被保険船舶が稼働不能の間に稼働不能の原因となった保険事故により全損となったときは、その保険事故発生日の翌日から全損となった日までの日数からこの保険証券記載の控除日数を控除した日数に対する損失を特別約款の規定に従っててん補する責任を負います。ただし、この場合において当社のでん補すべき損失は、10日相当額を超えないものとします。

第2条

第1条にいう全損となった日とは、海上保険証券のもとで、被保険船舶の全損が確定した日をいいます。

.....

休航戻特別条項（船舶不稼働用）

(令和3年4月1日改正)

第1条

保険期間を1年とする保険契約で保険期間中に被保険船舶が継続して30日以上休航した場合は、当社は、保険期間中に被保険船舶が全損（注）とならなかったときに限り、第2条による保険料を保険期間満了後に返還します。

この保険契約が解約されたときは、被保険利益の消滅に伴う解約である場合、もしくは保険契約者および被保険船舶を同一とする保険契約が締結された場合に限り、第2条による保険料を返還します。

(注) 保険事故によると否とを問いません。

第2条

返還する保険料は、1回の休航ごとに、その休航した期間について毎30日を1期として、休航変更確認書記載の1期あたり返還保険料にその期数を乗じて得た額とします。ただし、毎30日を1期とする休航期間に返還対象外期間が含まれている場合には、その返還対象外期間に相当する日割計算による返還保険料の割当額を控除した残額とします。

第3条

第1条および第2条によって保険料の返還を請求しようとするときは、保険契約者または被保険者は、休航開始の事実を遅滞なく当社に通知し、当社の承諾を得なければなりません。

第4条

休航が終了したときは、保険契約者または被保険者は、遅滞なくその旨を当社に通知し、かつ、管海官庁の証明書その他当社が要求する書類を提出しなければなりません。

第5条

休航変更確認書に記載された休航の条件の全部または一部に反する事実が生じた場合には、第1条および第2条の保険料の返還は行われないものとします。ただし、当社の承諾を得たときは、この限りではありません。

第6条

この特別条項において、

- ① 「休航」とは、修繕(注1)、改造もしくは検査のための上架または入きよ、または係船、係留もしくは停泊等被保険船舶を航行の用に供しない状態におくことをいいます。
- ② 「休航変更確認書」とは、第3条の承諾時に当社が発行した変更確認書(注2)をいいます。
- ③ 「返還対象外期間」とは、次に掲げる期間をいいます。
 - ア. 修繕(注1)または改造を行う期間。ただし、摩滅、腐食、さび、劣化その他の自然の消耗が生じたことによる修繕(注1)または船級協会の勧告による修繕(注1)を行う期間は除きます。なお、船級協会の勧告による修繕のうち、被保険船舶に生じた損傷の修繕および被保険船舶の構造変化を伴う修繕を行う期間は返還対象外期間とします。
 - イ. 特別休航水域(注3)において休航した期間

(注1) 保険事故によって生じたものであると否とを問いません。

(注2) その後の休航場所の変更承諾等の変更確認書を含みます。

(注3) 外海にさらされている等の事情があるにもかかわらず、当社が特に休航場所として認めた水域であって、休航変更確認書に記載されたものをいいます。

12. 用船者希望利益補償保険に適用される特別約款・条項

用船者希望利益補償保険特別約款

(平成22年4月1日改正)

第1条 (てん補責任－1)

(1) 当社は、船舶保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第14条(てん補しない損害－4)の規定にかかわらず、普通約款第1条(当社の負担する危険)(1)に掲げる危険のうち、次の①から⑧までに掲げる事由により、被保険者の定期用船舶が使用不能となる場合、使用不能期間からこの保険証券記載の控除日数を控除した日数に対する使用不能期間に限り、定期用船料日額の30%相当額を、1日あたりの被保険者が被る損失として、てん補する責任を負います。

- ① 沈没、転覆、座礁、座州、火災または他物(注1)との衝突
- ② 機関(注2)または荷役装置の故障
- ③ 爆発(注3)。ただし、水雷、爆弾、その他爆発物として使用される兵器の爆発を除きます。
- ④ 荒天
- ⑤ 船長、乗組員または水先人の故意または過失。ただし、船長または乗組員が保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者またはこれらの者の代理人である場合、またはこれらの者に保険金を取得させることを目的としていた場合の船長または乗組員の故意を除きます。
- ⑥ 地震、津波、火山の噴火または落雷
- ⑦ 船体(注4)に存在する欠陥(注5)。による事故。ただし、塗装のみに生じた事故(注6)を除きます。
- ⑧ 修繕者の過失。ただし、修繕者が、保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者またはこれらの者の代理人である場合を除きます。

(2) 使用不能の間に被保険船舶が他の保険事故によって損傷を被り、使用不能期間が延長された場合は、その延長部分をもって後の保険事故による使用不能期間とみなします。ただし、この場合においては、それぞれの使用不能期間を通算した期間からこの保険証券記載の控除日数を控除します。

(注1) 水を除きます。

(注2) 主機、補機、汽罐、推進軸系、推進器および操舵装置をいいます。

(注3) 被保険船舶内である与否を問いません。

(注4) 属具を含みます。

(注5) 保険契約者または被保険者が相当の注意を払ったにもかかわらず発見することができなかった欠陥に限りします。

(注6) ⑧に掲げる事由によって生じた場合を含みます。

第2条 (てん補責任－2)

当社は、保険契約者または被保険者があらかじめ当社の同意を得て負担した、損害を証明する検査費用について、てん補する責任を負います。

第3条 (定義)

この特別約款において、

- ① 「使用不能」とは、被保険船舶が第1条(てん補責任－1)に掲げる事由を理由として、定期用船契約書に基づいてオフハイヤーとなる場合をいいます。
- ② 「使用不能期間」とは、第1条(てん補責任－1)①から⑧までに掲げる事由によって被保険船舶が損傷を被った場所から、直接または出帆地もしくは当初の仕向地を経て修繕地に向かい、遅滞なく修繕を行う場合で、修繕が完了し、原航路に復帰するまでの期間をいいます。ただし、オフハイヤーとなった期間を限度とします。

第4条 (てん補しない損失)

当社は、第1条(てん補責任－1)の規定にかかわらず、次に掲げる損失をてん補する責任を負いません。

- ① 被保険船舶が使用不能の間に全損になったときは、損傷発生時から全損時までの損失。ただし、その使用不能の原因となった保険事故以外の事故によって被保険船舶が全損になったときは、全損の原因となった事故発生日までの間の損失については、この限りではありません。
- ② 被保険船舶が使用不能の間に売却された場合は、損傷発生時から売却時までの損失
- ③ 定期用船契約が終了または解除されたときは、その時以降の損失

- ④ 保険事故によって被保険船舶が被った損傷に関係のない検査、修繕、荷役、荷待ち、荷役のための滞船等により使用不能期間が延長された場合、使用不能期間のうち延長された日数に対する損失

第5条 (てん補額の限度)

当社のてん補すべき損失は、1回の保険事故について保険証券記載の金額を超えないものとし、2回以上生じた場合であっても、通算してこれを超えないものとします。

第6条 (普通約款との関係)

普通約款の各条項の全部または一部がこの特別約款に抵触するときは、この特別約款が普通約款に優先して適用されます。

.....

控除日数不適用に関する特別条項 (用船者希望利益補償保険用)

(平成22年4月1日改正)

用船者希望利益補償保険特別約款第1条(てん補責任－1)を次のように改めます。

第1条 (てん補責任－1)

(1) 当社は、船舶保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第14条(てん補しない損害－4)の規定にかかわらず、普通約款第1条(当社の負担する危険)(1)に掲げる危険のうち、次の①から⑧までに掲げる事由により、被保険者の定期用船舶が使用不能となる場合で、かつ、使用不能期間がこの保険証券記載の控除日数を超えた場合、全使用不能期間に対する定期用船料の30%相当額を、てん補する責任を負います。

- ① 沈没、転覆、座礁、座州、火災または他物(注1)との衝突
- ② 機関(注2)または荷役装置の故障
- ③ 爆発(注3)。ただし、水雷、爆弾、その他爆発物として使用される兵器の爆発を除きます。
- ④ 荒天
- ⑤ 船長、乗組員または水先人の故意または過失。ただし、船長または乗組員が保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者またはこれらの者の代理人である場合、またはこれらの者に保険金を取得させることを目的としていた場合の船長または乗組員の故意を除きます。
- ⑥ 地震、津波、火山の噴火または落雷
- ⑦ 船体(注4)に存在する欠陥(注5)による事故。ただし、塗装のみに生じた事故(注6)を除きます。
- ⑧ 修繕者の過失。ただし、修繕者または用船者が、保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者またはこれらの者の代理人である場合を除きます。

(2) 使用不能の間に被保険船舶が他の保険事故によって損傷を被り、使用不能期間が延長された場合は、その延長部分をもって後の保険事故による使用不能期間とみなします。ただし、この場合においては、それぞれの使用不能期間を通算した期間からこの保険証券記載の控除日数を控除します。

(注1) 水を除きます。

(注2) 主機、補機、汽罐、推進軸系、推進器および操舵装置をいいます。

(注3) 被保険船舶内である与否を問いません。

(注4) 属具を含みます。

(注5) 保険契約者または被保険者が相当の注意を払ったにもかかわらず発見することができなかった欠陥に限りします。

(注6) ⑧に掲げる事由によって生じた場合を含みます。

13. 内航船舶総合保険（MASTERS100）に適用される特別約款・条項

雇入船員の死傷・疾病による船舶不稼働損失保険特別約款

(平成22年4月1日改正)

第1条（てん補責任）

当社は、被保険船舶が船長または乗組員の死傷・疾病によって船員法（昭和22年法律第100号）に定める定員数を充足できなくなったことを原因として連続して3日を超えて稼働不能となった場合の不稼働損失に限り、てん補する責任を負います。

第2条（定義）

この特別約款において

- ① 「船長または乗組員」とは、被保険船舶の雇入契約存続中の船長または乗組員をいいます。
② 「稼働不能」とは、次に掲げるものをいいます。
ア. 被保険船舶が定期用船契約を締結している場合は、定期用船契約上オフハイヤーとなったこと。
イ. 上記ア. 以外の場合は、予定されていた航海に従事できなかったこと。

第3条（てん補額の限度）

- 当社のてん補すべき金額は、1回の保険事故および保険期間を通じて以下の金額を超えないものとします。
ア. 被保険船舶が定期用船契約を締結している場合は、稼働不能となった最初の日の前月の用船料収入実績の30分の3
イ. 上記ア. 以外の場合は、稼働不能となった最初の日の前月の運賃収入実績の80%の30分の3

第4条（普通保険約款との関係）

船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）の各条項の全部または一部がこの特別約款に抵触するときは、この特別約款が普通約款に優先して適用されます。

休航戻特別条項（内航船舶総合保険用）

(令和3年4月1日改正)

第1条

次に掲げる船舶保険各種特別約款について、それぞれ第2条（休航した場合の保険料の返還）を、次のように改めます。

- ① 船舶保険第2種特別約款
② 船舶保険第2種特別約款（衝突損害賠償金てん補用）
③ 船舶保険第5種特別約款

第2条（休航した場合の保険料の返還—船舶用）

- (1) 当社は、保険期間を1年とする保険契約で、保険期間中に被保険船舶が継続して30日以上休航した場合は、保険期間中に被保険船舶が全損（注1）とならなかったときに限り、(2)による船舶保険料を保険期間満了後に返還します。
この保険契約が解約されたときは、被保険利益の消滅に伴う解約である場合、もしくは保険契約者および被保険船舶を同一とする保険契約が締結された場合に限り、(2)による保険料を返還します。
(2) 返還する船舶保険料は、1回の休航ごとに、その休航した期間について毎30日を1期として、休航変更確認書記載の1期あたりの返還船舶保険料にその期数を乗じて得た額とします。ただし、毎30日を1期とする休航期間に返還対象外期間が含まれている場合には、その返還対象外期間に相当する日割計算による返還船舶保険料の割当額を控除した残額とします。
(3) (1)および(2)によって、船舶保険料の返還を請求しようとするときは、保険契約者または被保険者は、休航開始の事実を遅滞なく当社に通知し、当社の承諾を得なければなりません。
(4) 休航が終了したときは、保険契約者または被保険者は、遅滞なくその旨を当社に通知し、かつ、管海官庁の証明書その他当社が要求する書類を提出しなければなりません。

- (5) 休航変更確認書に記載された休航の条件の全部または一部に反する事実が生じた場合には、(1)および(2)の船舶保険料の返還は行われなものとします。ただし、当社の承諾を得たときは、この限りではありません。
(6) 本条において、
① 「休航」とは、修繕（注2）、改造もしくは検査のための上架または入きよ、または係船、係留もしくは停泊等被保険船舶を航行の用に供しない状態におくことをいいます。
② 「休航変更確認書」とは、(3)の承諾時に当社が発行した変更確認書（注3）をいいます。
③ 「返還対象外期間」とは、次に掲げる期間をいいます。
ア. 修繕（注2）または改造を行う期間。ただし、摩滅、腐食、さび、劣化その他の自然の消耗が生じたことによる修繕（注2）、または船級協会の勧告による修繕（注2）を行う期間は除きます。なお、船級協会の勧告による修繕のうち、被保険船舶に生じた損傷の修繕および被保険船舶の構造変化を伴う修繕を行う期間は返還対象外期間とします。
イ. 特別休航水域（注4）において休航した期間

- (注1) 保険事故によるかと否とを問いません。
(注2) 保険事故によって生じたものであるかと否とを問いません。
(注3) その後の休航場所の変更承諾等の変更確認書を含みます。
(注4) 外海にさらされている等の事情があるにもかかわらず、当社が特に休航場所として認めた水域であつて、休航変更確認書に記載されたものをいいます。

第2条

船舶保険第6種特別約款第5条（休航した場合の保険料の返還）を次のように改めます。

第5条（休航した場合の保険料の返還—船舶用）

- (1) 当社は、保険期間を1年とする保険契約で、保険期間中に被保険船舶が継続して30日以上休航した場合は、保険期間中に被保険船舶が全損（注1）とならなかったときに限り、(2)による船舶保険料を保険期間満了後に返還します。
この保険契約が解約されたときは、被保険利益の消滅に伴う解約である場合、もしくは保険契約者および被保険船舶を同一とする保険契約が締結された場合に限り、(2)による保険料を返還します。
(2) 返還する船舶保険料は、1回の休航ごとに、その休航した期間について毎30日を1期として、休航変更確認書記載の1期あたりの返還船舶保険料にその期数を乗じて得た額とします。ただし、毎30日を1期とする休航期間に返還対象外期間が含まれている場合には、その返還対象外期間に相当する日割計算による返還船舶保険料の割当額を控除した残額とします。
(3) (1)および(2)によって、船舶保険料の返還を請求しようとするときは、保険契約者または被保険者は、休航開始の事実を遅滞なく当社に通知し、当社の承諾を得なければなりません。
(4) 休航が終了したときは、保険契約者または被保険者は、遅滞なくその旨を当社に通知し、かつ、管海官庁の証明書その他当社が要求する書類を提出しなければなりません。
(5) 休航変更確認書に記載された休航の条件の全部または一部に反する事実が生じた場合には、(1)および(2)の船舶保険料の返還は行われなものとします。ただし、当社の承諾を得たときは、この限りではありません。
(6) 本条において、
① 「休航」とは、修繕（注2）、改造もしくは検査のための上架または入きよ、または係船、係留もしくは停泊等被保険船舶を航行の用に供しない状態におくことをいいます。
② 「休航変更確認書」とは、(3)の承諾時に当社が発行した変更確認書（注3）をいいます。
③ 「返還対象外期間」とは、次に掲げる期間をいいます。
ア. 修繕（注2）または改造を行う期間。ただし、摩滅、腐食、さび、劣化その他の自然の消耗が生じたことによる修繕（注2）、または船級協会の勧告による修繕（注2）を行う期間は除きます。なお、船級協会の勧告による修繕のうち、被保険船舶に生じた損傷の修繕および被保険船舶の構造変化を伴う修繕を行う期間は返還対象外期間とします。
イ. 特別休航水域（注4）において休航した期間。

- (注1) 保険事故によるかと否とを問いません。
(注2) 保険事故によって生じたものであるかと否とを問いません。
(注3) その後の休航場所の変更承諾等の変更確認書を含みます。

13. 内航船舶総合保険（MASTERS100）に適用される特別約款・条項

（注4）外海にさらされている等の事情があるにもかかわらず、当社が特に休航場所として認めた水域であって、休航変更確認書に記載されたものをいいます。

第3条

船費保険第1種（A）特別約款第3条（休航した場合の保険料の返還）を次のように改めます。

第3条（休航した場合の保険料の返還—船費用）

（1）当社は、この保険証券のもとで、この保険証券記載の船舶保険第5種特別約款（以下「第5種特別約款」といいます。）または船舶保険第6種特別約款（以下「第6種特別約款」といいます。）の規定により、休航した場合の船舶保険料の返還として船舶保険料を返還する場合に限り、（2）により船費保険料を保険期間満了後に返還します。

この保険契約が解約されたときは、被保険利益の消滅に伴う解約である場合、もしくは保険契約者および被保険船舶を同一とする保険契約が締結された場合に限り、（2）による保険料を返還します。

（2）返還する船費保険料は、1回の休航ごとに、その休航した期間について毎30日を1期として、休航変更確認書記載の1期あたりの返還船費保険料にその期数を乗じて得た額とします。ただし、毎30日を1期とする休航期間に返還対象外期間が含まれている場合には、その返還対象外期間に相当する日割計算による返還船費保険料の割当額を控除した残額とします。

（3）本条において、

- ① 「休航」とは、修繕（注1）、改造もしくは検査のための上架または入きよ、または係船、係留もしくは停泊等被保険船舶を航行の用に供しない状態におくことをいいます。
- ② 「休航変更確認書」とは、第5種特別約款第2条（休航した場合の保険料の返還）（3）または第6種特別約款第5条（休航した場合の保険料の返還）（3）の承諾時に当社が発行した変更確認書（注2）をいいます。
- ③ 「返還対象外期間」とは、次に掲げる期間をいいます。
 - ア. 修繕（注1）または改造を行う期間。ただし、摩滅、腐食、さび、劣化その他の自然の消耗が生じたことによる修繕（注1）、または船級協会の勧告による修繕（注1）を行う期間は除きます。なお、船級協会の勧告による修繕のうち、被保険船舶に生じた損傷の修繕および被保険船舶の構造変化を伴う修繕を行う期間は返還対象外期間とします。
 - イ. 特別休航水域（注3）において休航した期間

（注1）保険事故によって生じたものであると否とを問いません。

（注2）その後の休航場所の変更承諾等の変更確認書を含みます。

（注3）外海にさらされている等の事情があるにもかかわらず、当社が特に休航場所として認めた水域であって、休航変更確認書に記載されたものをいいます。

第4条（休航した場合の保険料の返還—船舶不稼働用）

（1）当社は、保険期間を1年とする保険契約で、保険期間中に被保険船舶が継続して30日以上休航した場合は、保険期間中に被保険船舶が全損（注1）とならなかったときに限り、（2）による不稼働損失保険料を保険期間満了後に返還します。

この保険契約が解約されたときは、被保険利益の消滅に伴う解約である場合、もしくは保険契約者および被保険船舶を同一とする保険契約が締結された場合に限り、（2）による保険料を返還します。

（2）返還する不稼働損失保険料は、1回の休航ごとに、その休航した期間について毎30日を1期として、休航変更確認書記載の1期あたりの返還不稼働損失保険料にその期数を乗じて得た額とします。ただし、毎30日を1期とする休航期間に返還対象外期間が含まれている場合には、その返還対象外期間に相当する日割計算による返還不稼働損失保険料の割当額を控除した残額とします。

（3）（1）および（2）によって、不稼働損失保険料の返還を請求しようとするときは、保険契約者または被保険者は、休航開始の事実を遅滞なく当社に通知し、当社の承諾を得なければなりません。

（4）休航が終了したときは、保険契約者または被保険者は、遅滞なくその旨を当社に通知し、かつ、管海官庁の証明書その他当社が要求する書類を提出しなければなりません。

（5）休航変更確認書に記載された休航の条件の全部または一部に反する事実が生じた場合には、（1）および（2）の不稼働損失保険料の返還は行われないものとします。ただし、当社の承諾を得たときは、この限りでありません。

（6）本条において、

- ① 「休航」とは、修繕（注2）、改造もしくは検査のための上架または入きよ、または係船、係留

もしくは停泊等被保険船舶を航行の用に供しない状態におくことをいいます。

② 「休航変更確認書」とは、（3）の承諾時に当社が発行した変更確認書（注3）をいいます。

③ 「返還対象外期間」とは、次に掲げる期間をいいます。

ア. 修繕（注2）または改造を行う期間。ただし、摩滅、腐食、さび、劣化その他の自然の消耗が生じたことによる修繕（注2）、または船級協会の勧告による修繕（注2）を行う期間は除きます。なお、船級協会の勧告による修繕のうち、被保険船舶に生じた損傷の修繕および被保険船舶の構造変化を伴う修繕を行う期間は返還対象外期間とします。

イ. 特別休航水域（注4）において休航した期間

（注1）保険事故によるとと否とを問いません。

（注2）保険事故によって生じたものであると否とを問いません

（注3）その後の休航場所の変更承諾等の変更確認書を含みます。

（注4）外海にさらされている等の事情があるにもかかわらず、当社が特に休航場所として認めた水域であって、休航変更確認書に記載されたものをいいます。

盗難追加担保特別条項（内航船舶総合保険用）

（平成22年4月1日改正）

当社は、被保険船舶の属具、備品および燃料、食料その他の消耗品等で船舶の使用目的に供するすべての物の盗難によって、被保険船舶が被った損傷の修繕費を船舶保険第6種特別約款（以下「第6種特別約款」といいます。）第1条（てん補責任）②に掲げる修繕費に追加し、第6種特別約款の規定に従っててん補する責任を負います。ただし、この特別条項によりてん補される修繕費は、盗難による損傷の修繕費（注）から、1回の保険事故ごとに、免責金額10万円を控除した残額に限り、1億円を限度とします。

（注）第6種特別約款第1条（てん補責任）②に掲げる修繕費と合算して、この保険証券記載の保険金額を限度とします。

衝突損害賠償責任に関する社会的責任追加担保特別条項（内航船舶総合保険用）

（平成22年4月1日改正）

第1条

当社は、被保険船舶が他船との衝突によって生じた被保険者の責任のうち、この保険証券記載の次に掲げるいずれかの特別約款に掲げる衝突損害賠償金について、被保険者が船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和50年法律第94号）（以下「制限法」といいます。）によって、その責任を制限した場合であっても、被保険者がその責任を制限法に基づき制限をしなかったならば負った衝突損害賠償金と責任制限したときの衝突損害賠償金の差の損害を、①から③までの特別約款の第1条（てん補責任）に掲げる損害に追加し、①から③までの特別約款およびこの特別条項の規定に従っててん補する責任を負います。

ただし、この特別条項において、てん補の対象となる損害は、社会通念上、被保険者が衝突した他船の所有者に解決のための見舞金を支出することが妥当とみなされる場合の妥当な金額で、かつ、あらかじめ当社の同意を得て支出したものに限ります。

- ① 船舶保険第2種特別約款（衝突損害賠償金てん補用）
- ② 船舶保険第5種特別約款
- ③ 船舶保険第6種特別約款

第2条

船舶保険普通保険約款第9条（てん補額の限度）の規定にかかわらず、この特別条項によって、当社のてん補すべき金額は、第1条①から③までの特別約款第1条（てん補責任）に掲げる衝突損害賠償金とは別個に、1回の保険事故ごとに、この証券記載の船主責任に関する社会的責任追加担保特別条項（内航船舶総合保険用）によりてん補される金額と合算して100万円を限度とします。

免責金額控除特別条項（B－2）（内航船舶総合保険用）

（平成22年4月1日改正）

第1条

- (1) 当社は、この保険証券のもとで損害をてん補する場合は、1回の保険事故ごとに、てん補の対象となる損害の合算額からこの保険証券記載の免責金額を控除した残額をてん補する責任を負います。
- (2) (1)のてん補の対象となる損害は、この保険証券記載の保険価額を限度とします。ただし、船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第9条（てん補額の限度）(2)①から③までに掲げる賠償金または費用については、他のてん補の対象となる損害とは別個にそれぞれこの保険証券記載の保険価額を限度とします。

第2条

- 次に掲げる損害については、第1条の規定を適用しません。
- ① 普通約款第3条（全損）に規定する金額
 - ② 普通約款第4条（修繕費）(7)に規定する船底損傷検査のための費用
 - ③ 被保険船舶が全損となったときの普通約款第7条（損害防止費用）(1)①および②に規定する損害防止費用
 - ④ 船費保険第1種（A）特別約款のもとでてん補の対象となる損害
 - ⑤ 船主責任保険特別約款（内航船舶船主責任用）およびこれにかかわる特別条項のもとでてん補の対象となる損害
 - ⑥ 船舶不稼働損失保険特別約款およびこれらにかかわる特別条項のもとでてん補の対象となる損害
 - ⑦ 雇入船員の死傷・疾病による船舶不稼働損失保険特別約款のもとでてん補の対象となる損害

免責金額控除特別条項（E－2）（内航船舶総合保険用）

（平成22年4月1日改正）

第1条

- (1) 当社は、この保険証券のもとで損害をてん補する場合は、1回の保険事故ごとに、てん補の対象となる損害の合算額（以下「てん補対象額」といいます。）からこの保険証券記載の免責金額（A）を控除した残額をてん補する責任を負います。
- (2) (1)のてん補の対象となる損害は、この保険証券記載の保険価額を限度とします。ただし、船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第9条（てん補額の限度）(2)①から③までに掲げる賠償金または費用については、他のてん補の対象となる損害とは別個に、それぞれこの保険証券記載の保険価額を限度とします。

第2条

当社は、第1条(1)に規定するてん補対象額に船舶保険第6種特別約款第2条（修繕費）(1)④から⑩までに掲げる事由によって被保険船舶が被った損傷の修繕費（以下「第6種固有の修繕費」といいます。）が含まれるときには、1回の保険事故ごとに、その第6種固有の修繕費からこの保険証券記載の免責金額（B）を控除し、その残額と第6種固有の修繕費以外の損害との合算額からこの保険証券記載の免責金額（A）を控除した残額をてん補する責任を負います。

第3条

- 次に掲げる損害については、第1条および第2条の規定を適用しません。
- ① 普通約款第3条（全損）に規定する金額
 - ② 普通約款第4条（修繕費）(7)に規定する船底損傷検査のための費用
 - ③ 被保険船舶が全損となったときの普通約款第7条（損害防止費用）(1)①および②に規定する損害防止費用
 - ④ 船費保険第1種（A）特別約款のもとでてん補の対象となる損害
 - ⑤ 船主責任保険特別約款（内航船舶船主責任用）およびこれにかかわる特別条項のもとでてん補の対象となる損害
 - ⑥ 船舶不稼働損失保険特別約款およびこれらにかかわる特別条項のもとでてん補の対象となる損害
 - ⑦ 雇入船員の死傷・疾病による船舶不稼働損失保険特別約款のもとでてん補の対象となる損害

船主責任に関する社会的責任追加担保特別条項（内航船舶総合保険用）

（令和3年4月1日改正）

第1条

当社は、被保険船舶の運航、使用、管理により、船主責任保険特別約款（内航船舶船主責任用）（以下「内航船舶船主責任特別約款」といいます。）によっててん補の対象となる責任のうち、被保険者が船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和50年法律第94号）（以下「制限法」といいます。）または船舶油濁等損害賠償保障法（昭和50年法律第95号）（以下「油賠法」といいます。）によって、その責任を制限できる債権について、その責任を制限法または油賠法に基づき制限しなかったならば責任を負ったことによる損害と制限したときの損害との差の損害を、内航船舶船主責任特別約款第1条（てん補責任－1 一般賠償責任）に掲げる損害に追加し、内航船舶船主責任特別約款の規定に従いてん補する責任を負います。

ただし、この特別約款において、てん補の対象となる損害は、社会通念上、被保険者が損害を与えた者に対し解決のための見舞金を支出することが妥当とみなされる場合の妥当な金額で、かつ、当社のあらかじめの同意を得て支出したものに限りします。

第2条

第1条の規定によって、当社でてん補すべき金額は、衝突損害賠償責任に関する社会的責任追加担保特別条項（内航船舶船主責任用）によりてん補される金額と合算して100万円を限度とします。

14. 戦争（水雷）保険に共通して適用される特別条項

保険契約解除・自動終了特別条項

（令和5年4月1日改正）

第1条

- （1）当社は、7日前の書面予告をもって、この保険契約を解除することができます。
ただし、連合王国、アメリカ合衆国、フランス共和国、ロシア連邦および中華人民共和国のうちいずれかが関与する事態を理由とする場合は、72時間前の書面予告をもって、この保険契約を解除することができます。
- （2）（1）の解除は、予告を発した日以降（注）で当社が指定した日の午後12時から起算して7日経過した時、または（1）のただし書きの規定による解除の場合は、予告を発した日以降（注）で当社が指定した日の午後12時から起算して72時間が経過した時（いずれについても以下「予告期間満了時」といいます。）から将来に向かってその効力を生じます。
- （3）（1）による解除予告を発した後であっても、予告期間満了時以前に保険料率、航路定限その他の引受条件の変更について、当社と保険契約者の間に合意が成立したときは、この保険契約は、予告期間満了時以後も変更された引受条件により存続するものとします。

（注） 予告を発した日を含みます。

第2条

第1条の解除予告の有無にかかわらず、次に掲げる事由が生じたときは、その時をもって、この保険契約は自動的に終了します。

- ① 連合王国、アメリカ合衆国、フランス共和国、ロシア連邦および中華人民共和国のうちいずれかの間の戦争（注）の発生
- ② 日本国または外国の公権力による被保険船舶の強制使用

（注） 宣戦の前後、有無を問いません。

第3条

第1条および第2条の規定により、当社がこの保険契約を解除した場合またはこの保険契約が終了した場合には、当社は、解除または終了した日の翌日から日割をもって計算した未経過期間に対応する保険料を返還します。

.....

航路定限外航行にかかわる特別条項（戦争保険用）

（令和3年4月1日改正）

第1条

当社は、被保険船舶がこの保険証券記載の航路定限の外に出る場合（以下「航路定限外航行」といいます。）については、船舶保険普通保険約款第14条（てん補しない損害－4）（1）③の規定を適用しません。

第2条

- （1）被保険船舶の航路定限外航行に際しては、当社の指定する条件に従うとともに、次の①から③までに掲げる事項を遅滞なく当社に通知し、当社が提示するその航路定限外航行に対する割増保険料（以下「割増保険料」といいます。）を支払い、当社の書面による承諾を得なければなりません。
- ①航路定限外航行の内容
- ②航路定限外航行中、通知内容に変更があるときはその変更内容
- ③航路定限外航行終了後、確定した内容
- （2）保険契約者または被保険者が、（1）①から③までに掲げる事項を遅滞なく当社に通知することを怠った場合は、当社はその航路定限外航行期間中に生じた損害をてん補する責任を負いません。

第3条

- （1）割増保険料に関しては、保険料の支払に関する特別条項（1回払用）第3条（支払期日以降免責）、第4条（保険料不払による解除）および保険料の支払に関する特別条項（分割払用）第4条（支払期日以降免責）、第7条（保険料不払による解除）（1）の規定を適用しません。
- （2）当社が割増保険料の請求を行った日（以下「請求日」といいます。）から30日以内に、保険料の支払がないときは、当社は、変更確認書記載の支払期日以降に生じた損害をてん補する責任を負いません。
- （3）請求日から30日以内に保険料の支払がないときは、当社はその時をもって、保険契約者にあてて書面により解除の通知をして、この保険契約を解除することができます。その解除は、変更確認書記載の支払期日から将来に向かってその効力を生じます。

15. 船舶戦争保険に適用される特別約款・条項

船舶戦争保険特別約款

(平成22年4月1日改正)

第1条（てん補責任）

当社は、船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第11条（てん補しない損害－1）①から⑦までの規定にかかわらず、第2条（当社の負担する危険）に掲げる保険事故によって被保険船舶に生じた次に掲げる損害に限り、てん補する責任を負います。

- ① 全損（注1）
- ② 修繕費（注2）
- ③ 共同海損分担額（注3）
- ④ 衝突損害賠償金（注4）
- ⑤ 損害防止費用（注5）。ただし、①から④までに掲げる損害を防止軽減するために支出されたものに限りま。

- (注1) 普通約款第3条（全損）の規定によります。
 (注2) 普通約款第4条（修繕費）の規定によります。
 (注3) 普通約款第5条（共同海損分担額）の規定によります。
 (注4) 普通約款第6条（衝突損害賠償金）の規定によります。
 (注5) 普通約款第7条（損害防止費用）の規定によります。

第2条（当社の負担する危険）

この特別約款において、保険事故とは次に掲げる危険をいいます。

- ① 戦争、内乱その他の変乱
- ② 水雷、爆弾その他爆発物として使用される兵器の爆発またはこれらの物との接触。ただし、核兵器の爆発を除きます。
- ③ 公権力によると否とを問わず、だ捕、捕獲、抑留、押収または没収
- ④ 海賊行為または強盗
- ⑤ ストライキ、ロックアウトその他の争議行為または争議行為参加者のそれに付随する行為
- ⑥ テロリストその他政治的動機または害意をもって行動する者の行為
- ⑦ 暴動、政治的または社会的騒じょうその他類似の事態

第3条（てん補しない損害－1）

当社は、第1条（てん補責任）の規定にかかわらず、次に掲げる事由によって生じた損害をてん補する責任を負いません。

- ① 日本国または被保険船舶の所有者が属している国もしくは被保険船舶が登録されている国の公権力によるだ捕、捕獲、抑留、押収または没収
- ② 日本国または外国の公権力による強制使用、強制買上または検疫、貿易もしくは関税に関する法令に基づく処分
- ③ 連合王国、アメリカ合衆国、フランス共和国、ロシア連邦および中華人民共和国のうちいずれかの間の戦争（注1）の発生
- ④ 盗難（注2）

- (注1) 宣戦の前後、有無を問いません。
 (注2) 第2条（当社の負担する危険）①および③から⑦までに掲げる危険によって生じた盗難を除きます。

第4条（てん補しない損害－2）

当社は、第1条（てん補責任）の規定にかかわらず、被保険船舶が日本国の公権力の命令に違反して航行した場合は、その時以後に生じた損害をてん補する責任を負いません。

第5条（全損）

- (1) 被保険船舶がだ捕、捕獲、抑留、押収または没収され継続して12か月間解放されなかったときは、被保険者は、全損として保険金の支払を請求することができます。
 (2) (1)の場合において、普通約款第3条（全損）(2)③は適用しません。

第6条（保険期間の延長）

普通約款第10条（保険期間）(4)の規定は、これを適用しません。

第7条（普通約款との関係）

普通約款の各条項の全部または一部がこの特別約款に抵触するときは、この特別約款が普通約款に優先して適用されます。

.....

船舶戦争保険追加担保特別条項（A）

（船主責任）

（平成26年4月1日改正）

第1条

- (1) 当社は、被保険船舶の加入している船主責任相互保険組合が、戦争、水雷その他の爆発物、だ捕、捕獲、ストライキまたは社会的騒じょう等によるものとしててん補しない損害のうち、船舶戦争保険特別約款（以下「特別約款」といいます。）第2条（当社の負担する危険）に掲げる危険によって生じた損害を、被保険者があらかじめ当社の書面による同意を得て負担した場合に限り、特別約款およびこの特別条項の規定に従い、てん補する責任を負います。
 (2) 被保険船舶が加入している船主責任相互保険組合が、The United Kingdom Mutual Steam Ship Assurance Association (Europe) Limited（以下「U.K.Club」といいます。）のてん補している損害の一部を除外している場合は、その除外された損害については、被保険船舶がU.K.Clubに加入しているものとみなし、(1)を適用します。
 (3) 被保険船舶が、いずれの船主責任相互保険組合にも加入していない場合は、U.K.Clubに加入しているものとみなし、(1)を適用します。

第2条

当社は、第1条の規定により当社がてん補すべき損害を防止軽減するために、被保険者が損害防止費用（注）を支出することによって被る損害をてん補する責任を負います。

（注）船舶保険普通保険約款第7条（損害防止費用）の規定によります。

第3条

当社は、第1条の規定にかかわらず、被保険船舶の船長または乗組員に対する損害については、てん補する責任を負いません。ただし、船長または乗組員の送還費用については、この限りでありません。

第4条

この特別条項によって当社がてん補すべき金額は、この特別条項によらないてん補金とは別個に、1回の保険事故ごとに、その損害額にこの保険証券記載の保険金額の保険価額に対する割合を乗じて得た金額とし、この保険証券記載のてん補限度額を限度とします。

.....

船舶戦争保険追加担保特別条項（B）

（船主責任）

（平成22年4月1日改正）

第1条

当社は、船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第11条（てん補しない損害－1）の規定により、船主責任保険特別約款および積荷等に関する船主責任追加担保特別条項のもとでてん補されない損害のうち、船舶戦争保険特別約款（以下「特別約款」といいます。）第2条（当社の負担する危険）に掲げる危険によって生じた損害を、被保険者があらかじめ当社の書面による同意を得て負担した場合に限り、特別約款およびこの特別条項の規定に従い、てん補する責任を負います。

第2条

当社は、第1条の規定により当社がてん補すべき損害を防止軽減するために、被保険者が損害防止費用（注）を支出することによって被る損害をてん補する責任を負います。

1 5. 船舶戦争保険に適用される特別約款・条項

(注) 普通約款第7条(損害防止費用)の規定によります。

第3条

当社は、第1条の規定にかかわらず、被保険船舶の船長または乗組員に対する損害については、てん補する責任を負いません。ただし、船長または乗組員の送還費用については、この限りでありませ

第4条

この特別条項によって当社がてん補すべき金額は、この特別条項によらないてん補金とは別個に、1回の保険事故ごとに、その損害額にこの保険証券記載の保険金額の保険価額に対する割合を乗じて得た金額とし、この保険証券記載のてん補限度額を限度とします。

.....

船舶戦争保険追加担保特別条項 (B-2)

(船主責任)

(平成22年4月1日制定)

第1条

当社は、船舶保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第11条(てん補しない損害-1)の規定により、船主責任保険特別約款(内航船舶船主責任用)のもとでてん補されない損害のうち、船舶戦争保険特別約款(以下「特別約款」といいます。)第2条(当社の負担する危険)に掲げる危険によって生じた損害を、被保険者があらかじめ当社の書面による同意を得て負担した場合に限り、特別約款およびこの特別条項の規定に従い、てん補する責任を負います。

第2条

当社は、第1条の規定により当社がてん補すべき損害を防止軽減するために、被保険者が損害防止費用(注)を支出することによって被る損害をてん補する責任を負います。

(注) 普通約款第7条(損害防止費用)の規定によります。

第3条

当社は、第1条の規定にかかわらず、被保険船舶の船長または乗組員に対する損害については、てん補する責任を負いません。ただし、船長または乗組員の送還費用については、この限りでありませ

第4条

この特別条項によって当社がてん補すべき金額は、この特別条項によらないてん補金とは別個に、1回の保険事故ごとに、その損害額にこの保険証券記載の保険金額の保険価額に対する割合を乗じて得た金額とし、この保険証券記載のてん補限度額を限度とします。

.....

船舶戦争保険追加担保特別条項 (C)

(船舶乗組員に対する船主責任)

(令和2年4月1日改正)

第1条

被保険者が法律または労働協約、就業規則、災害補償規程もしくは雇用契約により、被保険船舶の船長もしくは乗組員(以下「被保険船舶乗組員」といいます。)またはその遺族に対して次に掲げる責任を負い、または費用を支出することによって被る損害のうち、船舶戦争保険特別約款(以下「特別約款」といいます。)第2条(当社の負担する危険)に掲げる危険によって生じた損害を、被保険者があらかじめ当社の書面による同意を得て負担した場合に限り、特別約款、船舶戦争保険追加担保特別条項(A)(船主責任)第1条または船舶戦争保険追加担保特別条項(B)(船主責任)第1条、船舶戦争保険追加担保特別条項(B-2)(船主責任)第1条およびこの特別条項の規定に従い、てん補する責任を負います。ただし、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)、船員保険法

(昭和14年法律第73号)、その他日本国または外国の災害補償法令に基づく保険が付されていると否とを問わず、その保険のもとで補償の対象となる金額を控除します。

- ① 被保険船舶乗組員の死亡(注1)に対する責任
- ② 被保険船舶乗組員の職務上の事由による後遺障害に対する責任
- ③ 被保険船舶乗組員が職務上の事由により負傷し、または疾病にかかった場合の療養補償(注2)、傷病手当、予後手当および看護のための旅費
- ④ 被保険船舶乗組員の人命救助費、遺骸搜索費、遺骸・遺骨・遺品引渡し費および弔祭費
- ⑤ 被保険船舶乗組員が職務上の事由により行方不明になった場合の行方不明手当
- ⑥ 被保険船舶乗組員の所持品に対する責任
- ⑦ 被保険船舶乗組員の死亡(注1)、負傷または疾病により代人の派遣が必要となった場合、これに要する費用
- ⑧ 被保険船舶が全損となったために失業した被保険船舶乗組員に被保険者が支払った賃金

(注1) 行方不明による死亡推定を含みます。

(注2) 日本国の船員法(昭和22年法律第100号)第89条および第90条によります。

第2条

当社は、第1条の規定により当社がてん補すべき損害を防止軽減するために、被保険者が損害防止費用(注)を支出することによって被る損害をてん補する責任を負います。

(注) 船舶保険普通保険約款第7条(損害防止費用)の規定によります。

第3条

この特別条項によって当社がてん補すべき金額は、この特別条項によらないてん補金とは別個に、1回の保険事故ごとに、被保険船舶乗組員1名あたり次の①および②に掲げる金額を限度とします。
① 第1条①から③までおよび⑧に掲げる責任および費用については、これらを合算してこの保険証券記載のてん補限度額
② 第1条④から⑦までおよび第2条に掲げる責任および費用については、これらを合算して①によるてん補金とは別個に、この保険証券記載のてん補限度額の20%相当額

.....

漁船・冷凍運搬船舶戦争保険特別条項

(平成22年4月1日改正)

第1条

当社は、被保険船舶が日本国もしくは外国の法令または条約に違反する漁業(注)に従事もしくは従事しようとしたこと、または事実のいかんにかかわらずそれらの容疑に問われることによって生じた損害についてはてん補する責任を負いません。

(注) 漁場からの漁獲物またはその製品の運搬を含みます。

第2条

第1条の規定は、船舶保険普通保険約款第14条(てん補しない損害-4)(1)④の規定の適用を妨げるものではありません。

.....

封鎖危険担保特別条項

(平成22年4月1日改正)

第1条

港、運河、湾その他の水域が戦争、内乱その他の変乱または国防行為により封鎖された結果、被保険船舶がその水域内に継続して12か月間閉じ込められ、かつ、その間使用および処分の自由が失わ

れた場合は、船舶戦争保険特別約款第5条（全損）に規定する「被保険船舶が抑留され継続して12か月間解放されなかったとき」とみなし、同特別約款の規定に従い、被保険者は、全損として保険金の支払を請求することができます。

第2条

この特別条項において、閉じ込められた場合とは、第1条の水域内にある被保険船舶と同型または同喫水のすべての船舶が同水域の外に航行することができない場合をいいます。

16. 船舶水雷保険に適用される特別約款・条項

船舶水雷保険特別約款

(平成22年4月1日改正)

第1条 (てん補責任)

当社は、船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第11条（てん補しない損害－1）②の規定にかかわらず、水雷の爆発またはこれとの接触によって被保険船舶に生じた次に掲げる損害に限り、てん補する責任を負います。

- ① 全損（注1）
- ② 修繕費（注2）
- ③ 共同海損分担額（注3）
- ④ 衝突損害賠償金（注4）
- ⑤ 損害防止費用（注5）。ただし、①から④までに掲げる損害を防止軽減するために支出されたものに限ります。

（注1）普通約款第3条（全損）の規定によります。
（注2）普通約款第4条（修繕費）の規定によります。
（注3）普通約款第5条（共同海損分担額）の規定によります。
（注4）普通約款第6条（衝突損害賠償金）の規定によります。
（注5）普通約款第7条（損害防止費用）の規定によります。

第2条 (てん補しない損害－1)

当社は、第1条（てん補責任）の規定にかかわらず、連合王国、アメリカ合衆国、フランス共和国、ロシア連邦および中華人民共和国のうちいずれかの間の戦争（注）の発生によって生じた損害をてん補する責任を負いません。

（注）宣戦の前後、有無を問いません。

第3条 (てん補しない損害－2)

当社は、第1条（てん補責任）の規定にかかわらず、被保険船舶が日本国または外国の公権力の命令または勧告に違反して航行した場合は、その時以後に生じた損害をてん補する責任を負いません。

第4条 (保険期間の延長)

普通約款第10条（保険期間）（4）の規定は、これを適用しません。

第5条 (普通約款との関係)

普通約款の各条項の全部または一部がこの特別約款に抵触するときは、この特別約款が普通約款に優先して適用されます。

船舶水雷保険特別約款（作業船用）

(平成22年4月1日改正)

第1条 (てん補責任)

当社は、船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第11条（てん補しない損害－1）②の規定にかかわらず、第2条（当社の負担する危険）に掲げる保険事故によって被保険船舶に生じた次に掲げる損害に限り、てん補する責任を負います。

- ① 全損（注1）
- ② 修繕費（注2）
- ③ 共同海損分担額（注3）
- ④ 衝突損害賠償金（注4）
- ⑤ 損害防止費用（注5）。ただし、①から④までに掲げる損害を防止軽減するために支出されたものに限ります。

（注1）普通約款第3条（全損）の規定によります。
（注2）普通約款第4条（修繕費）の規定によります。
（注3）普通約款第5条（共同海損分担額）の規定によります。
（注4）普通約款第6条（衝突損害賠償金）の規定によります。
（注5）普通約款第7条（損害防止費用）の規定によります。

第2条 (当社の負担する危険)

この特別約款において、保険事故とは次に掲げる危険をいいます。ただし、核兵器の爆発を除きます。

- ① 水雷の爆発またはこれとの接触
- ② 被保険船舶が浚渫、杭打ちもしくは砂利採取等の作業またはこれらに関連する作業（以下「作業」といいます。）に従事しているときに、その作業水域において生じた水上もしくは水中に停止もしくは移動中の爆弾その他の爆発物の爆発またはこれらとの接触（注）

（注）作業に伴い、これらの爆弾その他の爆発物の積込み、運搬、荷卸しまたは積替え中に生じたこれらの爆弾その他の爆発物の爆発またはこれらとの接触を含みます。

第3条 (てん補しない損害－1)

当社は、第1条（てん補責任）の規定にかかわらず、連合王国、アメリカ合衆国、フランス共和国、ロシア連邦および中華人民共和国のうちいずれかの間の戦争（注）の発生によって生じた損害をてん補する責任を負いません。

（注）宣戦の前後、有無を問いません。

第4条 (てん補しない損害－2)

当社は、第1条（てん補責任）の規定にかかわらず、被保険船舶が日本国または外国の公権力の命令または勧告に違反して航行した場合は、その時以後に生じた損害をてん補する責任を負いません。

第5条 (保険期間の延長)

普通約款第10条（保険期間）（4）の規定は、これを適用しません。

第6条 (普通約款との関係)

普通約款の各条項の全部または一部がこの特別約款に抵触するときは、この特別約款が普通約款に優先して適用されます。

船舶水雷保険追加担保特別条項（A）

（船主責任）

(平成26年4月1日改正)

第1条

- (1) 当社は、被保険船舶の加入している船主責任相互保険組合が水雷の爆発またはこれとの接触によるものとして免責した損害を、被保険者があらかじめ当社の書面による同意を得て負担した場合に限り、船舶水雷保険特別約款およびこの特別条項の規定に従い、てん補する責任を負います。
- (2) 被保険船舶が加入している船主責任相互保険組合が、The United Kingdom Mutual Steam Ship Assurance Association (Europe) Limited（以下「U.K.Club」といいます。）のてん補している損害の一部を除外している場合は、その除外された損害については、被保険船舶がU.K.Clubに加入しているものとみなし、(1)を適用します。
- (3) 被保険船舶が、いずれの船主責任相互保険組合にも加入していない場合は、U.K.Clubに加入しているものとみなし、(1)を適用します。

第2条

当社は、第1条の規定により当社がてん補すべき損害を防止軽減するために、被保険者が損害防止費用（注）を支出することによって被る損害をてん補する責任を負います。

（注）船舶保険普通保険約款第7条（損害防止費用）の規定によります。

第3条

当社は、第1条の規定にかかわらず、被保険船舶の船長または乗組員に対する損害については、てん補する責任を負いません。ただし、船長または乗組員の送還費用については、この限りでありません。

第4条

この特別条項によって当社がてん補すべき金額は、この特別条項によらないてん補金とは別個に、1回の保険事故ごとに、その損害額にこの保険証券記載の保険金額の保険価額に対する割合を乗じて得た金額とし、この保険証券記載のてん補限度額を限度とします。

船舶水雷保険追加担保特別条項（B）

（船主責任）

（平成22年4月1日改正）

第1条

当社は、船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第11条（てん補しない損害－1）の規定により、船主責任保険特別約款および積荷等に関する船主責任追加担保特別条項のもとでてん補されない損害のうち、船舶水雷保険特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（てん補責任）に掲げる危険によって生じた損害を、被保険者があらかじめ当社の書面による同意を得て負担した場合に限り、特別約款およびこの特別条項の規定に従い、てん補する責任を負います。

第2条

当社は、第1条の規定により当社がてん補すべき損害を防止軽減するために、被保険者が損害防止費用（注）を支出することによって被る損害をてん補する責任を負います。

（注）普通約款第7条（損害防止費用）の規定によります。

第3条

当社は、第1条の規定にかかわらず、被保険船舶の船長または乗組員に対する損害については、てん補する責任を負いません。ただし、船長または乗組員の送還費用については、この限りでありません。

第4条

この特別条項によって当社がてん補すべき金額は、この特別条項によらないてん補金とは別個に、1回の保険事故ごとに、その損害額にこの保険証券記載の保険金額の保険価額に対する割合を乗じて得た金額とし、この保険証券記載のてん補限度額を限度とします。

船舶水雷保険追加担保特別条項（B－2）

（船主責任）

（平成22年4月1日制定）

第1条

当社は、船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第11条（てん補しない損害－1）の規定により、船主責任保険特別約款（内航船舶船主責任用）のもとでてん補されない損害のうち、船舶水雷保険特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（てん補責任）に掲げる危険によって生じた損害を、被保険者があらかじめ当社の書面による同意を得て負担した場合に限り、特別約款およびこの特別条項の規定に従い、てん補する責任を負います。

第2条

当社は、第1条の規定により当社がてん補すべき損害を防止軽減するために、被保険者が損害防止費用（注）を支出することによって被る損害をてん補する責任を負います。

（注）普通約款第7条（損害防止費用）の規定によります。

第3条

当社は、第1条の規定にかかわらず、被保険船舶の船長または乗組員に対する損害については、てん補する責任を負いません。ただし、船長または乗組員の送還費用については、この限りでありません。

第4条

この特別条項によって当社がてん補すべき金額は、この特別条項によらないてん補金とは別個に、1回の保険事故ごとに、その損害額にこの保険証券記載の保険金額の保険価額に対する割合を乗じて得た金額とし、この保険証券記載のてん補限度額を限度とします。

船舶水雷保険追加担保特別条項（作業船用）

（船主責任）

（令和3年4月1日改正）

第1条

当社は、船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第11条（てん補しない損害－1）の規定により、船主責任保険特別約款、船主責任保険特別約款（汚染損害に関する船主責任不担保）および積荷等に関する船主責任追加担保特別条項のもとでてん補されない損害のうち、船舶水雷保険特別約款（作業船用）（以下「特別約款」といいます。）第2条（当社の負担する危険）に掲げる危険によって生じた損害を、被保険者があらかじめ当社の書面による同意を得て負担した場合に限り、特別約款およびこの特別条項の規定に従い、てん補する責任を負います。

第2条

当社は、第1条の規定により当社がてん補すべき損害を防止軽減するために、被保険者が損害防止費用（注）を支出することによって被る損害をてん補する責任を負います。

（注）普通約款第7条（損害防止費用）の規定によります。

第3条

当社は、第1条の規定にかかわらず、被保険船舶の船長または乗組員に対する損害については、てん補する責任を負いません。ただし、船長または乗組員の送還費用については、この限りでありません。

第4条

この特別条項によって当社がてん補すべき金額は、この特別条項によらないてん補金とは別個に、1回の保険事故ごとに、その損害額にこの保険証券記載の保険金額の保険価額に対する割合を乗じて得た金額とし、この保険証券記載のてん補限度額を限度とします。

船舶水雷保険追加担保特別条項（C）

（船舶乗組員に対する船主責任）

（令和3年4月1日改正）

第1条

当社は、船舶水雷保険追加担保特別条項（A）（船主責任）第3条、船舶水雷保険追加担保特別条項（B）（船主責任）第3条、船舶水雷保険追加担保特別条項（B－2）（船主責任）第3条または船舶水雷保険追加担保特別条項（作業船用）（船主責任）第3条の規定にかかわらず、被保険者が法律または労働協約、就業規則、災害補償規程もしくは雇用契約により、被保険船舶の船長もしくは乗組員（以下「被保険船舶乗組員」といいます。）またはその遺族に対して次に掲げる責任を負い、または費用を支出することによって被る損害のうち、この保険証券記載の船舶水雷保険特別約款（以下「水雷特別約款」といいます。）第1条（てん補責任）または船舶水雷保険特別約款（作業船用）（以下「作業船用水雷特別約款」といいます。）第2条（当社の負担する危険）に掲げる危険によって生じた損害を、被保険者があらかじめ当社の書面による同意を得て負担した場合に限り、水雷特別約款または作業船用水雷特別約款およびこの特別条項の規定に従い、てん補する責任を負います。ただし、

16. 船舶水雷保険に適用される特別約款・条項

労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、その他日本国または外国の災害補償法令に基づく保険が付されていると否とを問わず、その保険のもとで補償の対象となる金額を控除します。

- ① 被保険船舶乗組員の死亡（注1）に対する責任
- ② 被保険船舶乗組員の職務上の事由による後遺障害に対する責任
- ③ 被保険船舶乗組員が職務上の事由により負傷し、または疾病にかかった場合の療養補償（注2）、傷病手当、予後手当および看護のための旅費
- ④ 被保険船舶乗組員の人命救助費、遺骸搜索費、遺骸・遺骨・遺品引渡し費および弔祭費
- ⑤ 被保険船舶乗組員が職務上の事由により行方不明になった場合の行方不明手当
- ⑥ 被保険船舶乗組員の所持品に対する責任
- ⑦ 被保険船舶乗組員の死亡（注1）、負傷または疾病により代人の派遣が必要となった場合、これに要する費用
- ⑧ 被保険船舶が全損となったために失業した被保険船舶乗組員に被保険者が支払った賃金

（注1）行方不明による死亡推定を含みます。

（注2）日本国の船員法（昭和22年法律第100号）第89条および第90条によります。

第2条

当社は、第1条の規定により当社がてん補すべき損害を防止軽減するために、被保険者が損害防止費用（注）を支出することによって被る損害をてん補する責任を負います。

（注）船舶保険普通保険約款第7条（損害防止費用）の規定によります。

第3条

この特別条項によって当社がてん補すべき金額は、この特別条項によらないてん補金とは別個に、1回の保険事故ごとに、被保険船舶乗組員1名あたり次の①および②に掲げる金額を限度とします。

- ① 第1条①から③までおよび⑧に掲げる責任および費用については、これらを合算してこの保険証券記載のてん補限度額
- ② 第1条④から⑦までおよび第2条に掲げる責任および費用については、これらを合算して①によるてん補金とは別個に、この保険証券記載のてん補限度額の20%相当額

17. 船舶不稼働損失戦争保険に適用される特別約款・条項

船舶不稼働損失戦争保険特別約款

(令和3年4月1日改正)

第1条（てん補責任）

当社は、船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第11条（てん補しない損害－1）①から⑦までの規定にかかわらず、被保険船舶が第2条（当社の負担する危険）に掲げる保険事故によって損傷を被り稼働不能となった場合、第4条（不稼働期間）によって算出される不稼働期間からこの保険証券記載の控除日数を控除した日数に対する不稼働損失（以下「損失」といいます。）に限り、てん補する責任を負います。

第2条（当社の負担する危険）

この特別約款において、保険事故とは次に掲げる危険をいいます。

- ① 戦争、内乱その他の変乱
- ② 水雷、爆弾その他爆発物として使用される兵器の爆発またはこれらの物との接触。ただし、核兵器の爆発を除きます。
- ③ 公権力によると否とを問わず、だ捕、捕獲、抑留、押収または没収
- ④ 海賊行為または強盗
- ⑤ ストライキ、ロックアウトその他の争議行為または争議行為参加者のそれに付随する行為
- ⑥ テロリストその他政治的動機または害意をもって行動する者の行為
- ⑦ 暴動、政治的または社会的騒じょうその他類似の事態

第3条（定義）

この特別約款において

- ① 「稼働不能」とは、被保険船舶が保険事故に遭遇し、損傷を被った場所から直接または出帆地もしくは当初の仕向地を経て修繕地に向かい遅滞なく修繕を行う場合をいいます。被保険船舶が保険事故に遭遇した後当社の同意を得て行った検査の結果、損傷が発見されなかったときであっても、損傷を被ったおそれのあった場所から直接または出帆地もしくは当初の仕向地を経て修繕地に向かい検査を行ったときは、被保険船舶が保険事故によって損傷を被り稼働不能となったものとみなします。
- ② 「修繕」とは、次に掲げるものをいいます。
ア. 保険事故によって被保険船舶が被った損傷の本修繕および仮修繕
イ. 保険事故遭遇後当社の同意を得て行う検査
ウ. 上記ア. またはイ. を行うための積荷の積替え、一時荷卸しおよび再積み込み
- ③ 「修繕完了」とは、保険事故によって被保険船舶が被った損傷の本修繕の完了をいいます。仮修繕または検査のみを行い本修繕を繰り延べる場合は、仮修繕または検査の終了時をもって修繕完了とみなします。
- ④ 「当初の仕向地」とは、被保険船舶が損傷を被った当時既に予定されていた次の荷役港をいいます。被保険船舶が損傷を被った結果荷卸しを当初の仕向地で行うことができず他の港で行う場合は、その荷役港を当初の仕向地とみなします。
- ⑤ 「新仕向地」とは、当初の仕向地以外の荷役港をいいます。

第4条（不稼働期間）

(1) この特別約款において、不稼働期間の算出は次に掲げる①から④までのとおりとし、仕向地における荷役のための日数ならびに第2条（当社の負担する危険）③から⑤までおよび⑦に掲げる事由により修繕を行うことが妨げられた日数は算入しません。

- ① 被保険船舶が損傷を被った後、修繕のため航海の途中から離陸する場合
ア. 修繕完了後当初の仕向地に航行するため原航路に復帰する場合は、損傷発生日の翌日から修繕完了後原航路に復帰した日までの日数が、損傷発生の場所から原航路復帰点まで損傷がなかったならば要したであろう日数を超える日数
イ. 修繕完了後新仕向地に向かう場合は、損傷発生日の翌日から修繕地を経由して新仕向地に至るまでの日数が、損傷発生の場所から直接新仕向地に至るまで損傷がなかったならば要したであろう日数を超える日数。ただし、損傷発生日の翌日から修繕完了日までの日数を限度とします。
- ② 被保険船舶が損傷を被った後、当初の仕向地において修繕を行う場合または当初の仕向地を経由して修繕地に向かう場合

ア. 当初の仕向地において修繕を行う場合は、損傷発生日の翌日から修繕完了日までの日数が、損傷発生の場所から修繕地まで損傷がなかったならば要したであろう日数を超える日数

イ. 当初の仕向地を経由して修繕地に向かう場合は、損傷発生日の翌日から修繕地を経由して新仕向地に至るまでの日数が、損傷発生の場所から当初の仕向地を経由して直接新仕向地に至るまで損傷がなかったならば要したであろう日数を超える日数。ただし、損傷発生日の翌日から修繕完了日までの日数を限度とします。

③ 被保険船舶が損傷を被った後、航海の途中から出帆地に引き返す場合

ア. 出帆地において修繕を行い修繕完了後再び当初の仕向地に航行する場合または出帆地を経由して修繕地に向かい修繕完了後当初の仕向地に航行する場合は、損傷発生日の翌日から損傷発生の場所に復帰した日までの日数

イ. 出帆地において修繕を行い修繕完了後新仕向地に向かう場合または出帆地を経由して修繕地に至り修繕完了後新仕向地に向かう場合は、損傷発生日の翌日から修繕完了日までの日数

ウ. 上記ア. またはイ. の場合において、損傷発生後引き続き原航路を航行し航海の途中より出帆地に引き返す場合には、上記日数から損傷発生の場所から引き返し地点まで損傷がなかったならば要したであろう日数を控除します。

④ ①から③までにおいて算出された損傷がなかったならば要したであろう日数については、1日未満は切り捨てます。

(2) 稼働不能の間に被保険船舶が他の保険事故によって損傷を被り、不稼働期間が延長された場合は、その延長部分をもって後の保険事故による不稼働期間とみなします。ただし、この場合においては、それぞれの不稼働期間を通算した日数からこの保険証券記載の控除日数を控除します。

第5条（てん補しない損害－1）

当社は、第1条（てん補責任）の規定にかかわらず、次に掲げる損害をてん補する責任を負いません。

- ① 日本国または被保険船舶の所有者が属している国もしくは被保険船舶が登録されている国の公権力によるだ捕、捕獲、抑留、押収または没収による損失
- ② 日本国または外国の公権力による強制使用、強制買上または検疫、貿易もしくは関税に関する法令に基づく処分による損失
- ③ 日本国もしくは外国の法令または条約に違反することにより不稼働期間が延長された場合、不稼働期間のうち延長された日数に対する損失
- ④ 連合王国、アメリカ合衆国、フランス共和国、ロシア連邦および中華人民共和国のうちいずれかの間の戦争（注1）の発生による損失
- ⑤ 盗難（注2）による損失
- ⑥ 被保険船舶が稼働不能の間に全損となったときは、損傷発生の時から全損時までの損失。ただし、その稼働不能の原因となった保険事故以外の事故によって被保険船舶が全損となった場合は、全損の原因となった事故発生日までの間の損失については、この限りではありません。
- ⑦ 被保険船舶が稼働不能の間に売却された場合は、損傷発生の時から売却時までの損失
- ⑧ 保険事故によって被保険船舶が被った損傷に関係のない検査、修繕、荷役、荷待ち、荷役のための滞船等により不稼働期間が延長された場合、不稼働期間のうち延長された日数に対する損失
- ⑨ 接岸・離岸用スラスター、荷役用クレーン、排気ガス洗浄装置（注3）その他の被保険船舶の機器または装置が使用不能となった場合において、被保険船舶の運航を継続するために被保険者が支出した費用

(注1) 宣戦の前後、有無を問いません。

(注2) 第2条（当社の負担する危険）①および③から⑦までに掲げる危険によって生じた盗難を除きます。

(注3) スクラパー本体、付属する各種パイプ類、タンク類、取水ポンプ、水処理装置および排水監視装置等の一連の装置をいいます。

第6条（てん補しない損害－2）

当社は、第1条（てん補責任）の規定にかかわらず、被保険船舶が日本国の公権力の命令に違反して航行した場合は、その時以後に生じた損失をてん補する責任を負いません。

第7条（1日当りの損失）

この保険契約においては、この保険証券記載の保険価額の180分の1の金額を1日当りの損失とみなします。

第8条（てん補額の限度）

当社でてん補すべき損失は、1回の保険事故について（保険証券記載のとおり）日相当額を超えないものとし、2回以上生じた場合であっても、通算して180日相当額を超えないものとします。

第9条（保険期間の延長）

（1）普通約款第10条（保険期間）（4）の規定はこれを適用しません。ただし、保険期間満了時に本船が航海中または保険事故に遭遇中の場合には、保険料率、航路定限その他の引受条件の変更について、当社と保険契約者の間に合意が成立したときに限り、保険契約者または被保険者は、保険期間を延長することができます。保険期間が延長された場合であっても、次に掲げる時をもってこの保険契約は終了します。

- ① 航海中であった被保険船舶が安全に停泊できる水域においていかりを降ろし終わった時または係留索をつなぎ終わった時のいずれか早い時
- ② 保険事故に遭遇中であった被保険船舶が修繕地においていかりを降ろし終わった時または係留索をつなぎ終わった時のいずれか早い時

（2）（1）の規定によりこの保険契約が終了する場合は、当社は、この保険契約が終了する日の翌日から日割をもって計算した未經過期間に対応する保険料を返還します。

第10条（不稼働期間短縮のための費用）

当社は、保険契約者または被保険者があらかじめ当社の同意を得て不稼働期間を短縮するために行った処置により支出した費用（注）を、保険価額の100分の（保険証券記載のとおり）に対する保険金額の割合をもって、てん補する責任を負います。ただし、その処置によって当社がてん補する責任を免れた金額を限度とします。

（注）被保険船舶について締結されている他の保険契約によりてん補される費用を除きます。

第11条（普通約款との関係）

普通約款の各条項の全部または一部がこの特別約款に抵触するときは、この特別約款が普通約款に優先して適用されます。

.....

船舶不稼働損失戦争保険特別約款（90日用）

（令和3年4月1日改正）

第1条（てん補責任）

当社は、船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第11条（てん補しない損害－1）①から⑦までの規定にかかわらず、被保険船舶が第2条（当社の負担する危険）に掲げる保険事故によって損傷を被り稼働不能となった場合、第4条（不稼働期間）によって算出される不稼働期間からこの保険証券記載の控除日数を控除した日数に対する不稼働損失（以下「損失」といいます。）に限り、てん補する責任を負います。

第2条（当社の負担する危険）

この特別約款において、保険事故とは次に掲げる危険をいいます。

- ① 戦争、内乱その他の変乱
- ② 水雷、爆弾その他爆発物として使用される兵器の爆発またはこれらの物との接触。ただし、核兵器の爆発を除きます。
- ③ 公権力によると否とを問わず、逮捕、捕獲、抑留、押収または没収
- ④ 海賊行為または強盗
- ⑤ ストライキ、ロックアウトその他の争議行為または争議行為参加者のそれに付随する行為
- ⑥ テロリストその他政治的動機または害意をもって行動する者の行為
- ⑦ 暴動、政治的または社会的騒ぎょうその他類似の事態

第3条（定義）

この特別約款において

- ① 「稼働不能」とは、被保険船舶が保険事故に遭遇し、損傷を被った場所から直接または出帆地もしくは当初の仕向地を経て修繕地に向かい遅滞なく修繕を行う場合をいいます。被保険船舶が保険事故に遭遇した後当社の同意を得て行った検査の結果、損傷が発見されなかったときであっても、損傷を被ったおそれのあった場所から直接または出帆地もしくは当初の仕向地を経て修繕地に向か

い検査を行ったときは、被保険船舶が保険事故によって損傷を被り稼働不能となったものとみなします。

- ② 「修繕」とは、次に掲げるものをいいます。

ア. 保険事故によって被保険船舶が被った損傷の本修繕および仮修繕

イ. 保険事故遭遇後当社の同意を得て行う検査

ウ. 上記ア. またはイ. を行うための積荷の積替え、一時荷卸しおよび再積み

- ③ 「修繕完了」とは、保険事故によって被保険船舶が被った損傷の本修繕の完了をいいます。仮修繕または検査のみを行い本修繕を繰り延べる場合は、仮修繕または検査の終了時をもって修繕完了とみなします。

- ④ 「当初の仕向地」とは、被保険船舶が損傷を被った当時既に予定されていた次の荷役港をいいます。被保険船舶が損傷を被った結果荷卸しを当初の仕向地で行うことができず他の港で行う場合は、その荷役港を当初の仕向地とみなします。

- ⑤ 「新仕向地」とは、当初の仕向地以外の荷役港をいいます。

第4条（不稼働期間）

- （1）この特別約款において、不稼働期間の算出は次に掲げる①から④までのとおりとし、仕向地における荷役のための日数ならびに第2条（当社の負担する危険）③から⑤までおよび⑦に掲げる事由により修繕を行うことが妨げられた日数は算入しません。

- ① 被保険船舶が損傷を被った後、修繕のため航海の途中から離路する場合

ア. 修繕完了後当初の仕向地に航行するため原航路に復帰する場合は、損傷発生日の翌日から修繕完了後原航路に復帰した日までの日数が、損傷発生の場所から原航路復帰点まで損傷がなかったならば要したであろう日数を超える日数

イ. 修繕完了後新仕向地に向かう場合は、損傷発生日の翌日から修繕地を経由して新仕向地に至るまでの日数が、損傷発生の場所から直接新仕向地に至るまで損傷がなかったならば要したであろう日数を超える日数。ただし、損傷発生日の翌日から修繕完了日までの日数を限度とします。

- ② 被保険船舶が損傷を被った後、当初の仕向地において修繕を行う場合または当初の仕向地を経由して修繕地に向かう場合

ア. 当初の仕向地において修繕を行う場合は、損傷発生日の翌日から修繕完了日までの日数が、損傷発生の場所から修繕地まで損傷がなかったならば要したであろう日数を超える日数

イ. 当初の仕向地を経由して修繕地に向かう場合は、損傷発生日の翌日から修繕地を経由して新仕向地に至るまでの日数が、損傷発生の場所から当初の仕向地を経由して直接新仕向地に至るまで損傷がなかったならば要したであろう日数を超える日数。ただし、損傷発生日の翌日から修繕完了日までの日数を限度とします。

- ③ 被保険船舶が損傷を被った後、航海の途中から出帆地に引き返す場合

ア. 出帆地において修繕を行い修繕完了後再び当初の仕向地に航行する場合または出帆地を経由して修繕地に向かい修繕完了後当初の仕向地に航行する場合は、損傷発生日の翌日から損傷発生の場所に復帰した日までの日数

イ. 出帆地において修繕を行い修繕完了後新仕向地に向かう場合または出帆地を経由して修繕地に至り修繕完了後新仕向地に向かう場合は、損傷発生日の翌日から修繕完了日までの日数

ウ. 上記ア. またはイ. の場合において、損傷発生後引き続き原航路を航行し航海の途中より出帆地に引き返す場合には、上記日数から損傷発生の場所から引き返し地点まで損傷がなかったならば要したであろう日数を控除します。

- ④ ①から③までにおいて算出された損傷がなかったならば要したであろう日数については、1日未満は切り捨てます。

- （2）稼働不能の間に被保険船舶が他の保険事故によって損傷を被り、不稼働期間が延長された場合は、その延長部分をもって後の保険事故による不稼働期間とみなします。ただし、この場合においては、それぞれの不稼働期間を通算した日数からこの保険証券記載の控除日数を控除します。

第5条（てん補しない損害－1）

当社は、第1条（てん補責任）の規定にかかわらず、次に掲げる損害をてん補する責任を負いません。

- ① 日本国または被保険船舶の所有者が属している国もしくは被保険船舶が登録されている国の公権力による逮捕、捕獲、抑留、押収または没収による損失
- ② 日本国または外国の公権力による強制使用、強制買上または検疫、貿易もしくは関税に関する法令に基づく処分による損失
- ③ 日本国もしくは外国の法令または条約に違反することにより不稼働期間が延長された場合、不稼

働期間のうち延長された日数に対する損失

- ④ 連合王国、アメリカ合衆国、フランス共和国、ロシア連邦および中華人民共和国のうちいずれかの間の戦争（注1）の発生による損失
- ⑤ 盗難（注2）による損失
- ⑥ 被保険船舶が稼働不能の間に全損となったときは、損傷発生時から全損時までの損失。ただし、その稼働不能の原因となった保険事故以外の事故によって被保険船舶が全損となった場合は、全損の原因となった事故発生日までの間の損失については、この限りではありません。
- ⑦ 被保険船舶が稼働不能の間に売却された場合は、損傷発生時から売却時までの損失
- ⑧ 保険事故によって被保険船舶が被った損傷に係のない検査、修繕、荷役、荷待ち、荷役のための滞船等により不稼働期間が延長された場合、不稼働期間のうち延長された日数に対する損失
- ⑨ 接岸・離岸用スラスター、荷役用クレーン、排気ガス洗浄装置（注3）その他の被保険船舶の機器または装置が使用不能となった場合において、被保険船舶の運航を継続するために被保険者が支出した費用

（注1）宣戦の前後、有無を問いません。

（注2）第2条（当社の負担する危険）①および③から⑦までに掲げる危険によって生じた盗難を除きます。

（注3）スクラパー本体、付属する各種パイプ類、タンク類、取水ポンプ、水処理装置および排水監視装置等の一連の装置をいいます。

第6条（てん補しない損害－2）

当社は、第1条（てん補責任）の規定にかかわらず、被保険船舶が日本国の公権力の命令に違反して航行した場合は、その時以後に生じた損失をてん補する責任を負いません。

第7条（1日当りの損失）

この保険契約においては、この保険証券記載の保険価額の90分の1の金額を1日当りの損失とみなします。

第8条（てん補額の限度）

当社のてん補すべき損失は、1回の保険事故について（**保険証券記載のとおり**）日相当額を超えないものとし、2回以上生じた場合であっても、通算して90日相当額を超えないものとします。

第9条（保険期間の延長）

（1）普通約款第10条（保険期間）（4）の規定はこれを適用しません。ただし、保険期間満了時に本船が航海中または保険事故に遭遇中の場合には、保険料率、航路定限その他の引受条件の変更について、当社と保険契約者の間に合意が成立したときに限り、保険契約者または被保険者は、保険期間を延長することができます。保険期間が延長された場合であっても、次に掲げる時をもってこの保険契約は終了します。

- ① 航行中であつた被保険船舶が安全に停泊できる水域においていかりを降ろし終わった時または係留索をつなぎ終わった時のいずれか早い時
- ② 保険事故に遭遇中であつた被保険船舶が修繕地においていかりを降ろし終わった時または係留索をつなぎ終わった時のいずれか早い時

（2）（1）の規定によりこの保険契約が終了する場合は、当社は、この保険契約が終了する日の翌日から日割をもって計算した未経過期間に対応する保険料を返還します。

第10条（不稼働期間短縮のための費用）

当社は、保険契約者または被保険者があらかじめ当社の同意を得て不稼働期間を短縮するために行った処置により支出した費用（注）を、保険価額の100分の（**保険証券記載のとおり**）に対する保険金額の割合をもって、てん補する責任を負います。ただし、その処置によって当社がてん補する責任を免れた金額を限度とします。

（注）被保険船舶について締結されている他の保険契約によりてん補される費用を除きます。

第11条（普通約款との関係）

普通約款の各条項の全部または一部がこの特別約款に抵触するときは、この特別約款が普通約款に優先して適用されます。

船舶不稼働損失戦争保険特別条項

（定期用船料をもって保険価額を定めた場合）

（平成22年4月1日改正）

（1）この保険契約においては、被保険船舶について定期用船契約が存在することを要します。これに反する事実が生じたときは、その時をもってこの保険契約は終了します。

（2）（1）の規定によりこの保険契約が終了する場合は、当社は、この保険契約が終了する日の翌日から日割をもって計算した未経過期間に対応する保険料を返還します。

船舶不稼働損失戦争保険特別条項

（運賃収入をもって保険価額を定めた場合）

（平成22年4月1日改正）

（1）この保険契約においては、被保険船舶について運賃収入のもとになる運送契約が存在することを要します。これに反する事実が生じたときは、その時をもってこの保険契約は終了します。

（2）（1）の規定によりこの保険契約が終了する場合は、当社は、この保険契約が終了する日の翌日から日割をもって計算した未経過期間に対応する保険料を返還します。

仕向地に関する特別条項（船舶不稼働戦争用）

（平成22年4月1日改正）

船舶不稼働損失戦争保険特別約款（以下「特別約款」といいます。）第3条（定義）①の規定にかかわらず、被保険船舶が損傷発生当時の積荷または当初の仕向地で積載した積荷を荷卸しするためにのみ当初の仕向地以後の仕向地を経由して遅滞なく修繕地に向かい修繕を行った場合をも稼働不能とみなし、特別約款第4条（不稼働期間）により不稼働期間を算出します。

船舶不稼働損失戦争保険追加担保特別条項（繰延修繕）

（平成22年4月1日改正）

第1条

当社は、船舶不稼働損失戦争保険特別約款（以下「特別約款」といいます。）第3条（定義）①の規定に追加して、被保険船舶が保険事故によって損傷を被った後この保険証券記載の期間以内に繰り延べて行うその損傷の修繕（以下「繰延修繕」といいます。）の場合をも稼働不能とみなし、第2条により算出した不稼働期間からこの保険証券記載の控除日数を控除した日数に対する損失を、特別約款の規定に従ってん補する責任を負います。

第2条

この特別条項において、1回の保険事故による不稼働期間とは、次に掲げる日数を合算した日数とします。

- ① 繰延修繕を行うための航海直前の最終仕向地（以下「最終仕向地」といいます。）出帆日の翌日から修繕完了日までの日数が、最終仕向地から修繕地まで保険事故がなかったならば要したであろう日数（注1）を超える日数
- ② ①の繰延修繕の原因となった保険事故発生後遅滞なく仮修繕を行った場合は、特別約款第4条（不稼働期間）により算出した仮修繕による遅延日数
- ③ ②の仮修繕を遅滞なく行わず、後日行った場合は、仮修繕地到着日の翌日から仮修繕完了日までの日数（注2）

（注1）1日未満は切り捨てます。

（注2）荷役のための日数を除きます。

第3条

(1) 第2条の繰延修繕とこの保険証券の保険期間内に発生した他の保険事故による修繕とを併行して行った場合は、1回の保険事故による修繕とみなして不稼働期間を算出します。
(2) 繰延修繕着工日までにを行った(1)の他の保険事故による仮修繕による不稼働期間は、その繰延修繕による不稼働期間に加算します。

第4条

この保険証券の保険期間内に発生した保険事故と他の船舶不稼働損失戦争保険証券の保険期間内に発生した他の保険事故による修繕を併行して行った場合は、当社のでん補する不稼働期間は、それぞれの修繕を別個に行ったならば要したであろう日数の割合に従い算出します。

第5条

この保険証券であると否とを問わず、特別約款の規定によりてん補の対象となった不稼働期間は、この特別条項による不稼働期間に算入しません。

.....

漁船・冷凍運搬船舶船舶不稼働損失戦争保険特別条項

(平成22年4月1日改正)

第1条

当社は、被保険船舶が日本国もしくは外国の法令または条約に違反する漁業(注)に従事もしくは従事しようとしたこと、または事実のいかんにかかわらずそれらの容疑に問われることによって生じた損害についてはてん補する責任を負いません。

(注) 漁場からの漁獲物またはその製品の運搬を含みます。

第2条

第1条の規定は、船舶保険普通保険約款第14条(てん補しない損害ー4)(1)④の規定の適用を妨げるものではありません。

18. オフハイヤー総合保険（SHIPS）に適用される特別約款

オフハイヤー総合保険特別約款（SHIPS-A）

（平成26年4月1日改正）

第1条（てん補責任－1）

当社は、船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第11条（てん補しない損害－1）の規定にかかわらず、次の①から⑩までに掲げる事由により、定期用船料の支払の中断もしくは定期用船料の減額（以下「オフハイヤー」といいます。）が生じた結果、被保険者が被る定期用船料の損失に限り、てん補する責任を負います。ただし、保険契約者または被保険者が相当の注意を払ったにもかかわらず、次に掲げる事由の発生を予測できなかった場合に限り、

- ① 次に掲げる事由（注1）による被保険船舶の抑留。ただし、実際に公権力（注2）が介入した場合、もしくは介入が行われる、または断念されるまでの間、停船を余儀なくされた場合に限り、
 - ア. 船長または乗組員の違法行為
 - イ. 禁制品の存在
 - ウ. 密航者等不法乗船者の存在
 - エ. 検疫、検疫に伴う消毒または燻蒸、船長または乗組員の伝染病の感染
 - オ. 被保険船舶の沈没、転覆、座礁、座州、火災、他物（注3）との衝突、荒天遭遇
 - カ. 行方不明となっていた被保険船舶の発見
 - キ. 海賊行為、強盗、ストライキ、ロックアウトその他の争議行為または争議行為参加者のそれに付随する行為、テロリストその他政治的動機またはこれらと同種の害意をもって行動する者の行為、暴動、政治的または社会的騒じょうその他類似の事態
 - ク. 船級保持違反の容疑（注4）
 - ケ. 被保険船舶の運航または荷役作業に起因する港湾施設、荷役設備の損傷
 - コ. 被保険船舶の運航に伴う環境保全規則違反の容疑（注4）
- ② 次に掲げる事由による被保険船舶の使用不能。ただし、被保険船舶が損傷によらない事由により、使用不能となった場合に限り、
 - ア. 海賊行為、強盗、ストライキ、ロックアウトその他の争議行為または争議行為参加者のそれに付随する行為、テロリストその他政治的動機またはこれらと同種の害意をもって行動する者の行為、暴動、政治的または社会的騒じょうその他類似の事態
 - イ. 港湾労働者、造船労働者によるボイコット
 - ウ. 座礁、座州、他物（注3）との衝突
 - エ. 人命救助
 - オ. 被保険船舶上の積荷の損傷
 - カ. 被保険船舶上の積荷の損傷、不着、過不足を理由とする積荷の受取拒否
 - キ. 被保険船舶上の積荷の損傷、不着、過不足を理由とする荷主からの差押え、その他の民事手続上の処分
 - ク. 密航者、不法乗船者を下船させることを目的とした離陸
 - ケ. 修繕地および検査受検地（注5）にて発生した火災、爆発、地震、津波によるオフハイヤー期間の延長。ただし、他の修繕地へ向かう場合は、当社の同意を得て当初の修繕地から他の修繕地へ到着するまでに要したと判断できる日数に限り、
- ③ 被保険船舶が船舶保険第6種特別約款第2条（修繕費）（1）に掲げる事由により損傷を被った場合、その事故発生時から繰延修繕を行うまでに発生した輸送能力の低下
- ④ 船長または乗組員の死傷、疾病、行方不明による船長または乗組員の定員不足
- ⑤ 船長または乗組員の脱船または不帰船、逮捕または勾留による船長または乗組員の定員不足
- ⑥ 港湾の閉塞に伴う被保険船舶の入出港不能
- ⑦ 被保険船舶の行方不明
- ⑧ 被保険船舶および被保険者が所有または賃借する他の船舶の沈没、転覆、座礁、座州、火災、他物（注3）との衝突、荒天遭遇を理由として行われた被保険船舶の差押え、その他の民事手続上の処分
- ⑨ ポートステートコントロールによる入港拒否、抑留または出港延期処分。ただし、これらの処分が72時間以上連続して継続し、かつ、被保険船舶がその航海すべてを通じて法令または条約を遵

守していたことが判明した場合に限り、

- ⑩ 修繕者、建造者の過失
- ⑪ 被保険船舶の清掃不良による荷役拒否

（注1）その容疑を含みます。

（注2）日本国であると否とを問いません。

（注3）水を除きます。

（注4）ただし、実際に違反していた場合を除きます。

（注5）予定地を含みます。

第2条（てん補責任－2）

当社は、第1条（てん補責任－1）の規定によりてん補すべき損失が生じた場合、保険契約者または被保険者が負担した次の費用に限り、てん補する責任を負います。

- ① 保険契約者または被保険者があらかじめ当社の同意を得てオフハイヤー期間を短縮するために行った処置により支出した費用。ただし、その処置によって当社がてん補する責任を免れた金額を限度とします。
- ② 被保険船舶が第1条（てん補責任－1）に規定する事由により停船もしくは滞船を余儀なくされたことに伴い発生する港費および岸壁使用料
- ③ オフハイヤー期間中の被保険船舶の燃料費
- ④ オフハイヤー期間中の被保険船舶の代理店費用
- ⑤ オフハイヤー期間中の被保険船舶の船舶戦争保険追加割増保険料

第3条（てん補責任－3）

当社は、被保険船舶が消息を絶った時点から10日を超えて行方不明となった場合、当社の同意を得て被保険者が負担した捜索費用に限り、てん補する責任を負います。ただし、1事故ごとに保険証券記載の金額を限度とし、消息を絶った時点から10日を経過した時点で、行方不明となった原因が不明である場合に限り、

第4条（てん補責任－4）

当社は、第1条（てん補責任－1）に掲げる事由の直接の結果として定期用船契約が解除されたときは、解除された時からその定期用船契約の終了予定時までの期間に相当する定期用船料をてん補する責任を負います。ただし、この場合において、当社がてん補すべき金額は、その定期用船契約の定期用船料の10日相当額を限度とします。

第5条（てん補しない損害）

（1）当社は、第1条（てん補責任－1）から第4条（てん補責任－4）の規定にかかわらず、次に掲げる損失または費用をてん補する責任を負いません。

- ① 普通約款第30条（他の保険契約がある場合のてん補額）の規定にかかわらず、被保険船舶について締結されている他の保険契約においててん補の対象となる損失、費用（注1）
- ② 当社の船舶不稼働損失保険特別約款もしくは船舶不稼働損失戦争保険特別約款においててん補の対象となる不稼働期間に対する損失、費用（注2）
- ③ 被保険船舶が船主責任相互保険組合に加入しているときと否にかかわらず、U.K.Club（注3）がてん補の対象とする損失、費用（注1）
- ④ 保険契約者または被保険者が、日本国もしくは外国の法令または条約等を遵守するに際し、相当の注意を払うことを怠ったことにより発生した損失、費用
- ⑤ 被保険船舶が全損となったときは、全損となる事由発生時から全損となった時までの損失、費用（注4）。ただし、沈没、転覆、座礁、座州、火災、他物（注5）との衝突以外の事故によって被保険船舶が全損となったときは、全損となる事由発生時から全損となった時までの損失、費用については、この限りではありません。
- ⑥ 被保険船舶が、オフハイヤーとされている期間中に売却された場合は、オフハイヤーとなった時から売却時までの損失、費用（注4）
- ⑦ オフハイヤーとされた事由に関係のない検査、修繕、荷役、荷待ちのための停船もしくは滞船によりオフハイヤー期間が延長された場合、オフハイヤーとされた期間のうち延長された期間に対する損失、費用

（2）当社は、保険契約者または被保険者が負担した罰金その他類似の被保険船舶に対する課徴金、供託金をてん補する責任を負いません。

18. オフハイヤー総合保険（SHIP S）に適用される特別約款

（注1）免責金額等の適用の有無を問いません。
（注2）その特別約款に基づく保険契約が締結されていると否とを問いません。
（注3）The United Kingdom Mutual Steam Ship Assurance Association(Europe)Limited
（注4）第3条（てん補責任－3）の搜索費用を除きます。
（注5）水を除きます。

第6条（定義）

第1条（てん補責任－1）⑨に規定するポートステートコントロールとは、出入港国の公権力等により、国際条約等に基づく被保険船舶に対して行われるすべての監督もしくは検査業務をいいます。

第7条（てん補額の限度）

普通約款第9条（てん補額の限度）の規定にかかわらず、この保険契約によって当社がてん補すべき損失または費用は、合算して1回の保険事故について保険証券記載の金額を超えないものとし、2回以上生じた場合であっても、通算して保険証券記載の金額を超えないものとします。

第8条（免責金額の控除）

当社は、第1条（てん補責任－1）および第2条（てん補責任－2）に掲げる損失または費用をてん補するときは、1回の保険事故ごとに、てん補の対象となる金額からこの保険証券記載の免責金額を控除します。

第9条（普通約款との関係）

普通約款の各条項の全部または一部がこの特別約款に抵触するときは、この特別約款が普通約款に優先して適用されます。

.....

オフハイヤー総合保険特別約款（SHIP S－B）

（平成26年4月1日改正）

第1条（てん補責任－1）

当社は、船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第11条（てん補しない損害－1）の規定にかかわらず、次の①から⑨までに掲げる事由により、定期用船料の支払の中断もしくは定期用船料の減額（以下「オフハイヤー」といいます。）が生じた結果、被保険者が被る定期用船料の損失に限り、てん補する責任を負います。ただし、保険契約者または被保険者が相当の注意を払ったにもかかわらず、次に掲げる事由の発生を予測できなかった場合に限りです。

- ① 次に掲げる事由（注1）による被保険船舶の抑留。ただし、実際に公権力（注2）が介入した場合、もしくは介入が行われる、または断念されるまでの間、停船を余儀なくされた場合に限りです。
- ア. 船長または乗組員の違法行為
- イ. 禁制品の存在
- ウ. 密航者等不法乗船者の存在
- エ. 検疫、検疫に伴う消毒または燻蒸、船長または乗組員の伝染病の感染
- オ. 被保険船舶の沈没、転覆、座礁、座州、火災、他物（注3）との衝突、荒天遭遇
- カ. 行方不明となっていた被保険船舶の発見
- キ. 海賊行為、強盗、ストライキ、ロックアウトその他の争議行為または争議行為参加者のそれに付随する行為、テロリストその他政治的動機またはこれらと同種の害意をもって行動する者の行為、暴動、政治的または社会的騒じょうその他類似の事態
- ク. 船級保持違反の容疑（注4）
- ケ. 被保険船舶の運航に伴う環境保全規則違反の容疑（注4）
- ② 次に掲げる事由による被保険船舶の使用不能。ただし、被保険船舶が損傷によらない事由により、使用不能となった場合に限りです。
- ア. 海賊行為、強盗、ストライキ、ロックアウトその他の争議行為または争議行為参加者のそれに付随する行為、テロリストその他政治的動機またはこれらと同種の害意をもって行動する者の行為、暴動、政治的または社会的騒じょうその他類似の事態
- イ. 港湾労働者、造船労働者によるボイコット
- ウ. 座礁、座州、他物（注3）との衝突
- エ. 人命救助
- ③ 被保険船舶が船舶保険第6種特別約款第2条（修繕費）（1）に掲げる事由により損傷を被った場

- 合、その事故発生時から繰延修繕を行うまでに発生した輸送能力の低下
- ④ 船長または乗組員の死傷、疾病、行方不明による船長または乗組員の定員不足
- ⑤ 船長または乗組員の脱船または不帰船、逮捕または勾留による船長または乗組員の定員不足
- ⑥ 港湾の閉塞に伴う被保険船舶の出入港不能
- ⑦ 被保険船舶の行方不明
- ⑧ 被保険船舶および被保険者が所有または賃借する他の船舶の沈没、転覆、座礁、座州、火災、他物（注3）との衝突、荒天遭遇を理由として行われた被保険船舶の差押え、その他の民事手続上の処分
- ⑨ ポートステートコントロールによる入港拒否、抑留または出港延期処分。ただし、これらの処分が72時間以上連続して継続し、かつ、被保険船舶がその航海すべてを通じて法令または条約を遵守していたことが判明した場合に限りです。

（注1）その容疑を含みます。
（注2）日本国であるかと否とを問いません。
（注3）水を除きます。
（注4）ただし、実際に違反していた場合を除きます。

第2条（てん補責任－2）

当社は、第1条（てん補責任－1）の規定によりてん補すべき損失が生じた場合、保険契約者または被保険者が負担した次の費用に限り、てん補する責任を負います。

- ① 保険契約者または被保険者があらかじめ当社の同意を得てオフハイヤー期間を短縮するために行った処置により支出した費用。ただし、その処置によって当社がてん補する責任を免れた金額を限度とします。
- ② 被保険船舶が第1条（てん補責任－1）に規定する事由により停船もしくは滞船を余儀なくされたことに伴い発生する港費および岸壁使用料
- ③ オフハイヤー期間中の被保険船舶の燃料費
- ④ オフハイヤー期間中の被保険船舶の代理店費用
- ⑤ オフハイヤー期間中の被保険船舶の船舶戦争保険追加増保険料

第3条（てん補責任－3）

当社は、被保険船舶が消息を絶った時点から10日を超えて行方不明となった場合、当社の同意を得て被保険者が負担した搜索費用に限り、てん補する責任を負います。ただし、1事故ごとに保険証券記載の金額を限度とし、消息を絶った時点から10日を経過した時点で、行方不明となった原因が不明である場合に限りです。

第4条（てん補責任－4）

当社は、第1条（てん補責任－1）に掲げる事由の直接の結果として定期用船契約が解除されたときは、解除された時からその定期用船契約の終了予定時までの期間に相当する定期用船料をてん補する責任を負います。ただし、この場合において、当社のてん補すべき金額は、その定期用船契約の定期用船料の10日相当額を限度とします。

第5条（てん補しない損害）

（1）当社は、第1条（てん補責任－1）から第4条（てん補責任－4）の規定にかかわらず、次に掲げる損失または費用をてん補する責任を負いません。

- ① 普通約款第30条（他の保険契約がある場合のてん補額）の規定にかかわらず、被保険船舶について締結されている他の保険契約においててん補の対象となる損失、費用（注1）
- ② 当社の船舶不稼働損失保険特別約款もしくは船舶不稼働損失戦争保険特別約款においててん補の対象となる不稼働期間に対する損失、費用（注2）
- ③ 被保険船舶が船主責任相互保険組合に加入しているかと否にかかわらず、U.K.Club（注3）がてん補の対象とする損失、費用（注1）
- ④ 保険契約者または被保険者が、日本国もしくは外国の法令または条約等を遵守するに際し、相当の注意を払うことを怠ったことにより発生した損失、費用
- ⑤ 被保険船舶が全損となったときは、全損となる事由発生時から全損となった時までの損失、費用（注4）。ただし、沈没、転覆、座礁、座州、火災、他物（注5）との衝突以外の事故によって被保険船舶が全損となったときは、全損となる事由発生時から全損となった時までの損失、費用については、この限りではありません。
- ⑥ 被保険船舶が、オフハイヤーとされている期間中に売却された場合は、オフハイヤーとなった時

- から売却時までの損失、費用（注4）
- ⑦ オフハイヤーとされた事由に関係のない検査、修繕、荷役、荷待ちのための停船もしくは滞船によりオフハイヤー期間が延長された場合、オフハイヤーとされた期間のうち延長された期間に対する損失、費用
- (2) 当社は、保険契約者または被保険者が負担した罰金その他類似の被保険船舶に対する課徴金、供託金をてん補する責任を負いません。

(注1) 免責金額等の適用の有無を問いません。

(注2) その特別約款に基づく保険契約が締結されていると否を問いません。

(注3) The United Kingdom Mutual Steam Ship Assurance Association (Europe) Limited

(注4) 第3条（てん補責任－3）の搜索費用を除きます。

(注5) 水を除きます。

第6条（定義）

第1条（てん補責任－1）⑨に規定するポートステートコントロールとは、出入港国の公権力等により、国際条約等に基づき被保険船舶に対して行われるすべての監督もしくは検査業務をいいます。

第7条（てん補額の限度）

普通約款第9条（てん補額の限度）の規定にかかわらず、この保険契約によって当社がてん補すべき損失または費用は、合算して1回の保険事故について保険証券記載の金額を超えないものとし、2回以上生じた場合であっても、通算して保険証券記載の金額を超えないものとします。

第8条（免責金額の控除）

当社は、第1条（てん補責任－1）および第2条（てん補責任－2）に掲げる損失または費用をてん補するときは、1回の保険事故ごとに、てん補の対象となる金額からこの保険証券記載の免責金額を控除します。

第9条（普通約款との関係）

普通約款の各条項の全部または一部がこの特別約款に抵触するときは、この特別約款が普通約款に優先して適用されます。

運賃補償総合保険特別約款 (NEO SHIPS)

第1条 (てん補責任-1)

(注5) 水を除きます。

第5条（定義）

第1条（てん補責任－1）⑨に規定するポートステートコントロールとは、出入港国の公権力等により、国際条約等に基づき被保険船舶に対して行われるすべての監督もしくは検査業務をいいます。

第6条（稼働不能期間）

この特別約款において、稼働不能期間の算出は次に掲げる①および②のとおりとします。

- ① 被保険船舶の稼働不能事由発生が出帆前の場合は航海を行うことができるようになるまでの期間
- ② 被保険船舶の稼働不能事由発生が航海の途中から離路する期間
 - ア．当初の仕向地（注1）に航行するため原航路に復帰する場合は原航路までに復帰するまでの期間
 - イ．当初の仕向地（注1）に向かう場合は稼働不能事由発生場所から直接当初の仕向地へ稼働不能がなかったならば要したであろう期間を超える期間
 - ウ．新仕向地（注2）に向かう場合は稼働不能事由発生場所から直接新仕向地へ稼働不能がなかったならば要したであろう期間を超える期間

（注1）被保険船舶が損傷を被った当該既に予定されていた次の荷役港をいいます。被保険船舶が稼働不能となった結果荷卸しを当初の仕向地で行うことができず他の港で行う場合は、その荷役港を当初の仕向地とみなします。

（注2）当初の仕向地以外の荷役港をいいます。

第7条（1日当りの損失）

この保険契約においては、1日当りの損失はこの保険証券記載の金額に従うものとします。ただし、第1条（てん補責任－1）③において、当社が支払うべき損失は、保険証券記載の1日当りのてん補額に、平均輸送能力の低下割合を乗じて算出した金額とします。

第8条（てん補額の限度）

普通約款第9条（てん補額の限度）の規定にかかわらず、この保険契約によって当社がてん補すべき損失または費用は、合算して1回の保険事故について保険証券記載の金額を超えないものとし、2回以上生じた場合であっても、通算して保険証券記載の金額を超えないものとします。

第9条（免責金額の控除）

当社は、第1条（てん補責任－1）および第2条（てん補責任－2）に掲げる損失または費用をてん補するときは、1回の保険事故ごとに、てん補の対象となる金額からこの保険証券記載の免責金額を控除します。

第10条（普通約款との関係）

普通約款の各条項の全部または一部がこの特別約款に抵触するときは、この特別約款が普通約款に優先して適用されます。

20. 船舶建造・修繕・修繕者工事・修繕費保険に適用される特別約款・条項

船舶建造保険特別約款

(平成22年4月1日改正)

第1条 (てん補責任)

当社は、保険の対象について、海上危険または陸上危険（以下「保険事故」といいます。）によって生じた次に掲げる損害に限り、てん補する責任を負います。ただし、①および②（注1）の規定に掲げる損害については、その損害の原因となった滅失または損傷が保険期間中に発生し、かつ、発見されたものに限ります。

- ① 全損（注2）
- ② 修繕費（注3）
- ③ 共同海損分担額（注4）
- ④ 衝突損害賠償金（注5）
- ⑤ 再進水費用。ただし、進水が成功しなかった場合、その後進水を完了するために必要な工事費用に限りします。
- ⑥ 損害防止費用（注6）。ただし、①から⑤までに掲げる損害を防止軽減するために支出されたものに限りします。

（注1）船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第4条（修繕費）（7）に規定する船底損傷検査のための費用を除きます。

（注2）普通約款第3条（全損）の規定によります。

（注3）普通約款第4条（修繕費）の規定によります。ただし、同条（1）から（7）までの規定のうち（6）の規定は適用しません。

（注4）普通約款第5条（共同海損分担額）の規定によります。

（注5）普通約款第6条（衝突損害賠償金）の規定によります。

（注6）普通約款第7条（損害防止費用）の規定によります。

第2条 (保険の対象の範囲)

この特別約款において、保険の対象とは、被保険者の所有に属する次に掲げる物（注）であって、この保険証券記載の航路定限内に存在するものをいいます。

- ① 被保険船舶の船体、機関、電機、航海機器、属具、備品等およびこれらの造船材料
- ② 被保険船舶の建造に使用される図面、鋳型および木型
- ③ 被保険船舶の試運転、ぎ装、入きよまたは引渡しを目的とする航海に使用される燃料および潤滑油

（注）発注者支給品がある場合はこれを含みます。

第3条 (てん補しない損害)

当社は、次に掲げる損害をてん補する責任を負いません。

- ① 保険の対象に存在する材質上の欠陥（注1）によって損害が生じた場合、その欠陥が存在する部分の損害
- ② 設計上または仕様上の不良によって生じた保険の対象の欠陥（注1）によって損害が生じた場合、その欠陥が存在する部分の損害
- ③ 設計または仕様の変更もしくは改善に要した費用
- ④ 溶接不良のみが発見された場合の溶接不良部分を再溶接するために要した費用
- ⑤ 地震または火山の噴火（注2）によって生じた損害

（注1）保険契約者または被保険者が相当の注意を払ったにもかかわらず発見することができなかった欠陥に限りします。

（注2）これらによって生じた津波および火災を含みます。

第4条 (試運転等のための航行)

この保険証券記載の航路定限の規定にかかわらず、被保険船舶は、試運転、ぎ装、入きよまたは引渡しを目的とする場合に限り、この保険証券記載の造船所から水路（**保険証券記載のとおり**）湮（被曳航行の場合は25湮）の区域内を航行することができます。

第5条 (保険価額)

（1）保険価額は、造船契約代価（発注者支給品がある場合は、造船契約代価にこの価額を加算した額。

以下同じとします。）を下回らない額とします。

（2）造船契約がない場合は、竣工時の船価の見積額を造船契約代価とみなして（1）を適用します。

第6条 (建造完了前の全損の判定)

建造完了前において、普通約款第3条（全損）（2）①に規定する全損の判定を行うにあたっては、次に掲げる費用、利潤または価額の合算額（注1）をもって普通約款第3条（全損）（2）①の保険価額とみなします。

- ① 当社がてん補すべき損害が発生した時までに第2条（保険の対象の範囲）に規定する保険の対象について被保険者が支出した材料費
- ② 当社がてん補すべき損害が発生した時までの工事量に相当する工事費用（注2）
- ③ 造船契約代価に含まれる利潤のうち、①および②に割り当てられるべき部分
- ④ 当社がてん補すべき損害が発生した時にこの保険証券記載の航路定限内に存在する発注者支給品の価額

（注1）この保険証券記載の保険価額を限度とします。

（注2）①に規定する材料費を除きます。

第7条 (建造完了前に全損となったときの保険価額および保険金額)

建造完了前に保険の対象が全損となったときは、第6条（建造完了前の全損の判定）の規定により得られた額をもって全損となった時の保険価額とし、この保険価額に、この保険証券記載の保険金額の保険価額に対する割合を乗じて得た額をもってその時の保険金額とします。

第8条 (保険契約の終了)

（1）保険期間中であっても、被保険船舶を発注者に引き渡したときは、その時をもってこの保険契約は終了します。

（2）（1）の規定によりこの保険契約が終了する場合は、当社は、既に領収済の保険料と既経過期間に相当する保険料との差額を返還または請求します。

第9条 (てん補額の限度)

（1）この特別約款のもとで、当社がてん補すべき金額は、この特別約款によらないてん補金とは別個に、1回の保険事故ごとに、てん補の対象となる損害の合算額からこの保険証券記載の免責金額を控除した残額とします。

（2）（1）のてん補の対象となる損害は、この保険証券記載の保険価額を限度とします。ただし、普通約款第9条（てん補額の限度）（2）①から③までに掲げる賠償金または費用については、他のてん補の対象となる損害とは別個に、それぞれこの保険証券記載の保険価額を限度とします。

（3）次に掲げる損害については、（1）および（2）の規定を適用しません。

- ① 普通約款第3条（全損）に規定する全損（注）
- ② 普通約款第4条（修繕費）（7）に規定する船底損傷検査のための費用
- ③ 被保険船舶が全損（注）となったときの普通約款第7条（損害防止費用）（1）①および②に規定する損害防止費用

（注）第6条（建造完了前の全損の判定）の規定により建造完了前に全損と判定された場合を含みます。

第10条 (普通約款との関係)

普通約款の各条項の全部または一部がこの特別約款に抵触するときは、この特別約款が普通約款に優先して適用されます。

.....

船舶建造保険特別約款（高価艇艇用）

（平成22年4月1日改正）

第1条（てん補責任）

当社は、保険の対象について、海上危険または陸上危険（以下「保険事故」といいます。）によって生じた次に掲げる損害に限り、てん補する責任を負います。ただし、①および②（注1）の規定に掲げる損害については、その損害の原因となった滅失または損傷が保険期間中に発生し、かつ、発見されたものに限ります。

- ① 全損（注2）
- ② 修繕費（注3）
- ③ 共同海損分担額（注4）
- ④ 衝突損害賠償金（注5）
- ⑤ 再進水費用。ただし、進水が成功しなかった場合、その後進水を完了するために必要な工事費用に限りします。
- ⑥ 損害防止費用（注6）。ただし、①から⑤までに掲げる損害を防止軽減するために支出されたものに限りします。

（注1）船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。） 第4条（修繕費）（7）に規定する船底損傷検査のための費用を除きます。

（注2）普通約款第3条（全損）の規定によります。

（注3）普通約款第4条（修繕費）の規定によります。ただし、同条（1）から（7）までの規定のうち（6）の規定は適用しません。

（注4）普通約款第5条（共同海損分担額）の規定によります。

（注5）普通約款第6条（衝突損害賠償金）の規定によります。

（注6）普通約款第7条（損害防止費用）の規定によります。

第2条（保険の対象の範囲）

この特別約款において、保険の対象とは、被保険者の所有に属する次に掲げる物（注）であって、この保険証券記載の航路定限内に存在するものをいいます。

- ① 被保険船舶の船体、機関、電機、航海機器、属具、備品等およびこれらの造船材料
- ② 被保険船舶の建造に使用される図面、鋳型および木型
- ③ 被保険船舶の試運転、ぎ装、入きょまたは引渡しを目的とする航海に使用される燃料および潤滑油

（注）発注者支給品がある場合はこれを含みます。

第3条（てん補しない損害）

当社は、次に掲げる損害をてん補する責任を負いません。

- ① 保険の対象に存在する材質上の欠陥（注1）によって損害が生じた場合、その欠陥が存在する部分の損害
- ② 設計上または仕様上の不良によって生じた保険の対象の欠陥（注1）によって損害が生じた場合、その欠陥が存在する部分の損害
- ③ 設計または仕様の変更もしくは改善に要した費用
- ④ 溶接不良のみが発見された場合の溶接不良部分を再溶接するために要した費用
- ⑤ 地震または火山の噴火（注2）によって生じた損害

（注1）保険契約者または被保険者が相当の注意を払ったにもかかわらず発見することができなかった欠陥に限りします。

（注2）これらによって生じた津波および火災を含みます。

第4条（試運転等のための航行）

この保険証券記載の航路定限の規定にかかわらず、被保険船舶は、試運転、ぎ装、入きょまたは引渡しを目的とする場合に限り、この保険証券記載の造船所から水路（**保険証券記載のとおり**）湮（被曳航行の場合は25湮）の区域内を航行することができます。

第5条（保険価額）

- （1）保険価額は、造船契約代価（発注者支給品がある場合は、造船契約代価にこの価額を加算した額。以下同じとします。）を下回らない額とします。
- （2）造船契約がない場合は、竣工時の船価の見積額を造船契約代価とみなして（1）を適用します。

第6条（建造完了前の全損の判定）

建造完了前において、普通約款第3条（全損）（2）①に規定する全損の判定を行うにあたっては、次に掲げる費用、利潤または価額の合算額（注1）をもって普通約款第3条（全損）（2）①の保険価額とみなします。

- ① 当社がてん補すべき損害が発生した時までに第2条（保険の対象の範囲）に規定する保険の対象について被保険者が支出した材料費
- ② 当社がてん補すべき損害が発生した時までの工事量に相当する工事費用（注2）
- ③ 造船契約代価に含まれる利潤のうち、①および②に割り当てられるべき部分
- ④ 当社がてん補すべき損害が発生した時にこの保険証券記載の航路定限内に存在する発注者支給品の価額

（注1）この保険証券記載の保険価額を限度とします。

（注2）①に規定する材料費を除きます。

第7条（建造完了前に全損となったときの保険金額）

建造完了前に保険の対象が全損となったときは、第6条（建造完了前の全損の判定）の規定により得られた額をもって全損となった時の保険金額（注）とします。

（注）この保険証券記載の保険金額を限度とします。

第8条（保険契約の終了）

- （1）保険期間中であっても、被保険船舶を発注者に引き渡したときは、その時をもってこの保険契約は終了します。
- （2）（1）の規定によりこの保険契約が終了する場合は、当社は、既に領収済の保険料と既経過期間に相当する保険料との差額を返還または請求します。

第9条（免責金額の控除）

- （1）当社は、1回の保険事故ごとに、この保険証券のもとでてん補の対象となる損害の合算額からこの保険証券記載の免責金額を控除します。
- （2）次に掲げる損害については、（1）の規定を適用しません。
 - ① 普通約款第3条（全損）に規定する全損（注）
 - ② 普通約款第4条（修繕費）（7）に規定する船底損傷検査のための費用
 - ③ 被保険船舶が全損（注）となったときの普通約款第7条（損害防止費用）（1）①および②に規定する損害防止費用

（注）第6条（建造完了前の全損の判定）の規定により建造完了前に全損と判定された場合を含みます。

第10条（てん補額の限度）

当社のてん補すべき金額は、いかなる場合も1回の保険事故ごとに、この保険証券記載の保険金額（てん補限度額）を限度とします。

第11条（普通約款との関係）

普通約款の各条項の全部または一部がこの特別約款に抵触するときは、この特別約款が普通約款に優先して適用されます。

船底防汚塗料てん補特別条項（船舶建造保険用）

（平成22年4月1日改正）

第1条

保険事故によって生じた損傷の修繕工事（以下「保険工事」といいます。）のために被保険船舶の

上架または入きょを必要とした場合に、船底の防汚塗装が行われたときは、その損傷発生直前の状態に復旧するために要する妥当な船底防汚塗料の代金および塗装費（以下「船底防汚塗装費」といいます。）を船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第4条（修繕費）（1）の修繕費に含めます。

第2条

第1条の場合に、保険工事とそれ以外の工事または検査が同時に行われたときは、船底の損傷のあった部分についてのみ防汚塗装が行われたときを除き、船底防汚塗装費の2分の1に限り、普通約款第4条（修繕費）（1）の修繕費に含めます。

.....

ショップ・リスク不担保特別条項

（平成22年4月1日改正）

当社は、工場、倉庫その他の建物内に存在する保険の対象に生じた損害をてん補する責任を負いません。

.....

艦艇の保険価額に関する特別条項

（平成22年4月1日改正）

第1条

この保険証券記載の保険価額は暫定とし、次に掲げる金額をもって保険の対象の確定保険価額とします。

- ① 建造契約書の「代金の中途確定に関する特別条項」に従い確定される契約金額と発注者により確定される官給品の価額の合算額
- ② 建造契約書に「超過利益の返納に関する特約条項」が付されている契約においては確定されている契約金額と発注者により確定される官給品の価額の合算額

第2条

第1条により保険価額が確定されるまでは、暫定保険価額をもって保険の対象の保険価額とみなします。

.....

てん補額に関する特別条項（船舶建造保険・高額艦艇用）

（平成22年4月1日改正）

当社は、この保険証券のもとで損害をてん補する場合は、その損害額にこの保険証券記載の保険金額の保険価額に対する割合を乗じないものとします。

.....

地震危険担保特別条項（船舶建造保険用）

（平成22年4月1日改正）

第1条

船舶建造保険特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（てん補責任）を次のように改めます。

第1条（てん補責任）

当社は、保険の対象について、地震または火山の噴火（注1）（以下「保険事故」といいます。）によって生じた次に掲げる損害に限り、てん補する責任を負います。ただし、①および②（注2）の規定に掲げる損害については、その損害の原因となった滅失または損傷が保険期間中に発生し、かつ、発見されたものに限りします。

- ① 全損（注3）
- ② 修繕費（注4）
- ③ 共同海損分担額（注5）
- ④ 衝突損害賠償金（注6）
- ⑤ 再進水費用。ただし、進水が成功しなかった場合、その後進水を完了するために必要な工事費用に限りします。
- ⑥ 損害防止費用（注7）。ただし、①から⑤までに掲げる損害を防止軽減するために支出されたものに限りします。

- （注1）これらによって生じた津波および火災を含みます。
- （注2）船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第4条（修繕費）（7）に規定する船底損傷検査のための費用を除きます。
- （注3）普通約款第3条（全損）の規定によります。
- （注4）普通約款第4条（修繕費）の規定によります。ただし、同条（1）から（7）までの規定のうち（6）の規定は適用しません。
- （注5）普通約款第5条（共同海損分担額）の規定によります。
- （注6）普通約款第6条（衝突損害賠償金）の規定によります。
- （注7）普通約款第7条（損害防止費用）の規定によります。

第2条

特別約款第3条（てん補しない損害）①から⑤までの規定のうち、⑤の規定は適用しません。

.....

ストライキ危険担保特別条項

（平成22年4月1日改正）

当社は、船舶保険普通保険約款第11条（てん補しない損害－1）⑤から⑦までの規定にかかわらず、次に掲げる事由によって保険の対象に生じた損害を、この保険証券記載の特別約款の規定に従い、てん補する責任を負います。

- ① ストライキ、ロックアウトその他の争議行為または争議行為参加者のそれに付随する行為
- ② テロリストその他政治的動機または害意をもって行動する者の行為
- ③ 暴動、政治的または社会的騒じょうその他類似の事態

.....

保険料の支払に関する特別条項（船舶建造保険複数費用：1回払用）

（令和3年4月1日改正）

第1条（支払期限）

- （1）保険契約者は、この保険証券記載の保険料を、この保険証券記載の支払期日（金融機関の休日である場合は最も早い金融機関の営業日とします。以下同じとします。）、または当社が保険料の請求を行った日より7日後のいずれか遅い時（以下「支払期限」といいます。）までに当社に支払わなければなりません。ただし、保険契約者から特段の事情をもって、保険期間開始前に、支払期限の変更の申し出があった場合、支払期日後30日以内を限度に当社はこれを承認することがあります。
- （2）変更確認書記載の保険料については、保険契約者は、保険証券摘要欄記載の「合算後払保険料の支払」の規定に従い、当社に支払わなければなりません。

第2条（支払期限以降免責）

保険期間が始まった後でも、保険契約者が支払期限（注）までに保険料の支払を怠ったときは、当社は、支払期限（注）以降、その支払がある時まで生じた損害をてん補する責任を負いません。

（注）当社が支払期限の変更を承認した場合は、その変更された支払期限をいいます。

第3条（支払期日以降免責）

この保険証券記載の支払期日後30日以内に、保険料の支払がないときは、当社は、その支払期日以降に生じた損害をてん補する責任を負いません。

第4条（保険料不払による解除）

この保険証券記載の支払期日後30日以内に、保険料の支払がないときは、当社はその時をもって、保険契約者にあてて書面により解除の通知をして、この保険契約を解除することができます。その解除は、支払期日から将来に向かってその効力を生じます。

第5条（解除した場合の精算保険料）

当社が第4条（保険料不払による解除）の規定によりこの保険契約を解除したときは、当社は、既に領収済の保険料のうち解除の効力が生じた時以降の保険料を返還するものとします。また、未払込保険料のうち、解除の効力が生じる時までの保険料を請求するものとします。

第6条（普通約款との関係）

船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）の各条項の全部または一部がこの特別条項に抵触するときは、この特別条項が普通約款に優先して適用されます。

.....

保険料の支払に関する特別条項（船舶建造保険複数費用：分割払用）

（令和3年4月1日改正）

第1章 保険料の分割払い

第1条

当社は、保険契約者が年額保険料（注）をこの保険証券記載の回数および金額（以下「回払保険料」といいます。）に分割して支払うことを承認します。

（注）この保険契約に定められた総保険料をいいます。

第2章 第1回回払保険料・割増保険料

第2条（支払期限）

- （1）保険契約者は、第1回回払保険料を、この保険証券記載の第1回回払保険料支払期日（金融機関の休日である場合は最も早い金融機関の営業日とします。以下同じとします。）、または当社が保険料の請求を行った日より7日後のいずれか遅い時（以下「第1回回払保険料支払期限」といいます。）までに当社に支払わなければなりません。ただし、保険契約者から特段の事情をもって、保険期間開始前に、第1回回払保険料支払期限の変更の申し出があった場合、支払期日後30日以内を限度に当社はこれを承認することがあります。
- （2）保険契約者は、変更確認書記載の保険料を、保険証券摘要欄記載の「合算後払保険料の支払」の規定に従い、当社に支払わなければなりません。

第3条（支払期限以降免責）

保険期間が始まった後でも、保険契約者が第1回回払保険料支払期限（注）までに保険料の支払を怠ったときは、当社は、第1回回払保険料支払期限（注）以降、その支払がある時まで生じた損害をてん補する責任を負いません。

（注）当社が第1回回払保険料支払期限の変更を承認した場合は、その変更された第1回回払保険料支払期限をいいます。

第4条（支払期日以降免責）

この保険証券記載の第1回回払保険料支払期日後30日以内に、第1回回払保険料の支払がないときは、当社は、その支払期日以降に生じた損害をてん補する責任を負いません。

（注）当社が支払期日の延期を承認した場合は、その延期された支払期日にその支払いを怠ったときを含みます。

第3章 第2回以降回払保険料

第5条（支払期日）

保険契約者は、第2回以降の回払保険料をこの保険証券記載の支払期日までに当社に支払わなければなりません。

第6条（支払期日以降免責）

保険契約者が第2回以降の回払保険料について、支払期日の属する月の翌々月の応当日（翌々月に応当日がないときは、その月の月末をもって応当日とします。以下同じとします。）までその支払を怠ったときは、当社は、その支払期日後に生じた損害をてん補する責任を負いません。

第4章 解除

第7条（保険料不払による解除）

- （1）この保険証券記載の第1回回払保険料支払期日後30日以内に、第1回回払保険料の支払がないときは、当社はその時をもって、保険契約者にあてて書面による解除の通知をして、この保険契約を解除することができます。その解除は、その保険料の支払期日から将来に向かってその効力を生じます。
- （2）保険契約者が第2回以降の各回払保険料を支払期日の属する月の翌々月の応当日までに当社に支払わないときは、当社は、保険契約者にあてて書面により解除の通知をして、この保険契約を解除することができます。その解除は、当社がその通知を行った日時にかかわらずその回払保険料の支払期日から将来に向かってその効力を生じます。

第8条（精算保険料）

当社が第7条（保険料不払による解除）の規定によりこの保険契約を解除したときは、当社は、既に領収済の保険料のうち解除の効力が生じた時以降の保険料を返還するものとします。また、未払込保険料のうち、解除の効力が生じる時までの保険料を請求するものとします。

第5章 普通約款との関係

第9条

船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）の各条項の全部または一部がこの特別条項に抵触するときは、この特別条項が普通約款に優先して適用されます。

.....

船舶建造者責任保険特別約款

（平成22年4月1日改正）

第1条（てん補責任一）

当社は、被保険者（この保険証券に複数の被保険者が記載されているときには、船舶建造者としての被保険者に限ります。以下同じとします。）が被保険船舶の建造により、次に掲げる法律上の損害賠償責任（以下「賠償責任」といいます。）を負ったことにより被る損害に限り、てん補する責任を負います。ただし、当社がてん補する損害は、その損害の原因となった滅失、損傷等が保険期間中に発生し、かつ、発見された場合における被保険者が負う賠償債務の弁済としての支出（以下「賠償金」といいます。）に限るものとし、その賠償金の支払にあたっては、あらかじめ当社の書面による同意を得なければなりません。

- 被保険者の使用人および下請負人（注1）を除く人の死傷または疾病に対する賠償責任
- 他船または他船上の積荷もしくはその他の財物に与えた損害（注2）に対する賠償責任。ただし、船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第6条（衝突損害賠償金）に規定する衝突損害賠償金を除きます。
- 港湾設備その他の固定物、移動物または海産物等の被保険船舶外に存在する財物（注3）に与えた損害（注4）に対する賠償責任
- 被保険船舶内に存在する被保険者の使用人および下請負人（注1）を除く人の所持品に与えた損害に対する賠償責任
- ②および③に掲げる他船、他船上の積荷その他の財物、港湾設備等被保険船舶外に存在する財物の船骸または残骸の引き揚げまたは除去を必要としたときに、その引き揚げまたは除去に要した費

用に対する賠償責任。ただし、引き揚げまたは除去されたそれらの財物に残存価額があるときは、その賠償責任にかかわる賠償金からその金額を控除します。

- ⑥ 入港、出港または港内の移動のための書面による曳航契約に基づき被保険者が負担すべき賠償責任。ただし、その曳航契約に定める被保険者の責任が一般に行われている曳航契約に比して著しく過重である場合には、⑥による賠償金をてん補しません。

(注1) その使用人を含みます。

(注2) その他船の損傷によるその他船の使用利益の喪失を含みます。

(注3) ②に掲げる財物を除きます。

(注4) それらの財物の損傷によるそれらの財物の使用利益の喪失を含みます。

第2条（てん補責任－2）

当社は、被保険船舶の建造により、被保険者が次に掲げる費用を支出することによって被る損害に限り、てん補する責任を負います。ただし、その損害の原因となった滅失、損傷等が保険期間中に発生し、かつ、発見された場合に限るものとし、その費用の支出にあたっては、あらかじめ当社の書面による同意を得なければなりません。

- ① 被保険船舶の乗船者のうちの傷病者または密航者、難民もしくは海上で救助した者の下船のみを目的とする被保険船舶の離路に関し、被保険者が特に負担した費用（注）
- ② 被保険船舶が伝染病の病原体に汚染され、または汚染のおそれがあるために、検疫または伝染病予防に関する法令に基づき被保険船舶もしくはその積荷または被保険者の使用人等について特別の防疫措置がなされたときに、被保険者がこれに要した費用（注）
- ③ 被保険船舶の船骸または被保険船舶の積荷もしくは被保険船舶のその他の財物の残骸について、被保険者が引き揚げまたは除去を行うべき法律上の責任を負ったとき、または被保険者が所有、賃借もしくは占有している場所からの引き揚げまたは除去を必要としたときに、その引き揚げまたは除去に要した費用。ただし、引き揚げまたは除去されたそれらの財物に残存価額があるときは、その引き揚げまたは除去に要した費用からその金額を控除します。

(注) 被保険船舶の使用利益の喪失は、費用とはみなしません。

第3条（てん補責任－3）

当社は、第1条（てん補責任－1）および第2条（てん補責任－2）の規定により当社がてん補すべき損害を防止軽減するために、被保険者が損害防止費用（注）を支出することによって被る損害をてん補する責任を負います。

(注) 普通約款第7条（損害防止費用）の規定によります。

第4条（てん補しない損害）

当社は、被保険者が次に掲げる賠償責任を負い、または費用を支出することによって被る損害をてん補する責任を負いません。

- ① 被保険船舶の積荷（注1）その他被保険船舶が管理しもしくは作業の対象としている財物（注2）に与えた損害について生じた賠償責任または費用。ただし、第1条（てん補責任－1）⑥の場合を除きます。
- ② 正貨、地金銀、貴金属、宝石、銀行券、債券その他の流通証券および類似の財物に与えた損害について生じた賠償責任または費用
- ③ 原因がいかなる場合でも、油、有害液体物質、廃棄物その他の汚濁物質の流出もしくは排出によって生じた賠償責任または費用。ただし、被保険船舶が進水する前に限ります。
- ④ 賠償責任に関して特約がある場合に、その特約によって加重された賠償責任。ただし、第1条（てん補責任－1）⑥の場合を除きます。
- ⑤ 地震または火山の噴火（注3）による損害について生じた賠償責任または費用

(注1) 積込み前および荷卸し後を含みます。

(注2) 被保険船舶が他船に曳航されまたは他船を曳航している場合のその船列内の他船および他船上の財物を含みます。

(注3) これらによって生じた津波および火災を含みます。

第5条（被保険者の所有または賃借する他船等に与えた損害）

- (1) 被保険船舶が被保険者の所有または賃借する他の船舶（注）またはその他船上の財物に損害を与えた場合も、第三者の所有もしくは賃借する他の船舶またはその他船上の財物に損害を与えた場合に準じてこの特別約款が適用されるものとします。この場合、過失の有無およびその割合ならびに損害額については被保険者と当社との間で協定します。
- (2) (1)の協定が成立しないときは、被保険者と当社は、協議して1人の仲裁人を選任しその判断に任せます。この選任ができないときは、被保険者と当社は各自1人の仲裁人を選任し、その2人が選任する第三の仲裁人1人を加えた3人の仲裁人の多数決による判断に従います。

(注) 被保険船舶の端艇を除きます。

第6条（試運転等のための航行）

この保険証券記載の航路定限の規定にかかわらず、被保険船舶は、試運転、ぎ装、入きよまたは引渡しを目的とする場合に限り、この保険証券記載の造船所から水路（**保険証券記載のとおり**）湮（被曳航行の場合は25浬）の区域内を航行することができます。

第7条（保険契約の終了）

- (1) 保険期間中であっても、被保険船舶を発注者に引き渡したときは、その時をもって、この保険契約は終了します。
- (2) (1)の規定によりこの保険契約が終了する場合は、当社は、既に領収済の保険料と既経過期間に相当する保険料との差額を返還または請求します。

第8条（てん補額の限度）

- (1) この特別約款によって当社がてん補すべき金額は、この特別約款によらないてん補金とは別個に、1回の保険事故ごとに、次の金額とします。
- ① てん補の対象となる損害が死傷疾病責任（注1）のみの場合は、その損害額からこの保険証券記載の免責金額を控除した残額。ただし、この保険証券記載の死傷疾病責任てん補限度額を限度とします。
- ② てん補の対象となる損害が①以外の場合は、死傷疾病責任（注1）の損害額（注2）と死傷疾病責任（注1）以外の損害額との合算額からこの保険証券記載の免責金額を控除した残額。ただし、この保険証券記載の保険価額を限度とします。
- (2) (1)①および②のそれぞれの金額にこの保険証券記載の保険金額の保険価額に対する割合を乗じて得た額をもって、当社のてん補額とします。

(注1) 第1条（てん補責任－1）①に掲げる賠償責任をいいます。

(注2) この保険証券記載の死傷疾病責任てん補限度額を限度とします。

第9条（普通約款との関係）

普通約款の各条項の全部または一部がこの特別約款に抵触するときは、この特別約款が普通約款に優先して適用されます。

.....

地震危険担保特別条項（船舶建造者責任保険用）

(平成22年4月1日改正)

第1条

当社は、地震または火山の噴火（注）によって生じた損害に対して、この保険証券記載の船舶建造者責任保険特別約款（以下「特別約款」といいます。）の規定に従いてん補する責任を負います。

(注) これらによって生じた津波および火災を含みます。

第2条

特別約款第4条（てん補しない損害）①から⑤までの規定のうち、⑤の規定は適用しません。

.....

ストライキ危険担保特別条項（船舶建造者責任保険用）

（平成22年4月1日改正）

当社は、船舶保険普通保険約款第11条（てん補しない損害－1）⑤から⑦までの規定にかかわらず、次に掲げる事由によって生じた損害を、この保険証券記載の船舶建造者責任保険特別約款の規定に従い、てん補する責任を負います。

- ① ストライキ、ロックアウトその他の争議行為または争議行為参加者のそれに付随する行為
- ② テロリストその他政治的動機または害意をもって行動する者の行為
- ③ 暴動、政治的または社会的騒ぎょうその他類似の事態

.....

免責金額控除に関する特別条項（船舶建造者責任保険用）

（平成22年4月1日改正）

第1条

この保険証券記載の船舶建造保険特別約款（以下「建造約款」といいます。）第9条（てん補額の限度）および船舶建造者責任保険特別約款（以下「責任約款」といいます。）第8条（てん補額の限度）の規定にかかわらず、建造約款によっててん補の対象となる損害と責任約款によっててん補の対象となる損害が1回の保険事故によって生じた場合の当社がてん補すべき金額は、1回の保険事故ごとに、次に掲げる金額の合算額からこの保険証券記載の免責金額を控除した残額とします。

- ① 建造約款第9条（てん補額の限度）の規定に基づき当社がてん補すべき金額。ただし、その金額の算出にあたっては、同条(1)の免責金額の適用がないものとします。
- ② 責任約款第8条（てん補額の限度）(1)の規定に基づき当社がてん補すべき金額。ただし、その金額の算出にあたっては、同条(1)①および②の免責金額の適用がないものとします。

第2条

第1条の残額にこの保険証券記載の保険金額の保険価額に対する割合を乗じて得た額をもって、当社のてん補額とします。

.....

船舶修繕保険特別約款

（平成22年4月1日改正）

第1条（てん補責任）

当社は、保険の対象について、海上危険または陸上危険（以下「保険事故」といいます。）によって生じた次に掲げる損害に限り、てん補する責任を負います。ただし、①および②（注1）の規定に掲げる損害については、その損害の原因となった滅失または損傷が保険期間中に発生し、かつ、発見されたものに限ります。

- ① 全損（注2）
- ② 修繕費（注3）
- ③ 共同海損分担額（注4）
- ④ 衝突損害賠償金（注5）
- ⑤ 損害防止費用（注6）。ただし、①から④までに掲げる損害を防止軽減するために支出されたものに限り、ます。

（注1）船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第4条（修繕費）(7)に規定する船底損傷検査のための費用を除きます。

（注2）普通約款第3条（全損）の規定によります。

（注3）普通約款第4条（修繕費）の規定によります。

（注4）普通約款第5条（共同海損分担額）の規定によります。

（注5）普通約款第6条（衝突損害賠償金）の規定によります。

（注6）普通約款第7条（損害防止費用）の規定によります。

第2条（保険の対象の範囲）

(1) この特別約款において、保険の対象にはこの保険証券記載の航路定限内に存在する次に掲げる物が含まれるものとします。

- ① 被保険船舶から取り外した部分
- ② 被保険者の提供した工事材料

(2) (1)①に該当するものであって、被保険船舶に再取付しない物については、再取付しないことが確定した時以後これを保険の対象から除外します。

第3条（てん補しない損害）

当社は、次に掲げる損害をてん補する責任を負いません。

- ① 溶接不良のみが発見された場合の溶接不良部分を再溶接するために要した費用
- ② 地震または火山の噴火（注）によって生じた損害
- ③ 砲弾、水雷等の試射によって生じた損傷の修繕費

（注）これらによって生じた津波および火災を含みます。

第4条（試運転のための航行）

この保険証券記載の航路定限の規定にかかわらず、被保険船舶は、試運転を目的とする場合に限り、この保険証券記載の造船所から水路100哩（被曳航行の場合は25哩）の区域内を航行することができます。

第5条（保険価額）

保険価額は、修繕完了時に有すべき被保険船舶の見積額を下回らない額とします。

第6条（修繕完了前の全損の判定）

修繕完了前において、普通約款第3条（全損）(2)①に規定する全損の判定を行うにあたっては、次に掲げる価額または費用の合算額から、被保険船舶から取り外した部分であって再取付しない物の価額を控除して得た残額（注）をもって普通約款第3条（全損）(2)①の保険価額とみなします。

- ① 保険期間が開始した時における被保険船舶の価額
- ② 当社がてん補すべき損害が発生した時までに被保険船舶に取り付けた部分の価額
- ③ 当社がてん補すべき損害が発生した時にこの保険証券記載の航路定限内に存在する被保険者の提供した工事材料の価額
- ④ 当社がてん補すべき損害が発生した時までの工事量に相当する工事費

（注）この保険証券記載の保険価額を限度とします。

第7条（修繕完了前に全損となったときの保険価額および保険金額）

修繕完了前に保険の対象が全損となったときは、第6条（修繕完了前の全損の判定）の規定により得られた額をもって全損となった時の保険価額とし、この保険価額に、この保険証券記載の保険金額の保険価額に対する割合を乗じて得た額をもってその時の保険金額とします。

第8条（保険契約の終了）

(1) 保険期間中であつても、被保険船舶の修繕が完了したときは、その時をもってこの保険契約は終了します。

(2) (1)の規定によりこの保険契約が終了する場合は、当社は、既に領収済の保険料と既経過期間に相当する保険料との差額を返還または請求します。

第9条（普通約款との関係）

普通約款の各条項の全部または一部がこの特別約款に抵触するときは、この特別約款が普通約款に優先して適用されます。

.....

地震危険担保特別条項

（平成22年4月1日改正）

当社は、地震または火山の噴火（注）によって生じた損害を、この保険証券記載の特別約款の規定に従いてん補する責任を負います。

（注）これらによって生じた津波および火災を含みます。

.....

免責金額控除特別条項（B）（船舶修繕保険用）

（平成22年4月1日改正）

第1条

- (1) 当社は、この保険証券のもとで損害をてん補する場合は、1回の保険事故ごとに、てん補の対象となる損害の合算額からこの保険証券記載の免責金額を控除した残額をてん補する責任を負います。
- (2) (1)のてん補の対象となる損害は、この保険証券記載の保険価額を限度とします。ただし、船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第9条（てん補額の限度）(2)①から③までに掲げる賠償金または費用については、他のてん補の対象となる損害とは別個に、それぞれこの保険証券記載の保険価額を限度とします。

第2条

次に掲げる損害については第1条の規定を適用しません。

- ① 普通約款第3条（全損）に規定する全損
- ② 普通約款第4条（修繕費）(7)に規定する船底損傷検査のための費用
- ③ 被保険船舶が全損となったときの普通約款第7条（損害防止費用）(1)①および②に規定する損害防止費用

.....

船舶修繕者工事保険特別約款

（平成22年4月1日改正）

第1条（てん補責任）

当社は、保険の対象について、海上危険または陸上危険（以下「保険事故」といいます。）によって生じた次に掲げる損害に限り、てん補する責任を負います。ただし、①および②（注1）の規定に掲げる損害については、その損害の原因となった滅失または損傷が保険期間中に発生し、かつ、発見されたものに限ります。

- ① 全損（注2）
- ② 修繕費（注3）
- ③ 共同海損分担額（注4）
- ④ 衝突損害賠償金（注5）
- ⑤ 再進水費用。ただし、進水が成功しなかった場合、その後進水を完了するために必要な工事費用に限りします。
- ⑥ 損害防止費用（注6）。ただし、①から⑤までに掲げる損害を防止軽減するために支出されたものに限りします。

（注1）船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第4条（修繕費）(7)に規定する船底損傷検査のための費用を除きます。

（注2）普通約款第3条（全損）の規定によります。

（注3）普通約款第4条（修繕費）の規定によります。ただし、同条(1)から(7)までの規定のうち(6)の規定は適用しません。

（注4）普通約款第5条（共同海損分担額）の規定によります。

（注5）普通約款第6条（衝突損害賠償金）の規定によります。

（注6）普通約款第7条（損害防止費用）の規定によります。

第2条（保険の対象の範囲）

- (1) この特別約款において、保険の対象とは、被保険者の所有に属する次に掲げる物（注）であって、この保険証券記載の航路定限内に存在するものをいいます。
- ① 被保険船舶の船体、機関、電機、航海機器、属具、備品等およびこれらの修繕材料
 - ② 被保険船舶から取り外した部分
 - ③ 被保険船舶の修繕に使用される図面、鋳型および木型
 - ④ 被保険船舶の試運転、ぎ装、入きょまたは引渡しを目的とする航海に使用される燃料および潤滑油
- (2) (1)②に該当するものであって、被保険船舶に再取付しない物については、再取付しないことが確

定した時以後これを保険の対象から除外します。

（注）発注者支給品がある場合はこれを含みます。

第3条（てん補しない損害）

当社は、次に掲げる損害をてん補する責任を負いません。

- ① 保険の対象に存在する材質上の欠陥（注1）によって損害が生じた場合、その欠陥が存在する部分の損害
- ② 設計上または仕様上の不良によって生じた保険の対象の欠陥（注1）によって損害が生じた場合、その欠陥が存在する部分の損害
- ③ 設計または仕様の変更もしくは改善に要した費用
- ④ 溶接不良のみが発見された場合の溶接不良部分を再溶接するために要した費用
- ⑤ 地震または火山の噴火（注2）によって生じた損害

（注1）保険契約者または被保険者が相当の注意を払ったにもかかわらず発見することができなかった欠陥に限りします。

（注2）これらによって生じた津波および火災を含みます。

第4条（試運転等のための航行）

この保険証券記載の航路定限の規定にかかわらず、被保険船舶は、試運転、ぎ装、入きょまたは引渡しを目的とする場合に限り、この保険証券記載の造船所から水路（保険証券記載のとおり）湮（被曳航行の場合は2.5湮）の区域内を航行することができます。

第5条（保険価額）

保険価額は、修繕完了時に有すべき被保険船舶の見積額を下回らない額とします。

第6条（修繕完了前の全損の判定）

修繕完了前において、普通約款第3条（全損）(2)①に規定する全損の判定を行うにあたっては、次に掲げる価額または費用の合算額から、被保険船舶から取り外した部分であって再取付しない物の価額を控除して得た残額（注）をもって普通約款第3条（全損）(2)①の保険価額とみなします。

- ① 保険期間が開始した時における被保険船舶の価額
- ② 当社がてん補すべき損害が発生した時までに被保険船舶に取り付けた部分の価額
- ③ 当社がてん補すべき損害が発生した時にこの保険証券記載の航路定限内に存在する被保険者の提供した工事材料の価額
- ④ 当社がてん補すべき損害が発生した時までの工事量に相当する工事費
- ⑤ 修繕契約代価に含まれる利潤のうち、②から④までに割り当てられるべき部分

（注）この保険証券記載の保険価額を限度とします。

第7条（修繕完了前に全損となったときの保険価額および保険金額）

修繕完了前に保険の対象が全損となったときは、第6条（修繕完了前の全損の判定）の規定により得られた額をもって全損となった時の保険価額とし、この保険価額に、この保険証券記載の保険金額の保険価額に対する割合を乗じて得た額をもってその時の保険金額とします。

第8条（保険契約の終了）

- (1) 保険期間中であっても、被保険船舶を発注者に引き渡したときは、その時をもってこの保険契約は終了します。
- (2) (1)の規定によりこの保険契約が終了する場合は、当社は、既に領収済の保険料と既経過期間に相当する保険料との差額を返還または請求します。

第9条（てん補額の限度）

- (1) この特別約款のもとで、当社がてん補すべき金額は、この特別約款によらないてん補金とは別個に、1回の保険事故ごとに、てん補の対象となる損害の合算額からこの保険証券記載の免責金額を控除した残額とします。
- (2) (1)のてん補の対象となる損害は、この保険証券記載の保険価額を限度とします。ただし、普通約款第9条（てん補額の限度）(2)①から③までに掲げる賠償金または費用については、他のてん補の対象となる損害とは別個に、それぞれこの保険証券記載の保険価額を限度とします。
- (3) 次に掲げる損害については、(1)および(2)の規定を適用しません。
- ① 普通約款第3条（全損）に規定する全損（注）

- ② 普通約款第4条（修繕費）（7）に規定する船底損傷検査のための費用
- ③ 被保険船舶が全損（注）となったときの普通約款第7条（損害防止費用）（1）①および②に規定する損害防止費用

（注）第6条（修繕完了前の全損の判定）の規定により建造完了前に全損と判定された場合を含みます。

第10条（普通約款との関係）

普通約款の各条項の全部または一部がこの特別約款に抵触するときは、この特別約款が普通約款に優先して適用されます。

.....

船底防汚塗料でん補特別条項（船舶修繕者工事保険用）

（平成22年4月1日改正）

第1条

保険事故によって生じた損傷の修繕工事（以下「保険工事」といいます。）のために被保険船舶の上架または入きよを必要とした場合に、船底の防汚塗装が行われたときは、その損傷発生直前の状態に復旧するために要する妥当な船底防汚塗料の代金および塗装費（以下「船底防汚塗装費」といいます。）を船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第4条（修繕費）（1）の修繕費に含めます。

第2条

第1条の場合に、保険工事とそれ以外の工事または検査が同時に行われたときは、船底の損傷のあった部分についてのみ防汚塗装が行われたときを除き、船底防汚塗装費の2分の1に限り、普通約款第4条（修繕費）（1）の修繕費に含めます。

.....

保険金分配特別条項（船舶修繕者工事保険用）

（平成22年4月1日改正）

被保険者は、保険金の請求をするときは、各自が受け取るべき保険金の額につき被保険者の連署した文書をもって当社に通知しなければなりません。

.....

船舶修繕者責任保険特別約款

（平成22年4月1日改正）

第1条（てん補責任－1）

当社は、被保険者（この保険証券に複数の被保険者が記載されているときには、船舶修繕者としての被保険者に限ります。以下同じとします。）が被保険船舶の修繕により、次に掲げる法律上の損害賠償責任（以下「賠償責任」といいます。）を負ったことにより被る損害に限り、てん補する責任を負います。ただし、当社がてん補する損害は、その損害の原因となった滅失、損傷等が保険期間中に発生し、かつ、発見された場合における被保険者が負う賠償債務の弁済としての支出（以下「賠償金」といいます。）に限るものとし、その賠償金の支払にあたっては、あらかじめ当社の書面による同意を得なければなりません。

- ① 被保険者の使用人および下請負人（注1）を除く人の死傷または疾病に対する賠償責任
- ② 他船または他船上の積荷もしくはその他の財物に与えた損害（注2）に対する賠償責任。ただし、船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第6条（衝突損害賠償金）に規定する衝突損害賠償金を除きます。
- ③ 港湾設備その他の固定物、移動物または海産物等の被保険船舶外に存在する財物（注3）に与えた損害（注4）に対する賠償責任
- ④ 被保険船舶内に存在する被保険者の使用人および下請負人（注1）を除く人の所持品に与えた損

害に対する賠償責任

- ⑤ ②および③に掲げる他船、他船上の積荷その他の財物、港湾設備等被保険船舶外に存在する財物の船骸または残骸の引き揚げまたは除去を必要としたときに、その引き揚げまたは除去に要した費用に対する賠償責任。ただし、引き揚げまたは除去されたそれらの財物に残存価額があるときは、その賠償責任にかかわる賠償金からその金額を控除します。
- ⑥ 入港、出港または港内の移動のための書面による曳航契約に基づき被保険者が負担すべき賠償責任。ただし、その曳航契約に定める被保険者の責任が一般に行われている曳航契約に比して著しく過重である場合には、⑥による賠償金をてん補しません。

（注1）その使用人を含みます。

（注2）その他船の損傷によるその他船の使用利益の喪失を含みます。

（注3）②に掲げる財物を除きます。

（注4）それらの財物の損傷によるそれらの財物の使用利益の喪失を含みます。

第2条（てん補責任－2）

当社は、被保険船舶の修繕により、被保険者が次に掲げる費用を支出することによって被る損害に限り、てん補する責任を負います。ただし、その損害の原因となった滅失、損傷等が保険期間中に発生し、かつ、発見された場合に限るものとし、その費用の支出にあたっては、あらかじめ当社の書面による同意を得なければなりません。

- ① 被保険船舶の乗船者のうちの傷病者または密航者、難民もしくは海上で救助した者の下船のみを目的とする被保険船舶の離路に関し、被保険者が特に負担した費用（注）
- ② 被保険船舶が伝染病の病原体に汚染され、または汚染のおそれがあるために、検査または伝染病予防に関する法令に基づき被保険船舶もしくはその積荷または被保険者の使用人等について特別の防疫措置がなされたときに、被保険者がこれに要した費用（注）
- ③ 被保険船舶の船骸または被保険船舶の積荷もしくは被保険船舶のその他の財物の残骸について、被保険者が引き揚げまたは除去を行うべき法律上の責任を負ったとき、または被保険者が所有、賃借もしくは占有している場所からの引き揚げまたは除去を必要としたときに、その引き揚げまたは除去に要した費用。ただし、引き揚げまたは除去されたそれらの財物に残存価額があるときは、その引き揚げまたは除去に要した費用からその金額を控除します。

（注）被保険船舶の使用利益の喪失は、費用とはみなしません。

第3条（てん補責任－3）

当社は、第1条（てん補責任－1）および第2条（てん補責任－2）の規定により当社がてん補すべき損害を防止軽減するために、被保険者が損害防止費用（注）を支出することによって被る損害をてん補する責任を負います。

（注）普通約款第7条（損害防止費用）の規定によります。

第4条（てん補しない損害）

当社は、被保険者が次に掲げる賠償責任を負い、または費用を支出することによって被る損害をてん補する責任を負いません。

- ① 被保険船舶の積荷（注1）その他被保険船舶が管理しもしくは作業の対象としている財物（注2）に与えた損害について生じた賠償責任または費用。ただし、第1条（てん補責任－1）⑥の場合を除きます。
- ② 正貨、地金銀、貴金属、宝石、銀行券、債券その他の流通証券および類いの財物に与えた損害について生じた賠償責任または費用
- ③ 原因がいかなる場合でも、油、有害液体物質、廃棄物その他の汚濁物質の流出もしくは排出によって生じた賠償責任または費用。ただし、被保険船舶が進水する前に限ります。
- ④ 賠償責任に関して特約がある場合に、その特約によって加重された賠償責任。ただし、第1条（てん補責任－1）⑥の場合を除きます。
- ⑤ 地震または火山の噴火（注3）による損害について生じた賠償責任または費用

（注1）積み込み前および荷卸し後を含みます。

（注2）被保険船舶が他船に曳航されまたは他船を曳航している場合のその船列内の他船および他船上の財物を含みます。

(注3) これらによって生じた津波および火災を含みます。

第5条 (被保険者の所有または賃借する他船等に与えた損害)

(1) 被保険船舶が被保険者の所有または賃借する他の船舶(注)またはその他船上の財物に損害を与えた場合も、第三者の所有もしくは賃借する他の船舶またはその他船上の財物に損害を与えた場合に準じてこの特別約款が適用されるものとします。この場合、過失の有無およびその割合ならびに損害額については被保険者と当社との間で協定します。

(2) (1)の協定が成立しないときは、被保険者と当社は、協議して1人の仲裁人を選任しその判断に任せます。この選任ができないときは、被保険者と当社は各自1人の仲裁人を選任し、その2人が選任する第三の仲裁人1人を加えた3人の仲裁人の多数決による判断に従います。

(注) 被保険船舶の端艇を除きます。

第6条 (試運転等のための航行)

この保険証券記載の航路定限の規定にかかわらず、被保険船舶は、試運転、ぎ装、入きよまたは引渡しを目的とする場合に限り、この保険証券記載の造船所から水路(保険証券記載のとおり)湊(被曳航行の場合は25湊)の区域内を航行することができます。

第7条 (保険契約の終了)

(1) 保険期間中であっても、被保険船舶を発注者に引き渡したときは、その時をもって、この保険契約は終了します。

(2) (1)の規定によりこの保険契約が終了する場合は、当社は、既に領収済の保険料と既経過期間に相当する保険料との差額を返還または請求します。

第8条 (てん補額の限度)

(1) この特別約款によって当社がてん補すべき金額は、この特別約款によらないてん補金とは別個に、1回の保険事故ごとに、次の金額とします。

① てん補の対象となる損害が死傷疾病責任(注1)のみの場合は、その損害額からこの保険証券記載の免責金額を控除した残額。ただし、この保険証券記載の死傷疾病責任でてん補限度額を限度とします。

② てん補の対象となる損害が①以外の場合は、死傷疾病責任(注1)の損害額(注2)と死傷疾病責任(注1)以外の損害額との合算額からこの保険証券記載の免責金額を控除した残額。ただし、この保険証券記載の保険価額を限度とします。

(2) (1)①および②のそれぞれの金額にこの保険証券記載の保険金額の保険価額に対する割合を乗じて得た額をもって、当社のてん補額とします。

(注1) 第1条(てん補責任-1)①に掲げる賠償責任をいいます。

(注2) この保険証券記載の死傷疾病責任でてん補限度額を限度とします。

第9条 (普通約款との関係)

普通約款の各条項の全部または一部がこの特別約款に抵触するときは、この特別約款が普通約款に優先して適用されます。

.....
免責金額控除に関する特別条項 (船舶修繕者責任保険用)

(平成22年4月1日改正)

第1条

この保険証券記載の船舶修繕者工事保険特別約款(以下「修繕者工事約款」といいます。)第9条(てん補額の限度)および船舶修繕者責任保険特別約款(以下「責任約款」といいます。)第8条(てん補額の限度)の規定にかかわらず、修繕者工事約款によっててん補の対象となる損害と責任約款によっててん補の対象となる損害が1回の保険事故によって生じた場合の当社がてん補すべき金額は、1回の保険事故ごとに、次に掲げる金額の合算額からこの保険証券記載の免責金額を控除した残額とします。

- ① 修繕者工事約款第9条(てん補額の限度)の規定に基づき当社がてん補すべき金額。ただし、その金額の算出にあたっては、同条(1)の免責金額の適用がないものとします。
- ② 責任約款第8条(てん補額の限度)(1)の規定に基づき当社がてん補すべき金額。ただし、その金額の算出にあたっては、同条(1)①および②の免責金額の適用がないものとします。

第2条

第1条の残額にこの保険証券記載の保険金額の保険価額に対する割合を乗じて得た額をもって、当社のてん補額とします。

.....

船舶修繕費保険特別約款

(平成22年4月1日改正)

第1条 (てん補責任)

(1) 当社は、被保険船舶の修繕中に、この保険証券記載の航路定限内に存在する被保険船舶の修繕材料(以下「修繕材料」といいます。)が、海上危険または陸上危険(以下「保険事故」といいます。)によって滅失または損傷を被ったときは、次のいずれかの費用または利潤をてん補する責任を負います。ただし、その滅失または損傷が修繕中に発見された場合に限りです。

① 滅失または損傷を被った修繕材料の修復を行う場合は、その修繕費(注1)

② 被保険船舶の修繕が中止された場合は、次に掲げる費用および利潤

ア. 保険事故発生の時までに被保険船舶の修繕のために被保険者が支出した材料費

イ. 保険事故発生の時までの工事量に相当する工事費用(注2)

ウ. 修繕契約代価に含まれる利潤のうち、上記ア. およびイ. に割り当てられるべき部分

(2) (1)の場合において、修繕契約上被保険者が発注者に対して請求することができる金額があるときは、当社は、これを控除した残額を基礎として、てん補額を決定します。

(注1) 船舶保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第4条(修繕費)の規定によります。

(注2) ア. に規定する材料費を除きます。

第2条 (てん補しない損害-1)

当社は、次に掲げる損害をてん補する責任を負いません。

- ① 修繕材料に存在する材質上の欠陥(注1)によって損害が生じた場合、その欠陥が存在する部分の損害
- ② 設計上または仕様上の不良によって生じた修繕材料の欠陥(注1)によって損害が生じた場合、その欠陥が存在する部分の損害
- ③ 設計または仕様の変更もしくは改善に要した費用
- ④ 溶接不良のみが発見された場合の溶接不良部分を再溶接するために要した費用
- ⑤ 地震または火山の噴火(注2)によって生じた損害

(注1) 保険契約者または被保険者が相当の注意を払ったにもかかわらず発見することができなかった欠陥に限りです。

(注2) これらによって生じた津波および火災を含みます。

第3条 (てん補しない損害-2)

当社は、被保険船舶が航路定限内に到着しなかったために、被保険船舶の修繕が中止されたことによって生じた損害をてん補する責任を負いません。ただし、被保険船舶の修繕が中止された時までに支出した第1条(てん補責任)(1)①に規定する修繕費については、この限りではありません。

第4条 (試運転のための航行)

この保険証券記載の航路定限の規定にかかわらず、被保険船舶は、試運転を目的とする場合に限り、この保険証券記載の造船所から水路100湊(被曳航行の場合は25湊)の区域内を航行することができます。

第5条 (保険価額)

保険価額は、修繕契約代価(代価の定めがない場合は、その見積額)を下回らない額とします。

第6条 (保険契約の終了)

(1) 保険期間中であっても、被保険船舶の修繕が完了したときは、その時をもってこの保険契約は終了します。

(2) (1)の規定によりこの保険契約が終了する場合は、当社は、既に領収済の保険料と既経過期間に相当する保険料との差額を返還または請求します。

第7条（免責金額の控除）

当社は、この保険証券のもとで損害をてん補するときは、1回の保険事故ごとに、その損害額（注）からこの保険証券記載の免責金額を控除します。

（注）この保険証券記載の保険価額を限度とします。

第8条（普通約款との関係）

普通約款の各条項の全部または一部がこの特別約款に抵触するときは、この特別約款が普通約款に優先して適用されます。

.....

船底防汚塗料てん補特別条項（船舶修繕費保険用）

（平成22年4月1日改正）

第1条

保険事故によって生じた損傷の修繕工事（以下「保険工事」といいます。）のために被保険船舶の上架または入きょを必要とした場合に、船底の防汚塗装が行われたときは、その損傷発生直前の状態に復旧するために要する妥当な船底防汚塗料の代金および塗装費（以下「船底防汚塗装費」といいます。）を船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第4条（修繕費）（1）の修繕費に含めます。

第2条

第1条の場合に、保険工事とそれ以外の工事または検査が同時に行われたときは、船底の損傷のあった部分についてのみ防汚塗装が行われたときを除き、船底防汚塗装費の2分の1に限り、普通約款第4条（修繕費）（1）の修繕費に含めます。

2 1. 船舶修繕者賠償責任保険に適用される特別約款・条項

船舶修繕者賠償責任保険特別約款

(平成22年4月1日改正)

第1条 (てん補責任－1)

(1) 当社は、被保険者が船舶修繕者として、次に掲げる法律上の損害賠償責任（以下「賠償責任」といいます。）を負ったことにより被る損害に限り、てん補する責任を負います。ただし、次に掲げる①から③までの損害は対象船舶の修繕工事期間の開始からその修繕工事期間終了後60日以内に発見されたものに限ります。

- ① 修繕工事期間中に対象船舶または積荷に与えた損害に対する賠償責任
 - ② 修繕工事の不良により修繕工事期間終了後に対象船舶または積荷に生じた損害に対する賠償責任
 - ③ 修繕工事により修繕工事期間中に生じた対象船舶および積荷以外の財物の損害に対する賠償責任
- (2) (1)の場合において、当社がてん補する損害は、被保険者が支出する損害賠償金（注）とし、その支出にあたっては、あらかじめ当社の書面による同意を得なければなりません。

(注) 損害賠償として損害発生直前の状態に復旧するために要する妥当な費用を含みます。

第2条 (てん補責任－2)

- (1) 当社は、修繕工事の不良により修繕工事期間中に対象船舶に損害が生じ、その損害を修復するために既に修繕工事を施工した部分を再び修繕する場合は、その修繕費（注）をてん補する責任を負います。
- (2) (1)の場合において、修繕工事契約上被保険者が発注者に対して請求することができる金額があるときは、当社は、(1)に規定する修繕費（注）からこれを控除した残額を基礎として、てん補額を決定します。

(注) 船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第4条（修繕費）の規定によります。

第3条 (てん補責任－3)

当社は、第1条（てん補責任－1）および第2条（てん補責任－2）の規定により当社がてん補すべき損害を防止軽減するために、被保険者が次に掲げる費用を支出することによって被る損害をてん補する責任を負います。

- ① 普通約款第7条（損害防止費用）(1)①に掲げる費用。ただし、被保険者が損害を防止軽減するために必要または有益な手段を講じた後に当社がてん補すべき損害がないことが判明したときは、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急の処置を講じたために要したもののまたは支出につきあらかじめ当社の書面による同意を得たものに限ります。
- ② 普通約款第7条（損害防止費用）(1)②または③に掲げる費用

第4条 (定義)

この特別約款において

- ① 「対象船舶」とは、この保険証券記載の船舶（注1）（以下「本船」といいます。）ならびに修繕工事に関連して一時的に本船から取り外された物および新たに本船に取り付けられる物をいいます。ただし、新たに取り付けられる物のうち
 - ア. 被保険者提供品については、修繕工事期間終了までは対象船舶の一部とみなしません。
 - イ. 発注者支給品については、修繕工事期間開始までは対象船舶の一部とみなしません。
- ② 「被保険者提供品」とは、本船に新たに取り付けられる物のうち被保険者が提供した機関、属具その他の部品および材料をいいます。
- ③ 「積荷」とは、修繕工事期間中に本船内に積載されているかまたは修繕工事に関連して一時的に本船外に搬出されている貨物その他の財物をいいます。
- ④ 「修繕工事」とは、対象船舶の修繕のために被保険者がこの保険証券記載の航路定限（注2）（以下「航路定限」といいます。）内において施工する対象船舶および被保険者提供品の修繕工事期間中の工事をいい、その工事に関連して被保険者が航路定限内において対象船舶、積荷または被保険者提供品を管理するときは、その管理を含みます。
- ⑤ 「修繕工事期間」とは、本船が修繕工事を目的として修繕工事を施工する場所に到着した時から

修繕工事が完了した時または発注者が修繕工事以外の目的で本船を修繕工事を施工する場所から移動しようとしてその実行に着手した時のいずれか早い時までをいいます。

- ⑥ 「被保険者提供品の欠陥」とは、次に掲げる欠陥（注3）をいいます。

- ア. 被保険者提供品に存在する材質上の欠陥
- イ. 設計または仕様上の不良によって生じた被保険者提供品の欠陥
- ウ. 修繕工事期間が開始する以前または被保険者提供品として特定される以前に生じた被保険者提供品の工作上の欠陥

(注1) 船体および機関のほか、属具、備品、燃料、食料その他の消耗品で船舶内に存在するものを含みます。

(注2) この保険証券記載の造船所から15哩以内の水域を含みます。

(注3) 被保険者が相当の注意を払ったにもかかわらず発見することができなかった欠陥に限りします。

第5条 (てん補しない損害－1)

当社は、次に掲げる事由によって生じた損害をてん補する責任を負いません。

- ① 排水、排気（注1）またはじんあいの発生。ただし、不測、かつ、突発的な事故による場合を除きます。
- ② 地震または火山の噴火（注2）
- ③ 盗難または紛失
- ④ 船舶の検査または工事に関する法令が遵守されなかったことによる本船の船倉または区画に発生した引火性ガスもしくは爆発性ガスの爆発（注3）
- ⑤ 砲弾、水雷等の試験

(注1) 煙、蒸気等を含みます。

(注2) これらによって生じた津波および火災を含みます。

(注3) これによって生じた火災を含みます。

第6条 (てん補しない損害－2)

当社は、被保険者が次に掲げる賠償責任を負ったことにより被る損害をてん補する責任を負いません。

- ① 人の死傷または疾病に対する賠償責任
- ② 名目のいかんにかかわらず、修繕工事の遅延による延滞料もしくは違約金の支払、本船の滞船料、運賃損失もしくは用船料損失またはこれらに類似の損失に対する賠償責任
- ③ 漁業権、営業権その他類似の財産権の侵害に対する賠償責任
- ④ 賠償責任に関して特約がある場合に、その特約によって加重された賠償責任。このうち第1条（てん補責任－1）(1)①または②については、一般に結ばれている修繕工事契約に比して加重された損害賠償

第7条 (てん補しない損害－3)

当社は、第1条（てん補責任－1）(1)③に規定する賠償責任のうち被保険者が次に掲げる賠償責任を負ったことにより被る損害をてん補する責任を負いません。

- ① 排油によって生じた賠償責任
- ② 被保険者が所有または賃借する船舶（注）の衝突によって生じた賠償責任
- ③ 被保険者が所有、使用もしくは管理する航空機または自動車によって生じた賠償責任
- ④ 対象船舶および積荷を除き、被保険者が所有、占有もしくは賃借し、または船舶修繕者として使用する財物の損害に対する賠償責任

(注) 総トン数20トン以上で自航能力を有するものをいいます。

第8条 (てん補しない損害－4)

当社は、修繕工事の設計上もしくは仕様上の不良によって生じた対象船舶の欠陥（注）により対象船舶に損害が生じた場合、または被保険者提供品の欠陥により修繕工事期間終了後に対象船舶に損害が生じた場合、その欠陥が存在する部分に対する損害をてん補する責任を負いません。

(注) 被保険者が相当の注意を払ったにもかかわらず発見することができなかった欠陥に限りします。

第9条（試運転のための航行）

この保険証券記載の航路定限の規定にかかわらず、本船は、試運転を目的とする場合に限り、この保険証券記載の造船所から水路100浬（被曳航行の場合は25浬）の区域内を航行することができます。

第10条（てん補額の限度）

- (1) この特別約款によって当社がてん補すべき金額は、1回の保険事故ごとに次のとおりとします。
- ① 第1条（てん補責任－1）もしくは第2条（てん補責任－2）に規定する損害または第3条（てん補責任－3）①に掲げる損害については、その損害の合算額（注）からこの保険証券記載の免責金額を控除した残額
 - ② 第3条（てん補責任－3）②に掲げる損害については、その全額。ただし、①に規定する損害の合算額がこの保険証券記載のてん補限度額を超過する場合は、てん補限度額のその合算額に対する割合をもって算出された金額に限りま。
- (2) (1)①および②に掲げるてん補額は、それぞれこの保険証券記載のてん補限度額を限度とします。

（注）被保険者が代位取得するものがあるときはその価額を控除します。

第11条（修繕未完丁の損害）

被保険者が第1条（てん補責任－1）(1)①または第2条（てん補責任－2）に掲げる損害の修繕を完了する以前に、発注者が本船を修繕工事を施工する場所から移動しようとしてその実行に着手したときは、第10条（てん補額の限度）(1)①の規定により当社がてん補すべき金額は、その時の被保険者の造船所における修繕見積額を限度とします。

第12条（修繕工事期間と保険期間の関係）

- 当社は、第1条（てん補責任－1）および第2条（てん補責任－2）の規定にかかわらず、次に掲げる損害によって被保険者が被る損害をてん補する責任を負いません。
- ① 保険期間開始前に修繕工事期間が開始した場合は、保険期間開始前に生じた対象船舶、積荷またはそれ以外の財物の損害
 - ② 保険期間満了時に、対象船舶の修繕工事期間が終了していない場合は、保険期間満了後に生じた対象船舶、積荷またはそれ以外の財物の損害

第13条（普通約款との関係）

普通約款の各条項の全部または一部がこの特別約款に抵触するときは、この特別約款が普通約款に優先して適用されます。

.....

船舶修繕者賠償責任保険特別約款ただし第1条(1)③（第三者賠償）および第7条削除

（平成22年4月1日改正）

第1条（てん補責任－1）

- (1) 当社は、被保険者が船舶修繕者として、次に掲げる法律上の損害賠償責任（以下「賠償責任」といいます。）を負ったことにより被る損害に限り、てん補する責任を負います。ただし、次に掲げる①および②の損害は対象船舶の修繕工事期間の開始からその修繕工事期間終了後60日以内に発見されたものに限りま。
- ① 修繕工事期間中に対象船舶または積荷に与えた損害に対する賠償責任
 - ② 修繕工事の不良により修繕工事期間終了後に対象船舶または積荷に生じた損害に対する賠償責任
- ③ 修繕工事により修繕工事期間中に生じた対象船舶および積荷以外の財物の損害に対する賠償責任
- (2) (1)の場合において、当社がてん補する損害は、被保険者が支出する損害賠償金（注）とし、その支出にあたっては、あらかじめ当社の書面による同意を得なければなりません。

（注）損害賠償として損害発生直前の状態に復旧するために要する妥当な費用を含みます。

第2条（てん補責任－2）

- (1) 当社は、修繕工事の不良により修繕工事期間中に対象船舶に損害が生じ、その損害を修復するために既に修繕工事を施工した部分を再び修繕する場合は、その修繕費（注）をてん補する責任を負いま

す。

- (2) (1)の場合において、修繕工事契約上被保険者が発注者に対して請求することができる金額があるときは、当社は、(1)に規定する修繕費（注）からこれを控除した残額を基礎として、てん補額を決定します。

（注）船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第4条（修繕費）の規定によります。

第3条（てん補責任－3）

当社は、第1条（てん補責任－1）および第2条（てん補責任－2）の規定により当社がてん補すべき損害を防止軽減するために、被保険者が次に掲げる費用を支出することによって被る損害をてん補する責任を負います。

- ① 普通約款第7条（損害防止費用）(1)①に掲げる費用。ただし、被保険者が損害を防止軽減するために必要または有益手段を講じた後に当社がてん補すべき損害がないことが判明したときは、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急の処置を講じたために要したものとまたは支出につきあらかじめ当社の書面による同意を得たものに限りま。
- ② 普通約款第7条（損害防止費用）(1)②または③に掲げる費用

第4条（定義）

この特別約款において

- ① 「対象船舶」とは、この保険証券記載の船舶（注1）（以下「本船」といいます。）ならびに修繕工事に関連して一時的に本船から取り外された物および新たに本船に取り付けられる物をいいます。ただし、新たに取り付けられる物のうち
ア. 被保険者提供品については、修繕工事期間終了までは対象船舶の一部とみなしません。
イ. 発注者支給品については、修繕工事期間開始までは対象船舶の一部とみなしません。
- ② 「被保険者提供品」とは、本船に新たに取り付けられる物のうち被保険者が提供した機関、属具その他の部品および材料をいいます。
- ③ 「積荷」とは、修繕工事期間中に本船内に積載されているかまたは修繕工事に関連して一時的に本船外に搬出されている貨物その他の財物をいいます。
- ④ 「修繕工事」とは、対象船舶の修繕のために被保険者がこの保険証券記載の航路定限（注2）（以下「航路定限」といいます。）内において施工する対象船舶および被保険者提供品の修繕工事期間中の工事をいい、その工事に関連して被保険者が航路定限内において対象船舶、積荷または被保険者提供品を管理するときは、その管理を含みます。
- ⑤ 「修繕工事期間」とは、本船が修繕工事を目的として修繕工事を施工する場所に到着した時から修繕工事が完了した時または発注者が修繕工事以外の目的で本船を修繕工事を施工する場所から移動しようとしてその実行に着手した時のいずれか早い時までをいいます。
- ⑥ 「被保険者提供品の欠陥」とは、次に掲げる欠陥（注3）をいいます。
ア. 被保険者提供品に存在する材質上の欠陥
イ. 設計または仕様上の不良によって生じた被保険者提供品の欠陥
ウ. 修繕工事期間が開始する以前または被保険者提供品として特定される以前に生じた被保険者提供品の工作上の欠陥

（注1）船体および機関のほか、属具、備品、燃料、食料その他の消耗品で船舶内に存在するものを含みます。

（注2）この保険証券記載の造船所から15浬以内の水域を含みます。

（注3）被保険者が相当の注意を払ったにもかかわらず発見することができなかった欠陥に限りま。

第5条（てん補しない損害－1）

当社は、次に掲げる事由によって生じた損害をてん補する責任を負いません。

- ① 排水、排気（注1）またはじんあいの発生。ただし、不測、かつ、突発的な事故による場合を除きます。
- ② 地震または火山の噴火（注2）
- ③ 盗難または紛失
- ④ 船舶の検査または工事に関する法令が遵守されなかったことによる本船の船倉または区画に発生した引火性ガスもしくは爆発性ガスの爆発（注3）
- ⑤ 砲弾、水雷等の試射

2 1. 船舶修繕者賠償責任保険に適用される特別約款・条項

- (注1) 煙、蒸気等を含みます。
(注2) これらによって生じた津波および火災を含みます。
(注3) これによって生じた火災を含みます。

第6条（てん補しない損害－2）

当社は、被保険者が次に掲げる賠償責任を負ったことにより被る損害をてん補する責任を負いません。

- ① 人の死傷または疾病に対する賠償責任
- ② 名目のいかんにかかわらず、修繕工事の遅延による延滞料もしくは違約金の支払、本船の滞船料、運賃損失もしくは用船料損失またはこれらに類似の損失に対する賠償責任
- ③ 漁業権、営業権その他類似の財産権の侵害に対する賠償責任
- ④ 賠償責任に関して特約がある場合に、その特約によって加重された賠償責任。このうち第1条（てん補責任－1）（1）①または②については、一般に結ばれている修繕工事契約に比して加重された損害賠償

~~**第7条（てん補しない損害－3）**~~

~~当社は、第1条（てん補責任－1）（1）③に規定する賠償責任のうち被保険者が次に掲げる賠償責任を負ったことにより被る損害をてん補する責任を負いません。~~

- ~~① 排油によって生じた賠償責任~~
- ~~② 被保険者が所有または貸借する船舶（注）の衝突によって生じた賠償責任~~
- ~~③ 被保険者が所有、使用もしくは管理する航空機または自動車によって生じた賠償責任~~
- ~~④ 対象船舶および積荷を除き、被保険者が所有、占有もしくは貸借し、または船舶修繕者として使用する財物の損害に対する賠償責任~~

~~（注）総トン数20トン以上で自航能力を有するものをいいます。~~

第8条（てん補しない損害－4）

当社は、修繕工事の設計上もしくは仕様上の不良によって生じた対象船舶の欠陥（注）により対象船舶に損害が生じた場合、または被保険者提供品の欠陥により修繕工事期間終了後に対象船舶に損害が生じた場合、その欠陥が存在する部分に対する損害をてん補する責任を負いません。

（注）被保険者が相当の注意を払ったにもかかわらず発見することができなかった欠陥に限ります。

第9条（試運転のための航行）

この保険証券記載の航路定限の規定にかかわらず、本船は、試運転を目的とする場合に限り、この保険証券記載の造船所から水路100浬（被曳航行の場合は25浬）の区域内を航行することができます。

第10条（てん補額の限度）

- （1）この特別約款によって当社がてん補すべき金額は、1回の保険事故ごとに次のとおりとします。
- ① 第1条（てん補責任－1）もしくは第2条（てん補責任－2）に規定する損害または第3条（てん補責任－3）①に掲げる損害については、その損害の合算額（注）からこの保険証券記載の免責金額を控除した残額
 - ② 第3条（てん補責任－3）②に掲げる損害については、その全額。ただし、①に規定する損害の合算額がこの保険証券記載のてん補限度額を超過する場合は、てん補限度額のその合算額に対する割合をもって算出された金額に限ります。
- （2）（1）①および②に掲げるてん補額は、それぞれこの保険証券記載のてん補限度額を限度とします。

（注）被保険者が代位取得するものがあるときはその価額を控除します。

第11条（修繕未完了の損害）

被保険者が第1条（てん補責任－1）（1）①または第2条（てん補責任－2）に掲げる損害の修繕を完了する以前に、発注者が本船を修繕工事を施工する場所から移動しようとしてその実行に着手したときは、第10条（てん補額の限度）（1）①の規定により当社がてん補すべき金額は、その時の被保険者の造船所における修繕見積額を限度とします。

第12条（修繕工事期間と保険期間の関係）

当社は、第1条（てん補責任－1）および第2条（てん補責任－2）の規定にかかわらず、次に掲げる損害によって被保険者が被る損害をてん補する責任を負いません。

- ① 保険期間開始前に修繕工事期間が開始した場合は、保険期間開始前に生じた対象船舶、積荷またはそれ以外の財物の損害
- ② 保険期間満了時に、対象船舶の修繕工事期間が終了していない場合は、保険期間満了後に生じた対象船舶、積荷またはそれ以外の財物の損害

第13条（普通約款との関係）

普通約款の各条項の全部または一部がこの特別約款に抵触するときは、この特別約款が普通約款に優先して適用されます。

.....

船底防汚塗料てん補特別条項（船舶修繕者賠償責任保険用）

（平成22年4月1日改正）

第1条

保険事故によって生じた損傷の修繕工事（以下「保険工事」といいます。）のために被保険船舶の上架または入きよを必要とした場合に、船底の防汚塗装が行われたときは、その損傷発生直前の状態に復旧するために要する妥当な船底防汚塗料の代金および塗装費（以下「船底防汚塗装費」といいます。）を船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第4条（修繕費）（1）の修繕費に含めます。

第2条

第1条の場合に、保険工事とそれ以外の工事または検査が同時に行われたときは、船底の損傷のあった部分についてのみ防汚塗装が行われたときを除き、船底防汚塗装費は普通約款第4条（修繕費）（1）の修繕費に含めません。

.....

被保険者提供品担保特別条項

（平成22年4月1日改正）

第1条

当社は、修繕工事の不良により修繕工事期間中に被保険者提供品に損害が生じた場合は、その修繕費（注）を船舶修繕者賠償責任保険特別約款第2条（てん補責任－2）（1）に規定する修繕費に追加し、同特別約款の規定に従いてん補する責任を負います。ただし、その損害は対象船舶の修繕工事期間の開始からその修繕工事期間終了後60日以内に発見されたものに限りします。

（注）船舶保険普通保険約款第4条（修繕費）の規定によります。

第2条

当社は、次に掲げる損害の修繕費をてん補する責任を負いません。

- ① 被保険者提供品の欠陥（注）によって損害が生じたときは、その欠陥の存在する部分の損害
- ② この保険証券記載の航路定限外において生じた被保険者提供品の損害。ただし、この保険証券記載の船舶（以下「本船」といいます。）が試運転を目的としてこの保険証券記載の造船所から水路100浬（被曳航行の場合は25浬）の区域内を航行する場合は、この限りではありません。

（注）保険契約者または被保険者が相当の注意を払ったにもかかわらず発見することができなかった欠陥に限ります。

第3条

被保険者が第1条に掲げる損害の修繕を完了する以前に、発注者が本船を修繕工事を施工する場所から移動しようとしてその実行に着手したときは、第1条により追加する修繕費は、その時の被保険者の造船所における修繕見積額を限度とします。

第4条

当社は、第1条の規定にかかわらず、次に掲げる損害の修繕費をてん補する責任を負いません。

① 保険期間開始前に修繕工事期間が開始した場合は、保険期間開始前に生じた被保険者提供品の損害

② 保険期間満了時に、対象船舶の修繕工事期間が終了していない場合は、保険期間満了後に生じた被保険者提供品の損害

.....

包括契約特別条項

(平成22年4月1日改正)

第1条

この保険契約においては、被保険者が保険期間内に修繕工事を施工するこの保険証券記載のすべての船舶を対象とします。

第2条

対象船舶（注）が1回の保険事故により2隻以上損害を被った場合、当社は、船舶修繕者賠償責任保険特別約款第10条（てん補額の限度）（1）①および②によりてん補すべき金額については、1対象船舶ごとに同条の規定を適用します。ただし、免責金額の控除は、1回の保険事故ごとに適用するものとします。

（注）本条においては積荷を含みます。

第3条

- （1）保険契約者または被保険者は、当社に対し、保険期間内に修繕工事を施工するすべての対象船舶について、その修繕工事の内容を当社の定める通知書により通知しなければなりません。
- （2）保険期間の開始時以後に修繕工事を施工する場所に到着した船舶（注）についての（1）の通知は、危険開始日の3か月ごとの応当日を締切日として、その締切日の翌々月の応当日までに行うものとします。
- （3）保険契約者または被保険者は、（1）に定める通知書により、確定期間の通知を行った船舶についての通知書記載事項の変更が判明した場合には、その内容を直ちに当社に通知しなければなりません。
- （4）保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によって（1）から（3）までの通知に遅滞または脱漏があった場合は、当社は、その船舶について生じた損害をてん補する責任を負いません。
- （5）保険契約者は（1）から（4）までの通知に遅滞または脱漏があった場合でも、その船舶の修繕工事費に対する保険料を支払わなければなりません。

（注）保険期間開始時に既に修繕工事を施工する場所に到着している船舶を含みます。

第4条

- （1）この保険契約においては、この保険証券記載の保険料率および保険料は暫定とし、保険期間満了後、保険期間内のすべての対象船舶の修繕工事費合計額に基づき算出された確定保険料（注）と暫定保険料との差額を精算するものとします。
- （2）（1）の修繕工事費の集計にあたり、保険期間の開始日または満了日において、既に修繕工事を施工する場所に到着しているこの保険証券記載のすべての船舶については、その船舶の修繕工事費のうち修繕工事日数に対する保険期間内工事日数の割合に相当する額を算入します。
- （3）船舶保険普通保険約款第23条（保険料の返還・請求－保険契約の解除、解約）（1）および（3）の規定にかかわらず、この保険契約が解除または解約となる場合は、（1）および（2）の満了を解除または解約と読み替えて適用します。

（注）この保険証券記載の最低保険料に達しないときは最低保険料

第5条

- （1）保険契約者または被保険者は、個々の修繕工事につき、各通知項目の明細を記載した帳簿またはこれに代わるデータを備え付けまたは保管しなければなりません。

- （2）当社は、第3条に定める通知に関し、いつでも（1）の帳簿またはデータを閲覧することができます。

包括契約特別条項（決算書に基づき精算する場合）

(平成24年4月1日改正)

第1条

この保険契約においては、被保険者が保険期間内に修繕工事を施工するこの保険証券記載のすべての船舶を対象とします。

第2条

対象船舶（注）が1回の保険事故により2隻以上損害を被った場合、当社は、船舶修繕者賠償責任保険特別約款第10条（てん補額の限度）（1）①および②によりてん補すべき金額については、1対象船舶ごとに同条の規定を適用します。ただし、免責金額の控除は、1回の保険事故ごとに適用するものとします。

（注）本条においては積荷を含みます。

第3条

- （1）この保険契約においては、この保険証券記載の保険料率および保険料は暫定とし、保険期間満了後、被保険者の決算書における船舶修繕工事売上高（以下「売上高」といいます。）に基づき算出された確定保険料（注）と暫定保険料との差額を精算するものとします。
- （2）船舶保険普通保険約款第23条（保険料の返還・請求－保険契約の解除、解約）（1）および（3）の規定にかかわらず、解除または解約によりこの保険契約の保険期間が満了する場合には、保険期間満了後、保険期間内のすべての対象船舶の修繕工事費合計額に基づき算出された確定保険料（注）と暫定保険料との差額を精算するものとします。

（注）この保険証券記載の最低保険料に達しないときは最低保険料

第4条

当社は、売上高に関する帳簿またはこれに代わるデータをいつでも閲覧することができます。

.....

超過個別契約特別条項

(平成22年4月1日改正)

第1条

この保険証券において、当社がてん補すべき金額は、船舶修繕者賠償責任保険特別約款（以下「特別約款」といいます。）第10条（てん補額の限度）の規定にかかわらず、1回の保険事故ごとに次のとおりとします。

- ① 特別約款第1条（てん補責任－1）から第3条（てん補責任－3）①までに掲げる損害については、その合算額がこの保険証券記載の包括契約のてん補限度額と免責金額との合算額を超過する場合は超過額。ただし、この保険証券記載のてん補限度額を限度とします。
- ② 特別約款第3条（てん補責任－3）②に掲げる損害については、その損害額がこの保険証券記載の包括契約のてん補限度額を超過する場合は超過額。ただし、この保険証券記載のてん補限度額を限度とします。

第2条

- （1）この保険契約においては、この保険証券記載の保険料率および保険料は暫定とし、保険期間満了後、対象船舶の修繕工事費に基づき算出された確定保険料（注）と暫定保険料との差額を精算するものとします。
- （2）船舶保険普通保険約款第23条（保険料の返還・請求－保険契約の解除、解約）（1）および（3）の規定にかかわらず、この保険契約が解除または解約となる場合は、（1）の満了を解除または解約と読み替えて適用します。

（注）この保険証券記載の最低保険料に達しないときは最低保険料

.....

個別契約保険料精算特別条項

(平成22年4月1日改正)

- (1) この保険契約においては、この保険証券記載の保険料率および保険料は暫定とし、保険期間満了後、対象船舶の修繕工事費に基づき算出された確定保険料(注)と暫定保険料との差額を精算するものとします。
- (2) 船舶保険普通保険約款第23条(保険料の返還・請求－保険契約の解除、解約)(1)および(3)の規定にかかわらず、この保険契約が解除または解約となる場合は、(1)の満了を解除または解約と読み替えて適用します。

(注) この保険証券記載の最低保険料に達しないときは最低保険料

.....

確定保険料特別条項(船舶修繕者賠償責任保険特別約款用)

(平成24年4月1日改正)

第1条(修繕工事費合計額)

船舶保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)、船舶修繕者賠償責任保険特別約款(以下「特別約款」といいます。)、および包括契約特別条項を適用している保険契約において、包括契約特別条項第4条(1)に定める修繕工事費合計額は、加入申込時に把握可能な直近の会計年度(1年間)において、保険契約者が請け負ったすべての修繕工事の請負金額の総額とします。

第2条(保険料精算の省略)

- (1) 当社は、第1条(修繕工事費合計額)の規定を適用して保険料を領収した場合、包括契約特別条項第4条の規定を適用しないものとします。
- (2) 普通約款第23条(保険料の返還・請求－保険契約の解除、解約)(3)の規定にかかわらず、以下の解約の場合には、当社は、解約の日の翌日から日割をもって計算した未経過期間に対応する保険料を返還します。
- ① この保険契約における被保険者の被保険利益の消滅に伴う解約
 - ② 解約した後に、この保険契約と保険の対象を同一とする保険契約を当社と締結する場合の解約。ただし、てん補範囲の縮小に伴う解約を除きます。

第3条(修繕工事対象船舶明細通知の省略)

当社は、第1条(修繕工事費合計額)の規定を適用して保険料を領収した場合、包括契約特別条項第3条および第5条の規定を適用しないものとします。

.....

被保険者所有船に関する追加担保特別条項

(船舶修繕者賠償責任保険用)

(平成22年4月1日改正)

この保険証券記載の船舶修繕者賠償責任保険特別約款(以下「特別約款」といいます。)第1条(てん補責任－1)を次のように改めます。

第1条

- (1) 当社は、被保険者が船舶修繕者として、次に掲げる法律上の損害賠償責任(以下「賠償責任」といいます。)を負ったことにより被る損害に限り、てん補する責任を負います。ただし、次に掲げる①から③までの損害は対象船舶の修繕工事期間の開始からその修繕工事期間終了後60日以内に発見されたものに限りです。
- ① 修繕工事期間中に対象船舶または積荷に与えた損害に対する賠償責任
 - ② 修繕工事の不良により修繕工事期間終了後に対象船舶または積荷に生じた損害に対する賠償責任
 - ③ 修繕工事により修繕工事期間中に生じた対象船舶および積荷以外の財物の損害に対する賠償責任
- (2) (1)の場合において、当社がてん補する損害は、被保険者が支出する損害賠償金(注)とし、そ

の支出にあたっては、あらかじめ当社の書面による同意を得なければなりません。

- (3) 対象船舶が被保険者の所有または賃借している船舶の場合であっても、対象船舶が第三者の所有または賃借している船舶の場合に準じて(1)および(2)が適用されるものとします。この場合、対象船舶、造船設備の各々における過失の有無およびその割合ならびに損害額については被保険者と当社の間で協定します。
- (4) (3)の協定が成立しないときは、被保険者と当社は、協議して1人の仲裁人を選任しその判断に任せます。この選任ができないときは、被保険者と当社は、協議して各自1人の仲裁人を選任し、その2人が選任する第三の仲裁人1人を加えた3人の仲裁人の多数決による判断に従います。
- (5) (3)および(4)の規定が適用される場合には、特別約款第7条(てん補しない損害－3)②の規定は適用しないものとします。

(注) 損害賠償として損害発生直前の状態に復旧するために要する妥当な費用を含みます。

.....

コンピュータ機器またはソフトウェアの日付認識エラー不担保特別条項

(船舶修繕者賠償責任保険用)

(平成22年4月1日改正)

第1条

当社は、直接であると間接であるとを問わず、①および②に掲げる事由によって被保険者が被ったいかなる損害もてん補する責任を負いません。

- ① 保険契約者または被保険者が所有、占有、賃借もしくは管理するコンピュータ機器またはソフトウェア(注)の日付変更もしくは日時その他のデータの認識、識別、配列、計算または処理
- ② 現実に存在すると否とを問わず、①にかかわる欠陥を是正または確認するための措置

(注) ただし、対象船舶の一部もしくは積荷となるコンピュータ機器またはソフトウェアは除きます。

第2条

保険契約者または被保険者が、第1条①にかかわる欠陥を是正するために相当の注意を払い、コンピュータ機器またはソフトウェアの製造者またはそれに準ずる専門家の指定した方法または手順に従って、あらかじめ必要または有益な措置を講じていたにもかかわらず被った損害であることを証明した場合は、第1条の規定は適用しません。

第3条

当社は、直接であると間接であるとを問わず、第1条①に掲げるものの以外のコンピュータ機器またはソフトウェア(注)の日付変更もしくは日時その他のデータの認識、識別、配列、計算または処理にかかわる欠陥によって被保険者が被った次の①から③までに掲げるいかなる損害もてん補する責任を負いません。

- ① 欠陥の是正または確認に対する賠償責任およびその修繕費
- ② コンピュータ機器またはソフトウェアの機能不全または作動不良の是正または確認に対する賠償責任およびその修繕費
- ③ ソフトウェアの滅失または損傷の是正または確認に対する賠償責任およびその修繕費

(注) 対象船舶の一部もしくは積荷となるコンピュータ機器またはソフトウェアを含みます。

第4条

- (1) 第1条から第3条までに定めるコンピュータ機器とは、コンピュータシステム、ハードウェア、集積回路、チップおよびこれらに類似の装置をいい、他の機器もしくは製品に内蔵されている同種の装置を含みます。
- (2) 第1条から第3条までに定めるソフトウェアとは、コンピュータソフトウェア、オペレーティングシステム、プログラム、データ等をいいます。

2 2. 変更確認書に適用される特別条項

保険料精算特別条項（変更確認書用）

（平成 2 2 年 4 月 1 日制定）

この保険契約においては、この変更確認書記載の保険料率および保険料は暫定とし、後日保険料率が確定した場合には、その確定した料率に従って保険料を精算するものとします。

.....

氷による損傷修繕費不担保特別条項（変更確認書用）

（平成 2 2 年 4 月 1 日制定）

当社は、被保険船舶がこの変更確認書により承諾した航路定限外航行中または航路定限拡張区域航行中に氷と衝突または接触し、これによって被保険船舶が被った損傷の修繕費については、てん補する責任を負いません。ただし、その損傷がこの保険証券のもとで当社がてん補すべき損害（注）を防止軽減するために生じたときは、この限りではありません。

（注）氷との衝突または接触による損害を除きます。

.....

航海の条件に関する特別条項（変更確認書用）

（平成 2 2 年 4 月 1 日制定）

当社は、この変更確認書記載の航海の条件の全部または一部に反する事実が発生した場合は、その時以後に生じた損害をてん補する責任を負いません。ただし、当社が書面により承諾したときは、この限りではありません。

.....

新旧両証券にまたがる承諾特別条項

（平成 2 2 年 4 月 1 日改正）

第 1 条

この変更確認書記載の承諾事由が消滅する以前に、この保険契約の保険期間が満了したときは、当社とこの保険契約を更新するか、またはこの承諾事由が消滅するまで保険期間を延長しなければ、当社は、この保険契約の保険期間満了後に生じた損害をてん補する責任を負いません。

第 2 条

この保険契約を更新した場合には、以後この承諾にかかわる当社の責任は、更新された保険契約（以下「更新保険契約」といいます。）の内容に従うものとします。

第 3 条

更新保険契約の内容が、この保険契約の内容に比較し、この承諾にかかわる当社の責任が増大した場合は、さらに当社の請求する割増保険料を支払わなければなりません。

第 4 条

更新保険契約の内容が、この保険契約の内容に比較し、この承諾にかかわる当社の責任が軽減した場合は、この承諾による危険負担期間中に当社がてん補すべき損害が生じなかったときに限り、既に領収済の割増保険料の一部を返還します。

.....

保険料追加払特別条項（船舶・戦争・水雷変更確認書用）

（平成 2 2 年 4 月 1 日制定）

第 1 条

当社がこの保険契約のもとで全損金を支払うときは、保険契約者は、当承諾の承諾期間 1 年に対応する割増保険料からこの変更確認書記載の保険料を控除した残額（以下「追加払額」といいます。）を当社に支払わなければなりません。

第 2 条

当社が全損金を支払う時までに、追加払額の払込みがない場合は、当社は、全損金から追加払額を控除します。

.....

保険料追加払特別条項（船費変更確認書用）

（平成 2 2 年 4 月 1 日制定）

第 1 条

当社がこの保険契約のもとで船費保険第 1 種（A）特別約款（以下「特別約款」といいます。）第 1 条（てん補責任－1）の規定により損害をてん補すべき場合においては、保険契約者は、当承諾の承諾期間 1 年に対応する割増保険料からこの変更確認書記載の保険料を控除した残額（以下「追加払額」といいます。）を当社に支払わなければなりません。

第 2 条

当社が特別約款第 1 条（てん補責任－1）の規定による保険金を支払う時までに、追加払額の払込みがない場合は、当社は、その保険金から追加払額を控除します。

.....

保険料追加払特別条項（てん補限度額変更確認書用）

（平成 2 2 年 4 月 1 日制定）

第 1 条

当社がこの保険契約のもとで損害をてん補すべき場合において、この保険証券記載のてん補限度額に達する保険金を支払うときは、保険契約者は、当承諾の承諾期間 1 年に対応する割増保険料からこの変更確認書記載の保険料を控除した残額（以下「追加払額」といいます。）を当社に支払わなければなりません。

第 2 条

当社が第 1 条の保険金を支払う時までに、追加払額の払込みがない場合は、当社は、その保険金から追加払額を控除します。

.....

保険料追加払特別条項（不稼働変更確認書用）

（平成 2 2 年 4 月 1 日制定）

第 1 条

当社がこの保険契約のもとで損害をてん補すべき場合において、この保険証券記載の保険金額に通算して達する保険金を支払うときは、保険契約者は、当承諾の承諾期間 1 年に対応する割増保険料からこの変更確認書記載の保険料を控除した残額（以下「追加払額」といいます。）を当社に支払わなければなりません。

第 2 条

当社が第 1 条の保険金を支払う時までに、追加払額の払込みがない場合は、当社は、その保険金から追加払額を控除します。

23. てん補金支払条項

てん補金支払条項（A）

（令和3年4月1日改正）

- （1）全損（注）以外の損害をてん補する場合は、当社はてん補金をこの証券記載の支払先に支払うものとします。
- （2）この保険契約に基づく保険金請求権の上に質権が設定されている場合は、質権者に支払うものとします。

（注）船舶保険普通保険約款第3条（全損）の規定によります。

.....

てん補金支払条項（B）

（令和3年4月1日改正）

- （1）当社が損害をてん補する場合にはこの証券記載の支払先に支払うものとします。
- （2）この保険契約に基づく保険金請求権の上に質権が設定されている場合は、質権者に支払うものとします。

.....

てん補金支払条項（C）

（令和3年4月1日改正）

- （1）全損（注）として当社が損害をてん補する場合は、この証券記載の支払先に支払うものとします。
- （2）全損（注）以外の損害をてん補する場合は、保険契約者に支払うものとします。
- （3）この保険契約に基づく保険金請求権の上に質権が設定されている場合は、質権者に支払うものとします。

（注）船舶保険普通保険約款第3条（全損）の規定によります。

.....

てん補金支払条項（一般用）

（令和3年4月1日改正）

- （1）当社が全損（注）または全損（注）以外の損害をてん補する場合には、それぞれこの証券記載の支払先に支払うものとします。
- （2）この保険契約に基づく保険金請求権の上に質権が設定されている場合は、質権者に支払うものとします。

（注）船舶保険普通保険約款第3条（全損）の規定によります。

.....

てん補金支払条項（裸用船用）

（令和3年4月1日改正）

- （1）全損（注）として当社が損害をてん補する場合は、被保険者に支払うものとします。
- （2）全損（注）以外の損害をてん補する場合は、保険契約者に支払うものとします。
- （3）この保険契約に基づく保険金請求権の上に質権が設定されている場合は、質権者に支払うものとします。

（注）船舶保険普通保険約款第3条（全損）の規定によります。

.....

てん補金支払条項（共有船用）

（令和3年4月1日改正）

- （1）全損（注）として当社が損害をてん補する場合は、被保険者の被保険利益の割合に応じててん補金をそれぞれに直接支払うものとします。
- （2）全損（注）以外の損害をてん補する場合は、保険契約者に支払うものとします。
- （3）この保険契約に基づく保険金請求権の上に質権が設定されている場合は、質権者に支払うものとします。

（注）船舶保険普通保険約款第3条（全損）の規定によります。

.....

てん補金支払条項（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構との共有船用）

（令和3年4月1日改正）

- （1）全損（注）として当社が損害をてん補する場合は、被保険者の被保険利益の割合に応じててん補金をそれぞれに直接支払うものとします。
- （2）全損（注）以外の損害をてん補する場合は、保険契約者に支払うものとします。
- （3）船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第29条（未払込保険料の保険金からの控除）に定める未払込保険料の控除は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構以外の被保険者が受け取るべきてん補金よりこれを行うものとします。
- （4）この保険契約に基づく保険金請求権の上に質権が設定されている場合は、質権者に支払うものとします。

（注）普通約款第3条（全損）の規定によります。

.....

てん補金支払条項（船舶不稼働用）

（令和3年4月1日改正）

- （1）この保険契約の下で当社が損失をてん補する場合は、被保険者の被保険利益の割合に応じててん補金を支払うものとします。
- （2）この保険契約に基づく保険金請求権の上に質権が設定されている場合は、質権者に支払うものとします。

.....

てん補金支払条項（船舶建造用）

（令和3年4月1日改正）

- （1）全損（注）として当社が損害をてん補する場合は、被保険者および発注者それぞれの持分に応じて直接支払うものとします。
- （2）全損（注）以外の損害をてん補する場合は、保険契約者に支払うものとします。
- （3）この保険契約に基づく保険金請求権の上に質権が設定されている場合は、質権者に支払うものとします。

（注）船舶保険普通保険約款第3条（全損）の規定によります。

.....

てん補金支払条項（船舶修繕用）

（令和3年4月1日改正）

- （1）全損（注）として当社が損害をてん補する場合は、被保険者の被保険利益の割合に応じて直接支払うものとします。
- （2）全損（注）以外の損害をてん補する場合は、保険契約者に支払うものとします。
- （3）この保険契約に基づく保険金請求権の上に質権が設定されている場合は、質権者に支払うものとします。

（注）船舶保険普通保険約款第3条（全損）の規定によります。

.....

てん補金支払条項（船舶建造・船舶修繕用）

（令和3年4月1日改正）

- （1）全損（注）として当社が損害をてん補する場合は、被保険者の被保険利益の割合に応じて直接支払うものとします。
- （2）全損（注）以外の損害をてん補する場合は、保険契約者に支払うものとします。
- （3）この保険契約に基づく保険金請求権の上に質権が設定されている場合は、質権者に支払うものとします。

（注）船舶保険普通保険約款第3条（全損）の規定によります。

.....

てん補金支払条項（オフハイヤー総合保険用）

（令和3年4月1日改正）

- （1）この保険契約の下で当社が損失をてん補する場合は、被保険者の被保険利益の割合に応じててん補金を支払うものとします。
- （2）この保険契約に基づく保険金請求権の上に質権が設定されている場合は、質権者に支払うものとします。

